

平成15年度 政策チェックアップ 業績測定)結果 目次

暮らし
政策目標1 居住水準の向上 多様なライフスタイル、ライフステージに対応した、ゆとりある快適な住まいを様々な選択肢から選べること
(1) 良質な住宅取得と賃貸住宅の供給を促進する 1 誘導居住水準達成率
政策目標2 バリアフリー社会の実現 すべての人々、特に高齢者や障害者等にとって、生活空間が移動しやすく、暮らしやすい状態にあること
(1) 住宅をバリアフリー化する 2 1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合
(2) 不特定多数の者が利用する建築物をバリアフリー化する 2 1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合
(3) 移動空間をバリアフリー化する 2 1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 3 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 4 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合
政策目標3 子育てしやすい社会の実現 生活空間が、子供が健やかに成長できる状態にあること
(1) 良質なファミリー向け住宅の供給を促進する 5 3人以上世帯の誘導居住水準達成率
(2) 水辺における児童の自然体験を支援する 6 自然体験活動拠点数
(3) 都市住民が身近に使える公園を確保する 7 歩いていける範囲の都市公園の整備率
政策目標4 住環境、都市生活の質の向上 遊び、楽しみ、心の安らぎを感じることで、心身ともにリフレッシュできること
(1) 職住近接の住宅市街地を形成する 8 都心部における住宅供給戸数
(2) ゆとりある住環境に必要な公園等を確保する 9 1人あたり都市公園等面積
(3) 下水道等の汚水処理施設を普及させる 10 汚水処理人口普及率 11 下水道処理人口普及率
(4) 都市部における良好な水辺空間を形成する 12 都市空間形成河川整備率
(5) 良好な宅地供給を促進する 13 良好な環境を備えた宅地整備率
(6) 電柱類を地中化する 14 市街地の幹線道路の無電柱化率
政策目標5 アメニティ豊かな生活環境の形成 水と緑豊かで、美しい景観を有する生活環境の中で暮らせること
(1) 海岸における親水空間等を形成する 15 人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長
(2) 公共空間における緑化等を推進する 16 都市域における水と緑の公的空間確保量
政策目標6 良質で安全な水の安定した利用の確保 きれいな水、おいしい水を豊かに確保できること
(1) 河川の正常な流量を確保する 17 河川の流量不足解消指数
(2) 水道水源域の水質を改善する 18 水道水源域における下水道処理人口普及率
(3) 河川の水質を改善する

○安全

政策目標7 水害等による被害の軽減

水害、土砂災害、津波、高潮、雪害、火山噴火災害等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

①水害による被害を軽減するため、施設整備を行う

- 20 洪水による氾濫から守られる区域の割合
- 21 床上浸水を緊急に解消すべき戸数
- 22 流下能力不足橋梁数
- 23 下水道による都市浸水対策達成率

(2)災害の危険性に関する情報を普及させる

- 24 ハザードマップ認知率

(3)台風時の被害を軽減するため、気象情報を充実する

- 25 台風中心位置予報の精度

(4)土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を行う

- 26 土砂災害から保全される戸数
- 27 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数

(5)津波・高潮等の災害による被害を軽減するため、施設整備を行う

- 28 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

政策目標8 地震・火災による被害の軽減

地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

①災害時の緊急支援ルートを確認する

- 29 災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合

②震災時の水害による被害を軽減するため施設整備を行う

- 30 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消

③多数の者が利用する建築物を耐震化する

- 31 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率

④住宅を耐震化する

- 31 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率

⑤震災時の避難地を確保する

- 32 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

⑥震災時の緊急物資の供給を確保する

- 33 港湾による緊急物資供給可能人口

⑦密集住宅市街地を改善する

- 34 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

政策目標9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

①海上における死亡・行方不明者を減少させる

- 35 海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数

②船舶交通の安全を確保する

- 36 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

③ハイジャック・航空機テロの発生を防止する

- 37 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

④航空事故を減らす

- 38 国内航空における事故発生件数

⑤道路交通事故を抑止する

- 39 道路交通における死傷事故率
- 40 あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩行者・自転車死傷事故の抑止率
- 41 事故危険箇所対策実施箇所の死傷事故の抑止率

⑥自動車の安全性を高める

- 42 車両対車両衝突事故における死亡事故（正面衝突）

⑦事業用自動車の安全運行を確保する

- 43 事業用自動車の運行管理に起因する事故割合

⑧鉄道の安全を確保する

44 遮断機のない踏切道数
45 地方中小鉄道におけるATS設置率 誤出発防止機能を有するもの)
⑨船舶の安全航行を確保するため放置艇を減らす
46 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率
10)港湾において不正侵入を防止する
47 重要港湾において不正侵入を防止する設備を完備している外航船用の公共港湾施設の割合
11)道路構造物を適切に維持管理する
48 道路構造物保全率
政策目標10 海上における治安の確保
海上における犯罪の危害から生命、財産の安全の確保が図られること
①海上からのテロによる被害を防止する
49 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数
②海上ルートによる薬物・銃器の流入を阻止する
50 薬物・銃器密輸事犯の摘発件数
政策目標11 船員災害の防止
船員に安全な労働環境を確保するため、労働災害の未然防止と被害軽減が図られること
①船員災害を防止する
51 船員災害発生率
○環境
政策目標12 地球環境の保全
地球環境保全への取組みがなされること
①自動車の燃費を向上させる
52 ディーゼル自動車の平均燃費
②モーダルシフトを推進する
53 国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率
③住宅・建築物の省エネルギー化を推進する
54 住宅、建築物の省エネルギー化率
政策目標13 大気、騒音等に係る生活環境の改善
大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善やヒートアイランド現象の緩和が図られること
①自動車から排出されるNO_x・PMを減少させる
55 NO ₂ ・SPMの環境目標達成率
56 最新排出ガス規制適合車の割合
②幹線道路の沿道住民の騒音被害を軽減する
57 夜間騒音要請限度達成率
③空港周辺の騒音による生活環境への障害を軽減する
58 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率
④シックハウスによる被害を防止する
59 ホルムアルデヒドの室内濃度（住宅に起因するもの）が厚生労働省の指針値を超える住宅の割合
政策目標14 良好な自然環境の保全・再生・創出
豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出が図られること
①失われた水辺を再生する
60 失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合
②失われた湿地・干潟を再生する
61 失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合
③都市域における自然環境を再生する
62 生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地
政策目標15 良好な水環境への改善
良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善が図られること
①水質保全上重要な地域における水質を改善する
63 環境基準達成のための高度処理人口普及率
64 湾内青潮等発生期間の短縮
②都市の親水空間の確保のため、合流式下水道を改善する
65 合流式下水道改善率
政策目標16 循環型社会の形成
資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること
①建設工事のリサイクルを推進する

66 直轄工事におけるリサイクル率
②自動車のリサイクルを推進する
67 リサイクル部品を使用する自動車整備工場の割合
③海面処分場の容量を確保する
68 可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入
④循環資源の輸送コストを低減する
69 循環資源国内輸送コスト低減率
⑤下水汚泥のリサイクルを推進する
70 下水汚泥リサイクル率
○活力
政策目標17 広域的モビリティの確保
全国的な基幹的ネットワークの整備等により、人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化が図られること
①地域の競争条件確保のための幹線道路を構築する
71 規格の高い道路を使う割合
②整備新幹線の整備、在来幹線鉄道的高速化を推進する
72 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長
③国内航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する
73 国内航空サービス提供レベル
政策目標18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化
国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること
①国際海上貨物の輸送コストを低減する
74 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率
②国際航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する
75 国際航空サービス提供レベル
③国際航空需要の増大に対応するため、航空交通容量を拡大する
76 国際航空路線において最適経路を航行できる航空機の割合
④ふくそう海域における円滑な船舶航行を確保する
77 ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮
78 船舶航行のボトルネックの解消率
⑤国際空港への鉄道アクセスを向上させる
79 国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）
⑥空港・港湾・道路等の連携を強化する
80 拠点的な空港・港湾への道路アクセス率
⑦都市再生を促進する
81 都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量
⑧三大都市圏の環状道路ネットワークを形成する
82 三大都市圏環状道路整備率
政策目標19 物流の効率化
利便性が高く、効率的で魅力的な物流サービスが提供されること
①複合一貫輸送を促進する
83 複合一貫輸送に対応した内貨ターミナルから陸上輸送半日往復圏の人口カバー率
②国内海上輸送コストを低減させる
84 フェリー等国内貨物輸送コスト低減率
政策目標20 都市交通の快適性・利便性の向上
都市における交通渋滞・混雑が緩和され、円滑な交通が確保されるほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等が形成されること
①都市鉄道網を充実させる
85 都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長
86 都市鉄道（東京圏）の混雑率
②バスの利便性を向上させる
87 バスの利便性向上に資する事業者の取組状況
③都市内の交通渋滞を緩和する
88 道路渋滞による損失時間
89 ETC利用率
90 路上工事時間の縮減率

政策目標21 地域交通確保 地域の基礎的な生活基盤となる交通手段が確保され、安心感が醸成されること
①地方バス路線を維持する 91 地方バス路線の維持率
②離島航路を維持する 92 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合
③離島航空路を維持する 93 生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合
政策目標22 地域間交流 観光交流等内外交流の推進 地域間交流、観光交流等の内外の交流の推進により、地域や経済の活性化が図られること
①外国人旅行者の訪日を促進する 94 訪日外国人旅行者数
②国民の観光を促進する 95 国民1人あたりの平均宿泊旅行回数
③国営公園の利用を促進する 96 全国民に対する国営公園の利用者数の割合
④ダム周辺施設等の利用を促進する 97 地域に開かれたダム、ダム湖活用者数
⑤地域の交流を促進する 98 隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合 99 日常生活の中心となる都市まで、30分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合
政策目標23 新たな市場の育成 創業・企業がしやすく、また、新たな投資を呼び込むような魅力ある市場環境が整備され、時代のニーズにあった市場が発展すること
①不動産証券化市場を健全に発展させる 100 不動産証券化市場規模
②中古住宅・不動産流通を促進する 101 指定流通機構（レインズ）における不動産仲介物件等の登録データ量 102 中古住宅の流通量
③住宅リフォーム市場を活性化する 103 リフォームの市場規模
政策目標24 公正で競争的な市場環境の整備 公正で競争的な市場環境、民間が活動しやすい市場環境が整備され、市場の活性化が図られること
①建設業における不良・不適格業者を排除する 104 「発注者支援データベース・システム」の導入状況
②公共工事の入札及び契約の適正化を推進する 105 公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況
③トラック市場における公正かつ競争的な市場環境の整備 106 トラック輸送における営業用トラック輸送の割合
④基礎的な土地情報を整備する 107 地籍が明確化された土地の面積
政策目標25 産業の生産性向上 経済の持続可能な成長へ向けて、産業の生産性向上が図られること
①専門工事業のイノベーションを促進する 108 建設業者に係る経営革新計画の承認件数
②自動車整備事業の生産性を向上させる 109 指定整備工場数
③中小造船業の生産性を向上させる 110 中小造船業における従業員一人当たり付加価値額
政策目標26 消費者利益の保護 消費者の市場における自由な選択が確保され、利益が守られること
①住宅性能評価・表示を普及させる 111 住宅性能評価・表示がなされた住宅の割合
②自動車の安全性に関する情報を普及させる

○共通の政策課題**政策目標27 IT革命の推進**

国民生活や産業社会におけるIT化とともに、行政サイドのIT化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型IT社会」の実現が図られること

①港湾分野における行政手続の電子化を推進する

113 港湾EDIシステムの普及率

②公共事業における入札の電子化を推進する

114 電子入札の実施割合

③国の行政手続の電子化を推進する

115 申請・届出等手続のオンライン化率

④民間によるネットワークインフラの形成を支援する

116 公共施設管理用光ファイバー等収容空間ネットワークの延長

政策目標1 居住水準の向上

多様なライフスタイル、ライフステージに対応した、ゆとりある快適な住まいを様々な選択肢から選べること

(1) 良質な住宅取得と賃貸住宅の供給を促進する

住宅政策を進めるにあたっては、国民一人一人が、持家・借家を問わず、多様な選択肢の中から、それぞれの人生設計にかなった住まい方を自由を選択し、実現できることが重要であるが、我が国の住宅事情をみると、依然、居住水準が立ち遅れた状況となっており、良質な住宅取得と賃貸住宅の供給を促進する必要がある。

業績指標：誘導居住水準達成率

目標値：50 % (H15 年度)

実績値：集計中※ (H15 年度)

初期値：46.5% (H10 年度)

※実績値は8月頃集計予定

○業績指標1：誘導居住水準達成率

(指標の定義)

住宅ストックの質の向上を図る上での指針。一般型誘導居住水準（都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの）と都市居住型誘導居住水準（都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの）がある。

- 一般型誘導居住水準：世帯人員ごとに面積を設定し、1人世帯の住戸専用面積 50 m²～6人世帯（高齢夫婦を含む。）の住戸専用面積 164 m²までを規定。
- 都市居住型誘導居住水準：世帯人員ごとに面積を設定し、1人世帯の住戸専用面積 37 m²～6人世帯（高齢夫婦を含む。）の住戸専用面積 129 m²までを規定。

(目標値設定の考え方)

第八期住宅建設五箇年計画において、平成 27 年度を目途に全国で3分の2の世帯の達成を目指すこととなっており、それを平成 15 年度分まで年度割した（5年一度の調査であり、次回調査が平成 15 年度であるため）。

(考えられる外部要因)

世帯構成の変化等

(他の関係主体)

該当なし

過去の実績値		(年度)			
	S63	H5	H10	H15	
	31.6%	40.5%	46.5%	集計中	※

主な施策

主な施策の概要

○優良な持家の取得及び賃貸住宅の供給の促進

- 住宅ローン減税や住宅所得資金の贈与税の特例措置など、税制、金融等による優良な持家の取得を促進
- 特定優良賃貸住宅の供給や都市基盤整備公団（現独立行政法人都市再生機構）による民間供給支援型賃貸住宅制度の活用等による賃貸住宅の供給等
予算額：公営住宅等 3,459 億円の内数（H15 年度国

費）、都市基盤整備公団 120 億円の内数（H15 年度国費）

- 住宅金融公庫の証券化支援業務による長期・固定金利の民間住宅ローンの供給支援
- 高齢者等の住宅資産の流動化による住み替え支援を促進

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 業績指標については、5年に1度の調査により把握しており、平成 15 年度の実績値については現在集計中である（8月頃集計予定）。
- 新築住宅の平均床面積の推移を見ると、平成 10 年度 94.1 m²から平成 15 年度 89.4 m²（住宅着工統計）と減少しているが、平均世帯人員も平成 7 年 2.82 人から平成 12 年 2.67 人（国勢調査）、平成 15 年 2.60 人（人口問題研究所推計値）と減少傾向にあるため、指標の動向については正確に把握することができない。

(施策の実施状況)

- 住宅ローン減税や住宅所得資金の贈与税の特例措置などにより、優良な持家の取得を促進した。
- 特定優良賃貸住宅の供給や都市基盤整備公団（現独立行政法人都市再生機構）による賃貸住宅の供給等により、優良な賃貸住宅の供給を促進した。
- 住宅金融公庫の証券化支援業務を平成 15 年 10 月より開始した。
- 良質な住宅のサブリース契約に伴う預かり家賃に対する保証制度を創設した。

今後の取組の方向性

税制、金融等により、優良な持家の取得を促進するとともに、独立行政法人都市再生機構による民間賃貸住宅の供給支援や民間事業者に対する金融、予算等の支援などにより優良な賃貸住宅の供給を促進する。

(新たな目標設定)

今後、新たな長期計画の策定に際し、住宅宅地分科会等の意見を踏まえた上で、指標の見直しを含めて結論を出す予定であるため、現時点では、経過措置として、業績指標の目標年次を現五箇年計画終了年度の

平成 17 年度まで延長する。

平成 17 年度の目標値については、目標の最終値である平成 27 年度 66.7%と平成 15 年度の目標値である 50%を年度割で推計し、目標値を 53%に設定する。

平成 16 年度における新規の取組

○住宅ローン減税の延長

従来の住宅ローン減税（最大控除額 500 万円）を 1 年延長して平成 16 年分に適用

（平成 17 年から平成 20 年分については、控除期間 10 年は維持しつつ、中堅層に見合ったローン水準をカバーする制度へ重点化）

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 上田 健）

関係課：住宅局民間事業支援調整室（室長 三輪 栄一）、住宅局住宅総合整備課（課長 佐々木 基）、住宅局住宅資金管理官（管理官 合田 純一）

政策目標2 バリアフリー社会の実現

すべての人々、特に高齢者や障害者等にとって、生活空間が移動しやすく、暮らしやすい状態にあること

(1) 住宅をバリアフリー化する

高齢者のいる世帯数は、平成 27 年に総世帯数の 4 割に達すると見込まれる一方、高齢者等への配慮がなされたバリアフリー化された住宅ストックの充足がなされていないため、今後の住宅のバリアフリー化を促進することが必要である。

業績指標：1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合

目標値：約1割（H19年度）
実績値：集計中※（H15年度）
初期値：2.7%（H10年度）
※実績値については8月頃集計予定

○業績指標2①：1日当たりの平均利用者数5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合

(指標の定義)

全住宅ストックのうち、「手すりの設置」、「広い廊下幅の確保」、「段差の解消」がなされた住宅ストックの割合

(目標値設定の考え方)

第八期住宅建設五箇年計画で、平成 27 年度において全住宅ストックの 2 割をバリアフリー化がなされた住宅とすることを目指すこととしており、それを平成 19 年度分まで年度割した。

(考えられる外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

該当なし

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値			(年度)	
			H10	H15
			2.7%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

①補助によるバリアフリー化された住宅の供給 (◎)

○公共賃貸住宅のバリアフリー化

新規に整備する公営住宅、公団賃貸住宅等のバリアフリー仕様による整備及び既設公営住宅のバリアフリー改善の促進

予算額 3,459 億円の内数 (H15 年度)

○高齢者向け優良賃貸住宅の供給

「高齢者居住法」に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の供給

予算額 3,459 億円の内数 (H15 年度)

○各種事業における助成対象住宅のバリアフリー化

各種補助事業等により助成対象となっている民間共同住宅等の共用部分について、バリアフリー仕様を標準化

・市街地再開発事業

予算額 241 億円の内数 (H15 年度)

・優良建築物等整備事業、住宅市街地整備総合支援事業

予算額 673 億円の内数 (H15 年度)

○21世紀都市居住緊急促進事業

長寿社会対応住宅設計指針等の基準を満たした住宅の整備に対する補助

予算額 4,132 億円の内数 (H15 年度)

②融資によるバリアフリー化された住宅の供給 (◎)

○住宅金融公庫融資の優遇

バリアフリー基準適合住宅において、基準金利を適用等

③高齢者に配慮した住宅に係る基準の普及・啓発等 (◎)

○高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の普及、活用

「高齢者居住法」の高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針に基づく指針

○住宅性能表示制度の普及

住宅の性能（高齢者等配慮対策等級）の評価

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・業績指標については、5年に一度の調査により把握しており、平成 15 年度に調査を実施したものの現在集計中であるため、指標の動向については不明である。
- ・上記の施策を着実に実施しており、目標に向け実績値の進捗が見込まれる。

(施策の実施状況)

- ・新規に整備する公営住宅、公団賃貸住宅は、すべてバリアフリー仕様を標準化しており、また、既設公営住宅のバリアフリー改善の促進により、バリアフ

リー化された公共賃貸住宅の供給が進んでいる。【公営住宅 平成 15 年度供給戸数（見込） 21,055 戸、公団住宅 平成 15 年度供給戸数 13,314 戸】

- ・高齢者向け優良賃貸住宅は、高齢者単身・夫婦世帯向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅であり、バリアフリー化された賃貸住宅の供給が進んでいる。【平成 15 年度供給戸数 6,123 戸】
- ・住宅金融公庫による融資を受けた住宅におけるバリアフリー適合基準を満たす住宅の割合は、66.6%（平成 14 年度）となっており、フローベースでは高い割合でバリアフリー化された住宅の供給が進んでいる。

今後の取組の方向性

- ・補助、融資等により、バリアフリー化された住宅の供給を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 上田健）

関係課：住宅局民間事業支援調整室（室長 三輪 栄一）、住宅総合整備課（課長 佐々木 基）、住宅生産課（課長 川本 俊明）、市街地建築課（課長 高井 憲司）、市街地住宅整備室（室長 井上 俊之）、住宅資金管理官（管理官 合田 純一）

政策目標2 バリアフリー社会の実現

すべての人々、特に高齢者や障害者等にとって、生活空間が移動しやすく、暮らしやすい状態にあること

(2) 不特定多数の者が利用する建築物をバリアフリー化する

病院、劇場、集会場などの一定の建築物については、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために、バリアフリー対応の建築の促進を図る必要がある。

業績指標：1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合

目標値：約4割（H19年度）
実績値：集計中※（H15年度）
初期値：約3割（H14年度）
※実績値は11月頃集計予定

○業績指標2②：1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合

(指標の定義)

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、ハートビル法（注2）に基づく利用円滑化基準（注3）を満たすものの割合。

（注1） 学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する建築物

（注2） 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

（注3） 出入口、廊下、階段、車椅子使用者用のトイレ、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準

(目標値設定の考え方)

これまでの取組と平成14年の法改正による利用円滑化基準への適合義務化を踏まえ、平成19年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数のうち利用円滑化基準を満たす割合の伸びを想定。

(考えられる外部要因)

経済状況等による新規建築物着工数等

(他の関係主体)

建築事業者（事業主体）

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

- ・ 特別特定建築物（不特定多数の者または主として高齢者、身体障害者等が利用する建築物）の2,000㎡以上の建築等（新築・増改築・用途変更）については、利用円滑化基準（法改正前の基礎的基準に相当）に適合することを義務付け。利用円滑化誘導基準（法改正前の誘導的基準に相当）を満たす認定建築物については、容積率の算定の特例、表示制度の導入等の他、税制上の特例措置、低利融資制度、補助等の各種支援を措置。

②官庁施設のバリアフリー化の整備

窓口業務を行う事務室出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を図る。また、既存施設のバリアフリー化を図るため、窓口業務を行う官署が入居する庁舎へのエレベーター、スロープ等の設置を図る。(◎)

- ・ 既存窓口官署の改修は、平成6年度のバリアフリー法制定以前に建築されたものを対象とする。

予算額：244億円（H15年度）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数のうち、利用円滑化基準を満たす割合については、平成14年度では約3割であるが、平成15年度については集計中のため不明。
- ・ ハートビル法の改正で2,000㎡以上の特別特定建築物に利用円滑化基準への適合義務が課せられたことにより、平成15年度においては、2,000㎡以上の特別特定建築物（平成14年度実績：約2,400）全てが新たに基準を満たすこととなるため、目標達成に着実に近づくものと見込まれる。

(施策の実施状況)

- ・ 平成14年の法改正により、特別特定建築物の2,000㎡以上の建築等については利用円滑化基準への適合が義務付けされた。また、利用円滑化誘導基準を満たす認定建築物については各種支援策

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			約3割	集計中※

主な施策

主な施策の概要

①ハートビル法に基づく義務付け及び支援措置

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図る。(◎)

特に、平成14年のハートビル法改正（平成15年4月1日施行）を受け、次の施策を講じている。

を措置。

- ・ 既存窓口官署のバリアフリー化の状況（件数）

	H11	H12	H13	H14	H15
バリアフリー 化改修件数	30	187	123	128	84

今後の取組の方向性

改正ハートビル法の適切な運用により、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 小川 富由）大臣
官房官庁営繕部計画課（課長 藤田 伊織）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 高井 憲司）
大臣官房官庁営繕部整備課（課長 寺本英治）

政策目標2 バリアフリー社会の実現

すべての人々、特に高齢者や障害者等にとって、生活空間が移動しやすく、暮らしやすい状態にあること

(3) 移動空間をバリアフリー化する

高齢者や障害のある人が自立して社会生活を送っていく上で、快適で生活しやすい生活環境の基盤整備は重要な課題であるため、障害者等すべての人が安全に安心して移動し、社会参加できるよう、公共交通機関、歩行空間等移動空間のバリアフリー化を推進する。

業績指標：1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化

目標値：道路 約5割 (H19)

旅客施設の段差解消

7割強 (H19)

視覚障害者誘導用ブロック

8割強 (H19)

実績値：道路：25% (H15)

旅客施設の段差解消：集計中※ (H15)

※実績値については8月頃集計予定
視覚障害者誘導用ブロック：集計中※ (H15)

※実績値については8月頃集計予定

初期値：道路 17% (H14)

旅客施設の段差解消

39.4% (H14)

視覚障害者誘導用ブロック

72.0% (H14)

業績指標：低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数

目標値：低床バス 30% (H17)

ノンステップバス 10%

福祉タクシー 2,600台

実績値：低床バス：集計中※ (H15)

※実績値については8月頃集計予定

ノンステップバス：集計中※ (H15)

※実績値については8月頃集計予定

福祉タクシー：集計中※ (H15)

※実績値については8月頃集計予定

初期値：低床バス 5.7% (H12)

ノンステップバス 2.6%

福祉タクシー 2,050台

業績指標：バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合

目標値：鉄軌道車両 20% (H17)

旅客船 25%

航空機 35%

実績値：鉄軌道車両：集計中※ (H15)

※実績値については8月頃集計予定

旅客船：集計中※ (H15)

※実績値については8月頃集計予定

航空機：32% (H15)

初期値：鉄軌道車両 10%(H12)

旅客船 0 %
航空機 0.7%

○業績指標 2③：1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化

(指標の定義)

1日あたりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設周辺等における主な道路のうちバリアフリー化された道路の割合
【社会資本重点計画第2章に記載】

(目標値設定の考え方)

平成22年まで100%を目指す(移動円滑化の促進に関する基本方針) こととして、平成19年度の目標を設定。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

過去の実績値の推移

H10	H11	H12	H13	H14	H15
		1割		17%	25%

○業績指標 2④：1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化

(指標の定義)

・旅客施設の段差解消

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準第4条(エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消)を満たしたものの割合。

【社会資本重点計画第2章に記載】

・視覚障害者誘導用ブロック

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準第8条(視覚障害者誘導用ブロックの設置)を満たしたものの割合。

【社会資本重点計画第2章に記載】

(目標値設定の考え方)

交通バリアフリー法に基づく移動円滑化の促進に関する基本方針において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルについて原則として移動円滑化を達成することを目指しており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

旅客施設の構造等

(他の関係主体)

・地方公共団体(事業主体)

--

過去の実績値の推移(旅客施設の段差解消)

	H12	H13	H14	H15
旅客施設		33.3%	39.4%	集計中
鉄軌道駅	29%	32.9%	39.0%	集計中
バスターミナル	60%	68.2%	71.1%	集計中
旅客船ターミナル	33.3%	37.5%	55.6%	75%
航空旅客ターミナル	5%	9.5%	18.2%	28.6%

過去の実績値の推移(視覚障害者誘導用ブロック)

	H12	H13	H14	H15
旅客施設	57.2%	64.3%	72.0%	集計中
鉄軌道駅	57.7%	64.8%	72.6%	集計中
バスターミナル	47.6%	54.5%	57.8%	集計中
旅客船ターミナル	33.3%	37.5%	44.4%	50%
航空旅客ターミナル	31.8%	33.3%	36.4%	47.6%

○業績指標 3：低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数

(指標の定義)

低床バスについては、床面高さ65センチメートル以下の車両。ノンステップバスについては、乗降口に階段のない車両。福祉タクシーは、寝台専用車、車椅子専用車、兼用車両であり、乗降設備としてリフトやスロープがある車両。

(目標値設定の考え方)

低床バス及びノンステップバスについては、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化の促進に関する基本方針において、バス車両に関し原則として10年から15年で低床化された車両に代替すること、平成22年までにバス総車両の20%から25%をノンステップバスとすることを目指しており、それを現況値との勘案で平成17年度の目標値を設定している。福祉タクシーについては、福祉タクシーの需要が特に増加した年である平成9年度末時点からの倍増を目指す。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

・地方公共団体(事業主体)

・交通事業者(事業主体)

過去の実績値の推移

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
低床バス	1.4%	2.3%	3.6%	4.9%	8.8%	13.9%	集計中
ノンステップバス	0.2%	0.7%	1.4%	2.2%	3.9%	6.6%	集計中
福祉タクシー	1,315台	1,431台	1,812台	2,050台	2,339台	3,276台	集計中

(低床バス、ノンステップバスについては、H12 以降は移動円滑化基準適合車の割合)

○業績指標 4：バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合

(指標の定義)

鉄軌道車両については、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準第 29 条から第 33 条（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。
旅客船については、移動円滑化基準第 41 条から第 55 条（出入口、客室、便所等についての基準）に適合する船舶。
航空機については、移動円滑化基準第 56 条から第 61 条（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。

(目標値設定の考え方)

交通バリアフリー法に基づく移動円滑化の促進に関する基本方針において、平成 22 年までに鉄軌道車両については総車両数の約 30%、旅客船については総隻数の約 50%、航空機については、総機材数の約 40%を移動円滑化することを目指しており、それを現況値との勘案で平成 17 年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・交通事業者（事業主体）

過去の実績値の推移

	H12	H13	H14	H15
鉄軌道車両	10%	14.8%	19.4%	集計中
旅客船	0%	0.2%	2.1%	4.4%
航空機	0.7%	12.5%	24.5%	32.1%

主な施策等⇒ここから以下は昨年度同様協力して記述

主な施策の概要

①歩行空間のバリアフリー化の整備 (○)

市街地の駅、商店街、病院などの主要ルートにおいて、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。特に旅客施設周辺における主な道路において歩行空間のバリアフリー化を推進。

予算額：市街地の歩行空間のバリアフリー化
5,479 億円 (H15)

②旅客施設のバリアフリー化の推進 (○)

補助・税制・融資制度などの支援措置により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港等の旅客施設のバリアフリー化を推進。

予算額：鉄軌道駅におけるバリアフリー化の推進
71.7 億円 (H15)
バスターミナルにおけるバリアフリー化
14.5 億円の内数 (H15)
旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化
2944.4 億円の内数 (H15)
空港のバリアフリー化
469.8 億円の内数 (H15)

③車両等のバリアフリー化の推進 (○)

補助・税制・融資制度などの支援措置により、ノンステップ

バスの導入、旅客船のバリアフリー化等、車両等のバリアフリー化を推進。

予算額：ノンステップバス等の導入の促進等
30.9 億円の内数+17.4 億円の内数 (H15)
旅客船のバリアフリー化の推進
0.3 億円 (H15)

④基本構想策定促進

市町村による基本構想の策定の一層の促進を図ることにより、旅客施設のバリアフリー化を推進する。

予算額：基本構想策定促進のための環境整備の推進
0.2 億円 (H15)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

1. 1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路のバリアフリー化
・平成 15 年度の実績値については約 25%と平成 14 年度実績から 8%増加しており歩行空間のバリアフリー化は順調に進捗している。バリアフリー重点整備地区における特定経路のバリアフリー化率が国が管理している国道、都道府県が管理している国道、都道府県道と比較して市区町村道の値が低く、市区町村の積極的な取組みが必要である。

2. 1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の旅客施設、その周辺等の不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化

① 鉄軌道駅

平成 15 年度の段差解消の実績値は現在集計中であるが、平成 13 年度の実績値は 32.9%、平成 14 年度は 39.0%である。事業者別に実績値をみると、JR 旅客会社については平成 13 年度の 26.2%から平成 14 年度には 33.4%に、大手民鉄については平成 13 年度の 35.3%から平成 14 年度には 41.5%に、営団・公営地下鉄については、平成 13 年度の 34.3%から平成 14 年度には 39.7%にそれぞれ増加している。このうち、JR の値がやや平均値を下回っているのは、1 事業者当たりの対象駅数が多いとともに、比較的古い駅施設が多いため、エレベーター等を新たに設置する場合には、相当程度の改良工事が必要とされることが一因であると考えられる。また、営団・公営地下鉄については、地下に駅があるために、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から、段差の解消が進みにくい駅もあるが、比較的新しく開通した地下鉄については、整備の段階からバリアフリーを考慮していること等から、ほぼ段差が解消されている。事業者によっては輸送人員の伸び悩み等の経営的な不安要素はあるものの、鉄軌道駅の段差の解消は進捗してきている。
視覚障害者誘導用ブロックの設置については、平成 13 年度の実績値は 64.8%、平成 14 年度は 72.6%である。事業者によっては輸送人員の伸び悩み等の経営的な不安要素はあるものの、順調に進捗してきている。

② バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル
平成 15 年度の実績値は現在集計中であるが、段差解消につ

いて、平成 13 年度の実績値はバスターミナルについては 68.2%、旅客船ターミナルについては 37.5%、航空旅客ターミナルについては 9.5%であり、平成 14 年度はバスターミナルについては 71.1%、旅客船ターミナルについては 55.6%、航空旅客ターミナルについては 18.2%である。また、視覚障害者誘導用ブロックの設置について、平成 13 年度の実績値はバスターミナルについては 54.5%、旅客船ターミナルについては 37.5%、航空旅客ターミナルについては 33.3%であり、平成 14 年度はバスターミナルについては 57.8%、旅客船ターミナルについては 44.4%、航空旅客ターミナルについては 36.4%である。輸送人員の減少等の経営的な不安要素はあるものの、旅客施設のバリアフリー化設備整備は進捗してきている。

3. 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数

(低床バス車両・ノンステップバス車両)

- 平成 15 年度の実績値は現在集計中であるが、平成 14 年度の実績値は低床バス車両の導入割合については 13.9%、ノンステップバスの導入割合については 6.6%となっている。輸送人員の減少に伴い、交通事業者においては長期的には減収減益が懸念される中、バリアフリーに対する投資については堅実に推移している。

(福祉タクシー)

- 平成 15 年度の実績値は現在集計中であるが、平成 14 年度の実績値は福祉タクシーの導入数については、3,276 台となっている。輸送人員の減少に伴い、交通事業者においては長期的には減収減益が懸念される中、バリアフリーに対する投資については堅実に推移している。

4. バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合

- 平成 14 年度の実績値は現在集計中であるが、平成 14 年度の実績値は鉄軌道車両の割合については 19.4%、旅客船の割合については 2.1%、航空機の割合については 24.5%となっている。
- 鉄軌道車両及び航空機については、目標に向けて実績値を着実に伸ばしている。今後、鉄軌道車両及び航空機の代替が進むなかで、引き続き交通事業者に対して働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで目標に向けて着実に実績値が伸びるものと考えられる。
- 旅客船については、平成 14 年度よりバリアフリー化基準が適用されたため、平成 14 年度末では実績値が低い水準にとどまっている。今後は、船齢 15 年以上の船舶を中心に代替建造が進むなかで、引き続き、旅客船事業者によりバリアフリー化の働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで、バリアフリー船への代替が進むものと考えられ、目標に向けて実績値は伸びるものと考えられる。

(施策の実施状況)

1. 1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化

- 歩行空間のバリアフリー化については、市街地の駅、商店街、病院などの主要ルートにおいて、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施するとともに、特に旅客施設周辺における主な道路において歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の策定が進むに従い、整備も進捗するものと考えら

れる。

2. 1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化

- 旅客施設のバリアフリー化については、基本的には交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及び交通バリアフリー法における基本構想の策定促進などの施策を推進することを通じて旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

3. 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数

- 低床バス、ノンステップバス車両のバリアフリー化及び福祉タクシーの導入については、基本的には交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及び交通バリアフリー法における基本構想の策定促進などの施策の推進の推進に加え、既存の車両の買い替えが進むことにより、バス車両のバリアフリー化等が進むと考えられる。

4. バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合

- 鉄軌道車両、旅客船及び航空機のバリアフリー化については、基本的には交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用等に加え、既存の車両等の買い替えが進むことにより、鉄軌道車両、旅客船、航空機のバリアフリー化が進むと考えられる。

5. 基本構想の策定促進

- 交通バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、主要な旅客施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成 16 年 3 月末現在、5 千人以上の旅客施設の所在する 562 市町村のうち、110 の市町村の作成した基本構想を受理するほか、策定中が 43、今後、作成予定としているところが 226 となっており、これらで全体の 67%を占めている。今後、これらの市町村の策定する基本構想に即したバリアフリー化が進捗すると考えられるほか、引き続き、事業者や市町村に対する補助・税制・融資等の支援措置及び情報提供等を通じて、基本構想の策定の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

今後の取組の方向性

- 上記で分析したように、今後は補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、さらに移動空間のバリアフリー化に努めていく。
- また、個別の旅客施設について、きめ細かく実態把握し、個々の旅客施設のバリアフリー化への対応に努める。
- さらに、車両等については、バリアフリー化がなされたものへの代替をより一層促進するため、さらなる支援措置を講ずることとする。

(新たな目標設定)

- ・移動手段として福祉タクシーに頼らざるを得ない要介護者の移動手段の確保を最優先課題とし、こうした人々が少なくとも週1回の外出が可能となることを目指すとともに、現在の車両数の導入状況も踏まえ、当面（平成17年度末までの）の目標は10,000台とする。

平成16年度における新規の取組

○交通バリアフリー基本構想策定促進のための環境整備の推進

交通バリアフリーに対する住民の意識を高めることにより、市町村による交通バリアフリー基本構想の策定を促進するため、地方運輸局職員等の専門家により、施設毎の具体的な改善方策を提示するとともに、地域に交通バリアフリープロモーターを派遣する。

○駅・まちバリアフリー関連の情報の提供

各地方公共団体におけるバリアフリー環境の整備状況に関する現状を総合的に指標化したバリアフリー指標のとりまとめ及び公表を行うとともに、各地域における駅、歩行空間等のバリアフリーに係る先進的事例に関する情報を提供する。

○標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施する。

○離島航路補助金（バリアフリー化建造費補助）の活用

離島航路に就航する船舶のバリアフリー化を図るため、補助航路に就航する船舶の代替建造または改造工事にあたって、バリアフリー化に係る工事費に対する一部補助を実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局交通消費者行政課（課長 後藤靖子）

関係部局：道路局地方道・環境課（課長 森永教夫）

鉄道局技術企画課（課長 佐伯 洋）

鉄道局業務課（課長 高田順一）

自動車交通局総務課企画室（室長 坂野 公治）

自動車交通局旅客課（課長 田端 浩）

海事局国内旅客課（課長 丹上 健）

港湾局環境・技術課（課長 佐原光一）

航空局監理部航空事業課（課長 門野秀行）

航空局飛行場部空港管理室（室長 佐々木良）

政策目標3 子育てしやすい社会の実現

生活空間が、子供が健やかに成長できる状態にあること

(1) 良質なファミリー向け住宅の供給を促進する

大都市部の賃貸住宅を中心に、ファミリー世帯向けに適した規模の住宅が不足しており、子育てしやすい社会の実現のためには、良質なファミリー向け住宅の供給を促進する必要がある。

業績指標：3人以上世帯の誘導居住水準達成率

目標値：40 % (H15 年度)

実績値：集計中※ (H15 年度)

初期値：35.6% (H10 年度)

※実績値は8月頃集計予定

○業績指標5：3人以上世帯の誘導居住水準達成率

(指標の定義)

住宅ストックの質の向上を図る上での指針。一般型誘導居住水準（都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの）と都市居住型誘導居住水準（都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの）がある。

例)

一般型誘導居住水準：98㎡(3人世帯の場合)

都市居住型誘導居住水準：75㎡(3人世帯の場合)

(目標値設定の考え方)

第八期住宅建設五箇年計画の策定において、3人以上世帯の誘導居住水準の達成率について平成27年度を目途に5割強の世帯の達成を想定しており、それを平成15年度分まで年度割した（5年一度の調査であり、次回調査が平成15年度であるため）。

(考えられる外部要因)

景気動向、住宅取得環境等

(他の関係主体)

該当なし

過去の実績値		(年度)		
		H5	H10	H15
		31.4%	35.6%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

○優良な持家の取得及び賃貸住宅の供給の促進

- ・住宅ローン減税や住宅所得資金の贈与税の特例措置など、税制、金融等による優良な持家の取得を促進
- ・特定優良賃貸住宅の供給や都市基盤整備公団（現独立行政法人都市再生機構）による民間供給支援型賃貸住宅制度の活用等による賃貸住宅の供給等
予算額：公営住宅等3,459億円の内数（H15年度国費）、都市基盤整備公団120億円の内数（H15年度国費）
- ・住宅金融公庫の証券化支援業務による長期・固定金利の民間住宅ローンの供給支援
- ・高齢者等の住宅資産の流動化による住み替え支援を促進

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・業績指標については、5年に1度の調査により把握しており、平成15年度の実績値については現在集計中である（8月頃集計予定）。
- ・新築住宅の平均床面積の推移を見ると、平成10年度94.1㎡から平成15年度89.4㎡（住宅着工統計）と減少しているが、平均世帯人員も平成7年2.82人から平成12年2.67人（国勢調査）、平成15年2.60人（人口問題研究所推計値）と減少傾向にあるため、指標の動向については正確に把握することができない。

(施策の実施状況)

- ・住宅ローン減税や住宅所得資金の贈与税の特例措置などにより、優良な持家の取得を促進した。
- ・特定優良賃貸住宅の供給や都市基盤整備公団（現独立行政法人都市再生機構）による賃貸住宅の供給等により、優良な賃貸住宅の供給を促進した。
- ・住宅金融公庫の証券化支援業務を平成15年10月より開始した。
- ・良質な住宅のサブリース契約に伴う預かり家賃に対する保証制度を創設した。
- ・これらの取り組みにより、ファミリー向け世帯等の良質な住宅供給がされた。

今後の取組の方向性

税制、金融等により、優良な持家の取得を促進するとともに、独立行政法人都市再生機構による民間賃貸住宅の供給支援や民間事業者に対する金融、予算等の支援などにより優良な賃貸住宅の供給を促進する。

(新たな目標設定)

今後、新たな長期計画の策定に際し、住宅宅地分科会等の意見を踏まえた上で、指標の見直しを含めて結論を出す予定であるため、現時点では、経過措置として、業績指標の目標年次を現五箇年計画終了年度の平成17年度まで延長する。

平成17年度の目標値については、目標の最終値である平成27年度5割強と平成15年度の目標値である40%を年度割で推計し、目標値を43%に設定する。

平成 16 年度における新規の取組

○住宅ローン減税の延長

従来の住宅ローン減税（最大控除額 500 万円）を 1 年延長して平成 16 年分に適用

（平成 17 年から平成 20 年分については、控除期間 10 年は維持しつつ、中堅層に見合ったローン水準をカバーする制度へ重点化）

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 上田 健）

関係課：住宅局民間事業支援調整室（室長 三輪 栄一）、住宅局住宅総合整備課（課長 佐々木 基）住宅局住宅資金管理官（管理官 合田 純一）

政策目標3 子育てしやすい社会の実現

生活空間が、子供が健やかに成長できる状態にあること

(2) 水辺における児童の自然体験を支援する

身近な自然である水辺での自然体験は、豊かな人間性を育むものであり、活動を支援していく必要がある。

業績指標：自然体験活動拠点数

目標値：300 箇所（H18 年度）

実績値：338 箇所（H15 年度）

初期値：218 箇所（H12 年度）

○業績指標6：自然体験活動拠点数

(指標の定義)

「自然体験活動拠点数」は、水辺の楽校プロジェクト、子どもの水辺再発見プロジェクト、いきいき海の子浜づくり事業の登録箇所数の合計値。

(目標値設定の考え方)

各制度創設時点からの実績値のトレンドにより推計

(考えられる外部要因)

- ・地域の気運の盛り上がり
- ・環境教育の動向

過去の実績値の推移 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
160 箇所	181 箇所	218 箇所	263 箇所	304 箇所	338 箇所

主な施策等

主な施策の概要

①環境学習・自然体験活動の推進

- ・子どもの水辺再発見プロジェクトの推進

身近な水辺において子どもたちの環境学習や自然体験活動を推進するため、文部科学省、国土交通省、環境省の連携プロジェクトとして、平成11年度に開始している。地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が連携して、「子どもの水辺協議会」を設置し、「子どもの水辺」として登録した後、登録された水辺については、「子どもの水辺サポートセンター」（平成14年7月に（財）河川環境管理財団内に設置）において、活動に必要な資機材（ライフジャケット等）の貸出、水辺での活動をコーディネートできる市民団体等の人材の紹介等の支援体制を整備している。

②自然体験を支援する水辺の整備

- ・水辺の楽校プロジェクト

子どもの水辺再発見プロジェクトにおいて、水辺整備が必要な場合において子どもたちが安全に自然とふれあえるよう河岸や遊歩道の整備を行う。

予算額：河川事業費 9,379 億円（H15 事業費）の内数

予算額：ダム事業費 4,097 億円（H15 事業費）の内数

予算額：砂防事業費 3,023 億円（H15 事業費）の内数

- ・いきいき海の子浜づくり事業

海岸保全施設の整備にあわせて、良好な海辺の自然環境を利用し、青少年等が、豊かな情緒を形成する場としての利用し

やすい海岸づくりを行う。

予算額：海岸事業費 1,465 億円（H15 事業費）の内数

他の関係主体

- ・文部科学省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）
- ・環境省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）

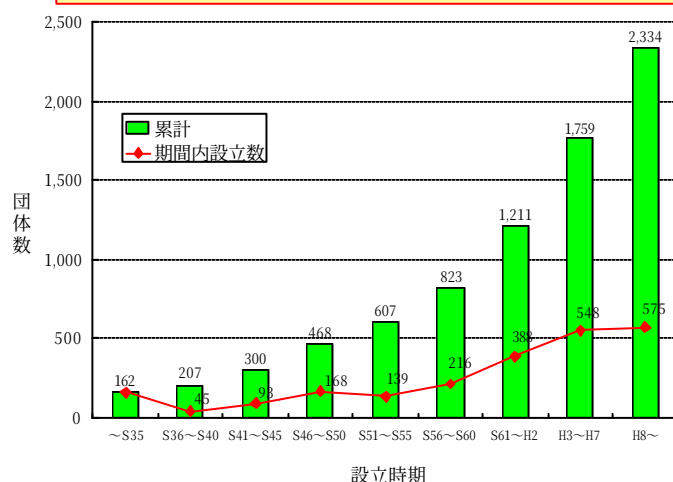
測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

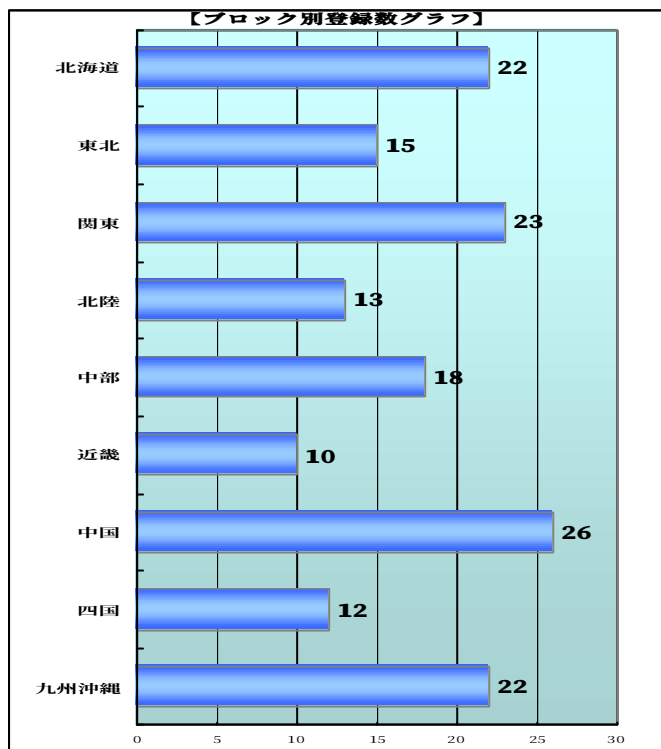
(指標の動向)

- ・平成15年度までの自然体験拠点数実績値は338 箇所に達し、すでに平成18年度の目標値を上回っており、水辺における環境学習・自然体験活動が推進されている。
- ・この指標の内訳を見ると「子どもの水辺」登録箇所が平成14年度に急増し、また平成15年度についても着実に伸びている。
- ・これは、平成14年度に「子どもの水辺」再発見プロジェクトにおける「子どもの水辺」の登録に際して、制度を拡充したことにより、急激に伸びたものであり、制度拡充の効果が十分あったものと考えられ、その後も着実に制度が浸透しているものと考えられる。
- ・一方、近年は、地域別に見る子どもの水辺登録数に偏りがあるという問題が生じており、地域での特色を勘案しながら対処が必要である。

川や水に関する活動を行っている市民団体



- ・河川における水辺については、上記課題は残るものの軌道には乗ったと思われる一方、海辺についての登録数は伸び悩んでいる状態である。



(施策の実施状況)

- ・引き続き「子どもの水辺」再発見プロジェクトを推進し、地域でのばらつきを是正するために、全国を各ブロックに分けた中で、情報発信等各種支援方策の検討をするとともに、より一層の環境学習、自然体験活動の推進のためのブロック連絡会議を東北、関東、近畿、九州地方で実施した。

今後の取組の方向性

- ・上記で分析したように、地域でのばらつきを是正するために、全国を各ブロックに分けた中で、情報発信等各種支援方策の検討をするとともに、今後もより一層の環境学習、自然体験活動の推進・普及のため、ブロック連絡会議を継続して実施していく必要がある。

(新たな目標設定)

- ・平成 16 年 10 月 1 日に全面施行される「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」により、人材認定等事業について主務大臣の登録を受けられるようになったほか、国としても拠点としての機能を担う体制の整備に努めることとされていることを踏まえ、平成 16 年度より政策目標の一層の実現を図るため、人材育成と連携した新たな自然体験活動拠点の考え方を盛り込んだ目標値を再設定する。

担当部局等

担当部局：河川局河川環境課（課長 坪香伸）

政策目標3 子育てしやすい社会の実現

生活空間が、子供が健やかに成長できる状態にあること

(3) 都市住民が身近に使える公園を確保する

都市公園は、都市における身近で安全な遊び場として子供の健やかな成長に寄与するものであり、子どもから高齢者までの健康運動の場及び遊び場となる公園を身近な場所に整備していく必要がある。

業績指標：歩いていける範囲の都市公園の整備率

目標値：66%（H19 年度）

実績値：64%※（H15 年度）

初期値：63%（H14 年度）

※速報値

○ 業績指標7：歩いていける範囲の都市公園の整備率

(指標の定義)

都市住民の徒歩生活圏内に近隣住区（概ね小学校区に相当）を単位として計画的に配置される住区基幹公園（1 近隣住区当たり、街区公園は4箇所、標準面積0.25ha、近隣公園は1箇所、標準面積2ha、地区公園は0.25箇所、標準面積4ha）が整備されている割合。

(目標値設定の考え方)

少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成19年度の目標値66%を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
60%	61%	62%	63%	64% (速報値)

主な施策

主な施策の概要

- 住区基幹公園の整備
住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。
予算額：都市公園事業費補助904億円の内数
(H15 年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 各自治体等からの報告を元に速報値を算出したところ、初年度である平成15年度末現在で約64%であり、順調に推移しているものと考えら

れる。

(施策の実施状況)

- ・ 一次避難地となる住区基幹公園について個別補助金の対象として整備を促進するとともに、緑化重点地区整備事業等により、市街地における都市公園整備を推進した。

今後の取組の方向性

都市部、特に既成市街地においては、用地確保が困難なため、重点的な整備を必要としているにもかかわらず整備が進んでいない。今後は、地区公園等の住区基幹公園を効率的かつ積極的な整備を推進するため、これまでの取組みを一層推進するとともに、新たに以下の取組みを推進する。

- ・ 立体的に都市公園の区域を定めることのできる制度の創設とその活用による都市公園整備の推進
- ・ 借地方式による都市公園の整備の推進

平成16年度における新規の取組

- 国庫補助負担金の見直し
都市公園整備事業（市町村）の補助採択の基準となる全体事業費の最低額の引上げ
1億円→2億円

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市地域整備局公園緑地課

（課長 高梨 雅明）

政策目標4 住環境、都市生活の質の向上

遊び、楽しみ、心の安らぎを感じることで、心身ともにリフレッシュできること

(1) 職住近接の住宅市街地を形成する

遠距離混雑通勤の軽減や都心部の空洞化の是正等を図るため、低下している都心部の居住機能の向上を総合的に推進することが必要である。

業績指標：都心部における住宅供給戸数

目標値：100 万戸（H17 年度）

実績値：81.4 万戸（H15 年度）

初期値：47.7 万戸（H12 年度）

○業績指標8：都心部における住宅供給戸数

(指標の定義)

東京14区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、中野区、豊島区、荒川区）、名古屋7区（千種区、東区、西区、中村区、中区、熱田区、中川区）、大阪市の新築住宅着工戸数の合計。

(目標値設定の考え方)

大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する基本方針（告示）により、平成8年度から平成17年度までに100万戸と設定。

(考えられる外部要因)

地価、住宅価格の下落や市場金利の動向等

(他の関係主体)

地方公共団体（都市計画の決定等）

度の活用等を推進し、都心地域等における良質な賃貸住宅供給の推進を図る。

・予算額：都市基盤整備公団 120 億円の内数他（H15 国費）

④ オフィスビル等の住宅への転用の促進

再生賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、優良建築物等整備事業及び住宅市街地整備総合支援事業や、再生賃貸住宅供給促進税制による改良工事費の特別償却、住宅に係る採光規定の合理化により、既存オフィスビル等の転用による住宅供給を促進する。

・予算額：公営住宅等 3,459 億円の内数（H15 国費）、住宅市街地整備総合支援 673 億円の内数（H15 国費）他

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
37.8 万戸 (9.5 万戸)	47.7 万戸 (9.9 万 戸)	57.8 万戸 (10.1 万戸)	68.9 万戸 (11.1 万戸)	81.4 万戸 (12.5 万戸)

※括弧書きは単年度の実績値

主な施策

主な施策の概要

① 都市計画・建築規制

運用の弾力化等を盛り込んだ都市計画運用指針を発出するなど、住宅の供給を対象に容積率を緩和する用途別容積型地区計画制度等の活用を促進する。（制度の実施権限は地方公共団体に委ねられている）

② 居住環境整備事業

都心共同住宅供給事業をはじめ、住宅供給を組み込んだ市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業等を推進することにより、良質な住宅供給を促進しつつ、良好な居住環境の形成や土地の有効・高度利用等を図る事業を支援する。

・予算額：住宅市街地整備総合支援 673 億円の内数他（H15 国費）

③ 公的主体を活用した住宅供給等

都市基盤整備公団による民間供給支援型賃貸住宅制

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・大都市法に基づく供給基本方針上の住宅供給目標（「三大都市圏の都心部に係る区域における平成8年度から17年度まで（10年間）の住宅供給目標量100万戸」）の達成状況は、単年度あたりの供給戸数が供給目標量の年平均に相当する10万戸前後で推移していることに加え、平成10年度以降増加傾向にあり、累積でも目標達成に向けて堅調に推移している。

・また、上記に掲げた施策は、大都市法に基づき重点供給地域に定められたエリアを中心に展開しており、例えば、上記目標期間の前半五ヶ年についてみると、東京都都心14区においては、特定促進地区（平成9年3月に策定された東京都マスタープランにおいて「都心居住推進地域」において特に住宅供給の促進を図るべきとされたエリア）において、住宅供給実績の過半が行われる（都心14区の全行政面積に占める同地区面積の割合41%）など、計画目標の達成に向け実績の増加に寄与している。

(施策の実施状況)

・「都市計画・建築規制」については、都心居住問題が顕著になって以降、その解決を視野においた制度が順次講じられ、平成15年度には用途別容積型地区計画の運用の弾力化を盛り込んだ運用指針を発出している。各地方公共団体において、地権者等の意向を踏まえて必要に応じこれら制度の活用が図られており、適用された地区においては住宅供給が活発化し

ている。例えば東京都中央区第Ⅱゾーン（日本橋、京橋、築地等）においては、用途別容積率地区計画等の容積率特例制度を活用した住宅供給が大幅に増加している。

- ・「居住環境整備事業」については、大都市法に基づき、重点供給地域と定められたエリアを中心に施行され、その施行地区内における住宅供給に寄与している。例えば、平成3年度以降の東京都区部全体の居住環境整備事業による住宅供給が住宅着工戸数に占める割合が約4.3%であるのに対して、都心3区では約12.6%を占めており、都心部ほど貢献度が高くなっている。
- ・「公的主体を活用した住宅供給等」については、採算性の観点から民間では供給困難なファミリー向けの良質な賃貸住宅を、公団賃貸住宅等として補完的に供給を行うとともに、公団が行う「民間供給支援型賃貸住宅制度」等により、民間によるファミリー向け賃貸住宅の供給を支援することで、バランスの取れた世帯構成による地域コミュニティの実現に貢献している。
- ・補助、税制及び規制面においてオフィスビル等の転用を支援することで、既存ストックの有効活用による都心部における住宅供給に貢献している。

今後の取組の方向性

都心部には良好な住宅地への再生が可能な低未利用地、密集市街地が相当量存在。このため、敷地の共同化等による土地の有効・高度利用と関連公共施設等の整備により、魅力ある複合市街地・良好な住宅地への再生を進め、都心部における住宅供給を促進する必要がある。

- ・容積率の緩和等による都心型住宅供給の誘導措置について、その制度の実施権限を委ねられた地方公共団体における活用の促進を図る。
- ・都市再生に民間を誘導することを目的として平成16年7月に設立される独立行政法人都市再生機構を積極的に活用し、民間における住宅供給の潜在能力を十分引き出す。
- ・既存オフィスの転用による都心部への住宅供給を促進する。
- ・地方公共団体の裁量による総合的な計画策定と事業実施を推進し、良好な居住環境の創出を図る。

都心部では、ファミリー向け賃貸住宅等が不足（平成10年10月1日現在、東京都区部における2人世帯の都市型誘導居住水準並みの50㎡以上の借家住宅ストックは約41万戸である一方、借家居住の2名以上世帯は約86万世帯存在（住宅・土地統計調査））しているため、バランスのとれたコミュニティの形成が困難となり、社会の安定性や活気を阻害している。また、民間により供給されている賃貸住宅の規模は依然として狭く、例えば、住宅着工統計において東京都の民間資金による貸家の戸当たり平均床面積は、平成11年度で約48㎡であるのに対し、平成14年度は約43㎡と、ここ数年狭小化の傾向にある。このため、民間によるファミリー向け賃貸住宅の供給を促進する公的支援が必要。

- ・都市基盤整備公団（平成16年7月より独立行政法人

都市再生機構に移行）が行う「民間供給支援型賃貸住宅制度」等の推進を図る。

平成16年度における新規の取組

- 住宅市街地整備に対する総合的支援
住宅市街地総合整備事業の整備地区内において行われる公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の整備、住宅地区改良事業等の実施に要する費用について一体的に補助を行う。
 - ・予算額：住宅市街地総合整備574億円の内数他(H16国費)
 - ・見込まれる効果：総合的な住宅市街地整備の支援による都心居住の推進
- 市町村のまちづくり計画に対する総合的支援
市町村の自主性・裁量性を追及した、新たな助成措置としてまちづくり交付金を創設し、住宅市街地総合整備事業、公営住宅等整備、住宅地区改良事業、市街地再開発事業等についても交付対象とする。
 - ・予算額：まちづくり交付金1,330億円の内数他(H16国費)
 - ・見込まれる効果：市町村が策定するまちづくり計画に対する総合的な支援による都心居住の推進
- オフィスビル等の住宅への転用の促進
従来の既存ストック活用型再生賃貸住宅制度を、準特定優良賃貸住宅制度（改善型）として再編し、地域要件を撤廃。
 - ・予算額：公営住宅等3,017億円の内数(H16国費)
 - ・見込まれる効果：既存ストックの有効活用による都心部での住宅供給等

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 上田 健）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 高井 憲司）、市街地住宅整備室（室長 井上 俊之）、住宅総合整備課（課長 佐々木 基）、民間事業支援調整室（室長 三輪 栄一）、建築指導課（課長 小川 富由）、都市・地域整備局都市計画課（課長 山崎 篤男）、市街地整備課（課長 竹内 直文）、国土計画局大都市圏計画課（課長 小橋 雅明）

政策目標4 住環境、都市生活の質の向上

住みやすい環境、便利で利用しやすい機能を備えた快適で魅力あるまちの中で、安全でゆとりある、質の高い生活を送ることができること

(2) ゆとりある住環境に必要な都市公園等を確保する

都市公園及びカントリーパークは、住民のレクリエーションの場、スポーツの場、防災機能の向上の場、自然環境の確保の場等として必要な基盤施設であり、緑豊かでゆとりある住環境を形成するために積極的な整備が必要である。

業績指標：1人あたり都市公園等面積

目標値：9.3 m²/人 (H19 年度)

実績値：8.7 m²/人※ (H15 年度)

初期値：8.5 m²/人 (H14 年度)

※速報値

○ 業績指標9：1人あたり都市公園等面積

(指標の定義)

都市計画区域内とカントリーパーク（都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園）の存する市町村の一人当たりの都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積。

(目標値設定の考え方)

緑豊かな生活環境の形成を図るため、各都市における住民一人あたりの都市公園面積を10 m²以上とし整備を推進しており、全国平均の値については、現況値との勘案により平成19年度の目標値9.3 m²を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
7.9 m ² /人	8.1 m ² /人	8.4 m ² /人	8.5 m ² /人	8.7 m ² /人 (速報値)

主な施策

主な施策の概要

① 国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応、及び首都圏における基幹的な防災機能の充実を図るため、未供用の国営アルプスあづみの公園及び国営東京臨海広域防災公園の整備を促進するとともに、供用中の15公園についても着実な整備を推進する。

予算額：国営公園整備

約295億円(H15年度)

② 都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：都市公園事業費補助

約904億円(H15年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 各自治体等からの報告を元に速報値を算出したところ、初年度である平成15年度末現在で約8.7 m²/人であり、順調に推移しているものと考えられる。

(施策の実施状況)

- 直轄事業においては、平成16年度に供用予定のアルプスあづみの公園等17公園の整備を推進した。
- 補助事業においては、都市公園事業費補助により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

今後の取組の方向性

- 都市の緑を確保していく上で、都市公園の整備は必要不可欠であり、今後も整備を推進していく。
- また、都市部、既成市街地等用地確保が困難な地域において効率的な都市公園整備を推進するために以下の取組みを推進する。
- 立体的に都市公園の区域を定めることのできる制度の創設とその活用による都市公園整備の推進
- 借地方式による都市公園の整備の推進

平成16年度における新規の取組

- 緑地環境整備総合支援事業の創設
都市公園事業・緑地保全事業等の一体的な実施を支援する統合補助事業「緑地環境整備総合支援事業」を創設。
平成16年度予算額：50億円(国費)
- 国庫補助負担金の見直し
都市公園整備事業(市町村)の補助採択の基準となる全体事業費の最低額の引上げ
1億円→2億円

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市地域整備局公園緑地課

(課長 高梨 雅明)

政策目標4 住環境、都市生活の質の向上

住みやすい環境、便利で利用しやすい機能を備えた快適で魅力あるまちの中で、安全でゆとりある、質の高い生活を送ることができること

(3) 下水道等の污水处理施設を普及させる

汚水の処理は、国民が健康で文化的な生活を過ごす上で必要最低限のものであり、これらについて普及促進を図る。特に中小市町村においては、下水道等の污水处理施設の普及が約5割と低いため、その早急な普及を図る必要がある

業績指標：污水处理人口普及率

目標値：86%（H19年度）
実績値：集計中※（H15年度）
初期値：76%（H14年度）
※実績値は8月頃集計予定

業績指標：下水道処理人口普及率

目標値：72%（H19年度）
実績値：67%※（H15年度）
初期値：65%（H14年度）
※速報値（実績値は8月頃集計予定）

○業績指標10：污水处理人口普及率

(指標の定義)

総人口に対して、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の污水处理施設を利用できる人口の割合。

(目標値設定の考え方)

将来は、污水处理人口普及率が100%となることを目標としており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ・農林水産省（農業集落排水事業を所管）
- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値					(年度)
H11	H12	H13	H14	H15	
69%	71%	74%	76%	集計中※	

○業績指標11：下水道処理人口普及率

(指標の定義)

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合

(目標値設定の考え方)

将来は、污水处理人口普及率が100%となることを目標とし、農業集落排水施設や浄化槽等との適切な役割分担のもと、下水道により整備すべき区域について整備を図ることとしており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第3章に記載あり】

過去の実績値						(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	

58%	60%	62%	64%	65%	67%※
-----	-----	-----	-----	-----	------

主な施策

主な施策の概要

① 污水处理施設の整備（◎）

効率的な污水处理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。このうち下水道の整備については、現状の都道府県構想を前提として、平成14年度末の下水道処理人口普及率65%を72%に引き上げる。

予算額9,250億円の内数（H15年度）

② 下水道の整備

下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

特に、普及の遅れている中小市町村や三大湾、指定湖沼及び水道水源等における普及促進を促進するため、これらの地域で下水道事業を実施する地方公共団体に対して重点的に補助する。

予算額9,250億円の内数（H15年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・污水处理人口普及率の実績値（平成15年度）は、現在、農林水産省、環境省とて集計および調整中であり、8月頃を目途に公表予定である。
- ・平成14年度末における下水道等の污水处理人口普及率は76%であり、前年度に比べて2ポイント上昇。一方、全国で依然として約3,100万人が污水处理施設を利用できない状況。
- ・人口5万人未満の中小市町村に約3割の国民が居住しているが、それらの污水处理人口普及率は平成14年度末で53%であり、全国平均（76%）に比べてかなり低い状況。

- ・ 下水道処理人口普及率は、平成15年度末で67%であり、この1年間で2ポイント上昇しており、目標値の達成に向けて着実に進展している。
- ・ 人口5万人未満の中小市町村には、約3割の国民が居住しているが、それらの下水道処理人口普及率の平均は32%（平成14年度）であり、全国平均（65%）に比べてかなり低い状況。

(施策の実施状況)

- ・ 普及の遅れている中小市町村や三大湾、指定湖沼及び水道水源等における普及促進を促進するため、これらの地域において下水道管きょの整備や処理場の整備など、下水道の整備を推進した。

今後の取組の方向性

- ・ 下水道等の汚水処理施設は、使えない住民にとってはいつまでも使えない、まさに「有」か「無」かの施設であり、特に人口5万人未満の市町村において遅れている状態であるが、これらの地域を中心に未普及地域の解消を図るため、汚水処理に係る都道府県構想を踏まえた適切な役割分担に基づき、他の汚水処理施設との連携を図りながら下水道整備を重点的に促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課
（課長 江藤 隆）

政策目標4 住環境、都市生活の質の向上

住みやすい環境、便利で利用しやすい機能を備えた快適で魅力あるまちの中で、安全でゆとりある、質の高い生活を送ることができること

(4) 都市部における良好な水辺空間を形成する

都市部における良好な水辺空間は、居住する住民にとって身近に自然にふれあう貴重な空間であり、四季折々の風景の変化の中で、人々にうるおいと安らぎを与えている。しかし、流域の開発により頻繁に発生する水害から地域住民を守るため、緊急の要請に応えた洪水処理機能の向上を中心とした整備は、河川と人々の日常生活との関係を希薄なものとしていた。このため、治水機能を踏まえた良好な水辺空間を形成し、安全でうるおいと安らぎのある河川を整備する必要がある。

業績指標：都市空間形成河川整備率

目標値：40%（H18 年度）

実績値：37%（H15 年度）

初期値：32%（H12 年度）

○業績指標 12：都市空間形成河川整備率

(指標の定義)

人口が5万人以上の都市の内、市街化区域内を流れる河川延長のうち、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保した河川延長の割合。

(目標値設定の考え方)

過去10年の緩傾斜堤防等の整備延長のトレンドから5年後の目標値を設定

(考えられる外部要因)

沿川の開発動向

(他の関係主体)

地方公共団体（河川管理者）

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
		32%		34%	37%

主な施策

主な施策の概要

①市街地における親水性のある河川整備（◎）

良好な河畔の整備を進め、うるおいと安らぎのある都市空間の創出を実現する。

予算額：河川事業費9,379億円（H15）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成15年度の実績値は37%であり、目標の達成に向け、順調に指標値は向上している。

(施策の実施状況)

- ふるさとの川整備事業、桜づつみ、水辺プラザ等水辺で憩えるよう配慮した事業を推進している。
- 河川改修事業の実施にあたっては、多自然型川づくり、周辺の街並みや景観と調和した整備を行うよう配慮している。
- （財）リバーフロント整備センターと連携し、「河川を活かしたまちづくり事例集Ⅱ」を作成し、河畔まち

づくりの普及啓発を図った。（H16.3 作成）

今後の取組の方向性

- 引き続き、ふるさとの川整備事業、桜づつみ、水辺プラザ等水辺で憩えるよう配慮した事業を推進するとともに、河川改修事業の実施にあたっては、多自然型川づくり、周辺の街並みや景観と調和した整備を行う。
- まちづくりの主体である市区町村と河川管理者が共通の認識を持ち、河川とまちの両部局の連携を図ることを目的に「河川を活かしたまちづくり」ブロック会議を開催する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 柳川城二）

関係課：河川局河川環境課（課長 坪香 伸）

政策目標4 住環境、都市生活の質の向上

住みやすい環境、便利で利用しやすい機能を備えた快適で魅力あるまちの中で、安全でゆとりある、質の高い生活を送ることができること

(5) 良好な宅地供給を促進する

地価下落等を背景に、職住近接エリア内における宅地需要が相対的に高まっているが、主に職住近接エリアにおいては、公共施設等の基盤整備が伴わず、画地規模も狭小な開発行為が多いため、住環境の質に対する高いニーズに対しては十分に対応できない状況にある。このため、特に職住近接エリア内において、住宅宅地関連公共施設の整備に対する財政支援や、宅地開発事業への政策融資等を重点的に実施することにより、公共施設が十分に確保されたゆとりある良好な宅地の供給を促進することが必要である。

業績指標：良好な環境を備えた宅地整備率

目標値：46.0%（H17年度）

実績値：集計中※（H15年度）

初期値：35.3%（H12年度）

※実績値は9月頃集計予定

○業績指標 13：良好な環境を備えた宅地整備率

(指標の定義)

「良好な環境を備えた宅地整備率」とは、住宅宅地関連公共施設等総合整備事業を導入している団地により供給される宅地について、H12年度からの総供給画地数（ストック）のうち、次の条件を全て満たした団地の供給画地数の割合のことをいう。

- ①平均画地面積 170㎡以上
- ②公共用地率 30%以上
- ③職住近接エリア内
- ④地区計画の策定

(良好な環境を備えた宅地整備率)

= (H12年度以降に供給された①～④の条件を全て満たした団地の供給画地数) / (H12年度以降に供給された住宅宅地関連公共施設等総合整備事業を導入している団地の総供給画地数)

- ・ ①および②については大都市地域における優良宅地開発の促進に関する特別措置法の認定基準等を参考として設定。
- ・ ③については、例えば首都圏では、東京都心まで鉄道で40分以内の区域または30km圏等、地方圏では、当該都市圏の中心都市の都心までの通勤時間が概ね30分以内の区域等をいう。

(目標値設定の考え方)

長期的には、年度毎のフロー値が高止まりの状態となることを目指すが、当面の目標として、各条件のトレンドの試算等を行い、施策の実施による追加点を加味した結果、H17年度の目標値として46%を設定。

(考えられる外部要因)

- ・ 都心、近郊および郊外の居住コストの変化（地価動向等）

(他の関係主体)

地方公共団体（間接補助の実施、公的開発の事業主体）、民間事業者（事業主体）

H12	H13	H14	H15
35.3% ^{注※}	38.6%	38.6%	集計中※

注 指標値の算出方法を精査した。

主な施策

主な施策の概要

①都市基盤整備公団による公的宅地供給

都市公団により、地域のまちづくりと連携しつつ、居住環境のゆとりが確保された良質な住宅地を供給する。

予算額〔事業費〕：3158億円(H15)

②住宅宅地関連公共施設等総合整備事業による公共施設の整備推進

住宅宅地関連公共施設等総合整備事業により、都市居住の再生、職住近接の実現等に資する良好な居住環境を備えた住宅及び宅地の供給を促進する。

予算額〔国費〕：982億円(H15)

③住宅金融公庫による宅地造成融資

宅地造成融資の活用により、職住近接や良質性等、良好な居住環境を備えた住宅宅地の供給を支援する。

予算額〔事業費〕：82億円(H15)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

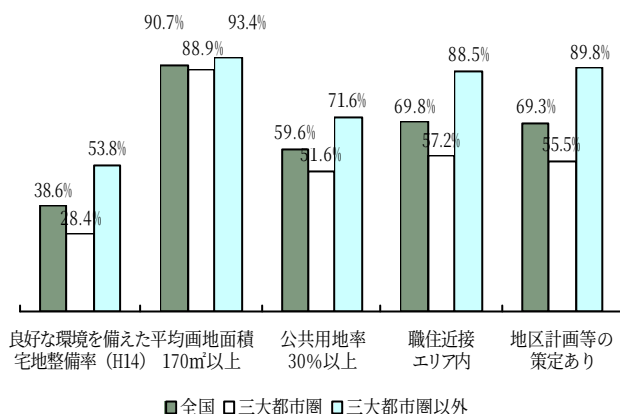
(指標の動向)

- ・ 内訳を見ると、各要素別の要件を満たす割合は概ね伸びているが、指標値が低い傾向のある三大都市圏の宅地供給が増加し、ストックに占める割合が増えたため、全体の指標は伸びなかった。
- ・ 特に平均画地面積の条件については、既に80～90%が条件を満たしており、整備状況は高い。

過去の実績値

(年度)

各条件を満足する宅地の割合（H14）



（施策の実施状況）

- ・平成 14 年度より、住宅宅地関連公共施設等総合整備事業の補助対象を、都市居住の再生、職住近接の実現、または個性と工夫に満ちた地域居住に資するものに重点化をしている。
- ・平成 14 年度より、住宅金融公庫の宅地造成融資の融資対象を、職住近接、良質性(画地面積等)、及び公共性(地元のまちづくりとの連携等)の全ての要件を満たすものに限定している。

今後の取組の方向性

- ・補助制度や融資制度において、対象地域を三大都市圏等の職住近接エリアに限定する等により、職住近接やゆとりある居住環境の実現に資する良質な宅地ストックの形成が図られるよう努める。

平成 16 年度における新規の取組

平成 16 年度より、住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）の一般タイプ事業については対象地域を三大都市圏等の職住近接エリアに特定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地水資源局土地政策課（課長 服部 敏也）
関係課：住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 後藤 隆之）

政策目標4 住環境、都市生活の質の向上

住みやすい環境、便利で利用しやすい機能を備えた快適で魅力あるまちの中で、安全でゆとりある、質の高い生活を送ることができること

(6) 電線類を地中化する

都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保等を図るため、まちなかの幹線道路における電線類の地中化を引き続き重点的に進めることが必要である。

業績指標：市街地の幹線道路の無電柱化率

目標値：15%（H19年度）

実績値：約9%（H15年度）

初期値：7%（H14年度）

○業績指標14：市街地の幹線道路の無電柱化率

(指標の定義)

市街地^(注1)の幹線道路^(注2)のうち、電柱、電線のない延長の割合

(注1) 都市計画法における市街化区域及び市街化区域が定められていない人口10万人以上の都市における用途地域。

(注2) 道路種別で規定されるものではないが、ここでは一般国道および都道府県道

(目標値設定の考え方)

長期的に約3割(人口10万人以上の都市内の対象幹線道路を中心に整備必要箇所の概成)を目指すこととして、平成19年度の目標を設定

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値の推移				(年度)
H11	H12	H13	H14	H15
			7%	約9%

主な施策等

主な施策の概要

○電線類の地中化（◎）

- ・幹線道路における電線類の地中化

予算額：住環境、都市生活の質の向上

事業費26,821億円の内数（H15年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本重点事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成11年度から平成15年度までの新電線類地中化計画に

基づく整備を実施。平成15年度の市街地の幹線道路の無電柱化率は約9%であり、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。

- ・ロンドン・パリ・ボン（100%）など、欧米主要都市に比べると無電柱化率は大きく立ち遅れている状況。
- ・市街地の幹線道路の無電柱化率は、直轄国道（約19%）に比べ補助国道（約5%）及び都道府県道（約7%）が低く、地方公共団体の一層の積極的な取り組みが必要。
- ・幹線道路における無電柱化率約9%に対し、市区町村が管理する非幹線道路では約1%。

施策の実施状況

- ・都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保を図るために、まちなかの幹線道路における電線類の地中化を重点的に実施。

今後の取組の方向性

- ・平成16年度からスタートした「無電柱化推進計画」に基づき、まちなかの幹線道路における電線類地中化を引続き重点的に進めるとともに、緊急輸送道路においても整備を進める。
- ・交通バリアフリー法に基づく重点整備地区や良好な都市環境・住環境形成の必要な地区、歴史的景観地区などの主要な非幹線道路についても無電柱化を面的に進める。
- ・コスト縮減対策を図ることで、より一層の無電柱化を進める。

平成16年度における新規の取組

- ・非幹線道路における無電柱化の実施のために、地方公共団体への支援（軒下配線等の円滑な実施に必要な地元合意形成への支援）及び電線管理者への支援（技術開発（トランスのコンパクト化等）への支援）を行う。

担当部局等

担当課：道路局地方道・環境課（課長 森永教夫）
関係課：道路局 国道・防災課（課長 鈴木克宗）
都市・地方整備局 街路課（課長 斉藤 親）

政策目標5 アメニティ豊かな生活環境の形成

水と緑豊かで、美しい景観を有する生活環境の中で暮らせること

(1) 海岸における親水空間等を形成する

「癒し」や「憩い」といった保養型等の観光ニーズの多様化など、海岸利用に関する関心は近年非常に高いものがある。また、平成11年に海岸法が改正され、海岸整備の目的に従来の防護に加え、環境や利用も新たに目的に加えられるなど、今後、環境や利用に配慮した海岸整備を進めていく必要がある。海辺は、日常生活において潤いを感じることのできる空間であることから、海辺を日常的に訪れることのできる利用環境に配慮し、親水性を確保するよう海岸へのアクセスを改善していく必要がある。

業績指標：人々が海辺に親しむことのできる
海岸の延長

目標値：約 6,800km (H19 年度)
実績値：約 6,760km (H15 年度)
初期値：約 6,700km (H14 年度)

○業績指標 15：人々が海岸に親しむことのできる海岸の
延長

(指標の定義)

安全、快適に水際まで近づくことのできる海岸延長

(目標値設定の考え方)

できる限り着実に推進していくために、平成19年度までに達成可能な値として設定。

(考えられる外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				約 6,700km	約 6,760km

主な施策

主な施策の概要

① 観光振興に資する海岸事業（◎）

海岸における美しい景観の保全・再生及び海岸利用の促進を図るため、景観や利用に配慮した構造物の新設や既設施設の改良（離岸堤の潜堤・人工リーフ化等）を推進する。

予算額：1,465 億円（H15 年度）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成15年度の実績値は約 6,760km であり、目標の達成に向けて順調に指標値は伸びており、日常的に海岸を訪れ、海水浴やビーチスポーツ等の海岸の利用に資する海岸整備が促進された。

(施策の実施状況)

- ・ ふるさと海岸整備事業

白鳥港海岸（香川県）ほか29箇所で開催中

- ・ C.C.Z. (コースタル・コミュニティ・ゾーン) 沢尻・

長浜海岸(東京都)ほか6箇所で開催中

今後の取組の方向性

- ・ 今後も、面的防護方式を取り入れ、かつ、親水性及び景観に配慮した海岸整備の充実に努める。

平成16年度における新規の取組

- ・ 景観や利用に配慮した「いきいき・海の子・浜づくり」の拡充（政策アセスメントを実施）

海岸における美しい景観の保全・再生及び海岸利用の促進を図るため、「いきいき・海の子・浜づくり」の拡充を行い安全に野外活動や体験学習等が行なえるよう安全情報伝達施設の整備や文化資源・交流施設の防護を目的とした施設の整備、景観や利用、生物の生息・生育環境に配慮した施設の改良を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局海岸室（室長 細見寛）

関係課：港湾局海岸・防災課（課長 内村重昭）

政策目標5 アメニティ豊かな生活環境の形成

水と緑豊かで、美しい景観を有する生活環境の中で暮らせること

(2) 公共空間における緑化等を推進する

都市等における緑地は、美しい景観を形成し、市民にうるおいと安らぎを提供する機能を有すると共に、都市域におけるヒートアイランド減少の抑制に資する。緑地の保全・創出を行い、アメニティ豊かな生活環境を形成するため、公園の整備、緑地の保全・創出、道路・港湾等の公共空間の緑化を行う必要がある。

業績指標：都市域における水と緑の公的空間確保量 目標値：12 m²/人を約1割増

(13 m²/人 (H19 年度))

実績値：約2%増※ (H15 年度)

初期値：12 m²/人 (H14 年度)

※速報値

○ 業績指標16：都市域における水と緑の公的空間確保量

(指標の定義)

都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの。

(目標値設定の考え方)

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、長期的には20m²以上確保されたような都市を目指しており、現況値との勘案により、平成19年度の目標値約13m²を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			12 m ² /人	約2%増 (速報値)

主な施策

主な施策の概要

① 国営公園の整備(◎)

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応、及び首都圏における基幹的な防災機能の充実を図るため、未供用の国営アルプスあづみの公園及び国営東京臨海広域防災公園の整備を促進するとともに、供用中の15公園について着実な整備を推進する。

予算額：国営公園整備

約295億円(H15年度)

② 都市公園等整備事業に対する補助(◎)

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：都市公園事業費補助

約904億円(H15年度)

③ 古都及び緑地保全事業の推進(◎)

古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。

予算額：古都及び緑地保全等事業補助

約68億円(H15年度)

④ 道路緑化の推進(◎)

良好な景観を形成し、CO₂の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を積極的に進める。

予算額：343億円(H15年度、事業費)

⑤ 河川における水際の緑化(◎)

河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然型川づくりにより、水と緑の豊かな空間を確保。

予算額：9,379億円(H15年度、事業費)の内数

⑥ 急傾斜地における緑を活かした斜面对策(◎)

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境として、一連の樹林帯(グリーンベルト)の形成を推進する。

予算額：約405億円(H15年度、国費)の内数

⑦ 港湾環境整備事業の推進(◎)

港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。

予算額：約150億円(H15年度)

⑧ 空港周辺緑地整備事業の推進(◎)

特定飛行場の周辺区域(第3種区域)内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。

予算額：緩衝緑地帯等整備事業

約46億円(H15年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 各自治体等からの報告を元に速報値を算出したところ、初年度である平成15年度末現在で約2%増加しており、順調に推移しているものと考えられる。

(施策の実施状況)

- ・ 直轄事業においては、平成 16 年度に供用予定のアルプスあづみの公園等 17 公園の整備等を推進した。
- ・ 補助事業においては、都市公園事業費補助により地方公共団体による公園整備への支援を行った。
- ・ 古都及び緑地保全事業を推進することにより、都市及び都市近郊に残された身近な緑地の保全を行った。
- ・ 良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を推進した。
- ・ 自然再生、多自然型川づくり等を荒川、木曽川等で実施。
- ・ 山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境として、一連の樹林帯（グリーンベルト）の形成を推進。
- ・ 平成 15 年度に港湾緑地の整備を全国約 120 港で実施した。
- ・ 特定飛行場の周辺区域（第 3 種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。

今後の取組の方向性

- ・ アメニティ豊かな生活環境を形成するため、引き続き、公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・港湾等の公共空間の緑化を行う必要がある。
- ・ 都市公園事業においては、都市部、既成市街地等用地確保が困難な地域において効率的な都市公園整備を推進するために以下の取組みを推進する。
 - ・ 立体的に都市公園の区域を定めることのできる制度の創設とその活用による都市公園整備の推進
 - ・ 借地方式による都市公園の整備の推進
 - ・ 比較的緩やかな規制により、里地・里山などを保全する緑地保全地域の指定の推進

平成 16 年度における新規の取組

- 緑地環境整備総合支援事業の創設
都市公園事業・緑地保全事業等の一体的な実施を支援する統合補助事業「緑地環境整備総合支援事業」を創設。
平成 16 年度予算額：50 億円（国費）
- 国庫補助負担金の見直し（都市公園事業）
都市公園整備事業（市町村）の補助採択の基準となる全体事業費の最低額の引上げ
1 億円→2 億円

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市地域整備局公園緑地課

（課長 高梨 雅明）

関係課：道路局地方道・環境課道路環境調査室

（室長 吉崎 収）

河川局河川環境課

（課長 坪香 伸）

河川局砂防部砂防計画課

（課長 亀江 幸二）

港湾局環境整備計画室

（室長 牛嶋 龍一郎）

航空局環境整備課

（課長 有岡 宏）

政策目標6 良質で安定した水の確保

きれいな水、おいしい水を豊かに確保できること

(1) 河川の正常な流量を確保する

本来、河川の流水は、舟運、漁業、観光、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔な保持、既得用水等の安定取水等の機能を持っており、これら河川が本来持っている機能の維持を積極的に図る必要がある。

業績指標：河川の流量不足解消指数

目標値：61%（H18 年度）

実績値：56%（H15 年度）

初期値：54%（H13 年度）

○業績指標 17：河川の流量不足解消指数

(指標の定義)

河川の代表地点において、良好な河川環境の維持等のために必要な目標流量に対して、不足している流量のうちダム等の貯留施設の完成により補給可能になった流量の割合を示す指数。流水の正常な機能の維持を目的としているダム等の建設がどの程度の割合で進んでいるかを示すことにより、ダム等による効果が適切に現れているかを分かり易く評価したもの。

(目標値設定の考え方)

H18 までに完成するダム等により、下流河川への渇水時に補給可能な流量の積み上げ、将来目標値に対する充足率で評価。

(考えられる外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

特になし

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
			54%	55%	56%

主な施策等

主な施策の概要

○河川流量の確保のためのダム建設等 (◎)

河川が本来持っている流水の機能を維持するために必要な流量を確保するためのダム等の整備を進め、河川の利水安全度の向上を図る。

予算額：河川総合開発事業 4,097 億円（H15）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 15 年度の実績値は 56%であり、目標の達成に向けて指標値は伸びている。
- 河川の流量不足解消指数の向上にはダムの整備が必要であるが、ダムの計画から完成までには長時間を要することが一般的であり、現在、指標値が向上するのは、過去の投資に依る部分が多い。
- 今後とも、継続的に指標値の向上を図るためには、計

画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

(施策の実施状況)

- 平成 15 年度には、河川総合開発事業関係予算 4,097 億円をもって、ダム等の整備及び管理を行った。
- 平成 15 年度は、小里川ダムをはじめとする 13 ダムを完成させた。
- 厳しい予算の中、事業中のダムについては、水需要の必要性等を勘案し、事業を峻別。必要な手続きを経て 10 事業を中止する一方、本体工事中のダムに重点投資を行った。

今後の取組の方向性

- 引き続き、事業中のダムについて、既存ダムの有効活用も含め水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を峻別する。
- また、既存ダムの有効活用として、貯水池容量の効率的な再配分による既存ダムの徹底活用等に取り組む。
- 事業を進めるに当たっては、コスト縮減を図りながら、重点化・効率化に取り組みつつ、計画的な投資と事業展開を行う。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局治水課（課長 柳川城二）

政策目標 6 良質で安全な水の安定した利用の確保

きれいな水、おいしい水を豊かに確保できること

(2) 水道水源域の水質を改善する

近年、トリハロメタン等の有害物質や異臭味の影響の問題などにより国民の水道水に対する信頼が低下している。また、水道事業者の対応のみでは、その供給する水道水が水道法に掲げる水質の要件を満たさなくなる場合が生じるおそれがある。こうした状態を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確保するため、下水道事業による水質の改善が求められている

業績指標：水道水源域における下水道処理人口普及率

目標値：60%（H18 年度）

実績値：集計中※（H15 年度）

初期値：48%（H12 年度）

※実績値は8月頃集計予定

○業績指標 18：水道水源域における下水道処理人口普及率

(指標の定義)

水道水源や水道取水口の上流域に処理水を放流する下水処理場に係る事業を実施している市町村における下水道処理人口普及率。

(目標値設定の考え方)

将来は、水道水源域のうち下水道の計画区域については、すべて処理することを目標としており、それを現況値との勘案で平成18年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

・地方公共団体（事業主体）

(施策の実施状況)

- 水道水源域における普及促進を図るため、これらの地域において下水道管きょの整備や処理場の整備など、下水道の整備を推進した。

今後の取組の方向性

- 水道水源や水道取水口の上流域に係る地域における下水道の普及促進については、国民の健康・安全の観点からも責任を持った対応が必要。このように安全でおいしい水の確保を図るため、引き続きこれらの地域の普及を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課
（課長 江藤 隆）

過去の実績値

(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
		48%	50%	53%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

① 水道水源域における下水道の整備

水道水源域における下水道の整備をすすめ、普及促進を図ることにより水道水源域への汚水の流入を防止し、安全で良質な水道水の供給の確保に資するため、これらの地域で下水道事業を実施する地方公共団体に対して重点的に補助する。

予算額9,250億円の内数（H15年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 水道水源域における下水道処理人口普及率の実績値（平成15年度）は現在集計中であるが、目標値の達成に向けて、今後も着実な整備が求められる。
- 水道水源や水道取水口の上流域に係る地域における下水道の普及促進については、国民の健康・安全の観点からも責任を持った対応が必要。このように安全で良質な水道水の供給を確保するため、下水道事業による水質の改善が求められており、さらなる推進が必要。

政策目標 6 良質で安全な水の安定した利用の確保
きれいな水、おいしい水を豊かに確保できること

(3) 河川の水質を改善する

河川水質の改善は動植物の生息・生育環境の保全等とともに、人間生活における自然とのふれあいや河川水利用の安全性の確保などの面からもその改善が望まれており、豊かで美しい自然環境の保全と形成のために河川における汚濁負荷量を削減し、河川水質の改善を進めていく必要がある。

業績指標：河川における汚濁負荷削減率

目標値：78% (H19 年度)

実績値：68% (H15 年度)

初期値：65% (H14 年度)

○業績指標 19：河川における汚濁負荷削減率

(指標の定義)

河川の環境基準達成のために、河川において削減することが必要な汚濁負荷量のうち削減する量の割合

(目標値設定の考え方)

平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間の河川浄化事業における汚濁負荷削減率

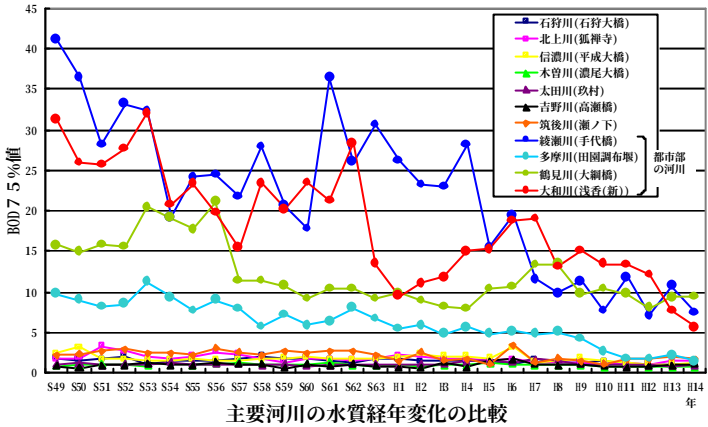
(考えられる外部要因)

- ・ 地元調整の状況等
- ・ 社会情勢の変化等による流入負荷の動向

(他の関係主体)

- ・ 地方公共団体等

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載】



主要河川の水質経年変化の比較

(施策の実施状況)

- ・ 平成 16 年度には綾瀬川、霞ヶ浦等都市部の河川や湖沼を重点的に、浄化施設等の整備を実施。

今後の取組の方向性

- ・ 事業の実施効果は着実に発揮されているが、河川における汚濁負荷量削減として、都市部の河川と湖沼について、今後も関係機関と一体となって重点的に水質改善事業を実施する必要がある。

担当部局等

担当部局：河川局河川環境課（課長 坪香 伸）

過去の実績値の推移 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				65%	68%

主な施策等

主な施策の概要

①浄化事業等の実施

河川において浄化施設等の設置を進め、水質改善を実現する。
予算額：河川事業費 9,379 億円（H15 年度事業費）の内数

②関係機関及び流域自治体と連携による水質改善施策設置等の整備

河川管理者と関係機関及び流域自治体が一体となって、水質改善施設等の整備をすることにより、水質改善を図る清流ルネッサンスⅡを推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 河川事業における汚濁負荷削減率は、河川浄化事業の実施等により、平成 15 年度の実績値で 68% であった。
- ・ 河川浄化施設の設置や下水道の整備により河川水質の改善は着実に進んでいる。

政策目標7 水害等による被害の軽減

水害、土砂災害、津波、高潮、雪害、火山噴火等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(1) 水害による被害を軽減するため、施設整備を行う

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や氾濫域に人口・資産が集中するという社会条件を踏まえつつ、水害被害の軽減を図り、安全で安心できる社会活動を支える必要がある。

業績指標：洪水による氾濫から守られる区域の割合

目標値：約 62%(61.7%) (H19 年度)

実績値：約 58%(58.4%) (H15 年度)

初期値：約 58%(57.8%) (H14 年度)

業績指標：床上浸水を緊急に解消すべき戸数

目標値：約 6 万戸 (H19 年度)

実績値：8.3 万戸※

初期値：約 9 万戸 (H14 年度)

**※速報値（実績値は 8 月頃
集計予定）**

業績指標：流下能力不足橋梁数

目標値：3,500 (H18 年度)

実績値：3,900 (H15 年度)

初期値：4,500 (H13 年度見込み)

業績指標：下水道による都市浸水対策達成率

目標値：54% (H19 年度)

実績値：51%※

初期値：51% (H14 年度)

**※速報値（実績値は 8 月頃
集計予定）**

○業績指標 20：洪水による氾濫から守られる区域の割合

（指標の定義）

当面の計画として、大河川においては30年～40年に1度程度、中小河川においては5年～10年に1度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫の防御が必要な区域に対し、防御されている区域の割合

（目標値設定の考え方）

長期的には100%を目指す。
平成19年度までに実施予定の事業及び過去の事業の完了状況から設定。

（考えられる外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

特になし

【社会資本整備重点計画第2章に記載】

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				約58% (57.8%)	約58% (58.4%)

○業績指標 21：床上浸水を緊急に解消すべき戸数

（指標の定義）

過去10年間（平成4年から平成13年までの間）に床上浸水を受けた家屋（約9万戸）のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある家屋数

（目標値設定の考え方）

長期的には0を目指す。
平成19年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

（考えられる外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

特になし

【社会資本整備重点計画第2章に記載】

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				約9万 戸	8.3万 戸（速報 値）※

※ 実績値は8月頃集計予定

○業績指標 22：流下能力不足橋梁数

（指標の定義）

河川を横断している鉄道橋、道路橋等のうち、洪水時の疎通能力が著しく不足している（河積不足、余裕高不足等）橋梁数をいう。ただし、橋梁架替をせずに河床掘削等によりネック部解消が図られる橋梁は該当しないものとする。

（目標値設定の考え方）

近年橋梁架替をした実績から、年平均着工橋梁数と平均工期より、今後5年間で目標橋梁数を設定。

（考えられる外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（河川管理者）等

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
			4,500 橋	4,200 橋	3,900 橋

○業績指標 23：下水道による都市浸水対策達成率

（指標の定義）

公共下水道又は都市下水路における都市浸水対策の整備対象区域の面積のうち、概ね5年に1回程度の大雨に対して安全であるよう、すでに整備が完了している区域の面積の割合。

（目標値設定の考え方）

将来は、少なくとも10年に1回程度の大雨に対する雨水安全度が確保されることを目標としており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第3章に記載】

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
49%	49%	50%	51%	51%	51%※

※ 実績値は8月頃集計予定

主な施策

主な施策の概要

①洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備（◎）

堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防えん堤等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：治水事業等（直轄）8,554億円（H15）の内数
（補助）7,979億円（H15）の内数
（特治等込み）

②下水道による雨水対策施設の整備の推進（◎）

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額：下水道事業 9,250 億円（H15 国費）の内数

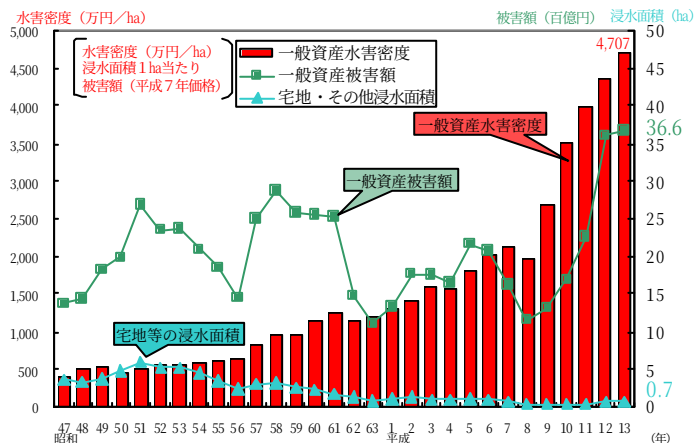
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 指標については、集計中のものもあるが目標の達成に向けて概ね順調に指標値が伸びている。
- 床上浸水を緊急に解消すべき戸数の平成 15 年度の実績値は約 8.3 万戸であり、目標の達成に向けて指標値は順調に伸びている。
- 下水道による都市浸水対策達成率の実績値は平成 15 年度末で 51%であり、この 1 年間で 0.7 ポイント上昇しており、目標（5 年間で 4 ポイント向上）の達成に向けて着実に進展している。
- 「洪水による氾濫から守られる区域の割合」等の指標値の向上のためには、河川、ダム、砂防設備等の整備を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備が必要である。
- 今後とも、継続的に指標値の向上を図るためには、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- 近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展による雨水の流出率の増加や局所的な集中豪雨により依然として内水被害が頻発している。また、被害内容の現況を見ると、宅地等の浸水面積は減少しているものの、都市化の進展や集中豪雨の多発により、被害額は減少しておらず、関係者の連携を図った取り組みが必要である。



（施策の実施状況）

- 効果の早期発現を目指し、本体工事中のダム等への重点投資を行っている。また、平成 15 年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、洪水の安全な流下を妨げるボトルネック橋梁の解消

を図るため、平成 14 年度からは従来の鉄道橋緊急対策事業の対象として新たに道路橋を追加した。

今後の取組の方向性

- ・ 昨年の北海道沙流川における計画を上回る洪水が発生しており、計画を上回る災害への備えや整備途上の備えが必要。大河川の破堤氾濫等に対する全国的な見地からの予防・応急・復旧・復興の体制の確立を行うため、社会経済全体を捉えた被害想定、防災施設の効果的整備戦略の策定、関係機関が連携した広域的応援体制の整備のための危機管理の活動要領の策定などを行う。
- ・ 自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の構築のため、住民や地域が自ら判断・行動するためのリアルタイム浸水情報等の情報提供の充実や地域防災力の要である水防団の体制強化を行う。
- ・ 財政状況が厳しくなる見込みの中、今後もコスト削減を図りながら、本体工事中のダムや水害が頻発している地域での河川改修に重点的・集中的な投資を行うとともに、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施設整備を図る。
- ・ 下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。
- ・ さらに、平成 16 年度には特定都市河川浸水被害対策法が施行され、これまで以上に下水道管理者、河川管理者及び地方自治体が一体となった浸水被害対策が行われる見込み。
- ・ ダム事業について既存ダムの有効活用も含め水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を峻別する等、実施中の事業について峻別を徹底する。
- ・ 既存ダムの有効活用として、貯水池容量の効率的な再配分による既存ダムの徹底活用等に取り組む。

平成 16 年度における新規の取組

○浸水被害緊急改善下水道事業の創設

都市機能集積地区、床上浸水被害未解消地区等において、再度災害防止等の観点から浸水被害の軽減及び解消を図るとともに、床上浸水被害を被った地区について、迅速な対策を可能とする浸水被害緊急改善下水道事業を創設。

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川計画課（課長 布村 明彦）

河川局治水課（課長 柳川 城二）

河川局砂防部砂防計画課（課長 亀江 幸二）

関係課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課

（課長 江藤 隆）

政策目標7 水害等による被害の軽減

水害、土砂災害、地震、火山災害等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(2) 災害の危険性に関する情報を普及させる

水害に備えるため堤防や排水機場などの治水施設の整備によるハード面の対策に加え、情報提供によるソフト面の対策を整備することが大切である。ハザードマップの有効性については、平成10年8月豪雨水害時における郡山市民の避難行動効果が明らかとなっており、このことを踏まえ、ソフト対策としてのハザードマップの普及を進めていく必要がある。

業績指標：ハザードマップ認知率

目標値：洪水 70% (H18 年度)
火山 76%

実績値：洪水 10% (H15 年度)
火山 70%

初期値：洪水 4% (H12 年度)
火山 30%

○業績指標 24①：ハザードマップ認知率（洪水）

(指標の定義)

「ハザードマップ認知率（洪水）」とは、直轄管理区間の河川に係るハザードマップ作成対象市町村において、マップが作成され、認知されている世帯数の割合。

(目標値設定の考え方)

直轄管理区間の河川に係る浸水想定区域図を提供する市町村全てに対し、市町村のハザードマップ作成、周知等を支援することと併せて、公表後に洪水が発生した地域におけるマップ認知の調査事例を参考に目標を算出。

(考えられる外部要因)

特になし

(他の関係主体)

地方公共団体（ハザードマップ作成主体）

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
		4%		6%	10%

○業績指標 24②：ハザードマップ認知率（火山）

(指標の定義)

「ハザードマップ認知率（火山）」とは、火山ハザードマップの作成が必要な主要火山周辺市町村における人口のうちハザードマップの配布・周知がなされ、内容を認識している人口の割合を示すもの。

(目標値設定の考え方)

ハザードマップを公表、または各戸配布していない火山について、各戸配布予定年度を各地方自治体に確認して、年度ごとに積上げ。

(考えられる外部要因)

特になし

(他の関係主体)

地方公共団体（ハザードマップ作成主体）

過去の実績値の推移 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
30%	30%	30%	49%	61%	70%

主な施策

主な施策の概要

①ハザードマップの作成支援（洪水）(◎)

- ・ 浸水想定区域図の公表を推進する。
- ・ 平成18年度末には、「ハザードマップ作成支援率」を100%まで達成させる。
※「ハザードマップ作成支援率」とは、ハザードマップ作成・普及のために、直轄管理区間の河川に係る各自治体が作成するハザードマップの基礎となる浸水想定区域図を河川管理者が公表し、対象市町村に対して周知する割合。

②ハザードマップの作成支援（火山噴火災害）(◎)～火山災害予想区域図の作成～

- ・ 火山噴火警戒避難対策事業の推進を図る
- ・ 平成18年度末には、「火山災害予想区域図提供率」を100%まで達成させる。
※「火山災害予想区域図提供率」とは、火山ハザードマップ作成・普及のため、火山ハザードマップ作成の基礎となる火山災害予想区域図を対象市町村へ周知した割合

③市町村への支援・協力の推進

- ・ 洪水ハザードマップ作成要領の作成
 - ・ PR誌の作成
 - ・ ホームページへの掲載
 - ・ 水防訓練
- ・ などの支援・協力を実施してきており、今後も市町村と連携することにより作成・公表の推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 洪水については、平成15年度の実績値は10%であり、

伸びは微増である。これは、ハザードマップを作成・公表している市町村が、浸水想定区域内の対象市町村の2.5割（H16.3.31現在）となっており、指標の向上については、市町村の更なる積極的な作成・公表に期待するところである。

- ・ 火山については、平成15年度の実績値が70%となっており、目標の達成に向けて順調に指標は伸びている。
- ・ 指標の伸びの原因としては、平成12年の有珠山及び三宅島の噴火により、それまで火山ハザードマップ未公表の地方自治体が、その重要性を認識し、作成・公表への機運が高まったことによると考えられる。
- ・ 残りの富士山についても、平成16年度中の公表予定で作業が進められている。公表後は順次地方自治体において配布・周知されることとなる。

（施策の実施状況）

（洪水）

- ・ 浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正から順調に公表している。（H16.3.31現在の公表：96水系163河川（109水系193河川中））

＜過去のハザードマップ作成支援率の推移＞

H13	H14	H15	目標値(H18)
32%	71%	73%	100%

- ・ 公表対象となる市町村への周知により支援を進めているところであり、目標年次までに、直轄管理区間の河川に係る約1,200市町村に対して、公表・周知・支援を行っていく。

＜平成16年3月31日現在、880市町村

（平成13年度；380市町村、平成14年度；474市町村、平成15年度；854市町村）＞

- ・ 平成14年9月に「洪水ハザードマップ作成要領」を作成。
- ・ 平成15年2月に洪水ハザードマップPRパンフレットを作成。
- ・ 今後は、いかに住民に周知させるかについて工夫していく必要がある。

（火山）

- ・ 平成4年度より、火山噴火警戒避難対策事業を推進し、これにより火山活動による社会影響の大きい30火山について火山災害予想区域図の整備が進んでいる。
- ・ 火山災害予想区域図の公表については、平成8年から順調に公表している。（H16.3.31現在の公表：29火山（30火山中））

＜過去の火山災害予想区域図提供率の推移＞

H11	H12	H13	H14	H15	目標値
42%	42%	65%	81%	89%	100%

- ・ 公表対象となる市町村への周知により支援を進めているところであり、目標年次までに、火山ハザードマップの作成が必要な主要火山周辺の140市町村に対して、公表・周知・支援を行っていく。

＜平成16年3月31日現在、125市町村＞

- ・ さらに、先駆的な火山ハザードマップについては、新たな火山災害要因を盛り込んだ火山ハザードマップの作成・公表が行われている。

今後の取組の方向性

（洪水）

- ・ 浸水想定区域の公表を進め、109水系193河川（約1,200市町村）全ての公表を早期に実現する。

（H16.3.31現在の公表：96水系163河川（880市町村））

- ・ ハザードマップの推進に向けた方策として、地域住民のスムーズな避難誘導のために、積極的なハザードマップ作成の推進を図る必要があり、各地域の事情に則した効果的な取組を国土交通省として支援していく。

〔具体例〕

- ① ハザードマップ作成のベースとなる浸水想定区域図の電子データを配布。
- ② 住民から見て分かりやすい洪水ハザードマップにするためのガイドラインの作成
- ③ 水防訓練、避難訓練の実施。
- ④ 小学生を対象にした防災教育の実施。

（火山）

- ・ 上記で分析したように、平成12年の有珠山及び三宅島の噴火により、火山ハザードマップ未公表の地方自治体で、作成・公表の機運が高まっていることから、残りの富士山についても作成・公表できるよう火山噴火警戒避難対策事業を推進すると共に、先駆的な火山ハザードマップについては、新たな火山災害要因を盛り込む等、新たな火山ハザードマップの作成・公表を促進する。
- ・ については、火山活動による社会影響の大きい30火山全てで火山ハザードマップの作成・公表を促進する。

平成16年度における新規の取組

- ・ 住民から見て分かりやすい洪水ハザードマップにするためのガイドラインの作成に向けた検討 等

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 柳川 城二）

河川局砂防部砂防計画課（課長 亀江 幸二）

政策目標7 水害等による被害の軽減

水害、土砂災害、津波、高潮、雪害、火山噴火災害等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(3) 台風時の被害を軽減するため、気象情報を充実する

台風は、国民生活に対してもっとも大きな被害をもたらす自然現象の1つである。台風による被害の軽減を図るためには、台風中心位置予報をはじめとする事前の予測情報に基づいて、より効果的な防災対策を講じる必要がある。このため、台風に関する予測情報の基本である台風中心位置予報をはじめとした気象情報の充実が必要である。

業績指標：台風中心位置予報の精度

目標値：360km (H17 年)

実績値：374km (H15 年)

初期値：443km (H12 年)

○業績指標 25：台風中心位置予報の精度

(指標の定義)

72 時間先の台風中心位置の予報誤差(km) (台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との距離の差)を当該年を含む過去3年間で平均した値

(目標値設定の考え方)

平成12年までの過去3年間における予報誤差の平均は443kmである。新たな数値予報技術の開発等により、5年間(平成17年)で約20%の改善目標(同平均360km)が適切と判断。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

過去の実績値(暦年)

H11	H12	H13	H14	H15
435km	443km	401km	393km	374km

主な施策

主な施策の概要

①静止気象衛星(運輸多目的衛星)の整備

新1号機及び新2号機の打上げによって、精密な気象衛星観測データの高頻度での入手等による実況監視能力の向上を踏まえ、台風予報精度の一層の向上を図る。

予算額：33.2億円(H15年度)

37.2億円(H16年度)

②スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用

気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報、台風予報などの精度を向上する。

予算額：12.6億円(H15年度)

12.6億円(H16年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

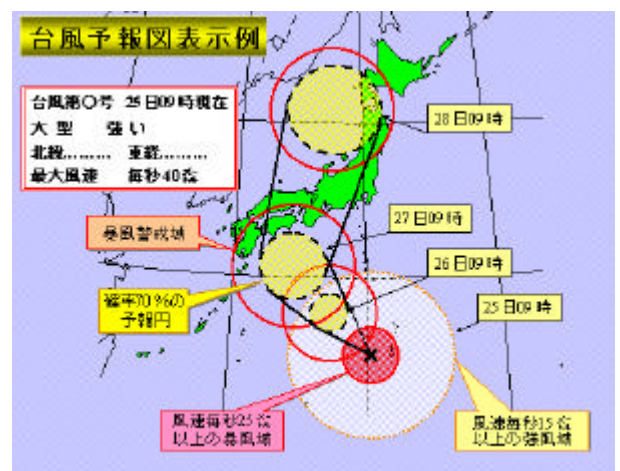
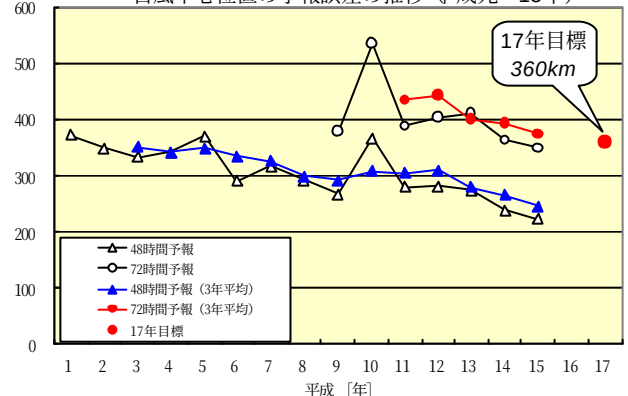
台風の発生数や発生位置・強度など、年ごとの台風特性により台風予報の難易度が異なるため、本指標は当該年を含む前3年間の平均誤差としているが、平成15年1年間の平均誤差では349kmであり、平成17年の目標達成に向け、着実に精度が向上している。

精度向上の要因としては、台風予報に用いている数値予報モデルの解像度を向上させたこと、台風に関係

するモデル計算手法や、気象衛星観測データ等を取りこむ解析手法を高度化したことが挙げられる。

目標値の達成のためには、観測データの利用技術の高度化や予報モデルのさらなる改善が必要である。

予報誤差(km) 台風中心位置の予報誤差の推移 平成元～15年



(施策の実施状況)

平成13年3月のスーパーコンピュータ更新後、これを情報処理基盤として、観測データを取り込む手法の高度化や数値予報モデルの改善等、台風予報精度向上に資する施策を計画的に実施している。

運輸多目的衛星(新1号機、新2号機)の打上げに向け整備を進めた。

今後の取組の方向性

目標値の達成、あるいは目標値以上の精度向上を図るためには、観測データを数値予報モデルに取り込む手法についてさらに改善を進めるとともに、気象衛星データを利用した台風の三次元的な実況を詳細に解析するための技術の向上やシステムの解析処理能力の向上、また、これを踏まえたモデル開発を一層推進する必要がある、これらを的確に実施して台風予測精度の一層の向上を図る。

平成 16 年度における新規の取組

極軌道衛星の水蒸気データを数値予報モデルに取り込む手法の改善と台風のエネルギーとなる水蒸気の供給を左右する境界層の計算手法の改善により、台風の予報精度をさらに向上させる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁予報部業務課（課長 瀬上 哲秀）
関係課：気象庁観測部管理課（課長 羽鳥 光彦）

政策目標7 水害等による被害の軽減

水害、土砂災害、地震、火山災害等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(4) 土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を行う

現状においても自然災害に占める土砂災害の犠牲者数が約半数にのぼることに鑑み、全国で頻発する土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊による土砂災害から国民の生命・財産を守るため、今後とも計画的な土砂災害対策を実施する必要がある。

業績指標：土砂災害から保全される戸数

目標値：約 140 万戸(H19 年度)

実績値：約 124 万戸(H15 年度)

初期値：約 120 万戸(H14 年度)

業績指標：土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数

目標値：約 4,100 施設 (H19 年度)

実績値：約 3,300 施設 (H15 年度)

初期値：約 3,100 施設 (H14 年度)

○業績指標 26：土砂災害から保全される戸数

(指標の定義)

全国の土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全（安全が確保）される家屋等の総戸数。

(目標値設定の考え方)

長期的には事業の実施の対象となっている全ての家屋等の保全を図る。
平成19年までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

(考えられる外部要因)

地元調整の状況等。
開発行為による新規の住宅地等の増大。

(他の関係主体)

特になし
【社会資本整備重点計画第2章及び第3章に記載】

(考えられる外部要因)

地元調整の状況等。
開発行為による新規の災害時要援護者施設の増大。

(他の関係主体)

特になし
【社会資本整備重点計画第2章及び第3章に記載】
※ 社会資本整備重点計画においては、災害時要援護者は災害弱者として記載

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				約 120 万 戸	約 124 万 戸

○業績指標 27：土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数

(指標の定義)

土砂災害から保全される戸数のうち災害時要援護者関連施設（病院、老人ホーム、幼稚園等）の総数。

(目標値設定の考え方)

長期的には事業の実施の対象となっている全ての災害時要援護者関連施設の保全を図る。
平成19年までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				約 3,100 施設	約 3,300 施設

主な施策

主な施策の概要

① 砂防設備の整備 (◎)

砂防事業の進捗を図る。
予算額：(直轄) 638 億円 (H15 国費) の内数
(補助) 997 億円 (H15 国費) の内数

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

地すべり対策事業の進捗を図る。
予算額：(直轄) 51 億円 (H15 国費) の内数
(補助) 152 億円 (H15 国費) の内数

③ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 (◎)

急傾斜地崩壊対策事業の進捗を図る。
予算額：(補助) 405 億円 (H15 国費) の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○ 土砂災害から保全される戸数

平成15年度の実績値は約124万戸であり、目標の達成に向けて指標値は順調に伸びている。ただし、開発行為による新規の住宅地等の増大という外部要因への対応も必要である。今後ともコスト縮減等の取組を行いながら、引き続き重点的・効率的な整備を推進する必要がある。

○ 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数

平成15年度の実績値は約3,300施設であり、目標の達

成に向けて指標値は順調に伸びている。しかし、過去5年間（H10～14）の土砂災害による犠牲者のうち災害時要援護者の割合が約 62%を占めるなど、現状においても高齢者等の災害時要援護者の割合が高いため、今後ともコスト縮減等の取組を行いながら、引き続き重点的・効率的な整備を推進する必要がある。

（施策の実施状況）

- ・ 近年大きな災害をうけた地域における適切な対応、重要交通網等の保全、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、平成 15 年度からは「短期集中事業」として、おおむね 5 年間で重点的に実施することとしている。
- ・ 土砂災害から国民の生命及び身体の保護するため H13 に制定された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。

今後の取組の方向性

- ・ 我が国では毎年約 1000 件の土砂災害が発生している。昨年は、水俣市で 19 名が亡くなる激甚な災害が発生している。これらの状況を踏まえ、近年土砂災害による被害を受けた地域等における再度災害防止のための事業の重点化を実施する。また、災害時要援護者関連施設に係る土砂災害防止施設を引き続き重点的に整備する。
- ・ 開発行為による新規住宅地等の増大という外部要因に対して、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を強力に推進し、開発抑制を図る。
- ・ 更に、少なくとも人命を守るため、土砂災害情報の高度化を目指して、気象庁、消防庁と連携した土砂災害警戒情報提供の本格運用を開始する。

平成 16 年度における新規の取組

- ・ 土砂災害の恐れのある区域からの移転促進のための税制の創設

土砂災害特別警戒区域等内にある建築物の移転を促進するため、区域外に新たに建築物を取得する場合の不動産取得税の特例措置を創設した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 亀江 幸二）

政策目標7 水害等による被害の軽減

水害、土砂災害、地震、火山災害等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(5) 津波・高潮等の災害による被害を軽減するため、施設整備を行う
防護が必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は十分ではないため、海岸保全施設を計画的に整備し、生命・財産についての所要の安全性を確保することが必要である。

業績指標：津波・高潮による災害から一定の水
準の安全性が確保されていない地域
の面積

目標値：約 10 万 ha (H19 年度)
実績値：約 13.4 万 ha (H15 年度)
初期値：約 15 万 ha (H14 年度)

○業績指標 28：津波・高潮による災害から一定の水
準の安全性が確保されていない地域の面積

(指標の定義)
各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に
対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面
積
(目標値設定の考え方)
長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 19 年度まで
に達成可能な値として設定
(考えられる外部要因)
宅地開発等による防護対象面積の増加
(他の関係主体)
地方公共団体（事業主体）
【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				約 15 万 ha	約 13.4 万 ha

主な施策

主な施策の概要

① 海岸保全施設の新設整備等（◎）

予算額 1,465 億円（H15 年度）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にそ
の概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関す
るものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 15 年度の実績値は防護されていない面積約 13.4
万 ha であり、目標の達成に向けて順調に指標値は伸び
ている。一方、平成 16 年 3 月には東南海・南海地震
防災対策推進基本計画が策定されるなど、大規模地震
に対して津波や地震被害の可能性のある地域の安全確
保が緊急な課題となっており、津波・高潮対策につい
て一層の効率的実施が求められる。また、今後の対策
としてはハード整備のみでは限界もあり、ハード・ソ

フト一体となった総合的な防災対策を進めていく必要
がある。

(施策の実施状況)

未整備地区における海岸保全施設の新築整備、暫定施設の
早期完成や老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化等
を行っている。

海岸事業実施箇所数 886 箇所

今後の取組の方向性

- ・ 海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設
等の整備とあわせ、住民の自衛（避難）行動によるソ
フト対策を含めた総合的な防災対策を進める。

平成 16 年度における新規の取組

- ・ 総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充（政策
アセスメントを実施）
津波・高潮による被害を軽減するため、「総合的な津
波・高潮災害対策の強化事業」を拡充し、津波の即時来
襲が懸念される危険地帯を対象とした緊急時の対応に
も活用できる管理用通路等の整備を行う。
- ・ 海岸事業における災害弱者対策の推進（政策アセスメ
ントを実施）
津波・高潮による被害を軽減するため、「海岸事業に
おける災害弱者対策」を採択し、採択要件のうち、防護人
口について災害弱者避難施設利用数に基づき判定するよう見直
しを実施するとともに、既存施設のバリアフリー化、安全情報伝
達システム等の整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局海岸室（室長 細見寛）

関係課：港湾局海岸・防災課（課長 内村重昭）

政策目標 8 地震・火災による被害の軽減

地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること。

(1) 災害時の緊急支援ルートを確保する

集中豪雨や大規模地震等の災害時に、被災した地域に対して、他の地域からの救援ルートを確保し、救援活動が迅速に行われることで、安全で安心できる暮らしを確保することが必要である。

業績指標：災害時に広域的な救援ルートが確保されている
都市の割合

目標値：76%（H19 年度）
実績値：68%（H15 年度）
初期値：66%（H14 年度）

○業績指標 29：災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合

(指標の定義)

地域の中心の都市^(注1)のうち、隣接する中心の都市への道路の防災・震災対策が完了している^(注2)ルートを少なくとも一つは確保している都市の割合。

(注1) 陸路で連絡する隣接二次生活圏の存在しない圏域を除く二次生活圏（北海道については地方生活圏）の中心都市をさす。ただし、二次生活圏が設定されていない首都圏・近畿圏・中部圏については、都府県庁所在地を用い、同一の二次生活圏に複数の中心都市が存在する場合は人口の多い都市を対象としている。【合計約300都市】

二次生活圏とは、高度な買い物ができる商店街や専門医を持つ病院、高等学校等の広域利用施設に準じた施設に、概ねバスで1時間程度で行ける範囲の圏域（半径6～10km程度）

地方生活圏とは、総合病院、各種学校、中央市場等の広域利用施設に、概ね1～1.5時間程度で行ける範囲の圏域（半径20～30km程度）

(注2) 橋脚の耐震補強及び5年確率で通行規制が発生する可能性のある事前通行規制区間の防災対策が完了していること。

(目標値設定の考え方)

長期的に100%を目指すこととして、平成19年度の目標を設定

(考えられる外部要因)

- ・事前通行規制区間が新たに追加される場合、もしくは通行規制基準が見直された場合
- ・点検の結果、斜面等の変状が発見され、新たに対策が必要となる場合
- ・地元調整の状況等

(他の関係主体)

- ・地方公共団体等

【社会資本整備重点計画第2章に記載】

面対策や橋脚耐震補強などの防災・震災対策を重点的に進める。

予算額：地震・火災による被害の軽減

事業費 3,593 億円の内数（H15 年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本重点事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成14年度実績値 66%に対し平成15年度の実績値は68%となり、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。

(施策の実施状況)

- ・法面对策や橋脚耐震補強などの防災・震災対策を重点的に実施した。また、河川局、気象庁等と連携し「防災情報提供センター」を設置、運用することで、国民に防災情報を一元的かつリアルタイムに提供することで、防災への注意喚起を促している。

今後の取組の方向性

- ・災害に対して安全で信頼性の高い道路網を確保するため、地域の日常活動や災害時の緊急活動等を支える道路について、法面对策や橋脚耐震補強などの防災・震災対策を引き続き重点的に進める。

担当部局等

担当部局：道路局 道路防災対策室（室長 梅山和成）

関係部局：都市・地域整備局 街路課（課長 斉藤 親）

道路局 高速国道課（課長 横田耕治）

道路局 国道・防災課（課長 鈴木克宗）

道路局 地方道・環境課（課長 森永教夫）

道路局 有料道路課（課長 金井道夫）

過去の実績値の推移

(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
			66%	68%

主な施策等

主な施策の概要

○道路の防災・震災対策の推進（◎）

災害に対して安全で信頼性の高い道路網を確保するため、地域の日常活動や災害時の緊急活動等を支える道路について、法

政策目標8 地震・火災による被害の軽減

地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(2) 震災時の水害による被害を軽減するための施設整備を行う

震災によって引き起こされる水害は、我が国の地形条件、人口・資産分布等の社会条件などから、国民生活に大きな被害をもたらす危険性がある。このため、河川管理施設や海岸保全施設等の施設を充実させることによりできる限り水害を抑える必要がある。

業績指標：地震時に防護施設の崩壊による水害が発生
するおそれのある地域の解消

目標値：約 10,000ha (H19 年度)

実績値：約 12,300ha (H15 年度)

初期値：約 13,000ha (H14 年度)

○業績指標 30：地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消

(指標の定義)

ゼロメートル地帯等（注）において河川管理施設や海岸保全施設が大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

（注）地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位と定義しており、一般的な標高を表す海拔0m以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。

(目標値設定の考え方)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成19年度までに達成可能な値として設定

(考えられる外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				約 13,000ha	約 12,300ha

主な施策

主な施策の概要

①堤防等河川管理施設の耐震化（◎）

大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額 9,379 億円（H15年度）の内数

②海岸保全施設の耐震化（◎）

大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額 1,465 億円（H15年度）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

るものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成15年度末の実績値は12,300haであり、目標の達成に向けて順調に指標値は伸びている。一方、平成16年3月には東南海・南海地震防災対策推進基本計画が策定されるなど、大規模地震に対して地震被害の可能性がある地域の安全確保が緊急な課題となっており、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

(施策の実施状況)

堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進している。

今後の取組の方向性

- 堤防の耐震対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等を中心に推進していく。

平成16年度における新規の取組

・大規模地震やこれに起因する津波への対策が急がれる昨今の情勢を踏まえ、指定区間内の一級河川及び二級河川について、緊急かつ計画的に地震・津波対策に取り組むため、低地対策河川事業に津波対策を事業対象として加えた上で再編する地震・高潮等対策河川事業を創設。

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 柳川城二）

関係課：河川局海岸室（室長 細見寛）

港湾局海岸・防災課（課長 内村重昭）

政策目標 8 地震・火災による被害の軽減

地震や火山の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(3) 多数の者が利用する建築物を耐震化する

多数の者が利用する建築物を耐震化する建築物の耐震性の基準は昭和 56 年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に多数の者が利用するものについて重点的に耐震化を図る必要がある。

業績指標：多数の者が利用する一定の建築物
の耐震化率

目標値：約 2 割（H19 年度）

実績値：集計中※（H15 年度）

初期値：16%（H14 年度）

※実績値については 11 月頃集計予定

○業績指標 3 1 ①：多数の者が利用する一定の建築物 及び住宅の耐震化率

（指標の定義）

新耐震基準以前に建築された特定建築物のうち、耐震診断の結果、改修が不要と判定されたもの、耐震改修を実施したもの及び建替・除去を行ったものの割合。

・「新耐震基準」とは、「昭和 56 年 6 月 1 日施行の建築基準法施行令改正に係る建築物の耐震基準」をいう。

・「特定建築物」とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 2 条に規定されている、現行の耐震基準を満たしていない多数の者が利用する一定の用途・規模の建築物」をいう。

（目標値設定の考え方）

直近数年間の新耐震基準以前の特定建築物の耐震化の状況を踏まえ、平成 19 年度目標を設定した。

（考えられる外部要因）

・目標達成には、建築物の耐震改修・古い建築物の除去のペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

該当なし

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値（年度）				
H11	H12	H13	H14	H15
13%	14%	15%	16%	集計中

主な施策

主な施策の概要

①特定建築物の耐震改修工事等に対する支援措置

（◎）

・耐震型優良建築物等整備事業

特定建築物等の耐震改修に対する費用の一部補助により、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等

に寄与する優良な建築物等の整備を行う。

予算額 673 億円の内数（H15 年度）

・市街地総合再生計画作成時における耐震診断費の補助

市街地総合再生計画作成時に特定建築物等の耐震診断に対する費用の一部を補助し、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を行う。

予算額 240 億円の内数（H15 年度）

・日本政策投資銀行等政府系金融機関による低利ローン

一定の要件を満たす特定建築物について、耐震改修工事に対する融資を行い、特定建築物の耐震改修などのリフォームの促進を図る。

②耐震改修促進法の的確な運用（◎）

多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者の耐震改修を努力義務化等する法律の的確な運用を図り、特定建築物の耐震改修の達成を図る。

③耐震改修工法の開発・普及（◎）

耐震改修効果の高い工法の検討を行い、耐震改修効果の高い工法についての技術指針等の作成を行う。

④防災拠点官庁施設の耐震化（◎）

国の防災拠点官庁施設は、災害時においてその機能を十分発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保する。

予算額 244 億円の内数（H15 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成 15 年度の実績値は集計中であるが、平成 10 年度から 14 年度にかけ、順調に指標は伸びている。
- ・指標の伸びの原因としては、耐震型優良建築物等整備事業や関係省庁による補助等による支援策が活用されてきたこと、公共建築物等を中心に一定の予算措置等がとられてきていることなどが考えられる。
- ・特に、宮城県北部地震や平成 15 年十勝沖地震の発

生、東南海・南海地震の危険性の指摘などにより危機意識がある程度高まってきていることが掲げられる。

- ・なお、平成 14 年度の指標の内訳について見ると、公共建築物の耐震化が約 27%、民間建築物の耐震化が約 16%となっている。

(施策の実施状況)

- ・特定建築物の耐震改修工事等に対する支援措置の実施とともに、耐震改修促進法の円滑な施行のための地方公共団体等への対応及び補助等の円滑な実施を図った。
- ・国の防災拠点官庁施設の耐震化を実施した。
- ・現状の課題としては、防災拠点官庁施設について必要とされる高度な耐震化が達成されていないこと、民間建築物における耐震化が非常に低い水準となっていることが掲げられる。

今後の取組の方向性

今後は、引き続き公共建築物における耐震化を推進するとともに、特に民間建築物に対する耐震化を促進するため、補助・融資制度等の支援策を総合的に見直すなど活用の推進を図るとともに、所有者等の意識を啓発すべく普及広報を図っていく必要がある。

また、国の防災拠点官庁施設の高度な耐震化についても推進を図る必要がある。

平成 16 年度における新規の取組

- 建築物の耐震診断・改修支援制度の普及のためのセミナー等を開催する。
- 耐震診断・改修のための支援を充実する。
 - ・耐震型優良建築物整備事業制度の拡充（政策アセスメントを実施）
耐震型優良建築物整備事業制度の補助要件を緩和し、大規模地震による危険性が高い地域について、D I D地区（国勢調査の人口集中地区）外であっても、一定の集積のある地域（30 戸／ha かつ 300 戸以上）を補助対象とするよう、補助対象地域を拡充する。
 - ・市街地総合再生計画作成における耐震診断費の補助の拡充
市街地総合再生計画の作成後であっても、耐震診断の費用を補助対象とするよう拡充する。
- 「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」の成立後にその円滑な施行のために必要な基準の作成等を予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 小川 富由）
大臣官房官庁営繕部計画課（課長 藤田伊織）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 高井 憲司）
大臣官房官庁営繕部整備課（課長 寺本英治）
大臣官房官庁営繕部設備・環境課（課長 野村 修）

政策目標 8 地震・火災による被害の軽減

地震や火山の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(4) 住宅を耐震化する

建築物の耐震性の基準は昭和 56 年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅の耐震化を図る必要がある。

業績指標：多数の者が利用する一定の建築物
及び住宅の耐震化率

目標値：約 65% (H19 年度)
実績値：集計中※ (H15 年度)
初期値：51% (H10 年度)
※実績値については 11 月頃予定

○業績指標 31②：多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率

(指標の定義)

住宅総数のうち、耐震性を有するもの（新耐震以降に建築されたもの、耐震診断の結果、改修が不要と判定されたもの、耐震改修を実施したもの及び建替・除去を行ったもの）の割合。

・「新耐震基準」とは、「昭和 56 年 6 月 1 日施行の建築基準法施行令改正に係る建築物の耐震基準」をいう。

(目標値設定の考え方)

住宅・土地統計調査のデータベースに、耐震診断・改修に対する補助制度の活用状況を踏まえ、目標を設定した。

(考えられる外部要因)

・目標達成には、住宅の耐震改修・古い住宅の除去のペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

該当なし

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
51%					集計中※

主な施策

主な施策の概要

①補助、融資及び税制による住宅の耐震化の促進 (◎)

住宅の耐震改修に対する費用の一部補助、住宅の改修工事に対する低利ローン、住宅取得・改修（耐震改修を含む）に係るローン残高の一部の所得税額からの控除を通じ、耐震改修の促進を図る。

補助：予算額 150 億円の内数 (H15 年度)

②公共住宅等供給効率化事業による住宅の耐震診断 (◎)

住宅の耐震診断費用の一部補助事業を行い、住宅の

耐震改修に対する潜在的需要の掘り起こしを図る。
予算額 440 億円の内数 (H15 年度)

③耐震改修工法の開発・普及

耐震改修効果の高い工法の検討を行い、耐震改修効果の高い工法についての技術指針等の作成を行う。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・5 年ごとの集計（住宅・土地統計調査）による状況の把握を行っているが、平成 15 年の指標の実績については、現在集計中であるため不明である。
- ・なお、耐震診断に対する補助は、平成 14 年度までに約 9 万 7 千戸の実績があった。

(施策の実施状況)

- ・耐震診断や改修実施の推進のため、密集住宅市街地整備事業などの補助制度等について地方公共団体への周知を図った。一層の推進のため、補助対象地域を拡充する必要がある。
- ・耐震改修効果の高い工法の検討を行ったが、普及促進については不十分。

今後の取組の方向性

○耐震診断・改修の普及促進

耐震診断・改修の方法についての検討成果を踏まえ、技術指針を作成し、普及促進を行う。

○住宅の耐震改修費補助制度の拡充

補助対象地域の見直しを含め、支援制度の総合的な見直しを行うことなどにより、耐震改修への支援の円滑化に努める。

平成 16 年度における新規の取組

○住宅の耐震性の評価に係る技術指針や、耐震診断・

- 改修支援制度の普及のためのセミナー等を開催する。
- 住宅の耐震改修費補助制度を拡充する。
 - ・大規模地震による危険性が高い地域で一定の集積のある地域（30戸／ha かつ 300戸以上）を補助対象地域に追加するとともに、耐震改修費補助の要件を満たす住宅の建替えについて、補助対象に追加。
 - 住宅の耐震性の評価・活用方法について、住宅所有者がより実施しやすくなるよう検討を行う。
 - 今国会に提出中の「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」の成立後に、その円滑な施行のために必要な基準の作成等を予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 小川 富由）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 高井 憲司）
住宅局住宅生産課（課長 川本 俊明）

政策目標 8 地震・火災による被害の軽減

地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活にかかる被害の軽減が図られること

(5) 震災時の避難地を確保する

震災時に深刻な被害が予想される市街地において、都市における防災機能を強化し、安全でゆとりある生活を確保するため、市街地において災害時に広域的な避難の用に供する広域避難地を整備する必要がある。

業績指標：一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

目標値：約 25% (H19 年度)

実績値：約 10%※ (H15 年度)

初期値：約 9% (H14 年度)

※速報値

- 業績指標 32：一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

(指標の定義)

人口 20 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）における、災害応急対策施設のうち「備蓄倉庫」「耐震性貯水槽」「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積 10ha 以上のオープンスペース（注）が確保された都市の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

(目標値設定の考え方)

都市の防災機能の飛躍的向上を図るため、長期的には 100% を目指しており、現況値との勘案により平成 19 年度の目標値約 25% を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第 2 章及び第 3 章に記載あり】

過去の実績値

(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
			約 9%	約 10% (速報値)

主な施策

主な施策の概要

① 防災公園の整備 (◎)

広域避難地等となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全でゆとりある生活を確保する。

予算額：国営公園整備費

約 295 億円 (H15 年度)

都市公園事業費補助

約 904 億円の内数 (H15 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画

にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 各自治体等からの報告を元に速報値を算出したところ、初年度である平成 15 年度末現在で約 10% である。指標のベースとなるオープンスペースの規模がある程度まとまった規模であることや防災関係部局との調整を要することから、政策の効果が数年遅れて発現するものと考えられる。

(施策の実施状況)

- 都市における防災機能を強化し、安全でゆとりある生活を確保するため、市街地において災害時に広域的な避難の用に供する広域避難地等の整備を行った。

今後の取組の方向性

- 都市における防災機能を強化し、安全でゆとりある生活を確保するため、引き続き、市街地において災害時に広域的な避難の用に供する広域避難地等の整備を推進する。

平成 16 年度における新規の取組

- 国庫補助負担金の見直し（都市公園事業）
都市公園整備事業（市町村）の補助採択の基準となる全体事業費の最低額の引上げ

1 億円→2 億円

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市地域整備局公園緑地課

（課長 高梨 雅明）

政策目標 8 地震・火災による被害の軽減

地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること

(6) 震災時の緊急物資の供給を確保する

震災時においては、被害をできる限り抑えるためにも、被災地域に緊急物資をいち早く供給することが必要である。しかし、通常の物資輸送が困難な場合が多くあるため、多様な輸送手段により緊急物資を輸送できるようにする必要がある。

業績指標：港湾による緊急物資供給可能人口

目標値：約 2,600 万人 (H19 年度)

実績値：約 2,000 万人 (H15 年度)

初期値：約 1,900 万人 (H14 年度)

○業績指標 33：港湾による緊急物資供給可能人口

(指標の定義)

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域(注1)、特定観測地域内(注2)の港湾において、耐震強化岸壁等の整備により緊急物資等の供給が可能な人口。

(注1) 地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。

(注2) 地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない、②活構造地域、③最近地殻活動が活発、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部・福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等。

(目標値設定の考え方)

長期的に供給可能総人口、約3,600万人を目指すことを目標に、平成19年度までに実施可能な整備により見込まれる緊急物資供給可能人口を設定。

(外部要因)

- ・ 該当なし

(他の関係主体)

- ・ 地方公共団体(事業主体)

【社会資本整備重点計画第2章及び第3章に記載】

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
約1,500万人	約1,600万人	約1,800万人	約1,900万人	約2,000万人

主な施策

主な施策の概要

- ① 耐震強化岸壁を備えた港湾を整備することにより、海上からの緊急物資輸送の確保を図る。

予算額(国費) 40億円(H15年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析
(指標の動向)

- ・ 平成15年度の実績値については、平成14年度と比較すると、耐震強化岸壁の整備により緊急物資供給可能人口約2,000万人となった。今後さらに耐震強化岸壁の整備を推進することにより、目標値の達成を目指す。

(施策の実施状況)

- ・ 平成15年度に対象とする地域の5港湾において耐震強化岸壁が供用開始された。
- ・ 対象とする地域において、現在7港湾で耐震強化岸壁を整備中である。

今後の取組の方向性

- ・ 引き続き観測強化地域などにおける耐震強化岸壁の整備を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局 海岸・防災課(課長 内村 重昭)

政策目標 8 地震・火災による被害の軽減

地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産に係る被害の軽減が図られること。

(7) 密集市街地を改善する

老朽化した木造建築物が密集し、道路、公園等の公共施設の不足するいわゆる密集市街地においては、市街地大火が発生しやすいため、密集市街地の早急な整備改善を図り、大規模地震などで出火した際の延焼危険性を低減させる必要がある。

業績指標：地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約 8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

目標値：約 3 割（H19 年度）
実績値：0 %（H14 年度）
初期値：0 %（H14 年度）
※ 5 年に一度の調査を用いて把握するため、H15 の実績値はなし（次回調査は H19）

○業績指標 34：地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約 8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

（指標の定義）

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後 10 年以内に最低限の安全性を確保すること

（※）が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地（全国約 8,000ha）の中で、最低限の安全性が確保される市街地の割合。

（※）地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表わす指標である不燃領域率で 40%以上を確保すること等をいう。不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物の敷地及び幅員 6m以上の道路等の公共施設面積の割合。当該指標は 5 年に一度の調査である都市計画基礎調査等を用いて把握している。

（目標値設定の考え方）

都市計画基礎調査等をベースに地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地を抽出し、各種事業の事業進捗率等のデータを踏まえ、目標を設定した。

（考えられる外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			0 ha	

主な施策

主な施策の概要

○密集市街地の整備改善のための事業等の推進 (◎)

- ・密集市街地整備促進事業により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る（予算額：150 億円(H15 年度国費)）。
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る（予算額：234 億円(H15 年度国費)）。
- ・都市基盤整備公団に対する都市・居住環境整備推進出資金（密集市街地整備促進型）を活用する（予算額：65 億円(H15 年度)）。
- ・住宅金融公庫の都市居住再生融資制度により、密集住宅市街地整備促進事業の整備計画区域内等における共同建替事業に対する融資を行う。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・5 年に一度の調査を用いて把握するため、H15 年度の実績値はない（次回調査は H19 年度）。
- ・「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」の改善施策の状況について、都道府県及び政令指定都市の協力を得て把握を行い、平成 15 年 12 月 26 日に公表した。
- ・これによると、改善施策を行うことによって約 8,000ha のうち、113 地区 3,773ha（全体面積の約 47%）については、今後概ね 10 年以内に最低限の安全性が確保される見込みである。残る合計 287 地区 4,200ha（全体面積の約 53%）については、安全性を確保するための更なる検討が必要である。

（施策の実施状況）

- ・密集住宅市街地整備促進事業等により、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等を総合的に行い、密集市街地の整備改善を図った。
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

法律等の一部改正を行った（平成 15 年 12 月 19 日施行）。

- ―防災公共施設等の整備に関する計画の防災街区整備方針への位置付け
- ―特定防災街区整備地区の創設
- ―防災街区整備事業の創設
- ―防災都市施設の整備のための特別の措置等の整備
- ・防災街区整備事業に対する補助制度を創設するとともに、都市再生住宅制度を拡充し、居住安定の確保のための措置を講じた。
- ・組合再開発促進基金による債務保証制度を拡充するとともに、都市基盤整備公団に対する都市・居住環境整備推進出資金（密集市街地整備促進型）を創設した。
- ・密集市街地の改善のためには、法制度や事業制度の活用による更なる整備が必要である。

今後の取組の方向性

- ・今後は、密集市街地整備法の改正により創設された防災街区整備事業の積極的推進を図るとともに、特定防災街区整備地区の指定等の都市計画制度の活用により、密集市街地の最低限の安全性を確保する。

平成 16 年度における新規の取組

- 都市再生プロジェクトに位置付けられた密集市街地の整備改善を図るため、密集市街地整備法の改正を踏まえつつ、一層の施策の推進とそのための制度の充実を図る。

（１）事業

特定防災街区整備地区等において行われる老朽建築物の建替えや、防災都市計画施設の施行予定者による土地の先買いを支援するとともに、都市基盤整備公団（都市再生機構）を活用した防災環境軸の整備を促進するための出資金制度の創設等や都市防災総合推進事業等による防災環境軸形成のための支援の拡充、住宅地区改良事業による民間事業者の活用のための支援の拡充を実施。（予算額：住宅市街地総合整備事業 574 億円（H16 年度国費）の内数等）

（２）税制

防災街区整備事業に係る税制上の支援措置を創設するとともに、防災都市施設の施行予定者制度における土地の買取に係る特例措置の創設、防災街区整備推進機構による土地の先買い等を支援するための税制上の支援措置の拡充等を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当部局：都市・地域整備局都市防災対策室（室長 安藤 尚一）、住宅局市街地住宅整備室（室長 井上 俊之）、住環境整備室（室長 後藤 隆之）

関係部局：都市・地域整備局都市計画課（課長 山崎 篤男）、市街地整備課（課長 竹内 直文）、街路課（課長 斉藤 親）、公園緑地課（課長 高梨 雅明）、住宅局民間事業支援調整室（室長 三輪 栄一）、市街地建築課（課長 高井 憲司）

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(1) 海上における死亡・行方不明者を減少させる

海上においては、船舶による輸送活動、漁業活動、マリレジャー活動等が活発に行われており、これら活動に伴う海難や海中転落により、数多くの人命が失われている現状にある。このため、海上における死亡・行方不明者を減少させることが必要である。

業績指標：海難及び船舶からの海中転落による 目標値：200 人以下 (H17 年)
死亡・行方不明者数 実績値：298 人 (H15 年)
初期値：331 人 (H12 年)

○業績指標 35：海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数

(指標の定義)

衝突・転覆等の海難に伴う死亡・行方不明者及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者の総数

(目標値設定の考え方)

海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数を限りなくゼロに近づけることが目標であることは言うまでもないが、昭和46年から平成11年までのデータを用いて回帰分析を行うと、従来からの施策が継続された場合、平成17年は、死亡・行方不明者数が260人と試算される。さらに、救命胴衣の着用率の向上、海難救助体制の強化によるレスポンスタイムの短縮により約60人低減させることとし、200人を目標とした。

(考えられる外部要因)

・ 小型船舶隻数の増減

(他の関係主体)

なし

過去の実績値（暦年）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
305	315	331	320	321	298

主な施策

主な施策の概要

① 事故発生の認知及び遭難者等の捜索に係る時間の短縮

距岸20海里未満で発生した海難について発生から2時間以内に情報入手する割合が平成17年までに80%以上となることを目指す。

- ・ 自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知、徹底等）の指導・啓発
- ・ ヘリコプターの高速性等を活用した救助体制の充実強化
- ・ 海浜事故対策の充実強化
- ・ 民間救助組織等との連携強化
- ・ GMDSS機器の適正使用の指導・啓発
- ・ 精度の高い漂流予測の活用
- ・ JASREP船の活用
- ・ ボランティア団体「海守」等との連携

② ライフジャケットの着用等自己救命策確保の推進

漁船及びプレジャーボート等に係るライフジャケットの着用率については、平成17年までに50%以上となることを目指す。

- ・ 自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知、徹底等）の指導・啓発
- ・ ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等の拡充及び地域拠点化の展開
- ・ 広報媒体を活用した集中的な周知・啓発の実施
- ・ 関係省庁・地方自治体等と連携した指導・啓発活動の推進

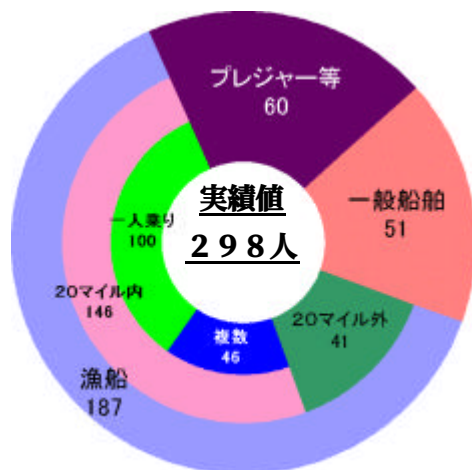
測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成15年の実績値は298人であり、前年に比べ23人減少した。これは当庁が推進している死亡・行方不明者減少のための各種施策の効果が徐々に現れつつあると思慮される。
- ・ 昭和46年以降、初めて300人を下回ったものの、目標の達成には更なる施策の推進が必要である。
- ・ 漁船での死亡・行方不明者が、全体の6割以上を占めるとともに、ライフジャケットの着用率もきわめて低い水準にある。
- ・ 早期の事故情報通報及びライフジャケット着用は、高い生存率に結びついている。
- ・ 海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者の減少のためには、早期の事故情報入手及びライフジャケットの着用が極めて重要であるが、ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等に係る指導周知が十分浸透しておらず、特にライフジャケット着用率が未だ低い水準にある。

平成15年海難及び船舶からの海中転落による 死亡行方不明者数調べ



(上記動向の分析結果)

- 実績値298人のうち漁船にかかるものが187人(63%)を占め、そのうち100人(34%)が一人乗り漁船である。
- 距岸20海里未満で発生した海難に係る2時間以内の情報入手割合は、75%(前年より2ポイント減少)であり、2時間以内の生存率は77%、2時間以上の場合は、37%である。
- プレジャーボート等乗船者のライフジャケット着用率は31%(前年より3ポイント増加)であり、着用者の生存率は96%、未着用者の生存率は、72%である。
- 漁船乗船者のライフジャケット着用率は、6%(前年より22ポイント減少)であり、着用者の生存率は84%、未着用者の生存率は44%である。

(施策の実施状況)

- 平成15年度には、事故情報の早期入手、救助勢力の早期投入及びライフジャケット着用の推進等として、
- 本庁及び各管区海上保安本部に運用司令センターを設置
 - 函館、美保、鹿児島航空基地に救護士を配置
 - 羽田特殊救難基地特殊救難隊を1隊増隊
 - 自己救命策確保の指導・啓発活動等の推進
 - モデルマリーナ等82箇所、モデル漁業協同組合等108箇所(平成15年末現在)
 - 本庁警備救難部救難課に海浜事故対策官を配置
 - 漁業従事者及び同関係者に対する安全指導・啓発活動
 - プレジャーボート等に対する安全指導・啓発活動
 - 小中学生等若年齢層に対する事故防止のための安全指導
 - ライフジャケット着用推進会議の開催等を実施。

今後の取組の方向性

○ ライフジャケット着用の推進

- 自己救命策確保の指導・啓発等の推進により、海難発生から2時間以内に情報を入手する割合並びに漁船及びプレジャーボート等に係るライフジャケット着用率の向上を目指す。

- 漁船、特に1人乗り漁船について、漁業従事者、家族を対象とした自己救命策確保の指導等を推進する。
- 若年層に対して、自己救命策確保を含む海上の安全に係る草の根的指導等を推進する。

○ 事案への迅速な対応を推進

- レスポンスタイムの短縮を図る。
- ヘリコプターの高速性等を活用した救助体制の充実強化を図る。
- 救助活動勢力を有する関係機関との連携強化を図る。
- 民間救助組織の指導・育成、活用を図る。

平成16年度における新規の取組

- ヘリコプターの高速性等を活用した救助体制の充実強化を図るため函館、美保、鹿児島航空基地に機動救難士を配置(平成14年度に配置した救護士を、より高い救助能力を有する機動救難士に格上げする。)
- ライフジャケット着用推進モデル漁協、マリーナ等のフォローアップ及び地域拠点化の展開
- 漁業関連事業者・団体、マリンレジャー関連事業者・団体等による周知・啓発活動の推進指導及び活用

担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁警備救難部救難課(課長 上岡宣隆)、
海事局安全基準課(課長 石田育男)、海技資格課(課長 羽尾一郎)

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(2) 船舶交通の安全を確保する

ふくそう海域において、航路を閉塞するような大規模海難が発生した場合には、人命、財産、環境の損失といった大きな社会的ダメージを引き起こすだけでなく、海上物流を遮断し、我が国の経済を麻痺させるおそれがあることから、これら海難を未然に防止し、船舶交通の安全を確保していく必要がある。

業績指標：ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

目標値：0 件（H15 年度以降 毎年度）

実績値：0 件（H15 年度）

初期値：0 件（H14 年度）

○業績指標 36：ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

（指標の定義）

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数とは、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法または港則法適用海域に限る。）において、一般船舶（全長 50m 以上）が通常航行する航路を閉塞、または閉塞するおそれがある海難の発生数

（目標値設定の考え方）

過去の実績として、平成 9 年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ふくそう海域における大規模海難は発生しておらず、次年度以降も発生数 0 を目標とする。

（考えられる外部要因）

- ・ マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・ 沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

（他の関係主体）

なし

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

- ・ AIS を活用した次世代型航行支援システムの整備
- ・ ふくそう海域及びふくそうする港における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備
- ・ 航行援助システムの IT 化（沿岸域情報提供システムの整備）

③海上交通センター等の拡充（◎）

予算額：航路標識整備事業費 3.6 億円（H15 年度）

④海上交通法令の励行等の実施

⑤海上交通センター等の的確な運用の実施

⑥国際幹線航路の整備（◎）

予算額：港湾整備事業費 13.3 億円（H15 年度）

浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ 平成 15 年度においては、海上交通センターからの的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、11 件の大規模海難に至る可能性が高い事案を未然に防止したほか、航路標識の整備等により海上交通環境の向上を図ったことにより、大規模海難の発生数 0 を維持しており、目標達成に向け順調に推移している。

（施策の実施状況）

①海上ハイウェイネットワークに係る検討

- ・ 平成 14 年度に引き続き、東京湾海上ハイウェイネットワークに係る検討委員会等を設置し、平成 14 年度にとりまとめた中間報告に基づき、新しい交通体系案についてビジュアル操船シミュレーション等を用いた評価、検討を行い、最終的な成案をとりまとめた。

②次世代型航行支援システム等航路標識の整備

- ・ AIS を活用した次世代型航行支援システムを東京湾及び周辺海域で整備した。
- ・ 視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等 59 基の整備を実施した。
- ・ 沿岸域情報提供システムの整備を実施し、新たに 14 の

過去の実績値の推移（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

主な施策等

主な施策の概要

①海上ハイウェイネットワークに係る検討（◎）

予算額：0.9 億円（H15 年度）

- ・ 関連委員会において、中ノ瀬周辺海域における通航ルール、航路における速力規制のあり方等東京湾における新たな通航方式について、安全性と効率性の両面から総合的に検討を行う。
- ・ 平成 16 年度においては、伊良湖水道航路における巨大船等航行時の準巨大船の待機のあり方等伊勢湾における新しい交通体系の導入に向け、委員会を設置し、安全性と効率性の両面から総合的に検討を行う。

②次世代型航行支援システム等航路標識の整備（◎）

予算額：航路標識整備事業費 17.3 億円（H15 年度）

海上保安（監）部において的確な航行管制・情報提供を実施した。

③海上交通センター等の拡充

- ・ 平成 15 年 4 月から名古屋港海上交通センターにおいて中短波無線（2,019kHz）により英語放送の情報提供を開始した。
- ・ 平成 15 年 7 月から伊勢湾海上交通センターの運用を開始した。
- ・ 備讃瀬戸海上交通センターのレーダー監視エリアの拡大のための局舎整備等を実施した。

④海上交通法令の励行等の実施

- ・ 巡視船艇による航法指導等を実施した。

⑤海上交通センター等の的確な運用の実施

- ・ 海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を実施した。

⑥国際幹線航路の整備

- ・ 東京湾航路等 4 航路の国際幹線航路の整備を実施した。

今後の取組の方向性

通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用等を継続して実施し、大規模海難の発生数 0 を維持する。

平成 16 年度における新規の取組

なし

担当部局等

担当部局：海上保安庁交通部企画課（課長 佐藤尚之）

関係部局：港湾局計画課（課長 林田博）、海上保安庁交通部安全課（課長 村上玉樹）、計画運用課（課長 三村孝慈）、整備課（課長 篠崎正夫）

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故等の未然防止と被害軽減が図られること

(3) ハイジャック・航空機テロの発生を防止する

ハイジャック・航空機テロは、それらが発生することにより航空交通及び国民生活への安全に与える影響が大きいいため、これらを未然に防止する必要がある。

業績指標：航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

目標値：0 件（H15 年度以降毎年度）

実績値：0 件（H15 年度）

初期値：0 件（H14 年度）

業績指標 37：航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

(指標の定義)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数。

(目標値設定の考え方)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ（爆破等）の発生件数ゼロを目標とする。

また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。

(考えられる外部要因)

・治安情勢の変動

(他の関係主体)

・警察庁（警備業法に基づく空港保安警備 1 級及び 2 級の指定講習を空港保安検査員に実施している（財）空港保安事業センター（公益法人）を共管。）

過去の実績値の推移

H10	H11	H12	H13	H14	H15
0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

主な施策等

主な施策の概要

①ハイジャック・テロ対策の推進

- ・航空法施行規則を改正し、ハイジャック犯の乗組員室への侵入を防ぐため、強化型乗組員室ドアの装備を義務化。
- ・航空保安に万全を期すため、空港の警戒態勢について最高レベルのフェーズ E を維持するとともに、スペイン国鉄爆破事件直後には、航空保安体制の更なる徹底を指示。
- ・空港警備の状況、フェーズ E の実施状況等についての監査を定期的実施。

②ハイジャック検査体制の維持・強化

- ・ハイジャック検査体制の維持・強化を図るため、保安措置の強化について必要な補助を実施。

予算額：約 40 億円（H15 年度）

約 40 億円（H16 年度継続）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 15 年度の目標値は 0 件であり、目標については、達成している。

米国同時多発テロ事件以降、航空機に対するハイジャック・テロを未然に防止するため、空港警戒態勢を最高レベルにするなどの航空保安措置を講じてきたところ、ハイジャック事件等は発生していない。

しかし、我が国に対するテロ予告、スペイン国鉄爆破

事件、イラクにおける邦人人質事件発生など、我が国をめぐるテロ情勢は依然として厳しく、公共交通機関等へのテロの脅威は増しており、国民に大きな不安をもたらしているため、ハイジャック対策を含めあらゆる分野におけるテロ対策をより一層推進することが国内外から求められている。

(施策の実施状況)

- ・空港警戒態勢のフェーズ E の維持、ハイジャック検査機器導入に対する航空会社への補助、空港警備状況等についての監査等の施策を引き続き実施。

今後の取組の方向性

- ・高性能検査機器の導入促進等ハイジャック・テロ対策の強化。
- ・ICAO の取組に対する財政的貢献等国際協力の推進。
- ・航空保安対策に関する体制の整備・充実。

平成 16 年度における新規の取組

- ・インライン検査システム、液体物検査装置等の導入促進。
- ・航空法施行規則を改正し、航空保安に関する規定を整備。
予算額：約 33 億円（H16 年度）（インライン検査システム、液体物検査装置の導入、フェーズ E 対応費）

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局監理部総務課ハイジャック・テロ防止対策室（室長 新田慎二）

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(4) 航空事故を減らす

我が国における航空事故（航空法第 76 条による報告義務のあるもの）発生件数については、これまでの各種安全対策や航空路整備事業等の結果、世界的に見ても極めて低い水準まで低下しており、ここ数年ではほぼ横ばいとなっているが、この航空事故をさらに低下させることが求められていることから、一層の安全性の向上を意図し、航空安全対策を行う必要がある。

業績指標：国内航空における航空事故発生件数 目標値：16.6 件/年（H15～19 年）
実績値：16.6 件/年（H11～15 年）
初期値：18.4 件/年（H10～14 年）

○業績指標 38：国内航空における航空事故発生件数

(指標の定義)

国内航空における大型飛行機、小型飛行機及びヘリコプターの航空事故（航空法第 76 条に定める事故）の年間発生件数(5 年間の平均)。

(目標値設定の考え方)

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数（平成 15 年～19 年の 5 ヶ年平均値）を現況値（平成 10 年～14 年の 5 ヶ年平均値）の約 1 割減とすることを目標とする。

また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。

(考えられる外部要因)

・気象条件

(他の関係主体)

なし

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値の推移（暦年）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
19.4 (単年)	19.2 (単年)	20.0 (単年)	18.2 (単年)	18.4 (単年)	16.6 (単年)
21	17	17	14	23	12

主な施策等

主な施策の概要

①航空保安施設の整備(◎)

管制支援システムの整備等によるニアミス事故再発防止安全対策を実施し、航空交通の安全対策強化を図る。

予算額：事業費 19 億円（H15 年度）

事業費 22 億円（H16 年度継続）

②航空機の安全な運航や安全性の確保

シートベルトの常時着用の推進等、利用者や関係者に安全運航に資する事柄についての周知徹底を図るほか、安全性確認検査や運航検査、運航管理施設の検査等の各種審査・検査等を通じて、航空運送事業者等への指導・監督の充実を行う。さらに、小型航空機等の事故を防止するため、法令及び関係規定の遵守、小型航空機等の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等について指導を強化するとともに、運航者の安全に係る知識の向上及び意識の啓蒙を図る。

また、ICAO における基準の動向や技術の進歩及び航空を取り巻く状況の変化等に併せて航空機の安全基準を適時適切に見直す等の、所要の措置を行う。

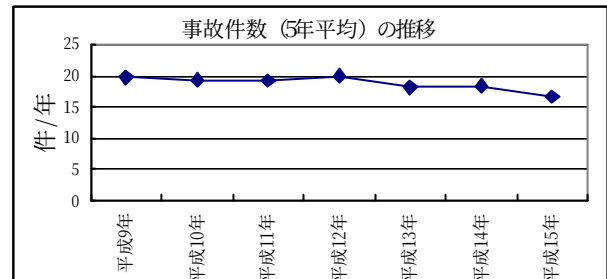
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・当該指標は、各年毎に変動はあるものの、5 年間の平均で見た場合、その傾向については、減少傾向にあるといえる。（下図）
- ・過去 5 年間（H11～15 年）の事故（事故調査中のものを除く）83 件のうち、6 件は視程不良が事故原因となっている。



(施策の実施状況)

- ・管制支援システムのうち航空路監視レーダーの性能向上に着手し、その一部を運用開始。
- ・日本航空 907 便のニアミス事故等を踏まえ、航空機衝突防止システムの性能向上に係る装備品等の基準の改正を行った。
- ・現状の事故件数は極めて低い水準であり、大幅な低減は難しいが、更なる改善を目指して、現行の施策を着実に実施している。

今後の取組の方向性

- ・上記施策を着実に実施していく他、ICAO 等の国際動向や、国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。

平成 16 年度における新規の取組

- ・平成 15 年 3 月に発生した飛行計画情報処理システム（FDP）障害を踏まえ、管制情報処理システム障害の再発防止対策や訓練体制の強化を図る。
予算額：事業費 10 億円（H16 年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局技術部運航課（課長 宮下徹）

関係課：航空局技術部航空機安全課（課長 高岡信）、技術部乗員課（課長 高橋和弘）、管制保安部保安企画課（課長 蒲生猛）

政策目標9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故等の未然防止と被害軽減が図られること

(5) 道路交通事故を抑止する

交通事故の発生件数が過去最悪の水準にある等道路交通安全を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、また、死傷事故の半数以上が延長で2割に満たない幹線道路における事故であったこと等から、幹線道路における交通事故対策は喫緊の課題。さらに、幹線道路における事故が特定の箇所に集中して発生していることから、それらの箇所に対して集中的な対策が必要である。

業績指標：道路交通における死傷事故率

目標値：108 件/億台キロ

(118 を約 1 割削減)

(H19 年度)

実績値：120 件/億台キロ

(暫定値) (H15 年度)

初期値：118 件/億台キロ

(H14 年度)

業績指標：あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩行者・自転車死傷事故の抑止率

目標値：約 2 割、約 3 割

(H19 年度)

(順に、死傷事故の抑止率、歩行者・自転車死傷事故の抑止率)

業績指標：事故危険箇所対策実施箇所の死傷事故の抑止率

目標値：約 3 割 (H19 年度)

○業績指標 39：道路交通における死傷事故率

(指標の定義)

自動車走行台キロ当たりの死傷事故件数（1 件／億台キロとは、例えば 1 万キロの自動車が 1 万キロ走行した場合、平均 1 件の死傷事故が発生することを意味する。）

(目標値設定の考え方)

何も対策をしない場合、交通量に比例して死傷事故が増加すると仮定する。その場合の平成 19 年の死傷事故件数の推計値から、過去の実績を基に算出した各種の交通安全対策の事故抑止効果分を差し引き、対策を実施した場合の平成 19 年の死傷事故件数を算出する。この件数を平成 19 年の推計交通量で除し、平成 19 年の死傷事故率として設定。

(考えられる外部要因)

交通安全思想の普及状況

(他の関係主体)

- ・警察（指導取締り）
- ・公安委員会（交通規制）

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値の推移 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
111	120	120	118	120
(暫定値)				

○業績指標 40：あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩行者・自転車死傷事故の抑止率

(指標の定義)

対策を実施するあんしん歩行エリア内において抑止される死傷事故件数及び歩行者又は自転車利用者が死傷者となる死傷事故件数の割合

(目標値設定の考え方)

過去の類似の交通安全対策の実績を基に、あんしん歩行エリアの整備による事故抑止効果を算出。

(考えられる外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及状況

(他の関係主体)

- ・警察（指導取締り）
- ・公安委員会（交通規制）

○業績指標 41：事故危険箇所対策実施箇所の死傷事故の抑止率

(指標の定義)

対策を実施する事故危険箇所において抑止される死傷事故件数の割合

(目標値設定の考え方)

過去の類似の交通安全対策の実績を基に、事故危険箇所の整備による事故抑止効果を算出。

(考えられる外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及状況

(他の関係主体)

- ・警察（指導取締り）
- ・公安委員会（交通規制）

死傷事故率を基に選定するマネジメント手法を導入する。

担当部局等

担当部局：道路局地方道・環境課（課長 森永教夫）
関係部局：道路局国道・防災課（課長 鈴木克宗）

主な施策等

主な施策の概要

安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、事故危険箇所での集中的対策、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん歩行エリアの整備）等交通安全施設等の整備を推進する。（◎）

- ・交通安全の確保 事業費 5,610 億円の内数（H15 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成 14 年の日本の死傷事故率は、欧米に比べると 2～6 倍（ドイツ:58.6、フランス:18.7、イギリス:45.6、アメリカ:45.6（単位は件/億台キロ。アメリカは平成 13 年））。
- ・死傷事故率は 120 件/億台キロとなり、指標は悪化した。過半数の 25 の都府県では死傷事故率が減少。
- ・死傷事故率の高い区間を事故対策実施区間に選定し、重点的に対策を行うことで、1 年に 14 件発生していた追突事故を撲滅するなど、効果的に事故を削減した例もある。
- ・あんしん歩行エリアに係る指標及び事故危険箇所に係る指標については、事業を平成 15 年度に着手したところであるため、対策が概成した地区から順次測定する予定。

（施策の実施状況）

- ① 安全性の高い幹線道路の整備
 - ・交通量をより安全な道路へとシフトさせるため、死傷事故率が低い自動車専用道路を含む幹線道路ネットワークの整備を推進する。
- ② 幹線道路の事故危険箇所の集中的な対策
 - ・幹線道路における対策を効率的かつ効果的に実施するため、特に事故の危険性が高い箇所を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して交差点改良等の事故抑止対策を集中的に実施した。事故危険箇所は、死傷事故率が幹線道路平均の 5 倍以上の箇所、事故が多発しており 10 年に 1 度以上の確率で死亡事故が発生するおそれの高い箇所等を平成 15 年 7 月に 3,956 箇所抽出した。
- ③ 面的・総合的な歩行者事故防止対策
 - ・市街地内の事故発生割合の高い地区において、歩行者等の通行経路の安全性が、歩行者等を優先する道路構造等によって確保されたあんしん歩行エリアの整備を推進した。あんしん歩行エリアについては、面的な対策を実施することから、単位面積当たりの事故発生件数が多い地区を抽出することとし、平成 15 年 7 月に 796 地区を指定した。

今後の取組の方向性

- ・幹線道路の安全対策を効率的・効果的に進めるため、特に事故率の高い「事故危険箇所」について、交差点改良等の事故削減対策を集中的に実施することとする。
 - ・また、事故危険箇所や対策を実施したものの事故多発地点の抽出基準を下回らなかった箇所等における事故対策の立案に資するため、以下の取り組みを予定している。
- ① 事故分析を充実するとともに、事故対策のノウハウを蓄積し、今後の対策の検討に活用する仕組みを構築する。
 - ② 事故対策の事前・事後評価に際し、専門家の知見を活用する仕組みを導入する。
 - ③ さらに、より効率的に対策を進めるため、事業実施箇所を

政策目標9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(6) 自動車の安全性を高める

平成 15 年の交通事故による死傷者数は約 119 万人と厳しい状況である。このため、事故発生時の被害軽減を図ることが重要である。

業績指標：車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）

目標値：3.2%（H17 年）

実績値：3.1%（H15 年）

初期値：3.8%（H10 年）

○業績指標 42：車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）

（指標の定義）

正面衝突時における死亡事故率。

（目標値設定の考え方）

前面衝突時の車両の被害軽減対策により、車両対車両の衝突事故における死亡事故件数（正面衝突）が3%程度に減少すると見込まれるものとして設定したもの。

（考えられる外部要因）

救助・救急体制の整備

（他の関係主体）

なし

過去の実績値（暦年）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
3.8%	3.5%	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%

主な施策

主な施策の概要

○車両の安全基準の拡充・強化

車両の安全対策をすすめ、2010年を目途に交通事故死者数を1200人低減する。

【予算額：8.2億円（H15年度）

9.5億円（H16年度）】

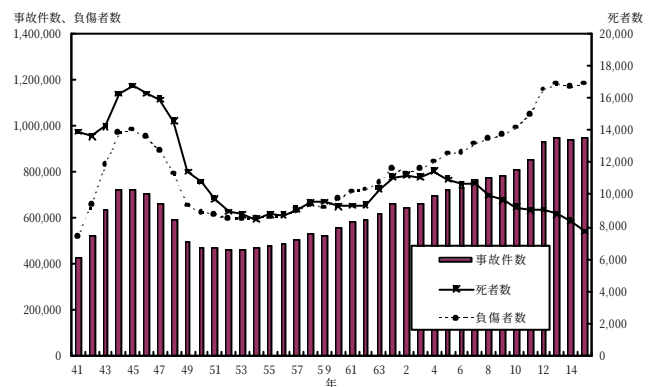
測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成 14 年の実績値は3.2%であり、目標値は達成している。
- 前面衝突基準に適合している自動車が増加したことが要因の1つであると考えられる。
- シートベルトの着用率が向上すれば、さらに指標の伸びが期待できる。（表参照）
- 死亡事故件数は減少傾向にあり、衝突安全性能が向上したこと（自動車アセスメントにおいても衝突安全性能が高い自動車が増加している）、シートベルト着用率が高い水準で推移していること等が要因であると考えられるが、交通事故件数、負傷者数は依然として厳しい状況にある。（グラフ参照）

運転者	シートベルト着用	死者	1,132
		負傷者	497,997
		致死率	0.23%
	シートベルト非着用	死者	1,554
		負傷者	25,594
		致死率	5.72%
同乗者	不明	死者	136
		負傷者	4,314
		致死率	3.06%
	シートベルト着用	死者	245
		負傷者	137,980
		致死率	0.18%
	シートベルト非着用	死者	613
		負傷者	63,928
		致死率	0.95%
不明		死者	31
		負傷者	4,055
		致死率	0.76%



- なお、交通事故は様々な要因が複合的に作用して発生しているため、個別の対策による効果を精度良く抽出することが難しい面がある。

（施策の実施状況）

- 東京モーターショーにおいて、シートベルト非着用の危険性を示す展示を行うとともに、パンフレットを作成、公表した。
- シートベルトの着用を促進するため、現在のシートベルト非着用時に警報する警告灯に加え、警報音により警告する装置の義務付けを決めた。
- 乗用車等に対しオフセット衝突時の乗員保護基準を導入するべく作業を進めている。
- また、産・学・官の多方面の専門家からなる「安全基準検討会」の意見を踏まえつつ、固定機能付きチャイルドシート、フロントアンダーランププロテクタ等の導

入を決定し、作業を進めている。

今後の取組の方向性

- ・ 引き続き死亡事故の低減のために対策を推進していくとともに、事故件数や重傷者数の低減にも考慮した基準の強化・拡充を講じていくため、特に後遺障害事故の低減を目的として事故統計データと保険データとのマッチングによる後遺障害発生に係る事故分析を進めていく。
- ・ 対策の効果が十分発揮されるよう、車両安全対策の前提となるシートベルトの着用を推進する
- ・ 対策の効果が十分発揮されるよう、より精度の高い車両安全対策の効果分析手法の検討を行う。

平成 16 年度における新規の取組

シートベルトの着用率を向上させるためシートベルト非着用警報装置装着の導入、また、より前面衝突に対する安全性を高めるためオフセット前面衝突基準の導入の予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局技術安全部技術企画課（課長 戸澤 秀実）

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(7) 事業用自動車の安全運行を確保する

事業用自動車は、1 台あたりの走行距離が長いことから台数あたりの事故発生件数が自家用に比べて多く、また一旦事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼすことから、事業用自動車の事故防止を図ることは重要な課題である。このため、運行管理の充実、運転者の資質・安全意識の向上等の安全チェック強化施策により、運行管理に起因する事故の未然・再発防止を図る必要がある。

業績指標：事業用自動車の運行管理に起因する事故割合 目標値：50% (H17 年度)
実績値：集計中※ (H15 年度)
初期値：56% (H10 年度)
※実績値は 10 月頃集計予定

○業績指標 43：事業用自動車の運行管理に起因する事故割合

(指標の定義)

事業用自動車の事故について、自動車事故報告規則に基づき報告された事故のうち、事業者及び運行管理者による運行管理に主な原因があるものとして分類したものの割合。これにより、事故発生件数の増減があった場合に、運行管理の充実等による防止効果を的確に把握することが可能である。

(目標値設定の考え方)

運輸技術審議会答申（平成 11 年 6 月）で事業用自動車による第 1 当事者事故件数を 2010 年までに 20%削減させる目標が示されていることから中間的な目標を示したものである。

(考えられる外部要因)

交通量、事業者数、車両台数

(他の関係主体)

- ・ 警察庁（事故・違反通報）
- ・ 厚生労働省（労基通報）

過去の実績値（年度）

H11	H12	H13	H14	H15
56%	56%	54%	56%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

○自動車運送事業に対する監査体制の強化

旅客自動車運送事業の需給調整撤廃（平成 14 年 2 月）や貨物自動車運送事業の営業区域規制の廃止（平成 15 年 4 月）等に対応し、輸送の安全確保を図るため、監査の統合データベースを構築することにより、安全対策が十分でない恐れがある事業者を効率的に抽出し確実に事後チェック（監査・処分）を行い、効率的な改善措置を講じさせ事業用自動車による事故削減を図る。

具体的な施策としては以下のとおり。

- ・ I T を活用した運送事業に対する監査体制の強化を図る。

【予算額 3,100 万円（H15 年度）4,500 万円（H16 年度）】

- ・ 死亡・重傷事故等を惹起した運転者について自動車安全運転センターとの協力により、運行管理者特別講習及び運転者特定診断の徹底を図る。

【予算額 3,300 万円（H15 年度）,3,200 万円（H16 年度）】

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 14 年度の指標（運行管理に起因する事故割合）（実績値）は 56%であり、目標を達成するためには一層の改善が必要である。
- ・ 指標の増加の理由として、トラックの事故発生件数は減少に転じているものの、特にタクシーにおいて事故発生件数が増加するなど、運行管理に起因する全事故件数が増加している一方で、運行管理に起因しない事故件数が平成 13 年度と比べ減少していることが原因と考えられる。

運行管理に起因する事故件数の推移

	13 年度	14 年度
バス	291 (100)	302 (104)
ハイタク	343 (100)	434 (127)
トラック	1,167 (100)	1,141 (98)

(施策の実施状況)

- ・ 死亡事故の第一当事者となった事業者に対して全て監査を実施する。
- ・ 公安委員会からの通知の連携強化により死亡事故を確実に把握する。
- ・ 自動車安全運転センターからの情報提供により事故惹起運転者を確実に把握し、運行管理者特別講習及び運転者の特定診断の徹底を図る。
- ・ 自動車運送事業に対する効率的な監査実施のための統合したデータベースを構築中である。
- ・ 自動車運送事業の交通事故要因分析を実施する。

今後の取組みの方向性

- ・ 監査の一層の充実・強化を図る（同一事故、違反を繰り返すなどの安全対策が十分でない恐れがある事業者を効率的かつ迅速に抽出できるようにし、これらの事業者に対し確実に監査を行う。）
- ・ 事故事例を事業者へ情報提供することで、運行管理者における安全教育の一層の充実を図る。
- ・ 業態ごとの安全意識レベル、業務の実態等に即したきめ細やかな運行管理者指導講習及び適性診断の充実を図る。

平成 16 年度における新規の取組

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局総務課安全対策室（室長 清谷伸吾）

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(8) 鉄道の安全を確保する

鉄道事故は、一度発生すると多大な人的・物的損害が生じる恐れがあり、これに伴う列車の運休や遅延による経済的な被害も甚大となることから、このような鉄道事故を防止し、安全を確保することが重要である。

鉄道事故全体の約半数を占めているのが踏切事故であるが、特に遮断機のない踏切道においては、踏切 1 箇所当たりの事故発生件数が多いことから、遮断機のない踏切道を減らしていくとともに、京福電鉄の事故経験を踏まえ、中小鉄道において正面衝突事故を防ぐのに有効な誤出発防止設備の整備を推進する必要がある。

業績指標：遮断機のない踏切道数

目標値：4,800 箇所 (H17 年度)

実績値：5,368 箇所 (H15 年度)

初期値：5,928 箇所 (H12 年度)

業績指標：地方中小鉄道における A T S 設置率
(誤出発防止機能を有するもの)

目標値：100% (H18 年度)

実績値：集計中※ (H15 年度)

初期値：92.6% (H12 年度)

※実績値は 8 月中に集計予定

○業績指標 44：遮断機のない踏切道数

(指標の定義)

遮断機のない踏切道数は、第 3 種踏切道（警報機のみが設置されている踏切道）及び第 4 種踏切道（遮断機も警報機も設置されていない踏切道）の数を合計したもの。

(目標値設定の考え方)

平成 13 年度～平成 17 年度における遮断機の整備目標数（600 箇所）*と立体交差化等による踏切除却見込数をもとに設定

*第 7 次踏切事故防止総合対策について（交通対策本部決定）に明記

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

過去の実績値の推移（年度）

H11	H12	H13	H14	H15
5,995 箇所	5,928 箇所	5,733 箇所	5,534 箇所	5,368 箇所

○業績指標 45：地方中小鉄道における A T S 設置率（誤出発防止機能を有するもの）

(指標の定義)

「誤出発防止機能を有する A T S 設置率」とは、鉄道事業者（J R、鋼索鉄道、路面電車、無軌条電車及び貨物鉄道を除く。）の営業キロ（km）に対する誤出発防止機能を有する A T S 設置キロ（km）の割合。

（ただし、タブレット等により誤出発防止等の安全の確保を行っている路線を除く。）

(目標値設定の考え方)

列車衝突事故の防止に効果的な A T S を全地方中小鉄道（ただし、タブレット等により誤出発防止策等の保安の確保を行っている路線を除く。）に設置することを目標とする。

(考えられる外部要因)

新線の開業・既設路線の廃止

(他の関係主体)

鉄道事業者（事業主体）・地方公共団体（財政支援）

過去の実績値の推移（年度）

H11	H12	H13	H14	H15
92.2%	92.6%	92.7%	96.1%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

① 第 3 種及び第 4 種踏切への踏切遮断機及び道踏切の除却

遮断機のない第 3 種及び第 4 種踏切について、踏切の統廃合等を進めると共に、踏切道改良促進法で遮断機を設置すべき要件に該当する踏切については、同法に基づく指定を行い、また保安設備整備費補助による助成制度も活用して、踏切遮断機の設置を推進することにより、第 3 種及び第 4 種踏切数の低減を図る。

整備目標：平成 17 年度末までに、1200 箇所の第 3 種及び第 4 種の踏切道について、遮断機の設置又は踏切の除却を行う。

予算額：踏切保安設備整備費補助金 約 1.5 億円 (H15 年度)、約 1.2 億円 (H16 年度)

② 地方中小鉄道における A T S 設置

平成 13 年 6 月に発生した京福電鉄の列車正面衝突事故が誤出発防止機能を有する A T S が未設置の区間で起きたことに鑑み、全国の A T S 未設置区間において同 A T S を設置する。A T S 設置に関しては、近代化補助の拡充（補助率の嵩上げ）、日本政策投資銀行融資の拡充、固定資産税の特例措置により、鉄道事業者の経費負担の軽減を図っている。

予算額：鉄道軌道近代化設備費等補助金 約 0.8 億円 (H15 年度)、約 0.4 億円 (H16 年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

遮断機のない踏切道数については、平成 11 年度末から平成 15 年度末までに 627 箇所減少しているが、目標値と実績値には隔たりがある。

A T S の設置率については、平成 11 年度末は 92.2%であったが、平成 14 年度末においては 96.1%となり、順調に整備が進んでいる。

(施策の実施状況)

踏切道改良促進法に基づき、遮断機を設置すべき踏切道として、平成 15 年度に 31 箇所の踏切道を指定した。また、過去に法指定を行った踏切道を含め、32 箇所の遮断機のない踏切道への遮断機の設置に対し、踏切保安設備整備費補助を実施した。

A T S の設置に関しては、近代化補助の拡充、日本政策投資銀行融資の拡充、固定資産税の特例措置により、経営状況の厳しい地方中小鉄道事業者において促進された。

今後の取組の方向性

踏切道改良促進法に基づく指定や、踏切保安設備整備費補助による助成により、引き続き確実な目標の達成を目指す。

A T S の設置に関しては、引き続き、鉄道軌道近代化設備整備費補助制度等を活用し、誤出発防止機能を有する A T S 装置の設置を推進する。

平成 16 年度の新規の取組

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局施設課（課長 福代倫男）

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(9) 船舶の安全航行を確保するため放置艇を減らす

公共用水域の適正な管理を実現するため、港湾区域内において、係留場所の私物化、沈没船舶、無秩序な艇の集積による船舶航行への支障等社会問題化している放置艇を削減する必要がある。

業績指標：港湾におけるプレジャーボートの適正な係留
・ 保管率

目標値：55% (H18 年度)
実績値：44% (H14 年度)
初期値：45% (H 8 年度)

○業績指標 46：港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率

(指標の定義)

港湾内におけるプレジャーボートの確認艇隻数のうち、適正に係留・保管されている隻数の割合。

(目標値設定の考え方)

現在整備中で平成 18 年度までに完了予定の施設に加え、近年における当施策への投資量を基に設定。また中長期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。

(考えられる外部要因)

- ・ プレジャーボートの需要の変動
- ・ 施設整備に係る地元調整の状況等

(他の関係団体)

- ・ 地元公共団体(事業主体)

過去の実績値			(年度)	
			H8	H14
			45%	44%

※1 プレジャーボート全国実態調査は、5 年に 1 度程度を目途に実施。よって H15 の実績値はない。

主な施策

主な施策の概要

① 係留・保管能力の向上

- ・ ボートパークの整備推進

港湾内の放置艇を解消するため、既存の静穏水域を活用した係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設の整備を促進

予算額 11 億円 (H15 年度)

- ・ 民間、3 セクマリナーへの整備支援
小型船拠点総合整備事業(低利融資)
整備箇所 1 箇所 (H15 年度)

② 放置等禁止区域の指定

平成 12 年港湾法一部改正による放置等禁止区域等規制措置の強化

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 14 年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果において、港湾内において確認されたプ

レジャーボート(確認艇)は、前回調査時(平成 8 年度)に比べ約 1.2 万隻と大きく増加。

- ・ 港湾内においては、放置艇を収容する簡易な係留・保管施設(ボートパーク)の整備を推進しているが、収容隻数の増加以上に放置艇が増加しているため、平成 14 年度調査結果では適正に係留・保管している隻数の割合は約 44%であり、平成 8 年度の調査結果と比較しほぼ横這いの状況となっている。
- ・ なお、ボートパーク等の係留・保管施設の整備と放置等禁止区域等の規制措置を実施した港湾においては、適正な係留・保管率が約 15%→約 97%(浜名港)、約 26%→約 81%(鳥取港)と大きく向上しており、これら対策の効果が現れている。

(施策の実施状況)

① ボートパーク整備

平成 15 年度、全国 16 箇所の港湾でボートパークの整備を推進

予算額 5,031 億円の内数 (H15 年度)

② 放置等禁止区域等の指定状況

平成 15 年度末時点で、長崎県や静岡県をはじめとする全国 12 港湾管理者が告示

今後の取組の方向性

- ・ ボートパーク等簡易な係留・保管施設の整備を推進することにより、係留・保管能力の向上を図るとともに、港湾区域内において、船舶等の放置等を禁止する区域の指定を推進するなど、係留・保管能力と規制措置を両輪とした放置艇対策を引き続き推進する。
- ・ また、係留・保管施設の向上を図るため、港湾内において船舶の安全等の確保等に支障を及ぼす恐れのない水域等をプレジャーボートの係留施設として暫定的に活用する暫定係留施設の設置を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局環境整備計画室(室長 牛嶋龍一郎)

関係課：河川局水政課(課長 長谷川伸一)、治水課(課長 柳川城二)

政策目標 9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること

(10) 港湾において不正侵入を防止する

海上人命安全条約（SOLAS 条約）の改正により、外航船の用に供せられる港湾施設について不正な進入を防止するなどの保安対策を実施する必要がある。このため、公共港湾施設においては、今後、テロリスト等の不正な侵入を防止するための設備を整える必要がある。

業績指標：重要港湾において不正侵入を防止する設備を
完備している外航船用の公共港湾施設の割合

目標値：100%（H17 年度）
実績値： 0%（H15 年度）
初期値： 0%（H15 年度）

○業績指標 47：重要港湾において不正侵入を防止する設備を完備している外航船用の公共港湾施設の割合

（指標の定義）

重要港湾における外航船が係留する公共港湾施設のうち、不正な侵入を防止するために法令で定めたフェンス、ゲート、照明、監視カメラ等の設備を完備している外航船が係留する公共港湾施設の割合を表したもの。

（目標値設定の考え方）

2002 年 12 月に改正された SOLAS 条約により、外航船の用に供せられる港湾施設について 2004 年 7 月から不正な侵入を防止するなどの保安対策を実施する義務が課せられる見込みである。このため、公共港湾施設においては、今後、早急に、取扱形態ごとに定められる基準に沿って、テロリスト等の不正な侵入を防止するためフェンス、ゲート、照明、監視カメラ等の設備を備える必要がある。

この措置については、条約を受けた国内法において措置を講ずることが義務付けられるため、重要港湾における外航船が係留する公共港湾施設について目標値を 100%としたもの。

（考えられる外部要因）

・該当なし

（他の関係団体）

・地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値

（年度）

				H15
				0%

主な施策

主な施策の概要

- 改正 SOLAS 条約を担保する国内法の制定
改正 SOLAS 条約を担保する以下の内容の国内法を制定する。
 - 国際埠頭施設に保安指標（保安レベル）を設定。
 - 国際埠頭施設に対して保安計画（出入管理、監視の実施等）の策定を義務付け、当該保安規程を国が承認。
 - 保安規程を実施するための埠頭保安設備（フェン

ス、照明等）の設置を義務付け。

- 保安規程に基づく保安措置の実施等を義務付け。
- 保安措置の実施に当たる埠頭保安管理官の選任を義務付け。

② 施設整備に対する支援措置

港湾施設における保安対策の強化を促進するため、必要な設備整備に対する支援措置を講ずる。

予算額（国費） 232 億円（H15 年度補正）などを措置

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

現在平成 15 年度補正予算等の執行を行っているところであり、現時点では 0%である。

（施策の実施状況）

- 改正 SOLAS 条約を担保する国内法の制定
平成 16 年 7 月から施行予定である。

今後の取組の方向性

- 既存港湾施設
SOLAS 条約の発効を踏まえ、港湾施設管理者の速やかな実施を促進する。
- 新規に供用する港湾施設
今後新規供用する港湾施設に関しても、不正侵入を防止する設備の設置を行う。

平成 16 年度における新規の取組

国内法（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律）の整備・施行を行い、これに基づいた国際埠頭施設における必要な設備整備を確保するとともに、保安規程の承認を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局管理課港湾保安対策室（室長：難波喬司）

政策目標9 交通安全の確保

陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること。

(11) 道路構造物を適切に維持管理する

道路交通の安全性の確保及び安定した道路サービスを確保するため、道路の利用交通量や構造物を取り巻く周辺環境（降雨、気温、海岸等）に応じた損傷等が顕著に表れることにより交通に著しい支障を与えることとなる橋梁及び舗装について、適切な維持管理を行う必要がある。

業績指標：構造物保全率

橋梁 目標値：93%（H19 年度）

実績値：87%（H15 年度）

初期値：86%（H14 年度）

舗装 目標値：91%

（平成 14 年度の水準（91%）を維持）（H19 年度）

実績値：93%（H15 年度）

初期値：91%（H14 年度）

○業績指標 48：道路構造物保全率

（指標の定義）

橋梁：直轄国道における橋梁のうち、今後 5 年間程度は通行規制や重量制限の必要がない段階で、予防的修繕が行われている延長の割合

舗装：直轄国道のうち、路面の轍やひび割れによる振動や騒音が少なく、道路利用者が快適に感じる延長の割合

（目標値設定の考え方）

橋梁：本格的な更新時代を迎える 10 年後までに、保全率を 100%とすることを目標として、平成 19 年度の目標を設定。

舗装：現在の水準を維持することを目標として設定。

（考えられる外部要因）

地震・豪雨等の大規模自然災害の発生。

（他の関係主体）

該当なし

過去の実績値の推移		(年度)			
	H12	H13	H14	H15	
橋 梁			86%	87%	
舗 装			91%	93%	

主な施策等

主な施策の概要

○橋梁・舗装の維持、修繕

- 交通安全の確保 事業費 5,610 億円の内数（H15 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 橋梁に関しては、平成 14 年度実績値 86%から平成 15 年度の実績値が 87%となり、目標の達成に向けて指標は順

調に伸びている。

- 橋梁建設後の経年等により平成 15 年度に新たに「速やかに補修する必要がある」と判定された橋梁延長は全国で約 30km（293 橋梁）増加。今後はさらに橋梁の更新時代を迎えるにあたり、さらなる対策を要することが予想される。
- 舗装に関しては、平成 14 年度実績値 91%から平成 15 年度の実績値は 93%となり、目標の達成に向けて指標は順調に推移している。

（施策の実施状況）

- 高度成長期に多数建設された道路構造物の更新時期の平準化、トータルコストの縮減等を目指して、道路の管理方法に、アセットマネジメントの考え方を導入し、効率的・効果的な維持管理を実施。
- そのために、鋼構造物のモニタリング手法などの施設の監視・点検の技術開発を推進し、点検から補修に至る管理の高度化を実施。

今後の取組の方向性

- 引き続き法面対策や橋脚耐震補強などの防災・震災対策を重点的に進める。
- 予防的修繕を重点的に進めることにより、橋梁の健全度の向上を推進
- データに基づく合理的な道路資産管理を支援する技術開発及び体制整備の推進

平成 16 年度における新規の取組

- 道路構造物の総合的資産管理システム（アセットマネジメント）を構築し、同システムを支援する技術開発や体制等の整備を図る。
- 道路構造物・道路管理の現状等について、国民へ分かりやすく情報提供する。

担当部局等

関係部局：道路局 国道・防災課（課長 鈴木克宗）

政策目標 10 海上における治安の確保

海上における犯罪の危害から、生命、財産の安全の確保が図られること

(1) 海上からのテロによる被害を防止する

我が国沿岸部には、原子力発電所等、国民の生活に不可欠な重要施設が多く所在しており、これらの重要施設が海上からテロに狙われ、一度被害が発生すれば国民生活に計り知れない被害を及ぼすおそれがあるため、国民の生命・財産を脅かすテロ事案等への対応強化を図り、我が国の主権及び国民の安全の確保を図る必要がある。

業績指標：海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 目標値：0（H15 年度以降毎年度）
実績値：0（H15 年度）
初期値：0（H14 年度）

○業績指標 49：海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

(指標の定義)

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数。

(目標値設定の考え方)

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 0 を長期的に維持することを目的とする。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

過去の実績値（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
0	0	0	0	0	0

主な施策

主な施策の概要

①不審船・テロ対応体制の強化

不審船・テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制整備等を図る。

②テロへの警備警戒

重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備強化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成15年度における海上及び海上からのテロ活動による被害の発生はゼロであったが、これは実施した施策が効果的に機能したものと分析できる。今後も引き続き、いかなる事案にも対応できるように不審船事案・テロ事案等に対する対応体制の強化を図る必要がある。

(施策の実施状況)

① 不審船・テロ対応体制の強化

- ・巡視船艇・航空機の充実整備、船艇・航空機職員の技術向上、個人装備等の充実整備を図った。
- ・警備情報システムの運用開始、国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化を図った。
- ・テロ対策担当職員等を配置し、テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制整備及びテロ事案を含む、多様化する犯罪への的確な対応が可能となる捜査体制の整備を実施した。
- ・巡視船艇・航空機の防弾対策及び遠距離から正確な射撃が可能な巡視船搭載武器の高機能化を図った。
- ・S O L A S 条約改正に伴う国内法整備及び具体的な施行体制の整備を行った。
- ・港湾保安委員会への参画及び港湾危機管理（担当）官を中心とした関係機関との連携強化を図った。

② テロへの警備警戒

- ・警備実施強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護等を実施した。
- ・重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備強化を図るとともに、海事関係者に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の提供の徹底指導を行った。
- ・政府方針に基づく海上阻止訓練への参加等 P S I への取組みを積極的に行った。

今後の取組の方向性

「重要施設の警備強化」、「港湾危機管理体制の強化」、「不審船対応能力の整備・拡充」、「S O L A S 対応体制の強化」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上テロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

平成 16 年度における新規の取組

S O L A S 対応体制の強化

- ・国内法の整備、具体的な施行体制の準備
- ・部署職員の増員
- ・巡視船艇に A I S 装置を整備
- ・情報収集体制の充実強化
- ・携行武器等の整備
- ・警備情報システムの機能強化

担当部局等

海上保安庁警備救難部管理課（課長 城野功）、刑事課（課長 向田昌幸）、警備課（課長 山下政晴）

政策目標 10 海上における治安の確保

海上における犯罪の危害から生命、財産の安全の確保が図られること。

(2) 海上ルートによる薬物・銃器の流入を阻止する。

薬物・銃器の一般社会への浸透は、近年の大量押収にもかかわらず第3次覚せい剤乱用期に収集の兆しが見られない等、我が国の社会の安全・安定を根本から揺るがす大きな問題となっているが、国内で流通する薬物・銃器は全て海外から密輸入されたものである。このため、海上ルートによる我が国への流入を阻止し、密輸事犯等の国際組織犯罪の摘発を図る必要がある。

業績指標：薬物・銃器密輸事犯の摘発件数

目標値：22.0 (H14年～H18年の平均)

実績値：19.2 (H11年～H15年の平均)

初期値：20.6 (H8年～H12年の平均)

○業績指標 50：薬物・銃器密輸事犯の摘発件数

(指標の定義)

当該年を含む過去5年間における薬物・銃器密輸事犯の摘発件数（海上保安庁関与分）の平均値をいう。

(目標値設定の考え方)

過去5年間の最高値が22.2件であり、また現況値が20.6件であることを勘案し、22.0件以上を当面の目標とする。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

財務省、警察庁等（関係取締機関）

過去の実績値 () 内は、単年の摘発件数

H10	H11	H12	H13	H14	H15
20.2	22.2	20.6	18.0	19.0	19.2
(16)件	(30)件	(16)件	(15)件	(18)件	(17)件

主な施策

主な施策の概要

①情報収集・分析体制の強化

- ・情報収集・分析体制及び機動的かつ広域的な捜査活動体制の強化
- ・国際組織犯罪対策基地の情報収集・分析活動及び広域捜査活動の展開
- ・警備情報システムの効果的な運用

②内外の関係機関との連携強化

- ・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化
- ・警察、税関等国内関係取締機関との連携強化

③監視取締体制の強化

- ・薬物・銃器等が流出するおそれの高い国から来航する船舶に対する重点的な監視取締りの実施

④容疑船舶の監視・追尾能力の向上

- ・巡視船、航空機等の充実整備
- ・速力及び夜間監視能力を強化した巡視船、夜間監視能力等を強化した航空機の整備

他の関係主体

財務省、警察庁、厚生労働省（関係取締機関）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成15年の薬物・銃器事犯の摘発件数は17件で昨年実績より1件減少した。しかし、平成11年から平成15年の平均では、前年平均に比べ、0.2件の増加であり、目標の達成に向けた指標にかかる実績値は、ほぼ横ばいである。
- ・平成15年の摘発事案には、当庁、警察、税関の三機関の連携により中国籍貨物船から覚せい剤1.9kgを押収し、さらに密航者7名を発見逮捕した事案（下記事例イ）や、海外の関係機関からの情報に基づき、カンボジア籍貨物船から、大麻樹脂約5kg等を押収した（下記事例ロ）、等があげられ、国外及び国内関係機関との連携強化等の施策の効果は、着実に顕れている。
- ・一方、目標の達成に向けた推移が必ずしも順調でない要因としては、国内外の犯罪組織が関与している薬物・銃器の密輸事犯が、情報入手の困難性、積荷への悪質な隠蔽、巧妙な受け渡し方法の利用、密売組織の国際化等により、いっそう悪質・巧妙・広域化しており、その摘発はますます困難になっていることがあげられる。

(施策の実施状況)

平成15年度は、下記の施策を実施することにより、薬物・銃器の密輸事犯の摘発に努めた。

①平成15年度は、第八、九、十管区海上保安本部に国際刑事課を設置、第十一管区海上保安本部警備課に「国際犯罪対策室」を設置した。

②平成15年度は、警備情報システムを活用することにより、密輸・密航事犯摘発の強化を促進した。

③平成15年度は速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた2隻の巡視船の整備及びヘリコプター3機の夜間監視機能等を強化した。

④代表的な摘発事例

○事例イ

中国籍貨物船に係る覚せい剤不法所持及び集団密航事件（第二管区海上保安本部、八戸）

平成15年10月、八戸海上保安部は函館税関八戸支署と合同で、八戸港に入港した中国籍貨物船（3,998トン）の船内検査を実施中、海上保安官が同船機関室において覚せい剤約1.9kgを発見、押収したことから捜査に着手し、新たに青森県警察を加えた三機関合同で同船の捜索差押えを実施した結果、船内に潜んでいた中国人密航者7名を発見逮捕するとともに集団密航に関与した同船乗組員中国人等を逮捕した。

○事例ロ

カンボジア籍貨物船乗組員に係る大麻等密輸入事件(第九管区海上保安本部、新潟)

平成15年2月、ロシア関係当局からの薬物密輸情報に基づき、新潟海上保安部は、新潟県警察及び東京税関新潟支署と合同で捜査を開始し、新潟港に入港したカンボジア籍貨物船(1,590トン)から大麻樹脂及びあへんを密輸入した容疑で同船乗組員(ロシア人)を逮捕するとともに、同船着岸岸壁付近において同人が密輸入した大麻樹脂約5kg、あへん約4.2kgを発見、押収した。

今後の取組の方向性

薬物・銃器等が流出するおそれの高い国から来航する船舶に対して、重点的かつ資機材を有効活用した立入検査を実施する等により監視取締体制の強化を図るほか、国内外関係機関との連携強化を推進するとともに捜査活動体制を強化する等、国際的な組織犯罪に対する取締を積極的に推進することにより、組織的・計画的に行われ、ますます悪質化・巧妙化・広域化する薬物・銃器密輸事犯を水際で阻止する。

平成16年度における新規の取組

薬物・銃器等が流出するおそれの高い国から来航する船舶に対する重点的な監視体制の整備

担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁警備救難部管理課(課長 城野功)、
国際刑事課(課長 添田慎二)

政策目標 11 船員の災害防止

船員に安全な労働環境を確保するため、労働災害の未然防止と被害軽減を図られること

(1) 船員災害を防止する

船員災害は、陸上の全産業の労働災害に比べ死傷災害発生率、死亡災害発生率ともに高くなっており、その未然防止と被害軽減を図る必要がある。

業績指標：船員災害発生率

目標値：11.2‰ (H18 年度)

実績値：集計中※ (H15 年度)

初期値：13.2‰ (H14 年度)

※実績値は 12 月頃集計予定

○業績指標 51：船員災害発生率

(指標の定義)

毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの間に発生した災害（転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は 3 日以上休業した船員の船員千人あたりの率

(目標値設定の考え方)

平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間に死傷災害の発生率（年間千人率）を平成 14 年度に比べ 20% 減少させる。

- ① 全国平均の災害発生率を上回っている地域（地方運輸局単位）においては、全国平均まで減少させるとともに、さらに発生率を 5% 減少させることを努力目標とした。
- ② 全国平均の災害発生率を下回っている地域に置いては、発生率を 10% 減少させることを努力目標とした。
- ③ ①及び②の考え方にに基づき平成 10～12 年度の 3 年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

(考えられる外部要因)

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び陸上作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

過去の実績値（年度）

H11	H12	H13	H14	H15
17.3‰	15.6‰	15.0‰	13.2‰	集計中※

主な施策

主な施策の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

- ・中小船舶所有者に対し船員災害防止のための協議会等の設置を促進し、安全衛生教育、災害事例等に関する情報交換等を推進する。

②死傷災害の防止

- ・作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため業種別、態様別等の災害防止対策を策定し、死亡率の高い海中転落防止対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高年齢船員に対しては特に心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進する。

予算額 0.07 億円（H15 年度）

測定・評価結果

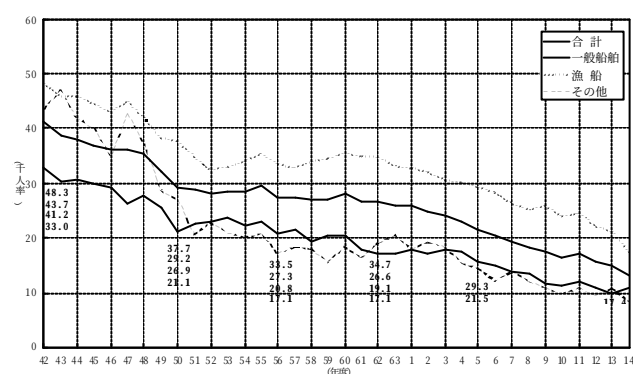
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 15 年度の実績値は現在集計中であるが、重大災害の報告もないため、目標値を達成するものと推測される。また、第 7 次船員災害防止基本計画に基づき平成 10 年度から平成 14 年度までの 5 年間に災害発生率を 17% 減少させる目標も達成された。（図 1）

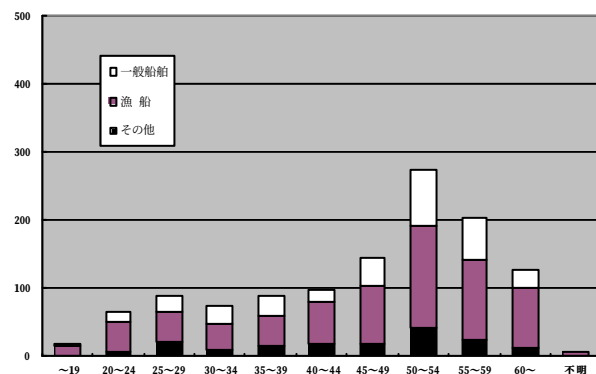
平成 14 年度 13.2‰（対平成 9 年度比 25% 減）

図 1 災害発生率の推移



- ・指標の内訳を見ると、漁船の災害発生率は依然として高いものの、平成 14 年度は平成 13 年度に比べ大きく減少しており、これが全体の発生率の減少に効果をもたらしている。また、船員の高齢化は依然として進んでおり、50 歳以上の災害発生件数は全体の半数以上となっている。（図 2）

図 2 船種別年齢階層別災害発生状況（H14 年度）



(施策の実施状況)

- ・毎年開催される安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、安全に関する各種講演会等を開催し船舶所有者、船員のみならずその家族に対して参加を求め、安全意識の高揚を図った。

指導隻数 2,039 隻

講演会等 54 カ所 2,524 人

- ・関係機関、団体等で構成される船員災害防止推進連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。(開催回数 18 回)

災害事例報告

海難原因の分析

低コストの自主改善活動の紹介 等

今後の取組の方向性

- ・船員災害の発生率は陸上災害の発生率に比べ依然として高水準であることや、船員の高齢化、少数化又は外国人船員との混乗化等による労働環境の急速な変化等を踏まえ、引き続き中小船舶所有者を中心とした死傷災害防止対策等を一層推進するものとする。

平成 16 年度における新規の取組

○平成 16 年度船員災害防止実施計画

第 8 次船員災害防止基本計画をもとに作成された平成 16 年度船員災害防止実施計画の重点対策（死亡災害の減少等）及び主要対策（海中転落による死亡災害防止対策等）を推進し、死傷災害の発生率（年間千人率）を、対前年度比 4 % 減少させることを目標とする。

（H18 年度の目標値を達成するためには、死傷災害の発生率を H15 年度から毎年度、前年度に比べ 4 % 減少させる必要があるため目標値を 4 % 減少と設定した。）

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船員労働環境課（課長 寺西達弥）

政策目標 12 地球環境の保全

地球環境保全への取組みがなされること

(1) 自動車の燃費を向上させる

地球温暖化を抑止するため、自動車部門からの二酸化炭素排出量を削減していくことが求められる。自動車一台当たりのエネルギー消費量を抑制することにより自動車単体の二酸化炭素排出量を削減するため、自動車の燃費を向上させることが必要である。

業績指標：ディーゼル自動車の平均燃費

目標値：13% (H17 年度)
実績値：集計中※ (H15 年度)
(21.3% (H14 年度))
初期値：8.5% (H11 年度)
※実績値は9月頃集計予定

○業績指標 52：ディーゼル自動車の平均燃費

(指標の定義)

ディーゼル自動車が1リットルの燃料で走行することができる距離の平均のことである。

(目標値設定の考え方)

地球温暖化対策推進大綱(平成10年6月)に掲げられている目標(自動車の燃費について2010年度までに1995年度比15%乃至20%超の向上を目指す)を踏まえ、2005年度に設定されているディーゼル自動車(乗用車・貨物車(車両総重量2.5t以下))の燃費目標基準の効果を考慮して設定。

(考えられる外部要因)

乗用車・貨物車別の出荷台数比率

ディーゼル自動車の車両重量別の出荷台数比率

(他の関係主体)

経済産業省(省エネ法のうち自動車については経済産業省と国土交通省の共管)

過去の実績値(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
	8.5%	12.8%	14.2%	21.3%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

- 省エネ法に基づくトップランナー燃費基準の導入
1998年のエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、ディーゼル自動車について、2005年度を目標とし、商品化されている自動車のうち最高の省エネルギー(燃費向上)性能以上の水準を目指すトップランナー燃費基準を導入する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成14年度の実績値は21.3%であり、平成13年度と比べて指標の数値の伸びが大きい。
- ・この平均燃費値上昇は、燃費性能の高い自動車の出荷台数割合が前年度より高くなったことや、乗用車と比べて

燃費が相対的に高い貨物車の出荷台数割合が高くなったこと(58%(H13年度)→71%(H14年度))によるものと考えられる。

- ・貨物車出荷割合が高くなった背景として、排出ガス規制の影響によりディーゼル乗用車の出荷台数が大きく減少していることが考えられる。

(施策の実施状況)

- ・国内出荷されるディーゼル自動車の燃費値の調査を実施し、省エネ法に基づき設定したディーゼル自動車の燃費目標達成状況を把握するとともに、燃費に関する情報を冊子や国土交通省HP上で公表した。
このことにより、自動車ユーザーの低燃費車への認識が高まり、より一層の低燃費車の普及が促進されるものと考えられる。

今後の取組の方向性

- ・引き続き、ディーゼル自動車の燃費目標達成状況を把握することとする。また、目標年度における達成度の結果を踏まえ、必要に応じ新たなトップランナー基準の設定等について検討を行う。

平成16年度における新規の取組

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局技術安全部環境課(課長 江口稔一)

政策目標 12 地球環境の保全

地球環境保全への取組みがなされること

(2) モーダルシフトを推進する

京都議定書の公約達成のため、自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道、海運へのモーダルシフトを推進することで、中長距離幹線輸送において、貨物輸送システム自体を環境負荷の小さいものにする必要がある。

業績指標：国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率

目標値：47%（H18 年度）

実績値：集計中※（H14 年度）

初期値：40.4%（H11 年度）

※実績値は 11 月頃集計予定

○業績指標 53：国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率

(指標の定義)

「モーダルシフト化率」とは、輸送距離 500km 以上であって、内航海運で運ばれることの多い産業基礎物資以外の雑貨輸送量のうち、鉄道又は海運（フェリーを含む。）により運ばれている輸送量の割合をいう。

(目標値設定の考え方)

京都議定書に規定された日本の温室効果ガスの削減目標は、2008～2012 年において二酸化炭素換算で 1990 年比▲6%であり、目標達成のための運輸部門削減目標は 4600 万トンである。物流分野においても、この削減目標の実現に貢献していくため、モーダルシフト化率を平成 22 年度までに 50%に向上させることとしており、したがって、平成 18 年度には約 47%の水準とする必要がある。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

過去の実績値（年度）

H10	H11	H12	H13	H14
42.9%	40.4%	39.6%	38.6%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

①貨物鉄道の利便性の向上

- 変電設備増強、待避線延伸等によりコンテナ列車の長編成化への対応を行うことにより、荷主のニーズに対応した輸送力の増強を図るため、国が事業費の一部を負担する「山陽線輸送力増強事業」の推進を行う。

予算額：1.6 億円（H15 年度）

1.51 億円（H16 年度）

②内航海運の競争力の強化

- 内航海運業法の改正による参入規制の緩和を実施する。
- 次世代内航船（スーパーエコシップ）の研究開発
ガスタービン対応型新船型、電気推進式二重反転ポッドプロペラ等の革新的技術を取り入れた次世代内航船の研究開発を実施。内航物流における大幅なコスト削減、快適な労働環境を実現し、モーダルシフトを推進する。

予算額：3.3 億円（H15 年度）

- 高度船舶安全管理システムの研究開発

IT を活用し、船舶の推進機関等の状態を陸上から遠隔監視・診断し適切な陸上支援を行うことによって、船舶の安全管理を高度

化・最適化するシステムの研究開発を実施。保守整備コストの最適化、稼働率の向上等を図り、モーダルシフトを推進する。

予算額：0.8 億円（H15 年度）

- 共有建造制度によるモーダルシフト船の建造の促進

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有建造方式を通じて、海上運送事業者に対して財政投融资資金等による低利の長期固定資金を安定的に供給することにより、モーダルシフト船の建造を促進する。

予算額：1.8 億円（H15 年度）

- 複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備（◎）

国及び港湾管理者等が複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備することにより定時性・安定性を高め、国内海上輸送の利用を促進する。

予算額：56.3 億円（H15 年度）

51.6 億円（H16 年度）

③荷主・物流事業者のモーダルシフト意識の向上

- 荷主・物流事業者が自主的にモーダルシフトへ向けた取組を行うよう、荷主・物流事業者等が共同で策定した環境負荷低減に資する実証実験実施計画の中で特に CO2 排出削減効果が高いと考えられるものについて国が実験費用の一部を負担する「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」を推進する。

予算額：3.2 億円（H15 年度）

2.7 億円（H16 年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 10 年度の 42.9%から、平成 13 年度においては 38.6%と下落している。
- これは、貨物鉄道・内航海運の貨物輸送量（モーダルシフト化率算定対象貨物）は増加（鉄道 H10：1600 万トン⇒H13：1660（海運）H10：4080 万トン⇒H13：4090 万トン）しているものの、自動車貨物輸送量の伸びがそれ以上に大きい（H10：7560 万トン⇒H13：10180 万トン）ためである。
- 以下、平成 14 年度に実施した事業者ヒアリング調査及び荷主アンケート調査の結果等に基づき、モーダルシフト化率下降の主な原因について分析する。

(1) 貨物鉄道・内航海運の競争力が自動車と比較して弱い

自動車輸送の伸びが貨物鉄道・内航海運の輸送の伸びを大きく上回っている原因としては、近年、受け荷主側の到着時間に関する要求が厳しくなっているにも関わらず、貨物鉄道・内航海運は、自動車と比較してリードタイムが長い、出発・到着の時間帯が合わないなど時間

面での機動性が劣位にあるケースが多いことなどが考えられる。

また、貨物鉄道では、東京－札幌、東京－福岡、東京－大阪などの主要区間のダイヤのよい列車は需要が大きいため積載率が高く、輸送力の余力がない状況にあるなど、輸送容量に制約があることも阻害要因になっている。

さらに、内航海運では、市場参入が許可制であることから市場の閉鎖性が高く、新規参入や既存事業者の創意工夫に基づく多様な事業展開による市場の活性化や競争の促進の障害となっている。

(2) 荷主等のモーダルシフトに対する意識が希薄である

平成14年度に実施した荷主企業アンケート（環境報告書を作成している企業を対象）の結果によると、環境意識が高い企業であっても、今後モーダルシフトを実施する予定はないとする企業が46.7%に上っているなど、荷主等のモーダルシフトへの意識や理解の低さなども輸送モード転換の障害になっている。

(施策の実施状況)

① 貨物鉄道の利便性の向上

・山陽線輸送力増強事業

平成15年度においては、調査設計後、変電設備の工事等を実施しており、現在着実に整備が進捗している。（事業はH14～18年度の5年間を予定）

② 内航海運の競争力の強化

・内航海運法の改正による参入規制の緩和

参入規制の許可制から登録制への緩和、オペレーター・オーナーの事業区分の廃止等を内容とする内航海運法の一部改正を含む「海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出した（平成16年5月27日成立）。

・次世代内航船（スーパーエコシップ）の研究開発

基本設計・船型開発、電気推進式二重反転ポッドプロペラの実寸モデル製作を実施。

・高度船舶安全管理システムの研究開発

実験船による海上試験や故障診断技術の評価を実施。

・共有建造制度によるモーダルシフト船の建造の促進

平成15年度においては、共有建造制度によりモーダルシフト船を4隻(18,500総トン)建造。

・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備

平成15年度においては、横須賀港において、船舶の大型化や高速化等に対応するとともに、十分な面積の駐車場等を有し、幹線道路網と円滑に接続された複合一貫輸送ターミナルの整備が完了した。

③ 荷主・物流事業者のモーダルシフト意識の向上

・環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験

平成15年度は35件を認定。これら実証実験が計画どおりに実施されれば、およそ3.5万トンのCO₂が削減される見込みである。

今後の取組の方向性

「指標の動向」で分析した、モーダルシフトの阻害要因を踏まえ、実施中の施策の有効性を適切に評価した上で見直し、CO₂削減に向けた物流分野における施策の拡充・強化に取り組んでいく。

平成16年度における新規の取組

・共有建造制度によるモーダルシフト船の建造の促進

船舶共有建造制度を活用して物流高度化船を建造する場合において船舶使用料減免を行うために必要な経費を鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して補給することにより、モーダルシフト船の建造を促進する。

予算額：1.8億円（H16年度）

・モーダルシフト促進キャンペーンの実施

統一ロゴマークの使用やポスターの掲示、シンポジウムの開催等を通じて、モーダルシフトに対する認知・理解を促進する。
(H16年度)

担当課等（担当課長名等）

担当課：政策統括官付政策調整官付（政策調整官 福内直之）

関係課：鉄道局貨物鉄道室（室長 堀内丈太郎）、海事局企画課（課長 西川 健）、港湾局計画課（課長 林田博）

政策目標12 地球環境の保全

地球環境保全への取組みがなされること

(3) 住宅・建築物の省エネルギー化を推進する

我が国の全エネルギー消費量の約 27 % を占める民生部門のエネルギー消費量は一貫して増加傾向にある。CO₂ の排出量を削減し、地球温暖化を防止するため、住宅・建築物の省エネルギー化を図る必要がある。

業績指標：住宅、建築物の省エネルギー化率

住宅	目標値：35% (H17年度)
	実績値：集計中※ (H15年度)
	初期値：13.4% (H12年度)
	※実績値については H16 年度夏頃集計予定
建築物	目標値：60% (H17年度)
	実績値：約65% (H15年4月～11月の速報値)
	初期値：34% (H11年度)

○業績指標 54①：住宅の省エネルギー化率

(指標の定義)

当該年度の新築着工住宅のうち、省エネルギー法に基づく省エネ基準（次世代省エネ基準）に適合しているものの割合。

・省エネ基準：住宅におけるエネルギーの使用の合理化のために建築主の努力義務として定める「住宅の建築主の判断の基準」等。昭和55年に制定した後、平成4年及び平成11年に基準の改正・強化を行っており、平成11年のものを「次世代省エネ基準」と呼んでいる。

※ 「省エネルギー法」：エネルギーの使用の合理化に関する法律

(目標値設定の考え方)

地球温暖化対策推進大綱で設定された目標値（新築着工に占める次世代省エネ基準の達成割合住宅について 2008 年度：現行基準を5割が達成）と整合をとりながら目標年次を変えて設定。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

度（建設性能評価）を利用した住宅における初期値及び実績値に変更した。なお、初期値及び実績値の変更は、実績を推計するためのデータの取り方を変更するものであって、指標自体を変更するものではないため、目標値は変更していない。

○業績指標 54②：建築物の省エネルギー化率

(指標の定義)

当該年度に着工された新築建築物（非住宅・2000 m²以上）のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合。

・判断の基準：省エネルギー法に建築物の断熱化、設備の効率的利用に関して努力義務として定める建築主の判断の基準

(目標値設定の考え方)

地球温暖化対策推進大綱で設定された目標値（新築着工に占める省エネルギー法に基づく建築主の判断基準の達成割合：2006 年度8割相当）と整合をとりながら目標年次を変えて設定。

(考えられる外部要因)

(他の関係主体)

建設事業者等（事業主体）

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
—※	13.4%※	17.3%※	21.5%※	集計中

※ 従来の実績値は、住宅金融公庫による融資を受けた戸建住宅のうち、次世代省エネ基準に適合し割増融資を受けた住宅の割合であり、特殊法人等整理合理化計画に基づき公庫による融資戸数が減少している一方で住宅性能表示制度により性能評価を受けた住宅の戸数は着実に増加していることから、より広範に省エネ基準に適合した住宅の割合を捕捉するため、初期値及び実績値を、公庫融資を受けた戸建住宅におけるものから、平成12年より運用が開始された住宅性能表示制

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15※
約34%	約34%	約35%	約50%	約65%

※平成15年4月～11月の実績に基づく速報値

主な施策

主な施策の概要

①住宅関係 (◎)

1)省エネルギー法による住宅の省エネ措置の努力義務

省エネルギー法に基づき、「建築主の判断基準」を求め、建築主に対し同基準に基づく省エネ措置の努力義務を課している。

2)省エネ措置等を講じた住宅に対する優遇措置
住宅金融公庫の融資において、省エネ措置等を講じた住宅に対する割増融資、基準金利を適用。

②建築物関係 (◎)

1)省エネルギー法による建築物の省エネ措置の努力義務等

- 改正省エネ法を施行し、特定建築物（非住宅・2000㎡以上）の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務化を柱とする改正省エネ法を施行。（平成15年4月1日施行）
- 省エネルギー法に基づき、「判断の基準」を定め、建築主に対し同基準に基づく省エネルギー措置の努力義務を課す。平成15年2月に改正した「判断の基準」を施行、用途区分の追加、中小規模の建築物向けのわかりやすい仕様基準の追加を行っている。（平成15年4月施行）

2)省エネ措置を講じた建築物に対する優遇措置

- 日本政策投資銀行による省エネルギー措置を講じた建築物等に対する低利融資。
 - 一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の所得税等の優遇。
- 3)官庁施設のグリーン化の推進
- 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備の推進
 - 既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進
 - 官庁施設の運用段階における省エネルギーの推進

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析 （指標の動向）

①住宅の省エネルギー化率

住宅性能表示制度（建設性能評価）を利用した住宅の省エネ基準適合率は、平成12年度13.4%、平成13年度17.3%、平成14年度21.5%と着実に向上しているが、平成15年度実績については、現在集計中である。

②建築物の省エネルギー化率

- 確定値では、平成14年度約50%となっており、建築物の省エネルギー化率は順調に増加している。
- なお、平成15年4月～11月の実績に基づく速報値では約65%であり、目標値である60%を上回っている。

（施策の実施状況）

①住宅関係

- 住宅金融公庫の融資における、省エネ措置等を講じた住宅に対する割増融資、基準金利の適用や、省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度（住宅性能表示制度）の普及推進等を実施することにより、省エネ基準適合率は着実に

向上している。

②建築物関係

- 平成14年6月に省エネルギー法が改正され、特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出が義務づけられた（平成15年4月施行）。
- 上記法改正による省エネ意識の向上等により、平成14年度の実績値、平成15年4月～11月の実績に基づく速報値共に、その前年度に比較して大きく向上。

今後の取組の方向性

- 民生部門のエネルギー消費量は、豊かさを求めるライフスタイル等を背景に一貫して大きく伸張しているため、引き続き住宅・建築物の省エネルギー化を図っていく必要がある。
- 平成16年度は地球温暖化対策推進大綱における第1ステップの終了年であるため、現行の省エネルギー対策の進捗状況の評価を行うとともに、社会資本整備審議会環境部会等における議論を踏まえ、必要な見直しを行う必要がある。

（新たな目標設定）

②建築物関係

- 平成15年4月～11月の実績に基づく速報値において目標値を上回っていることから、目標値を再設定する。
- 平成15年速報値である65%と、地球温暖化対策推進大綱で設定された目標値（新築着工に占める省エネルギー法に基づく建築主の判断基準の達成割合：2006年度以降8割相当）を踏まえ、新たな目標値を75%とする。

平成16年度における新規の取組

②建築物関係

- 省エネ法に基づく建築物（非住宅）の新築時等における省エネルギー措置の届出の徹底及び地方公共団体による指示・公表制度の活用促進

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 川本 俊明）

住宅局建築指導課（課長 小川 富由）

関係課：官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室
（室長 西村 好文）

政策目標 13 大気、騒音等に係る生活環境の改善

大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善や都市のヒートアイランド現象の緩和が図られること

(1) 自動車から排出されるNO_x・PMを減少させる

大都市地域等における大気汚染問題を改善するため、自動車に起因するNO_x・PM排出量を削減することが必要である。

業績指標：NO₂・SPM の環境目標達成率

目標値：NO₂ 約 8 割 (H19 年度)
SPM 約 6 割 (H19 年度)
実績値：NO₂ 67% (H15 年度)
SPM 9% (H15 年度)
初期値：NO₂ 64% (H14 年度)
SPM — (H14 年度)

業績指標：最新排出ガス規制適合車の割合

目標値：乗用車 40% (H17 年度)
貨物車 30%
実績値：乗用車 (H15 年度)
貨物車 集計中※
初期値：乗用車 6.2% (H12 年度)
貨物車 4.1%

※実績値は7月頃集計予定。

○業績指標 55：NO₂・SPM の環境目標達成率

・NO₂

(指標の定義)

自動車 NO_x・PM 法^{※1}対策地域内で、NO₂について環境基準^{※2}を達成している測定局の割合

※1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

※2 NO₂濃度 1 時間値の 1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

(目標値設定の考え方)

平成 22 年度までに 100%を目指す(自動車 NO_x・PM 法施行令) こととして、平成 19 年度の目標を設定

(考えられる外部要因)

自動車以外の発生源(固定発生源)、交通量の変動、大型車混入率の変動

(他の関係主体)

該当なし

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

・SPM

(指標の定義)

自動車 NO_x・PM 法対策地域内の対象測定局^{※3}のうち、SPM の当初の測定値における道路寄与分^{※4}が半減している測定局の割合

※3 SPM 濃度の測定値(1 年間の測定を通じて得られた 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値)が、0.10mg/m³を超えており、かつ、当該測定局に最も近い一般環境大気測定局の測定値を上回る自動車排出ガス測定局

※4 対象となる自動車排出ガス測定局の測定値と、当該測定局に最も近い一般環境大気測定局の測定値の差

(目標値設定の考え方)

平成 22 年度までに 100%を目指す(自動車 NO_x・PM 法施行令) こととして、平成 19 年度の目標を設定

(考えられる外部要因)

自動車以外の発生源(固定発生源、自然由来)、交通量の変動、大型車混入率の変動

(他の関係主体)

該当なし

過去の実績値の推移 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				NO ₂ 64%	NO ₂ 67%
				SPM —	SPM 9%

○業績指標 56：最新排出ガス規制適合車の割合

(指標の定義)

ガソリン自動車を対象として、乗用車は平成 12 年規制適合車、貨物車は平成 12 年、平成 13 年規制適合車が販売台数全体の占める割合

(目標値設定の考え方)

販売実績に、優遇税制措置等の対策効果を勘案し設定したもの

(考えられる外部要因)

車両販売台数の変化

(他の関係主体)

経済産業省(税制)

環境省(税制)

過去の実績値の推移 (年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
	乗用車 1.5%	乗用車 6.5%	乗用車 13.2%	乗用車 14.2%	集計中 ※
	貨物車 0.7%	貨物車 4.1%	貨物車 8.1%	貨物車 6.2%	

主な施策等

- 主な施策の概要
- ①自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）の削減を目指し、低公害車の開発・普及、ディーゼル微粒子除去装置（DPF・酸化触媒）導入等自動車の低公害化等の施策（ソフト）と道路等の基盤整備（ハード）を一体的に実施することにより、道路渋滞対策等の推進を図る。（◎）

 - 予算額：大気・騒音等に係る生活環境の改善事業費 1,261 億円の内数（H15 年度）
- ②自動車税のグリーン化及び自動車取得税の特例措置
 環境負荷の小さい自動車（低燃費かつ超一低排出ガス認定車（☆☆☆））を購入した場合、自動車税を軽減する等の自動車税のグリーン化や自動車取得税に係る軽減措置を講じ、低公害車等の取得を促進し、普及を図る。
- ③最新排出ガス規制適合車の早期取得特例（自動車取得税）
 最新排出ガス規制適合車に対する自動車取得税の特例措置を設けることにより、当該車両の販売促進が図られ、大気環境の改善に資する。
- （注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

- 目標の達成状況に関する分析
 （指標の動向）
- NO₂・SPM の環境目標達成率

 - H14 大気汚染状況報告書より、NO₂・SPM とともに測定濃度の年平均値は近年緩やかな減少傾向にあり、NO₂については平成 15 年度の実績値が 67%となり、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。SPM については、前年データで道路寄与分のあった自動車排出ガス測定局のうち、約 1 割について道路寄与分が半減しており、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。
 - NO_x の総排出量の約 50%、自排局の SPM 濃度の約 40% が自動車からの排出ガスによるものと推計されている。
 - 自治体が設置している観測局のデータの入手に数ヶ月の期間を要し、効果的な対策の立案・実施に向けた迅速な状況把握が難しい。
 - 自動車 NO_x・PM 法に基づき、NO_x・PM 対策地域において NO_x・PM 総量削減計画が策定されたところであり、各都府県の計画との整合を取る必要がある。
- 最新排出ガス規制適合車の割合

 - 平成 14 年度の乗用車実績値は 14.2%であり、目標の達成に向けて順調に指標は伸びている。
 - 特に、外部要因としては、自動車メーカーの販売戦略等が大きな要因と考えられる。
- （施策の実施状況）
- NO₂・SPM の環境目標達成率

 - 交差点の立体化により、平均走行速度が向上した事例があり、一定の環境負荷の低減が見込まれる。

- 直轄国道を対象として、交通が集中する幹線道路沿道において、新たに 22 局の大気の常時観測局による観測を開始した。
- 自動車 NO_x・PM 法の対策地域を走行する大型ディーゼル車を保有する者に対して、道路特定財源の一部を活用したディーゼル微粒子除去装置（DPF・酸化触媒）の導入支援を実施した。
- H16 も継続して実施する予定であり、NO_x・PM 対策地域を中心として、H15・H16 の 2 年で長期規制非適合の大型ディーゼル車の約 15%を減少させる見込である。

- 最新排出ガス規制適合車の割合
- 自動車税のグリーン化及び自動車取得税の軽減措置について、軽減対象を低燃費かつ超一低排出ガス認定車（☆☆☆）に重点化した。また、軽減措置の対象として「LPG 自動車」を新たに追加するとともに、「燃料電池自動車」及び「低 PM 認定車」に係る所要の特例措置を拡充した（政策アセスメントを実施）。引き続き、最新排出ガス規制適合車の早期取得特例措置を講じた。

- 今後の取組の方向性
- 依然として自動車に起因する NO_x・PM 排出量を削減することが求められていることから、ディーゼル微粒子除去装置（DPF・酸化触媒）の導入支援を始め、自動車単体からの排出量を削減するため、交差点立体化等のハード整備を行う。
- 自動車税のグリーン化及び自動車取得税の特例措置、最新排出ガス規制適合車の早期取得特例を講じることにより、環境負荷の小さい自動車の普及を促進し、大気汚染問題の改善を図る。
- 現況の NO₂・SPM 指標は、都道府県が設置している観測局も対象としているため、実績値の把握に時間を要している状況である。一方、国土交通省が設置する観測局のデータは、早期に速報値として入手可能であり、NO_x・PM 対策地域を中心に、観測体制を強化。

担当部局等

担当課：道路局 地方道・環境課 道路環境調査室
 （室長 吉崎 収）

関係課：自動車交通局 技術安全部環境課（課長 江口稔一）

政策目標13 大気、騒音等に係る生活環境の改善

大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善が図られること

(2) 幹線道路の沿道住民の騒音被害を軽減する

幹線道路の沿道では、自動車騒音の要請限度を超える区域がいまだに多く存在し、安眠を妨害されるなど沿道住民の生活環境が著しく損なわれていることから、改善が必要である。

業績指標：夜間騒音要請限度達成率

目標値：72%（H19 年度）

実績値：64%（H15 年度）

初期値：61%（H14 年度）

○業績指標 57：夜間騒音要請限度達成率

（指標の定義）

環境基準類型指定地域^{※1}または騒音規制区域^{※2}いずれかを通過する直轄国道のうち、夜間騒音要請限度^{※3}を達成している道路延長の割合

※1 環境基本法第16条第2項の規定に基づく、騒音に係る環境基準に掲げる地域の類型が指定されている地域

※2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域

※3 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」により定められる「幹線交通を担う道路に近接する区域」についての夜間の基準値

（目標値設定の考え方）

長期的に100%を目指すこととして、平成19年度の目標を設定

（考えられる外部要因）

交通量の変動、大型車混入率の変動

（他の関係主体）

該当なし

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

64%となり、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。

- ・ 低騒音舗装の敷設だけでは夜間騒音要請限度の達成が厳しい区間においては、遮音壁や環境施設帯の設置等、複数の騒音対策を組み合わせることにより、騒音を大幅に低減。

（施策の実施状況）

- ・ 平成11年に沿道環境改善事業を創設し、騒音の現況が厳しい地域において、低騒音舗装の敷設、遮音壁の設置等を重点的に実施している。

今後の取組の方向性

（今後の取組の方向性）

- ・ 夜間の騒音の要請限度を超える箇所を中心として、低騒音舗装の敷設を継続して実施。
- ・ 低騒音舗装の敷設のみでは騒音の低減が十分ではない区間においては、複数の騒音対策を活用する等、沿道環境改善事業を継続的に実施する。

担当部局等

担当課：道路局 地方道・環境課 道路環境調査室

（室長 吉崎 収）

過去の実績値の推移

（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
				61%	64%

主な施策等

主な施策の概要

○道路構造対策（◎）

- ・ 騒音低減効果のある高機能舗装の敷設等道路構造対策
- ・ 予算額：大気・騒音等に係る生活環境の改善事業費1,261億円の内数（H15年度）

○交通流対策

- ・ 幹線道路ネットワーク整備等による交通の分散、TDM施策等による交通量の抑制等の交通流対策

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ 夜間騒音要請限度達成率については、H15年度末実績値が

政策目標 13 大気、騒音等に係る生活環境の改善

大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善や都市のヒートアイランド現象の緩和が図られること

(3) 空港周辺の騒音による生活環境への障害を軽減する

航空機騒音については環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準が定められており、当該基準を達成していない空港については、住民の生活環境に障害が生じていることから、空港周辺住民の生活環境を改善する必要がある。

業績指標：航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

目標値：95%（H18 年度）

実績値：94%（H15 年度）

初期値：93%（H12 年度）

○業績指標 58：航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

(指標の定義)

空港周辺地域の全対象家屋のうち、住宅防音工事を施工した家屋数の割合。

(目標値設定の考え方)

航空機騒音に係る環境基準を達成していない空港について、周辺住民の生活環境改善のため、民家防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る。目標値については現状及び近年の推移を踏まえ、設定。将来的には100%を目指す。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

過去の実績値の推移（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
93%	93%	93%	94%	94%	94%

主な施策等

主な施策の概要

①民家防音工事の推進

空港周辺住民が住宅に対して行う防音工事にに対し助成する。

予算額：住宅防音工事補助 26 億円（H15 年度）

住宅防音工事補助 32 億円（H16 年度継続）

②航空機騒音対策の実施

航空機騒音対策として、発生源対策（航空機本体の騒音低減）、空港構造の改良（空港又は滑走路の移転等）及び空港周辺対策（民家防音工事の他、緩衝緑地帯の整備や移転補償事業等）を実施してきている。

予算額：移転補償事業等 160 億円（H15 年度）

移転補償事業等 141 億円（H16 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 対象となる世帯総数は固定されており、毎年度、住宅の修繕等を契機とした補助申請に基づき防音工事を施工しているので、徐々にではあるが実績値は伸びており、平成15年度末には94%となっている（平成15年度の申請・実施件数は226世帯）。

(施策の実施状況)

- 民家防音工事、発生源対策、空港構造の改良、緩衝緑地帯の

整備及び移転補償事業等を着実に実施している。

- 市町村や空港周辺整備機構の広報誌やHP等を通じて補助制度の周知等を図った。

今後の取組の方向性

- 対象となる住宅に居住する住民に対し、市町村や空港周辺整備機構の広報誌やHP等を通じて補助制度の周知等を図り、工事の実施による環境基準の屋内達成率の向上を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局飛行場部環境整備課（課長 有岡宏）

政策目標13 大気、騒音等に係る生活環境改善

大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善やヒートアイランド現象の緩和が図られること

(4) シックハウスによる被害を防止する

新築やリフォームした住宅に入居した人々に様々な健康影響が生じている状態が多く報告され、「シックハウス症候群」と呼ばれている。平成12年度の実態調査によれば、調査対象の3割近くの住宅でホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の設定する指針値を越えており、化学物質の室内空気汚染による健康への影響が懸念される状況である。こうした状況を踏まえ、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、シックハウス対策を推進する必要がある。

業績指標：ホルムアルデヒドの室内濃度（住宅に起因するもの）が厚生労働省の指針値を超える住宅の割合

目標値： 10%（H17年度）
実績値： 集計中※（H15年度）
初期値： 27%（H12年度）
※実績値は8月頃集計予定

○業績指標59：ホルムアルデヒドの室内濃度(住宅に起因するもの)が厚生労働省の指針値を超える住宅の割合

(指標の定義)

全国の新築住宅及び既存住宅に占めるホルムアルデヒドの室内濃度（住宅に起因するもの）が厚生労働省の指針値を超える住宅の割合

(目標値設定の考え方)

早急に解消する必要があることから、新規住宅については解消、中古住宅については、10年以内に解消することを想定し、目標値を設定。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

住宅供給事業者、住宅リフォーム事業者（事業主体）

過去の実績値

(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
	27%	13%	7%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

- ①シックハウス対策のための技術開発・調査等の推進
実態調査、技術開発、実証実験等
予算額：約4億円(H15年度)
- ②シックハウス対策のための規制
・建築基準法に基づきホルムアルデヒド等に関する建材、換気設備の規制
- ③シックハウス対策のための消費者への情報提供
・住宅性能表示制度においてホルムアルデヒド対策等級や化学物質の濃度について評価

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成12年度実態調査の結果（27%）を踏まえ、10年以内の解消を想定し、平成17年度の目標値を10%に設定したが、平成14年度の実態調査の結果は7%であり、解消に向けて順調に推移している。
(平成14年度の実績値は、目標値を達成しているが、改正建築基準法(H15.7施行)の効果を見極める必要があるため、15年度以降の実績値の推移を見ながら、来年度までに目標値の再設定等を検討する。)
- (施策の実施状況)
- ・平成12年度より全国の住宅を対象に化学物質濃度の実態調査、汚染発生の効率的な抑制や低減対策の技術開発を実施し、以下の施策に反映。
- ・平成14年7月12日に改正建築基準法を公布、平成15年7月1日に施行。
- ・住宅性能表示制度によりホルムアルデヒド対策等級の見直し。

今後の取組の方向性

- ・住宅・非住宅に係るホルムアルデヒド、トルエン等の化学物質の実態調査や実証実験等を踏まえ、シックハウス対策を推進。

平成16年度における新規の取組

- ・住宅・非住宅に係る室内空気質の実態調査を行うとともに、室内空気汚染対策のためのモデル的な実証実験等を行う。
- ・住宅の建材・施工材等に含まれる化学物質に関するデータベースのあり方について検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 川本 俊明）

政策目標 14 良好な自然環境の保全、再生及び創出

豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出が図られること

(1) 失われた水辺を再生する

豊かで美しい環境の保全・回復を図るため、過去の開発や侵食等により失われた水辺を再生する必要がある。

業績指標：失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

目標値：約 2 割 (H19 年度)

実績値： 6 % (H15 年度)

初期値： 0 (H14 年度)

○業績指標 60：失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

(指標の定義)

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺(河岸延長：1,270km)や海岸侵食によって失われた砂浜(砂浜延長：460km)のうち復元・再生する割合

(目標値設定の考え方)

長期的には回復可能な延長の 100%を再生・回復することを目標に、積極的に対策を進め、平成 19 年度において約 2 割を目標とした

(考えられる外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

(施策の実施状況)

- ・渚の創生事業 境海岸・伏木富山港海岸(富山県)ほか 10 箇所を整備中
- ・自然再生、多自然型川づくり等を荒川、木曽川等で実施

今後の取組の方向性

- ・効率的な土砂管理対策により引き続き砂浜の創出に努める。
- ・災害に対する安全性を向上しつつ、自然河岸への再生をより一層推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 坪香 伸)

関係課：河川局海岸室(室長 細見 寛)

港湾局海岸・防災課(課長 内村 重昭)

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
				0	6 %

主な施策

主な施策の概要

① 渚の創生事業(◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額 1,465 億円(H15 年度)の内数

② 自然再生、多自然型川づくり等(◎)

河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然型川づくりを推進。

予算額 9,379 億円(H15 年度)の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 15 年度の実績値は約 6%であり、目標の達成に向けて順調に指標値は伸びている。
- ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。
- ・平成 14 年度から自然再生事業を創設し重点的に取り組んでいるところであり、目標年次(H19)に向けて事業の進捗が図られている。

政策目標 14 良好な自然環境の保全・再生・創出

豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出が図られること

(2) 失われた湿地・干潟を再生する

自然再生推進法が成立するなど生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることが求められており、過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地や干潟の再生等の自然再生に積極的に取り組んでいく必要がある。

業績指標：失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地
や干潟の中で再生したものの割合

目標値：約 3 割 (H19 年度)
実績値：約 2 割 (H15 年度)
初期値：約 2 割 (H14 年度)

○業績指標 61：失われた湿地や干潟のうち、回復可能な 湿地や干潟の中で再生したものの割合

(指標の定義)

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約 7,000ha（湿地 3,000ha、干潟 4,000ha）のうち復元・再生する割合。

(目標値設定の考え方)

長期的には回復可能な面積の 100%を再生・回復することを目標に、平成 19 年度末までに 900ha（湿地 600ha、干潟 300ha）を再生することで目標値を設定。

(約 3 割 = $(1,200\text{ha} + 900\text{ha}) / (3,000\text{ha} + 4,000\text{ha})$)

(外部要因)

- ・ 地元調整の状況等

(他の関係主体)

- ・ 地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第 2 章及び第 3 章に記載】

過去の実績値			(年度)	
			H14	H15
			約 2 割	約 2 割

主な施策

主な施策の概要

① 河川における湿地・干潟の再生 (◎)

河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。

予算額 9,379 億円の内数 (H15 年度)

② 港湾、海域における海浜・干潟等の保全・再生・創出 (◎)

沿岸域において、海浜・干潟等の保全・再生・創出等エコポートの形成を進める。

予算額 5,031 億円の内数 (H15 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 自然再生事業等により着実に干潟等の保全・再生等を進めているところであるが、事業は単年度で完了するものではなく複数年をかけて事業を推進し、事業が完了した時点で「回復・創造」として供用開始し、初めて完了となるものであり、目標年次(H19)に向けて事業の進捗が図られている。

(施策の実施状況)

- ・ 平成 14 年度から自然再生事業を創設し、松浦川、釧路川等にて湿地の再生を行っているところ。
- ・ 平成 15 年度までに三河港、尾道糸崎港等にて干潟等の再生を行っているところ。このうち横浜港、福田港等 24 箇所を整備済。

今後の取組の方向性

- ・ 引き続き自然再生事業を着実に推進する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課（課長 坪香 伸）
港湾局環境整備計画室（室長 牛嶋 龍一郎）

政策目標14 良好な自然環境の保全、再生及び創出

豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出が図られること

(3) 都市域における自然環境を再生する

都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然的環境を確保するため、公園・緑地を整備する必要がある。

業績指標：生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地

目標値：2,400ha（H19 年度）

実績値：約 300ha※（H15 年度）

初期値：0 ha（H14 年度）

※速報値

- 業績指標 62：生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地

(指標の定義)

都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然環境を

- ・ 都市公園の整備により保全・創出
- ・ 緑地保全地区等の指定により保全
- ・ 港湾緑地により創出

することにより平成14年度以降新たに制度的に担保する面積

(目標値設定の考え方)

都市域において、良好な自然環境を、公園・緑地の整備等、適正に保全・創出を図ることとしており、平成19年度目標においては、当面制度の適用が見込まれる地域を設定。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第3章に記載あり】

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			0 ha	約 300ha(速報値)

主な施策

主な施策の概要

- ① 自然再生緑地整備事業の推進
埋立造成地や工場等からの大規模な土地利用転換地など自然的な環境を積極的に創出すべき地域において、樹林地や湿地、干潟の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な緑地の整備を推進する。
予算額：都市公園事業費補助
約 904 億円の内数(H15 年度)
- ② 緑地保全事業の推進
緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
予算額：古都及び緑地保全等事業補助
約 68 億円の内数 (H15 年度)

- ③ 港湾環境整備事業の推進

港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。

予算額：約 150 億円の内数(H15 年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 各自治体等からの報告を元に速報値を算出したところ、初年度である平成15年度末現在で約 300ha であり、指標のベースとなる公園・緑地の規模がある程度まとまった規模であることや NPO 等関係部局との調整を要することから、政策の効果が数年遅れて発現するものと考えられる。

(施策の実施状況)

- ・ 補助事業において、都市公園事業費補助により地方公共団体による自然再生緑地整備への支援を行った。
- ・ 港湾緑地の整備を全国約 120 港で実施した。

今後の取組の方向性

- ・ 都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然的環境を確保するため、公園・緑地を整備する。
- ・ 港湾空間における良好な環境実現のため、港湾緑地の計画的な整備を進める。

平成 16 年度における新規の取組

- 緑地環境整備総合支援事業の創設
都市公園事業・緑地保全事業等の一体的な実施を支援する統合補助事業「緑地環境整備総合支援事業」を創設。
平成 16 年度予算額：50 億円（国費）
- 国庫補助負担金の見直し
都市公園整備事業（市町村）の補助採択の基準となる全体事業費の最低額の引上げ
1 億円→2 億円

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市地域整備局公園緑地課

（課長 高梨 雅明）

関係課：港湾局環境整備計画室

（室長 牛嶋 龍一郎）

政策目標 15 良好な水環境への改善

良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善が図られること

(1) 水質保全上重要な地域における水質を改善する

三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域においては、水質の改善が十分でなく赤潮等による漁業被害やレジャーへの影響などの問題が顕在化している。このため、これらの水域について早急な改善が必要である

業績指標：環境基準達成のための高度処理人口普及率

目標値：17%（H19 年度）

実績値：12%※（H15 年度）

初期値：11%（H14 年度）

※速報値（実績値は8月頃集計予定）

業績指標：港内青潮等発生期間の短縮

目標値：H14 比約5%減（H19 年度）

実績値：集計中※（H15 年度）

初期値：0%（H14 年度）

※実績値は8月頃集計予定

○業績指標 63：環境基準達成のための高度処理人口普及率

(指標の定義)

流域別下水道整備総合計画等により、三大湾、指定湖沼等の水質環境基準の達成と、そのために必要な高度処理の実施が明確に関連付けられており、その放流水質が水質汚濁防止法による規制の対象となっている高度処理が実施されている区域内人口の総人口に対する割合をいう。

(目標値設定の考え方)

将来は、高度処理を原則化することとしており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

・地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第2章及び第3章に記載あり】

過去の実績値

(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
6%	8%	8%	10%	11%	12%※

○業績指標 64：湾内青潮等発生期間の短縮

(指標の定義)

東京湾、大阪湾等の閉鎖性湾奥部における青潮等（青潮、貧酸素水塊）の発生期間の短縮。

(目標値設定の考え方)

高度経済成長期前頃からの水質悪化の経緯を考慮し、できる限り着実に推進していくために、平成19年度までに実施可能な事業から算出。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値

(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15

				0%	集計中※
--	--	--	--	----	------

主な施策

主な施策の概要

① 高度処理の普及促進（◎）

高度処理の施設の整備により高度処理の普及を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額9,250億円の内数（H15年度）

② 閉鎖性海域における水環境の改善（◎）

閉鎖性海域において、海底の汚泥の浚渫や良質な土砂を用いた覆砂及び海域に浮遊するゴミや油等の回収を進める。

予算額5,031億円の内数（H15年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 高度処理人口普及率は、平成15年度末で12%であり、この1年間で1ポイント上昇しており、目標（5年間で6ポイント向上）の達成に向けて着実に進展している。
- 一方、環境白書にある水質環境基準点の改善率をみると、河川については改善が見られるものの、三大湾や指定湖沼等の閉鎖性水域では依然として改善がなされていない状況。
- 湾内青潮等発生期間の短縮については、現在実績値（平成15年度）を集計中であるが、目標値の達成に向けて、今後も着実な整備が求められる。

(施策の実施状況)

- 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。
- 東京湾等6港において、汚泥の浚渫を行ったほか、瀬戸内海等の3海域及び大阪港等18港において、

覆砂等を行った。

- ・ 有明・八代海等において、11隻の環境整備船により浮遊ゴミや油等の回収を行った。

今後の取組の方向性

- ・ 高度処理の普及率は着実に上昇しているが、全体的に依然として低い状態であり、また、三大湾や指定湖沼等の水質改善状況が悪く、これを改善するため引き続き高度処理の普及促進が必要。
- ・ 高度処理の普及促進を図るため、下水道事業のマスタープランである流域別下水道整備総合計画制度を抜本的に見直す。
- ・ 水環境を改善するため、引き続き汚泥の浚渫や覆砂及び浮遊ゴミ等の回収を着実に図る。

平成16年度における新規の取組

- ・ 下水道法施行令を改正し、高度処理施設を位置づけ、窒素、磷を放流水質基準に追加、また、計画放流水質を新たに定義するとともに、放流水質基準を強化。
- ・ 青潮等が発生する海域の環境を改善するため、環境モニタリング等から汚染原因を解明する調査を行うとともに、汚泥の浚渫や覆砂及び浮遊ゴミ等の回収を引き続き推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課

（課長 江藤 隆）

担当課：港湾局環境整備計画室

（室長 牛嶋 龍一郎）

政策目標 15 良好な水環境への改善

良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善が図られること

(2) 都市の親水空間の確保のため、合流式下水道を改善する

合流式下水道は、汚水と雨水を一つの管きょで排除する下水道施設であるが、雨天時には管きょの能力を超えた未処理の下水が公共用水域に流出する。例えば、合流式下水道から流出したオイルボールが東京都のお台場の海岸に漂着するなどの問題が顕在化するなど、良好な都市の親水空間の確保、あるいは公衆衛生上、水質保全上極めて問題である。このため、合流式下水道の改善を早急に進める必要がある。

業績指標：合流式下水道改善率

目標値：40% (H19 年度)

実績値：集計中※ (H15 年度)

初期値：15% (H14 年度)

※実績値は8月頃集計予定

○業績指標 65：合流式下水道改善率

(指標の定義)

合流式下水道により整備されている区域のうち、雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道並以下までに改善されている区域の面積の割合。

(目標値設定の考え方)

将来は、合流式下水道改善率を100%とすることを目標としており、それを現況値との勘案で平成19年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

・地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第3章に記載あり】

今後の取組の方向性

- 合流式下水道の改善は依然として図られていない状況が残っており、今後概ね10年（合流式下水道の区域の面積が大きな都市については概ね20年以内）で改善率100%を達成するため、より一層制度を充実するなど積極的に事業を推進する必要がある。

平成16年度における新規の取組

合流式下水道緊急改善事業の拡充を実施し、浸透側溝等の雨水浸透施設、遮集管きょへの雨水流入量を低減するための雨水放流きょを補助対象に追加。また、下水道法施行令を改正し、合流式下水道の改善対策を推進するための根拠を明確化。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課
（課長 江藤 隆）

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
		10%	11%	15%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

① 合流式下水道の改善

合流式下水道の改善を図るため、雨水吐口の改良や滞水池の設置、遮集管の整備等を促進し、合流式下水道の改善済み面積を増加させるため、地方公共団体が行う合流式下水道改善事業に対して補助を行う。

予算額9,250億円の内数（H15年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 合流式下水道改善率の実績値（平成15年度）は現在集計中であるが、目標値の達成に向けて、今後も着実な整備が求められる。
- 平成14年度末において合流式下水道区域のうち約3.4万haについて改善済みとなっているが、依然として約19万ha（合流式下水道の区域の85%）について改善がなされていない状況。

(施策の実施状況)

- 良好な都市の親水空間の確保のため、合流式下水道の改善を推進した。

政策目標 16 循環型社会の形成

資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること

(1) 建設工事のリサイクルを推進する

建設廃棄物（建設工事から排出される廃棄物）は、産業廃棄物全体の排出量の約 20%、最終処分量の約 30%に及んでいる。したがって、我が国において循環型社会経済システムを構築するに当たり、建設廃棄物に対するリサイクルに取り組むことが必要である。

業績指標：直轄工事におけるリサイクル率

目標値：100%（H17 年度）

実績値：－（H15 年度）

初期値：As 99.7%（H12 年度）

Co 97%（H12 年度）

木材 75%（H12 年度）

○業績指標 66：直轄工事におけるリサイクル率

（指標の定義）

国が発注した工事の建設工事現場から排出された建設廃棄物（対象品目）のうち、再資源化等されたものの割合。

・対象品目：（上から順に）アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材

（目標値設定の考え方）

「建設リサイクル基本方針」において、国の直轄事業については、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成 17 年度までに最終処分量をゼロとすることとしている。

（考えられる外部要因）

- ・再資源化施設の処理能力
- （他の関係主体）
- ・他府省（直轄事業関係）

過去の実績値（年度）					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
		As 99.7% Co 97% 木材 75%		As 99.4% Co 97% 木材 71%	

主な施策等

主な施策の概要

○直轄工事に係る各種建設副産物の排出抑制、再生利用等の推進

平成 14 年 5 月 30 日に策定した、「建設リサイクル推進計画 2002」（事務次官通知）に基づき、建設工事から出てくる各種建設副産物の排出抑制、再生利用を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成 15 年度は調査年度ではなく、平成 15 年度の実績値を把握していないが、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については平成 14 年度までに概ね 100%を達成している。また、建設発生木材については、平成 14 年度までに概ね 70%台を維持しているが、平成 17 年度の目標達成に向け、さらなるリサイクル施

策の推進が必要である。

・アスファルト・コンクリート塊については、概ね 100%を達成しているが、その高い再資源化率を維持するために、現状ではリサイクルが困難な排水性舗装、改質アスファルトのリサイクルをどのように進めていくかが課題となる。

・また、排出されたコンクリート塊は、現状では路盤材として主に利用されており、当面はその利用が見込まれる。

・建設発生木材の現状については、建設発生木材を再資源化（破砕）したチップを、パーティクルボード原料、製紙原料、堆肥原料等のマテリアル・リサイクル又は燃料としてサーマル・リサイクルしているが、これらチップの需要量及び利用用途が限定的であることから、建設発生木材の再資源化率が低迷していると考えられる。

（施策の実施状況）

・平成 14 年度より建設リサイクル法が完全施行され、それと同時に建設リサイクル推進計画 2002 を策定し、建設工事から排出される廃棄物に対する施策を、排出抑制、分別解体、再資源化・縮減、適正処理、再使用・再生資材の利用、技術開発等、理解と参画の推進の 7 つに整理し、順次実施しているところ。

今後の取組の方向性

・上記で分析したように、アスファルト・コンクリート塊については、現状ではリサイクルが困難な排水性舗装、改質アスファルトのリサイクル技術の開発等が必要となる。

・コンクリート塊については、今後とも、路盤材としての利用を推進すると共に、新たな利用用途先として、コンクリート用骨材へのリサイクルも推進することが必要である。

・また、建設発生木材に関しては、マテリアル・リサイクルの利用用途・需要拡大を図るとともに、新たな発電等熱回収するサーマル・リサイクルの拡大についても検討する必要があると考えられる。

平成 16 年度における新規の取組

○建設リサイクル推進計画 2002 のフォローアップ

平成 14 年 5 月 30 日に策定された当該計画について、各局ごとに行われている施策についてフォローアップ

を行い、計画の実施を図っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局事業総括調整官室（事業総括調整官 横山晴生）

関係課：大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室（室長 西村好文）、河川局治水課（課長 柳川城二）、河川局河川環境課（課長 坪香伸）、河川局砂防部保全課（課長 坂口哲夫）、河川局海岸室（室長 細見寛）、道路局国道・防災課（課長 鈴木克宗）、都市・地域整備局公園緑地課（課長 高梨雅明）、港湾局建設課（課長 小原恒平）、航空局飛行場部建設課（課長 片平和夫）

政策目標 16 循環型社会の形成

資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること。

(2) 自動車のリサイクルを推進する

使用済自動車は年間約500万台排出されるが、産業廃棄物最終処分場の不足等により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている。また、最終処分費の高騰や鉄スクラップ価格の低迷により、不法投棄や不適正処理の問題も生じている。このため、使用済自動車における、再使用可能な部品をリサイクル部品として活用することにより、シュレッダーダストを低減させることが重要である。

業績指標：リサイクル部品を使用する自動車整備工場の割合

目標値：80% (H17 年度)

実績値：集計中※ (H15 年度)
(86.5% (H14 年度))

初期値：64.8% (H12 年度)

※実績値は7月頃集計予定

○業績指標 67：リサイクル部品を使用する自動車整備工場の割合

(指標の定義)

全自動車分解整備工場のうち、中古部品、リビルト部品を使用している工場の割合。

(目標値設定の考え方)

リサイクル部品の使用についての自動車整備工場の意向を踏まえ、安全性基準の整備等によりリサイクル部品を使用する事業者が増加すると見込まれることから、達成され则认为られる割合を算出したもの。

(考えられる外部要因)

要求される部品の流通及び確保

(他の関係主体)

なし

過去の実績値(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
	64.8%	86.8%	86.5%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

○リサイクル部品の利用促進のためのガイドラインの周知

自動車整備事業者等がリサイクル部品の情報を的確に把握し、良質なリサイクル部品が適切に利用できる市場が形成されるよう国土交通省が主体となって作成したガイドラインの周知を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成14年度の実績値は86.5%であり、目標値に達している。

・達成要因としては、リサイクル部品の活用は廉価なサービスを望むユーザーに応えるものとして整備業界には定着してきていることや環境に対する自動車ユーザーの意識の変化などが考えられる。

(施策の実施状況)

・平成14年に国土交通省はリサイクル部品の利用促進のためのガイドラインを策定し、関係者に対して良質な自動車リサイクル部品が適切に利用できる市場が形成できる

ようガイドラインの周知を図っている。

今後の取組の方向性

自動車整備関係業界の自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロン回収など環境問題への取り組みを促進するとともに、環境対策に積極的に取り組んでいる整備関係事業者を顕彰、公表し、リサイクル部品の使用等を更に促進し、環境指向型事業活動を支援していく。

また、平成17年1月に自動車リサイクル法が施行され、リサイクル部品をとりまく環境が大きく変わるとともに、既に平成13年度において目標値に達していることから、今後の法施行後の動向を踏まえ可能な限り早急に目標値の見直し等、検討を行うこととする。

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局技術安全部整備課(課長 内藤政彦)

政策目標 16 循環型社会の形成

資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること

(3) 海面処分場の容量を確保する

内陸部での廃棄物最終処分場の確保がますます困難となっているため、海面処分場の容量を必要な限り確保する必要がある。

**業績指標：可能な限り減量化したうえで海面処分場でも
受入が必要な廃棄物の受入**

目標値：100% (H15 年度以降毎年)
実績値：100% (H14 年度)
初期値：100% (H14 年度)

○業績指標 68：可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入

(指標の定義)

可能な限り減量化した廃棄物のうち、海面処分場に入力される比率を表したものの。

(目標値設定の考え方)

廃棄物処分場の残余年数は、一般廃棄物について 12.2 年（首都圏 11.2 年、近畿圏 9.5 年）、産業廃棄物について 3.9 年（首都圏 1.2 年、近畿圏 1.9 年）であり、残余年数が非常に逼迫しているため、港湾においても、現在、廃棄物海面処分場の整備を引き続き推進している。しかし、海面での受け入れは、内陸と無関係に一方的に進めるものではなく、内陸だけでは対応できない廃棄物を事前に可能な限り減量化した上で、有限かつ貴重な港湾空間においてできるだけ確保する必要があることから、目標値を 100%としたもの。

なお、現在は既に 100%であるが、廃棄物海面処分場の残余年数が逼迫しているため、この値が今後とも小さくならないように、廃棄物海面処分場の整備や廃棄物海面処分場の延命化対策を引き続き実施するものである。

(考えられる外部要因)

- 該当無し
(他の関係主体)
- ・ 環境省（廃棄物行政を所管）
 - ・ 地方公共団体(事業主体)

過去の実績値 (年度)				
H10	H11	H12	H13	H14
100%	100%	100%	100%	100%

主な施策

主な施策の概要

① 廃棄物海面処分場の整備 (◎)

大都市圏を中心に、内陸部での廃棄物最終処分場の確保がますます困難となっているため、廃棄物海面処分場の整備を推進する。海面での受け入れは、内陸と無関係に一方的に進めるものではなく、内陸だけでは対応できない廃棄物を事前に可能な限り減量化した上で、有限かつ貴重な港湾空間においてできるだけ確保する必要がある。また、高密度な土地利用が進んでいる地域においては、地方自治体や事業主が個々に最終処分場を確保することが困難であるため、大阪湾において、近畿 2 府 4 県 195 市町村を対象とした（広域臨海環境整備センター法による）広域廃棄物処分場の整備を推進するとともに、必要と認められる場合

は、他地域でも同法の活用を図る。

一般廃棄物：地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備する。

産業廃棄物：平成 22 年度において、最終処分量の 5 年分程度を確保できるように整備する。（廃掃法基本方針）

<廃棄物埋立護岸> 予算額：386 億円(H15)

<広域臨海環境整備センター法に基づく広域処分場の整備> 予算額：99 億円(H15)

② 廃棄物海面処分場の延命化対策の推進

「廃棄物海面処分場で埋立処分される廃棄物等を減量化する施設」（廃棄物海面処分場延命化施設）を民間事業者の能力を活用して整備を促進するなどの減量化対策を推進する。

③ 廃棄物海面処分場への産業廃棄物の受け入れ推進

公共が関与し、管理・運営されている産業廃棄物の中間処理施設により、減量化・無害化された産業廃棄物溶融スラグ等を受け入れる廃棄物埋立護岸整備に対する補助制度の活用等により、積極的な産業廃棄物の受け入れを推進する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

現在、既に 100%ではあるが、地方自治体、民間事業者等による内陸の廃棄物処分場の整備状況によっては大きく変化する可能性がある。

(施策の実施状況)

平成 15 年度に 33 港において廃棄物海面処分場を整備するなど上記施策を行ってきたところである。廃棄物処分場の残余年数（平成 13 年度）を見ると、一般廃棄物について 12.5 年（首都圏 10.9 年、近畿圏 10.5 年）また、産業廃棄物について 4.3 年（首都圏 1.1 年、近畿圏 2.2 年）と前年度の水準をほぼ維持しているが、逼迫している状況は依然として続いている。

今後の取組の方向性

可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入の比率 100%を維持できるよう廃棄物海面処分場の整備、廃棄物海面処分場の延命化対策等を推進する。

平成 16 年度における新規の取組

廃棄物海面処分場の整備について、全国 29 港及び大阪湾にて行う。

廃棄物海面処分場の延命化対策及び廃棄物海面処分場への産業廃棄物の受け入れを推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局環境整備計画室（室長 牛嶋龍一郎）

政策目標 16 循環型社会の形成

資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること

(4) 循環資源の輸送コストを低減する

廃棄物処分場の残余年数が逼迫していることなどから、リユース・リサイクルを促進することが求められているため、効率的な静脈物流拠点とネットワークの形成により、循環資源の輸送コストを低減することが必要である。

業績指標：循環資源国内輸送コスト低減率

目標値：平成 14 年度比約 1 割減 (H19 年度)

実績値：平成 14 年度比約 2%減 (H15 年度)

初期値：0 (H14 年度)

○業績指標 69：循環資源国内輸送コスト低減率

(指標の定義)

港湾における静脈物流拠点とネットワークの形成に向けた諸施策を実施して、海上輸送を活用したリユース・リサイクルを促進することにより、H14 年度と比較して循環資源の海上輸送比率が高まることに伴い低減される単位当たりの輸送コストの低減率。H19 年度時点での循環資源の発着地間の総輸送コスト(陸上コスト及び海上コスト)を単位重量当たりで算出し、H14 年度値に対する低減率を算出。

(目標値設定の考え方)

本施策に基づく港湾管理者と民間企業の連携促進により、H19 年度時点で、現況よりもさらに 300 万トンの海上循環資源輸送が実現されることが見込まれる。これにより現状 (H14 年度) 23%程度である臨海県間の海上輸送比率が 29%程度まで上昇することが見込まれ、この場合の単位重量当たりの輸送コストは H14 年度と比べて 1 割減となる。長期的にもできる限り着実に縮減していく。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ・ 環境省 (廃棄物行政を所管)
- ・ 経済産業省 (リサイクル産業を所管)
- ・ 地方公共団体 (事業主体)

【社会資本整備重点計画第 3 章に記載】

過去の実績値				(年度)
			H14	H15
			0	H14 年度 比 2%減

主な施策

主な施策の概要

- ① 循環資源の円滑な取扱いの促進 (◎)
港湾での循環資源の円滑な取扱いを促進するため、港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成し、港湾管理者による運用の改善を促進する。
- ② 官民の連携促進 (◎)
静脈物流システムの構築に向け、リサイクルポートに指定された港湾管理者やリサイクルを行う民間企業

等によって設立されたりサイクルポート推進協議会との連携を促進する。

③ 静脈物流基盤の整備等 (◎)

平成 15 年までに、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点として 18 港をリサイクルポートに指定。重点的に岸壁、ストックヤード等静脈物流基盤の整備を行う。＜施設整備＞事業費：22 億円(H16)

また民間事業者が行う循環資源の積替・保管施設整備を支援する。

④ 国際静脈物流システムの構築

将来発生量が見込まれる鉄スクラップ等の循環資源について、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化、情報ネットワークの形成等による効率的な国際静脈物流システムの構築を推進する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 15 年度の実績値は平成 14 年度比約 2%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。

(施策の実施状況)

平成 15 年までに、18 港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。また、静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。

静脈物流拠点の形成に向け、民間が整備する積替・保管施設等、基盤施設の確保が必要であるが、循環資源については基盤施設の収益性が低いことが想定されるため、基盤施設整備に対する支援制度の構築が不可欠となっている。

今後の取組の方向性

引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。

平成 16 年度における新規の取組

港湾における循環資源の取扱いに関するガイドライン

を作成する。
港湾機能の高度化に資する中核的施設整備事業のうち、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）における静脈物流拠点形成に資するものについて、財投制度による支援を拡充する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局環境整備計画室（室長 牛嶋龍一郎）

政策目標 16 循環型社会の形成

資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること

(5) 下水汚泥のリサイクルを推進する

下水の処理過程から発生する下水汚泥は、全産業廃棄物発生量の約 19%を占めている状況にあり（平成 13 年度末）、減量化やリサイクルのより一層の推進が求められている。

業績指標：下水汚泥のリサイクル率

目標値：68%（H19 年度）

実績値：集計中※（H15 年度）

初期値：60%（H14 年度）

※実績値は 8 月頃集計予定

○業績指標 70：下水汚泥のリサイクル率

(指標の定義)

緑農地利用や建設資材利用など、下水汚泥をリサイクル（資源化）する割合。

下水汚泥リサイクル率＝下水汚泥有効利用量/下水汚泥総発生量×100%

(目標値設定の考え方)

長期的には下水の処理に伴い発生する汚泥の全量について、リサイクルすることを目標としており、それを現況値との勘案で平成 19 年度の目標値を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第 3 章に記載あり】

過去の実績値 (年度)					
H10	H11	H12	H13	H14	H15
48%	50%	52%	56%	60%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

①下水汚泥の再資源化と広域処理の推進

下水道の普及に伴い発生量が増大する下水汚泥について、適正な処理処分と再資源化を図るため、汚泥の再資源化施設の整備と広域処理の取り組みを推進。

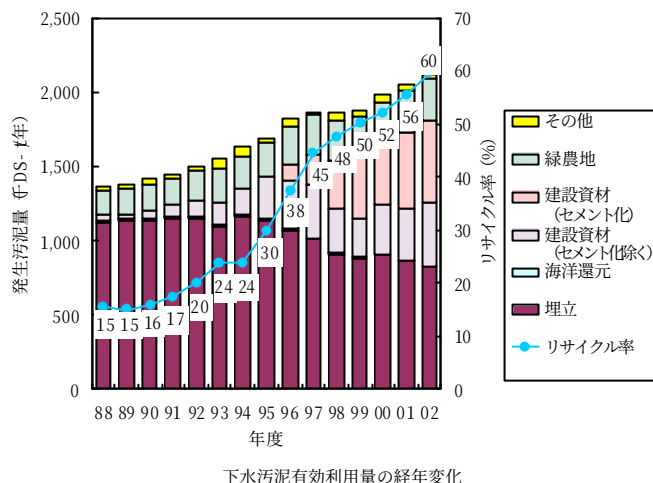
予算額 9,250 億円の内数（H15 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 下水汚泥のリサイクル率の実績値（平成 15 年度）は現在集計中であるが、平成 14 年度の実績値が 60%であり、直近の 5 年で年平均 3%の伸びを示している。
- 産業廃棄物最終処分場の残余年数は首都圏で 1.1 年、近畿圏で 2.2 年、全国で 4.3 年となっており（平成 14 年 4 月 1 日現在）、廃棄物の減量化・リサイクルの推進が急務であり、更なる減量化・有効利用の推進が必要。



(施策の実施状況)

- 下水汚泥の有効利用を促進するため、汚泥製品を用いて下水処理施設を建設する事業を新世代下水道支援事業として採択するなど、地方公共団体が整備する汚泥減量化及び有効利用施設等に国庫補助による支援を行った。

今後の取組の方向性

- 平成 15 年 3 月に循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた更なる取組が求められており、社会資本整備順点計画に掲げた目標値を達成するよう、引き続き下水汚泥の減量化やリサイクルの推進を図っていく。

平成 16 年度における新規の取組

- LOTUS Project の推進
産官学の適切な役割分担のもと総合的・重点的に下水汚泥のリサイクルについての技術開発を進める「LOTUS Project（下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト）」を平成 15 年 12 月に立ち上げ、平成 16 年度に公募を行い、平 17 年度～20 年度の 4 年間で研究開発を行うこととしている。平成 16 年度は 17 年 3 月末までに推進するプロジェクトを決定する予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道事業課
（課長 江藤 隆）

政策目標 17 広域的モビリティの確保

全国的な基幹的ネットワークの整備等により、人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化が図られること

(1) 地域の競争条件確保のための幹線道路網を構築する

高規格幹線道路の整備状況は、地域間で大きな格差が生じており、地域ブロックの自立的な発展や競争条件の確保、地域間の交流連携を図る上で、高規格幹線道路、地域高規格道路等の幹線道路網の構築が必要である。

業績指標：規格の高い道路を使う割合

目標値：15%（H19 年度）

実績値：13%（H15 年度）

初期値：13%（H14 年度）

○業績指標 71：規格の高い道路を使う割合

(指標の定義)

全道路の走行台キロ^(注)に占める自動車専用道路等の走行台キロの割合

(注)区間ごとの交通量と道路延長を掛け合わせた値であり、道路交通の量を表す。

(目標値設定の考え方)

欧米の状況等を勘案し、地域の実情によって20～30%を達成することを長期目標とした場合のH19年度の値として設定。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

過去の実績値の推移 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			13%	13%

主な施策等

主な施策の概要

①規格の高い道路のネットワーク構築

高規格幹線道路・地域高規格道路の着実な整備等により、規格の高い道路を使う割合を引き上げ、自動車交通の高速性、円滑性を確保するとともに、安全性の向上、生活環境の改善を図る。

予算額：広域的モビリティの確保

事業費 30,460 億円の内数（H15 年度）

②多様で弾力的な料金施策への取組

多様で弾力的な料金施策に資する取組を地方公共団体との適切な分担のもと推進。

③スマートICの活用等による追加ICの整備促進

ETCを活用した追加インターチェンジの導入に向けた検討の実施。

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本重点事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 幹線道路の渋滞、生活道路の事故、沿道の騒音等を改善するため、自動車専用道路などの規格の高い道路(以下「高速道路等」)に長い距離を走行する交通を分担させて、生活道路と使い分けることが重要。
- ・ 規格の高い道路を使う割合の実績値は13%であり、前年度からは横ばいであるが、規格の高い道路の走行台キロは若干減少している。
- ・ 高速道路等に並行する道路が渋滞している箇所など、全国22箇所料金社会実験を実施し、規格の高い道路を使う割合が増加し、周辺道路の交通量が減少することを確認。
- ・ とぎれた高速道路等を結び、ネットワークを形成することで、路線全体の利用促進につながる事例もある。

施策の実施状況

①規格の高い道路のネットワーク構築

- ・ 高規格幹線道路の整備
平成15年度末供用延長8,540km
(平成15年度新規供用延長196km)
- ・ 地域高規格道路の整備
平成15年度末供用延長1,558km
(平成15年度新規供用延長69km)

②多様で弾力的な料金施策への取組

- ・ 「長距離割引」、「夜間割引」及び「地方からの提案型」の社会実験の実施。

③スマートICの活用等による追加ICの整備促進

- ・ ETCを活用した追加インターチェンジの導入に向けた検討の実施。

今後の取組の方向性

- ・ 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の規格の高い道路のネットワークの整備にあたり、投資効果を最大限発揮できるように重点的かつ効率的に整備を推進。
- ・ 早期の本格実施に向け、引き続き有料道路における料金の社会実験を実施
- ・ ETCを活用したインターチェンジの導入に向けた検討を引き続き実施。平成16年度には、サービスエリア・パーキングエリアに接続するスマートICの社会実験を実施。

担当部局等

担当課：道路局企画課道路經濟調査室（室長 深澤淳志）
関係課：道路局高速国道課（課長 横田耕治）
道路局国道・防災課（課長 鈴木克宗）
道路局地方道・環境課（課長 森永教夫）
道路局有料道路課（課長 金井道夫）
都市・地域整備局街路課（課長 齐藤 親）

政策目標 17 広域的モビリティの確保

全国的な基幹的ネットワークの整備等により、人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化が図られること

(2) 整備新幹線の整備、在来幹線鉄道的高速化を推進する

鉄道幹線ネットワークは基本的にはほぼ概成している一方、高速性・利便性等といったサービスの質や鉄道施設の面では、時間価値の高まりや利用者ニーズの高度化に応える必要性等において、更なる向上が期待されている。このため、新幹線整備と在来幹線鉄道的高速化により広域的な幹線鉄道ネットワークの質的な向上を図っていく必要がある。

業績指標：5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長

目標値：15,000km (H16 年度)

実績値：15,200km (H15 年度)

初期値：14,800km (H12 年度)

○業績指標 72：5大都市圏からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長

(指標の定義)

5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅からJR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長

(目標値設定の考え方)

広域的な幹線鉄道ネットワークにおける時間短縮の質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内に到達する鉄道路線延長を目標値として設定。

(考えられる外部要因)

鉄道事業者のダイヤ改正等

過去の実績値(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
	14,800km		15,000km	15,200km

主な施策

主な施策の概要

①新幹線鉄道の整備

整備新幹線については、従来より政府・与党中合せに基づき着実に整備を推進している。現在、既存工区間である東北新幹線(八戸・新青森間)、北陸新幹線(長野・富山間及び石動・金沢間)、九州新幹線(博多・新八代間)について整備を進めている。

予算額：新幹線鉄道整備事業費 2,115億円(H15年度)、2,115億円(H16年度)

②幹線鉄道的高速化の推進

線路の線形改良等による高速化事業については、駅周辺整備等のまちづくり事業と連携して進めてきており、平成15年度は日豊線(大分～佐伯間)及び宇野線・本四備讃線(岡山～児島間)において実施している。

予算額：幹線鉄道等活性化事業費 6億円(H15年度)、16億円(H16)

他の関係主体

地方公共団体(建設財源の一部を負担)、鉄道事業者(事業主体)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成15年度の実績値は15,200kmであり、従来の目標年次(平成16年度)の目標値(15,000km)の数値を上回

って達成された状況である。

- ・数値の伸びの要因としては、九州新幹線の新八代～鹿児島中央間開業等(約140km)が挙げられる。この開業により、博多駅～鹿児島中央駅間の到達時間は、従来の3時間40分から2時間10分になった。
- ・日豊線的高速化事業は平成15年度に完成したが、これにより大分県佐伯市が在来線特急において博多駅からの3時間圏内に入ることとなった。
- ・また、JR東海の品川新駅の開業等を含む平成15年10月のダイヤ改正により、新幹線と在来線の接続の改善も見られ、例えば飯田線、山陰線、高徳線、土讃線において合計約65kmの増加が見られる。また、JR西日本の因美線・山陰線(スーパーはくと)の速達性の向上により約65kmの増加が見られる。
- ・なお、これまでの整備新幹線や新幹線の在来線直通運転化により、これらの高速鉄道網の沿線に位置する都市も増えてきており、この観点で整理すると下記の通り(ここでは便宜上人口10万人以上の都市を掲載した)。
 - ・平成4年度 山形新幹線：山形市
 - ・平成8年度 秋田新幹線：秋田市
 - ・平成9年度 北陸新幹線(高崎～長野)：上田市、長野市
 - ・平成14年度 東北新幹線(盛岡～八戸)：八戸市
 - ・平成15年度 九州新幹線(新八代～鹿児島中央)：八代市、鹿児島市
- ・今後の指標の動向としては、整備新幹線の整備等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、全国一日交通圏の形成に一層寄与すると考えられる。

(施策実施状況)

- ・現在実施している事業による時間短縮効果としては、下記のとおり。
 - ・整備新幹線関係
 - 東北新幹線(八戸・新青森間)
 - 東京～新青森間：
3時間59分→約3時間20分
 - 北陸新幹線(長野・富山間および石動・金沢間)
 - 東京～富山間：
3時間12分→約2時間10分
 - 九州新幹線(博多・新八代間)
 - 博多～鹿児島中央間：
2時間10分→約1時間20分
 - ・在来線的高速化事業
 - 日豊線(大分・佐伯間)
 - 大分～佐伯間：1時間→52分
 - 宇野線・本四備讃線(岡山・児島間)
 - 岡山～高松間：
約1時間弱→約50分

- ・平成13年度より、まちづくり事業と連携して行う在来幹線鉄道的高速化事業を創設し補助率を引き上げ（2割→補助対象経費の1/3）。

今後の取組の方向性

- ・整備新幹線については、政府・与党申合せに従い着実に整備を推進。
- ・在来幹線鉄道的高速化事業は、基本的には輸送需要と投資採算性、事業者の経営判断も勘案した上で総合的に判断されるもの。今後も鉄道事業者の自助努力を基本としつつ助成制度を活用しながら、鉄道事業者、沿線自治体の取組を支援。
- ・高速化事業の効果をより発揮させていくためには他の交通機関との連携やまちづくりとの連携を図っていくことが重要。これまで鉄道整備基礎調査において、まちづくりと連携した幹線鉄道整備について調査を実施してきており、この調査成果や公共交通活性化総合プログラムの活用など地方運輸局を通じて幹線鉄道の活性化を図っていく。

（新たな目標設定）

- ・現在、整備新幹線は平成12年12月の政府・与党申合せに従い着実に整備を進めており、この申合せでは、東北新幹線（八戸～新青森間）は概ね12年後、九州新幹線（博多～新八代間）は概ね12年後、北陸新幹線（長野～富山間）は概ね12年強後の完成を目指すこととされている。そのため、国土交通省政策評価基本計画の今回の改定後における目標最大年次の平成20年度においては当該区間は完成していないことから、3時間圏の拡大は見込まれず、概ね平成15年度の現況値で推移していくものと考えられる。そのため、平成20年度の目標値を15,200kmとする。なお、現在建設中の整備新幹線の開業により、今後約400kmの3時間圏の拡大が見込まれる。
- ・また、現在建設中の整備新幹線の沿線市としては、青森市、上越市、富山市、金沢市、久留米市、大牟田市、熊本市などがある。

（なお、整備新幹線の政府・与党申合せの今後の見直しにより、目標値の変更があり得る。）

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 辻岡 明）

関係課：鉄道局施設課（課長 福代 倫男）

政策目標 17 広域的交通の確保

全国的な基幹的ネットワークの整備等により、人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化が図られること

(3) 国内航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する

高速交通手段の中でも航空は、国内の中・長距離輸送分野を中心として、個人の旅行ニーズを満たすほか、企業活動を支え、国民の生活水準の向上や我が国の経済発展に大きな役割を果たしてきており、今後も引き続き需要の増大が予想されることから、それに応じた輸送サービスの提供量を確保していく必要がある。

業績指標：国内航空サービス提供レベル

目標値：1,500 億座席キロ(H19 年度)

実績値：1,326 億座席キロ(H15 年度)

初期値：1,294 億座席キロ(H14 年度)

※実績値は速報値であり、9月確定予定

○業績指標 73：国内航空サービス提供レベル

(指標の定義)

国内航空路線の年間提供座席キロ(国内旅客に提供される座席×飛行距離)

(目標値設定の考え方)

国内航空路線における航空輸送サービス提供量を表し、国内航空旅客に関する需要予測を前提に5年後の目標値を設定した。また、長期的にも常時需要に過不足なく対応できる状態を維持する。

(考えられる外部要因)

・景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向

(他の関係主体)

・航空運送事業者(事業主体)

【社会資本整備重点計画第2章及び第3章に記載あり】

過去の実績値の推移(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
1,228	1,242	1,261	1,268	1,294	1,326※

主な施策等

主な施策の概要

・航空サービスの充実(◎)

東京国際空港(羽田)の再拡張事業を推進するなど、大都市圏拠点空港の整備を推進するとともに、一般空港については、継続事業を中心とし、ターミナル諸施設の利便性の向上、航空機の就航率改善等既存空港の質的向上のための整備を推進する。また、航空交通の増大等に対応した管制処理能力の向上等を図るため次期管制システムの整備等を推進する。

予算額：事業費 885 億円(H15 年度)

事業費 792 億円(H16 年度継続)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・国内航空サービス提供レベルの平成 15 年度実績値は、速報値によると、旅客 1,326 億座席キロと増加した。
- ・国内航空ネットワークの拠点となる東京国際空港(羽田)は、沖合展開事業により処理容量の拡充が図られてきたが、処理容量は限界に至っており、路線開設等における

ボトルネックとなっている。

(施策の実施状況)

- ・東京国際空港(羽田)に関して、高速離脱誘導路の運用等により滑走路占有時間の短縮化を図り、発着容量を 27.5 万回/年(377 便/日に相当)から 28.5 万回/年(391 便/日に相当)まで増加させた。
- ・平成 16 年度予算における東京国際空港(羽田)の再拡張事業の事業化。
- ・東京国際空港(羽田)に関して、「東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法」の制定、新設滑走路等に係る国有資産等所在市町村交付金の特例措置の創設。
- ・国内航空需要に対応した滑走路延長事業等を推進中(平成 15 年度は能登空港が開港。また、多良間、高知空港の滑走路が供用)。
- ・広島、青森空港の就航率改善のための CATⅢ化の整備に着手。
- ・各種次期管制システムの設計・開発等を実施中。

今後の取組の方向性

- ・東京国際空港(羽田)の再拡張事業を 2000 年代後半までの供用開始を目途に推進する。当該事業の実施により発着容量を現在の 28.5 万回/年(391 便/日に相当)から 40.7 万回/年(557 便/日に相当)まで増加させることが可能となり、路線開設等におけるボトルネック解消に資することとなる。
- ・事業実施中の滑走路新設・延長事業について、引き続き着実に事業を推進する。
- ・一般空港の整備については、ターミナル諸施設の利便性の向上、航空機の就航率改善等既存空港の質的向上のための整備を推進する。
- ・次期管制システムの整備等を継続する。

平成 16 年度における新規の取組

- ・東京国際空港(羽田)再拡張事業の創設。新設滑走路等の入札・契約手続、環境影響評価手続、国際線地区の PFI 検討調査等の実施。
- ・空港アクセス等航空サービス高度化推進事業の創設。
予算額：事業費 242 億円(H16 年度)

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局監理部総務課航空企画調査室(室長 山口勝弘)

関係課：航空局監理部航空事業課(課長 門野秀行)、航空局飛行場部計画課(課長 須野原豊)、航空局

飛行場部計画課大都市圏空港計画室(室長 戸田
和彦)、航空局管制保安部保安企画課(課長 蒲
生猛)

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(1) 国際海上貨物の輸送コストを低減する

我が国の国際競争力を強化し、国民生活の質の向上に資するため、国際海上貨物の輸送について、全体効率的な物流ネットワークを実現し、港湾コストを含む陸上から海上までの輸送コスト全体の低減を目指す必要がある。

業績指標：国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率

目標値：H14 年度比 5%減(H19 年度)

実績値：H14 年度比 1.2%減(H15 年度)

初期値： - (H14 年度)

○業績指標 74：国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率

(指標の定義)

国際海上貨物の輸送コスト(海上輸送コスト+港湾コスト+陸上輸送コスト)の低減の割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減
- ・ 港湾コスト：ターミナル稼働率向上等による低減

(目標値設定の考え方)

平成 20 年代中頃を目途に 1 割程度削減することを目指し、平成 19 年度までに達成可能な値として設定

(考えられる外部要因)

- ・ 該当なし

(他の関係主体)

- ・ 地方公共団体(事業主体)

【社会資本整備重点計画第 2 章及び第 3 章に記載】

過去の実績値			(年度)	
			H14	H15
			-	H14 比 1.2%減

主な施策

主な施策の概要

- ①スーパー中枢港湾プロジェクトの推進等による物流機能の強化(◎)

予算額 約 2,030 億円(H15 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 15 年度は、輸送コストが平成 14 年度に比べ 1.2%低減しており、目標達成に向けて順調に進展している。

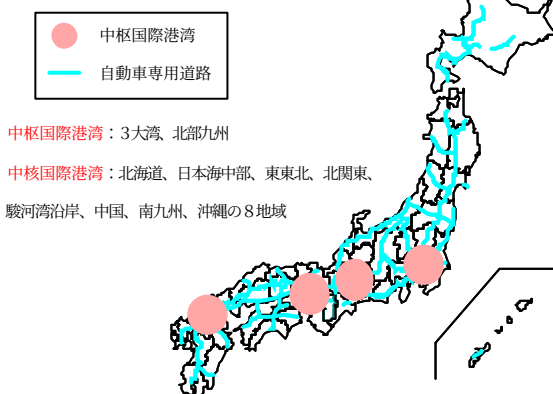
(施策の実施状況)

- ・ 平成 15 年度は 4 箇所の国際海上コンテナターミナル等が供用され、陸上輸送距離の短縮などにより輸送コストが低減した。
- ・ 今後も船舶の大型化が予想されるため、その動向等を踏まえたターミナル整備などのハード施策を実施するとともに、さらなるコスト低減のために、ターミナルの経営環境改善、港湾物流情報化の推進などソフト施策も併せて実施する必要がある。

今後の取組の方向性

- ・ 我が国の国際競争力強化を図るため、スーパー中枢港湾プロジェクトを推進する。
- ・ バルク貨物の安定的かつ低廉な輸送を実現するため、多目的国際ターミナルの整備を推進する。
- ・ 港湾諸手続きの簡素化(FAL 条約対応等)、港湾物流情報プラットフォームの構築などソフト施策を推進する。

【国際海上コンテナターミナルの拠点の全国配置】



平成 16 年度における新規の取組

スーパー中枢港湾の育成(次世代高規格コンテナターミナル)

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 林田 博)

関係課：海事局港運課(課長 田村 明比古)

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(2) 国際航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する

経済・社会活動のグローバル化・ボーダーレス化の進展に伴い、国際航空旅客・国際航空貨物は、今後も引き続き需要の増大が予想されることから、それに応じた輸送サービスの提供量を確保していく必要がある。

業績指標：国際航空サービス提供レベル

目標値：国際航空旅客 4,800 億座席キロ (H19 年度)

貨物 300 億トンキロ (H19 年度)

実績値：国際航空旅客 3,206 億座席キロ (H15 年度)

貨物 218 億トンキロ (H15 年度)

初期値：国際航空旅客 3,435 億座席キロ (H14 年度)

貨物 215 億トンキロ (H14 年度)

※実績値は速報値であり、9月確定予定

○業績指標 75：国際航空サービス提供レベル**(指標の定義)**

国際航空路線の年間提供座席キロ (国際旅客に提供される座席×飛行距離) / 国際航空路線の年間提供トンキロ (国際貨物に提供される貨物量×飛行距離)

(目標値設定の考え方)

国際航空路線における航空輸送サービス提供量を表し、国際航空旅客に関する需要予測を前提に5年後の目標値を設定した。また、長期的にも常時需要に過不足なく対応できる状態を維持する。

(考えられる外部要因)

- ・景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
- ・国際情勢の動向 (治安情勢の変化等)

(他の関係主体)

- ・航空運送事業者 (事業主体)

【社会資本整備重点計画第2章及び第3章に記載あり】

過去の実績値の推移 (年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
			3,177 207	3,435 215	3,206※ 218※

主な施策等**主な施策の概要****①国際拠点空港等の整備の推進 (◎)**

国際的な玄関口となる国際拠点空港の整備を推進する。首都圏において成田国際空港平行滑走路等の早期整備を図るとともに、関西圏において関西国際空港二期事業等の整備を着実に推進する。中部圏においては、中部国際空港の所要の整備を着実に推進する。

予算額：事業費 2,846 億円 (H15 年度)

事業費 2,207 億円 (H16 年度継続)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

- ・国際航空サービス提供レベルの平成 15 年度実績値は、速報値によると、旅客 3,206 億座席キロ (対前年比 6.7%

減少)、貨物 218 億トンキロ (同 1.4%増加) となっている。減少又は微増にとどまった要因は、平成 15 年 3 月に開戦したイラク戦争や 4 月以降の SARS (新型肺炎)、鳥インフルエンザ等の影響が拡大、深刻化したことによるものと考えられる。

(施策の実施状況)

- ・現在のままでは目標年度までに国際航空サービス提供レベルが不足するため、長期的な整備計画に基づき国際拠点空港等の整備を実施している。
- ・成田国際空港については、話し合いによる用地問題の解決を通じ、引き続き本来計画の 2,500m の平行滑走路の早期整備に努めるとともに、エプロン等基本施設の整備や、第 1 旅客ターミナルビルの改修、貨物取扱施設の能力増強等を実施。また、自立的な経営主体を確立するとともに、経営を一層効率化させることで、利用者負担の軽減、利便性の向上等を図るため、平成 16 年 4 月 1 日をもって経営主体を民営化。
- ・東京国際空港 (羽田) においては、旺盛な国際旅客需要に対応して、平成 13 年より深夜早朝時間帯を利用した国際旅客チャーター便を運航してきたが、さらに平成 15 年 11 月より羽田ー金浦 (ソウル) 間の昼間時間帯の国際旅客チャーター便を運航開始。
- ・関西国際空港については、二期事業について引き続き埋立工事等を進めるとともに、既存施設の能力増強を実施。
- ・中部国際空港については、平成 17 年 2 月の開港を目指して整備を推進。
- ・関西国際空港(株)・関西国際空港用地造成(株)・中部国際空港(株)の外形標準課税に係る資本割の特例措置を創設。

今後の取組の方向性

- ・目標年度までの整備計画に基づき整備を実施する。
- ・国際拠点空港については、それぞれの空港が創意工夫を活かせるような自立的な経営環境を整えるとともに、経営の一層の効率化、経営の透明性の向上、利用者サービスの向上等を推進する。

平成 16 年度における新規の取組

- ・関西国際空港連絡橋及びアクセス道路等に関する社会実験の実施。
予算額：事業費 17 億円 (H16 年度)
- ・平成 16 年度より東京国際空港 (羽田) 再拡張事業を創設し、2000 年代後半までの供用開始を目的に当該事業を推進。再拡張後は国内線需要に対応した発着枠を確保

した後の余裕枠を利用して国際定期便を受け入れることが可能となる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局監理部総務課航空企画調査室（室長 山口勝弘）

関係課：航空局監理部国際航空課（課長 森重俊也）、航空局監理部航空事業課（課長 門野秀行）、航空局飛行場部成田国際空港課（課長 石指雅啓）、航空局飛行場部関西国際空港・中部国際空港監理官（監理官 佐藤善信）

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(3) 国際航空需要の増大に対応するため、航空交通容量を拡大する

今後、国際航空需要は増加することが見込まれており、これに適切に対応するためには、空港の整備に合わせて、特に混雑している北太平洋ルートへの航空交通容量を拡大していく必要がある。

業績指標：国際航空路線において最適経路を航行できる航空機の割合

目標値：100% (H19 年)
実績値：集計中 (H15 年)
初期値：51% (H14 年)
※実績値は9月集計予定

○業績指標 76：国際航空路線において最適経路を航行できる航空機の割合

(指標の定義)

国際航空路線（北米路線）において、航空事業者の飛行計画（最適経路）どおりに航行できる航空便の割合。

(目標値設定の考え方)

航空衛星（MTSAT）をはじめとする航空保安システムの導入に伴い、航空機の位置情報を航空管制官がより正確に把握可能となり、現在の洋上の管制間隔（10 分（約 80NM）又は 15 分（約 120NM））を 50NM、更には 30NM に短縮することにより国際航空交通容量を拡大し、最適経路を航行できる航空機の割合を平成 19 年には 100% まで引き上げることを目指す。また、長期的にも常時需要に過不足なく対応できる状態を維持する。

(考えられる外部要因)

・新システムへのユーザー側の対応（機上搭載機器の導入）状況

(他の関係主体)

なし

過去の実績値の推移（暦年）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
				51%	集計中※

主な施策等

主な施策の概要

・航空保安施設の整備(○)

レーダーの届かない洋上における航空交通容量の拡大等を図るため、航空機の位置を正確に把握し管制間隔の短縮を可能とする運輸多目的衛星（MTSAT）等の整備を推進する。

予算額：事業費 78 億円（H15 年度）

事業費 97 億円（H16 年度継続）

（注）○を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・最も混雑している北太平洋ルートにおける航空交通量は今後も増加することが予想されているため、現状の管制間隔（15 分、速度調整した場合 10 分）では最適経路を航行

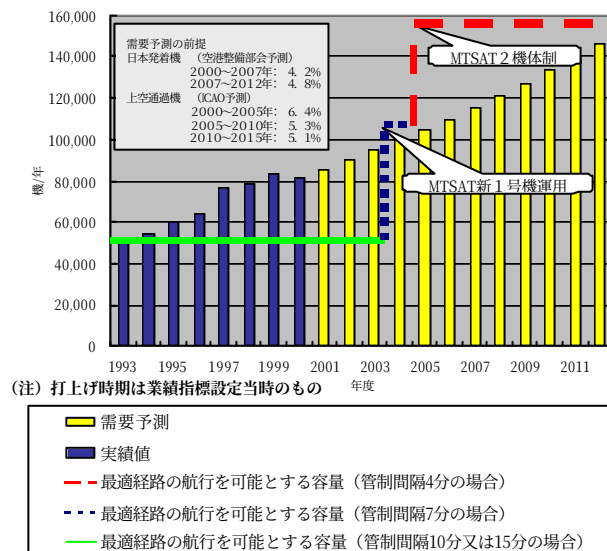
できる航空機の割合が減少すると見込まれる。（図表）

- ・同時多発テロ、イラク戦争、SARS 等の影響により航空会社の経営状況が変化したため、新システムへのユーザー側の対応にも変化が起きると考えられる。
- ・運輸多目的衛星（MTSAT）の打上げ時期は未定となっており、指標の目標達成時期も、今後、打上げ再開計画が決定した時点で見直しを行う必要がある。

(施策の実施状況)

- ・運輸多目的衛星（MTSAT）新 1 号機関連として、衛星本体製作は完了し、ロケットを製作中。また航空衛星センター整備はほぼ完了。新 2 号機関連では衛星本体製作・ロケット製作・航空衛星センター施設整備を実施中。

北太平洋ルートにおける航空交通量の予測と最適経路の航行を可能とする航空交通容量



今後の取組の方向性

- ・次世代航空保安システムの整備を継続する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局管制保安部保安企画課（課長 蒲生猛）

関係課：航空局管制保安部保安企画課航空衛星・航空交通管理センター準備室（室長 松本勝利）、航空局管制保安部管制課（課長 江原信太）

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(4) ふくそう海域における円滑な船舶航行を確保する

国際競争力の強化に向けた輸送効率の向上、環境負荷の軽減等につながるモーダルシフトの推進等、船舶交通の増進を求める社会ニーズに応えるため、船舶のふくそうする海域において、安全性と効率性の両立した円滑な航行環境を確保する必要がある。

業績指標：ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮

目標値：150分(H14年度に比べ約15%短縮)(東京湾)(H19年度)

実績値：177分(東京湾)(H15年度)

初期値：180分(東京湾)(H14年度)

業績指標：船舶航行のボトルネック解消率

目標値：90%(H18年度)

実績値：79%(H15年度)

初期値：75%(H12年度)

○業績指標 77：ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮**(指標の定義)**

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法適用海域に限る。）において、法令に基づく航行管制を受ける船舶の湾口等から入港までの航行時間の短縮の割合。

(目標値設定の考え方)

ふくそう海域において、航行管制の円滑化等による湾内ノンストップ航行により、短縮可能な航行時間の割合を目標値とする（東京湾において約15%（約30分）の短縮を当面の目標とする。）。

(考えられる外部要因)

沿岸部の埋め立て等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

(他の関係主体)

なし

【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

過去の実績値の推移（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
				180分	177分

○業績指標 78：船舶航行のボトルネック解消率**(指標の定義)**

国際幹線航路の航路幅員、航路水深、航路延長の計画値の積に対する実績値の積の割合

(目標値設定の考え方)

平成22年度末に主要幹線航路整備を概成し、ボトルネックを95%解消するとの政策目標に対する平成18年度末での値

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方自治体（港湾管理者）

過去の実績値の推移（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
		75%	76%	78%	79%

主な施策**主な施策の概要****①次世代型航行支援システム等航路標識の整備（◎）**

予算額：航路標識整備事業費 6.5億円（H15年度）

- ・ AISを活用した次世代型航行支援システムの整備
- ・ ふくそう海域及びふくそうする港における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備

②海上交通センター等の拡充（◎）

予算額：航路標識整備事業費 3.6億円（H15年度）

③海上交通センター等の的確な運用の実施**④国際幹線航路の整備（◎）**

予算額：港湾整備事業費 133億円（H15年度）

浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

- ・ 平成15年度の東京湾における管制船舶の東京湾口から東京港までの航行時間は177分であり、平成14年度に比べて顕著な変化は認められなかった。海上交通センター等の的確な運用や高機能航路標識の整備等の既存施策は実施しているものの、AISを活用した次世代型航行支援システム等が未だ運用されていないため、施策の効果が発現していないものと判断される。
- ・ 平成15年度は、4航路において整備を実施し（いずれも継

続中)、ボトルネック解消率は 79%となり、目標達成に向け着実に実績値は向上している。

(施策の実施状況)

- ① 次世代型航行支援システム等航路標識の整備
 - ・AIS を活用した次世代型航行支援システムを東京湾及びその周辺海域で整備した。
 - ・視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等 59 基の整備を実施した。
- ② 海上交通センター等の拡充
 - ・平成 15 年 4 月から名古屋港海上交通センターにおいて中短波無線 (2,019kHz) により英語放送の情報提供を開始した。
 - ・平成 15 年 7 月から伊勢湾海上交通センターの運用を開始した。
 - ・備讃瀬戸海上交通センターのレーダー監視エリアの拡大のための局舎整備等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用の実施
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を実施した。
- ④ 国際幹線航路の整備
 - ・国際幹線航路の事業効果は、一定区間の整備が行われて初めて事業効果を発現することから、整備途中における施策の効果の測定が困難である。ただし、現状において、海難事故は依然として発生しており、また船舶の大型化が進行していることから、目標に向けての国際幹線航路の整備が必要である。
 - ・また、国際幹線 4 航路の浚渫により発生した良質な土砂は、藻場・干潟等の造成に有効活用されており、水環境の改善を図っている。

今後の取組の方向性

- ・当面の目標として、東京湾において、AIS を活用して航行管制の円滑化、情報提供の高度化 (平成 16 年 7 月 1 日より運用) を図るとともに、海上交通安全法の管制と港則法の管制の連携 (平成 18 年度整備) を図ること等により、平成 19 年度を目途に、東京湾口から東京港までの航行時間を平成 14 年度に比べ約 15% (約 30 分) 短縮することとする。
- ・国際幹線航路におけるボトルネックの解消は、日本の経済活動を支える船舶航行の安全性向上と物流コストの削減並びに安定的な海上輸送サービスを確保するものであるため、引き続き主要 4 国際幹線航路の整備を進める。

担当部局等

担当部局：海上保安庁交通部企画課 (課長 佐藤尚之)、港湾局計画課 (課長 林田博)

関係部局：海上保安庁交通部計画運用課 (課長 三村孝慈)、整備課 (課長 篠崎正夫)

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(5) 国際空港への鉄道アクセスを向上させる

国際競争力のある経済社会の維持・発展のため、国際的な拠点となる空港への都心部からの鉄道アクセスを諸外国の主要空港と比肩しうる水準まで引き上げることが必要である。

業績指標：国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）。

目標値： 2空港（H18年度）

実績値： 1空港（H15年度）

初期値： 1空港（H12年度）

○業績指標 79：国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）

（指標の定義）

・新たな空港アクセス鉄道の整備等により、新東京国際空港を含めて三大都市圏の国際空港から都心部までの所要時間が30分以内となることを目標とした指標である。

・三大都市圏の国際空港：成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港

（目標値設定の考え方）

平成18年度までに整備が予定されている鉄道路線が開業した場合の値。平成22年度には三大都市圏とも所要時間30分の実現を目指す。

（考えられる外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助等）・鉄道事業者（事業主体）
【社会資本整備重点計画第2章に記載あり】

（空港から都心部まで30分以内で結ばれる予定）
（施策の実施状況）

・ニュータウン鉄道等整備事業費補助による整備を実施している。なお、成田高速鉄道アクセスを整備するにあたり、対象事業費に対する補助率を嵩上げ（18%→1/3）した。

今後の取組の方向性

上で記したように、中部国際空港アクセス鉄道を着実に整備することにより業績目標は達成できるが見込みであるが、その後も引き続き平成22年度の開業に向けて成田高速鉄道アクセスの整備を実施する。この整備により、成田国際空港と都心部とが30分台で結ばれる予定である。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局都市鉄道課（課長 渡邊 一洋）

関係課：鉄道局財務課（課長 室谷 正裕）

過去の実績値（空港・年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
1	1	1	1	1	1

主な施策

主な施策の概要

○空港アクセス鉄道の整備

ニュータウン鉄道等整備事業費補助（◎）

・空港アクセス利便の向上のために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の18%。ただし成田高速鉄道アクセスに関しては3分の1）を補助している。）

（平成15年度予算額 48億円）

（平成16年度予算額 36億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・中部国際空港アクセス鉄道については、現在、平成16年度中の開業に向け、開業設備関連工事等を中心に、順調に事業進捗が図られているところ。その開業により、業績目標は達成できる予定である。

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(6) 空港・港湾・道路等の連携を強化する

効率的なマルチモーダル輸送体系を構築するため、地域高規格道路をはじめとする空港・港湾等へのアクセス道路を重点的に整備する必要がある。

業績指標：拠点的な空港・港湾への道路アクセス率

目標値：68%（H19 年度）

実績値：61%（H15 年度）

初期値：59%（H14 年度）

○業績指標 80：拠点的な空港・港湾への道路アクセス率

(指標の定義)

高規格幹線道路、地域高規格道路又はこれらに接続する自動車専用道路のインターチェンジ等から 10 分以内に到達が可能な拠点的な空港・港湾^(注)の割合

注：拠点的な空港…第一種空港及び国際定期便が就航している第二種空港

拠点的な港湾…総貨物取扱量が 1,000 万トン／年以上又は国際貨物取扱量が 500 万トン／年以上の重要港湾及び特定重要港湾（国際コンテナ航路、国際フェリー航路又は内貿ユニット航路のいずれも設定されていないものを除く。）

(目標値設定の考え方)

長期的に国際競争力の確保に必要な水準（約 90%）を目指すこととして、平成 19 年度の目標を設定。

(考えられる外部要因)

地元調整の状況等

空港及び港湾の新規供用、格上げ、格下げ等の状況

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値の推移 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			59%	61%

主な施策等

主な施策の概要

○拠点的な空港・港湾へのアクセス道路の整備（◎）

マルチモーダル輸送体系の構築を通じた国際競争力の向上や観光交流の促進等を通じた地域経済の活性化を図るため、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路の重点的な整備を推進する。

予算額：国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化事業費 16,506 億円の内数（H15 年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本重点事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- アクセス率については、平成 14 年度末の 59%が平成 15 年度末に 61%まで向上し、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。
- 指標の進捗は順調であるものの、その水準自体はアメリカの 91%（H13 年度末）、欧州（英・仏・独・伊）の 84%（H13 年度末）に比べ依然として低水準であり、その向上が不可欠である。

施策の実施状況

- 平成 15 年度においては、青森自動車道（青森 JCT—青森東 IC）の供用によって、青森港への 10 分以内の道路アクセスを確保した。
- ICの増加により、より短い経路で青森港へアクセスすることが可能になった。
- 青森港から高速道路へのアクセス性の向上によって現道を走行していた車両が高速道路へ転換し輸送効率の向上が図られ、1 日当たりの出荷量が増大した。

今後の取組の方向性

- マルチモーダル輸送体系の構築を通じた国際競争力の向上や観光交流の促進等を通じた地域経済の活性化を図るため、引き続き、拠点的な空港や港湾へのアクセス道路の整備を重点的に推進する。

担当部局等

担当課：道路局企画課道路経済調査室（室長 深澤淳志）

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(7) 都市再生を促進する

国際競争力の向上のため都市再生は急務である。市街地再開発事業や土地区画整理事業等により都市基盤整備を進め、都市再生を促進させる必要がある。

業績指標：都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量

目標値：1, 090ha (H19年度)

実績値：1, 250ha (H15年度)

初期値：800ha (H14年度)

○業績指標 81：都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量

(指標の定義)

国際競争力の向上が必要な地域において、民間による建築活動を最大限に引き出すため、市街地再開発事業及び土地区画整理事業等による都市基盤の整備により都市再生の誘発量を確保することを目標とする。

(目標値設定の考え方)

14年度末に設定されている都市再生緊急整備地域等内で実施された各面整備事業について、それぞれ過去の実施状況を調査し、その進捗から試算したトレンドをもとに、5年後の目標値を設定。

(考えられる外部要因)

不動産の需要動向

地元調整（権利者との権利調整等）

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体等）

民間等（事業主体）

る建築活動を最大限に引き出すため、市街地再開発事業及び土地区画整理事業を推進した。

今後の取組の方向性

都市再生の一層の推進を図るため、引き続き市街地再開発事業、土地区画整理事業等面的な整備を進めていく。

(新たな目標設定)

現在の目標値については、地方公共団体に対する実績調査結果を精査した結果、現在の実績値が過小であったこと、及び、工場跡地等を活用した拠点市街地の整備など、都市再生に資する各面整備事業が順調に進捗したこと等により、目標年次以前の達成が図られたものであるため、過去の実績等をふまえ、またこれまでのトレンドから目標値を2,500ha（H19年度）とする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局市街地整備課
（課長 竹内 直文）

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
440ha	560ha	610ha	800ha	1,250ha

主な施策

主な施策の概要

①良好な市街地環境の整備

土地区画整理事業、市街地再開発事業等による都市基盤の整備を推進し、良好な市街地環境の整備を図る。

予算額 110億円（平成15年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成15年度の実績値は1,250haであり、目標の達成に向けた着実な推移を示している。

(施策の実施状況)

国際競争力の向上が必要な地域において、民間によ

政策目標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化

国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること

(8) 三大都市圏の環状道路ネットワークを形成する

三大都市圏の都心部における慢性的な渋滞や沿道環境の悪化等を大幅に解消するとともに、その整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編を促すため、三大都市圏環状道路ネットワークの形成を推進する。

業績指標：三大都市圏の環状道路整備率

目標値：60%（H19 年度）

実績値：35%（H15 年度）

初期値：35%（H14 年度）

○業績指標 82：三大都市圏の環状道路整備率

(指標の定義)

三大都市圏で計画している環状道路の供用延長を計画延長で割ったもの。

(目標値設定の考え方)

都市再生本部決定などで定められた目標や現在までの進捗状況等から H19 年度目標値を算出。

(考えられる外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

該当なし

過去の実績値の推移 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			35%	35%

主な施策等

主な施策の概要

○三大都市圏環状道路の整備

三大都市圏の都心部における慢性的な渋滞や沿道環境の悪化等を大幅に解消するとともに、その整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編を促す三大都市圏環状道路の整備を推進。

予算額：国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化事業費 16,506 億円の内数（H15 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 三大都市圏の環状道路整備率の実績値は 35% であり、前年度からは横ばいであるが、新たに、第二東海自動車道豊田南～豊明間（8 km）の供用を開始。
- 平成 16 年度には、東海環状自動車道豊田東 JCT～美濃関 JCT 間（7.3 km）をはじめとし、9.3 km の新規供用を開始する予定。
- 今後も、平成 19 年度目標値の達成に向け、投資効果を最大限発揮できるよう重点的かつ効率的に整備を推進することが必要。

施策の実施状況

・三大都市圏環状道路の整備

平成 15 年度末供用延長 42.9 km

（平成 15 年度新規供用延長 8 km）

今後の取組の方向性

- 三大都市圏環状道路の整備にあたり、投資効果を最大限発揮できるよう重点的かつ効率的に整備を推進。

担当部局等

担当課：道路局 企画課道路経済調査室（室長 深澤淳志）

関係課：道路局 高速国道課（課長 横田耕治）

道路局 国道・防災課（課長 鈴木克宗）

道路局 有料道路課（課長 金井道夫）

都市・地域整備局 街路課（課長 斉藤 親）

政策目標 19 物流の効率化

利便性が高く、効率的で魅力的な物流サービスが提供されること

(1) 複合一貫輸送を促進する

我が国の物流高コスト構造の是正を図る観点から、国内貨物輸送分野において、適切な輸送モードの選択が可能なマルチモーダルな交通体系の構築を目指すことが重要である。特に、大量性、低廉性といった輸送特性を有するとともに、環境への負荷も少ない内航海運の活用を進める必要がある。

業績指標：複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルから
陸上輸送半日往復圏の人口カバー率

目標値：80% (H18 年度)
実績値：79% (H15 年度)
初期値：75% (H12 年度)

○業績指標 83：複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルから陸上輸送半日往復圏の人口カバー率

(指標の定義)

複合一貫輸送内貿ターミナルから陸上輸送半日往復圏内の人口の割合。複合一貫輸送とは、海上輸送と鉄道、トラック輸送を組み合わせ、ドア・ツー・ドアの輸送を完結する輸送方式をいう。

(目標値設定の考え方)

21 世紀初頭に複合一貫輸送のメリットを享受できる圏域を人口ベースで概ねカバーし、約 9 割とするとの政策目標に対する平成 18 年での値。

(考えられる外部要因)

生産・消費地の立地状況

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

過去の実績値

H11	H12	H13	H14	H15
75%	75%	79%	79%	79%

主な施策

主な施策の概要

①複合一貫輸送に対応した内貿ユニットロードターミナルの整備

船舶の大型化や高速化等に対応するとともに、十分な面積の駐車場を有し、陸上輸送と円滑かつ迅速に結ばれたシームレスな複合一貫輸送に対応した国内物流拠点を整備する。

予算額 約 56 億円 (H15 年度)

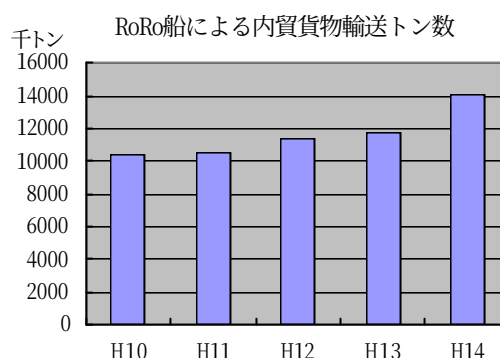
測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 国民が内貿貨物輸送のメリットを享受できる人口カバー率の平成 15 年度の実績値は昨年同様 79%ではあるが、目標達成に向けて、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル及び各港へのアクセス道路の整備が進められている。
- コンテナ船や RoRo 船の輸送貨物量は平成 12 年～14 年にかけて約 24% (37 百万トン) 増加している。
- これらの内貿輸送貨物については、定時性の確保が重視されており、港湾利用者の要望等を汲み取りながら結節点となる港湾の更なる機能向上のための

取組みが必要と考えられる。



(施策の実施状況)

- 平成 15 年度は、16 港で複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を実施。

今後の取組の方向性

- 今後もマルチモーダルな交通体系を目指すべく、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備するとともに、静穏度確保及びうねり等長周期波対策による荷役効率の向上、陸上輸送とのアクセスの更なる向上等を図ることにより、円滑な物流活動の促進を図る。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局計画課 (課長 林田博)

関係課：道路局企画課 (課長 宮田年耕)

政策目標 19 物流の効率化

利便性が高く、効率的で魅力的な物流サービスが提供されること

(2) 国内海上輸送コストを低減させる

産業競争力の強化のため、国内海上貨物について、複合一貫輸送等にも対応した国内海上輸送ネットワークの形成を推進し、陸上から海上までの輸送コスト全体の低減を目指す必要がある。

業績指標：フェリー等国内貨物輸送コスト低減率

目標値：H14 年度比 4%減 (H19 年度)

実績値：H14 年度比 0.7%減 (H15 年度)

初期値： - (H14 年度)

○業績指標 84：フェリー等国内貨物輸送コスト低減率

(指標の定義)

国内海上貨物の輸送コスト(海上輸送コスト+陸上輸送コスト)の低減の割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

(目標値設定の考え方)

できるだけ着実に推進していくために、平成 19 年までに供用予定事業の輸送コスト削減に伴う年間便益を求め、陸上輸送コスト、海上輸送コスト別に低減量を算出

(考えられる外部要因)

- ・ 該当なし

(他の関係主体)

- ・ 地方公共団体(事業主体)

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載】

過去の実績値

(年度)

			H14	H15
			-	H14 比 0.7%減

主な施策

主な施策の概要

- ① 複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備
(◎)

予算額 約 350 億円 (H15 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 15 年度は、輸送コストが平成 14 年度に比べ 0.7%低減しており、目標達成に向けて順調に進展している。

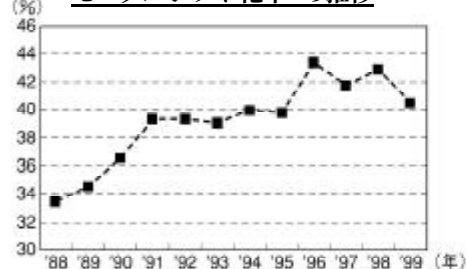
(施策の実施状況)

- ・ 平成 15 年度は、複合一貫輸送の拠点となる 3 箇所の内貿ターミナル等が供用され、陸上輸送距離の

短縮などにより輸送コストが低減した。

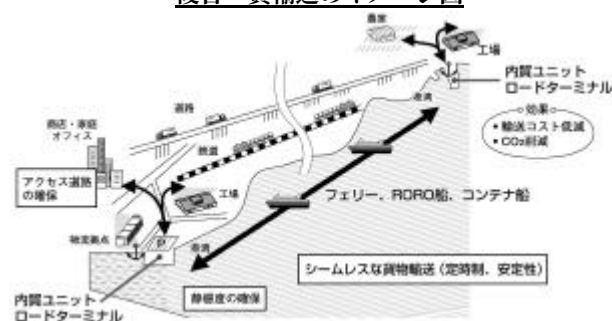
- ・ 環境への負荷が少なく、エネルギー効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上トラック輸送から海運へのモーダルシフト施策や海陸接続の円滑性を利用した物流効率化の推進が必要となっている。このため、船舶の大型化・高速化などに対応し、十分な面積の駐車場等を有し、幹線道路網と円滑に接続する複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を進める必要がある。

モーダルシフト化率*の推移



*モーダルシフト化率：輸送距離500km以上の産業基礎物資以外の雑貨輸送量のうち、鉄道又は海運により運ばれている輸送量の割合。

複合一貫輸送のイメージ図



今後の取組の方向性

- ・ 船舶の大型化、複合一貫輸送等への対応及び陸上輸送コスト低減に資する効率的な物流施設配置を推進し、国内海上貨物の輸送コストを低減することにより、産業競争力の強化及び環境負荷の小さい輸送の実現を図り、民需・雇用の創出に資するよう、産業を物流面から支える国内物流拠点の充実・強化を引き続き推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 林田 博)

政策目標 20 都市交通の快適性、利便性の向上

都市における交通渋滞・混雑が緩和され、円滑な交通が確保されるほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等が形成されること

(1) 都市鉄道網を充実させる

通勤・通学など都市生活における移動の利便性・快適性を向上させるため、このための主要な公共交通機関である鉄道ネットワークを充実させ、混雑緩和を図ることが必要である。

業績指標：都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長 目標値：東京圏 2,387(内、複々線区間 221)
大阪圏 1,565(内、複々線区間 135)
名古屋圏 973(内、複々線区間 2)
(H18 年度)
実績値：東京圏 2,294 (内、複々線区間 207)
大阪圏 1,521(内、複々線区間 135)
名古屋圏 947 (内、複々線区間 2)
(H15 年度)
初期値：東京圏 2,273 (内、複々線区間 198)
大阪圏 1,513(内、複々線区間 135)
名古屋圏 940 (内、複々線区間 2)
(H12 年度)

業績指標：都市鉄道（東京圏）の混雑率

目標値：165% (H18 年度)
実績値：171% (H15 年度)
初期値：176% (H12 年度)

**○業績指標 85：都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長
(指標の定義)**

・平成 18 年度までに完成が予定されている地下鉄等の新線の延長を加えた都市鉄道（三大都市圏）の路線の営業キロの延長。(このうち、複々線化されている区間の営業キロの延長を括弧内に示した。)

・「都市鉄道」とは、大都市圏における旅客輸送を行う鉄道及び軌道のことをいう。

・「三大都市圏」とは、東京駅、大阪駅、名古屋駅を中心とした、概ね半径 50 km (名古屋は 40 km) の範囲をいう。

(目標値設定の考え方)

現況値に、平成 18 年度までに完成が予定されている路線の延長を加え設定。今後は速達性の向上・相互直通運転化・乗り継ぎ円滑化により、鉄道ネットワーク全体としての利便性向上を目指す。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（協調補助等）・鉄道事業者（事業主体）

大阪圏	大阪圏	大阪圏	大阪圏	大阪圏	大阪圏
1,513 (135)	1,513 (135)	1,513 (135)	1,521 (135)	1,521 (135)	1,521 (135)
名古屋 圏 934 (2)	名古屋 圏 934 (2)	名古屋 圏 940 (2)	名古屋 圏 940 (2)	名古屋 圏 943 (2)	名古屋 圏 947 (2)

(注) () 内は複々線区間

○業績指標 86：都市鉄道（東京圏）の混雑率

(指標の定義)

東京圏の JR、民鉄及び地下鉄の主要区間の平均混雑率。東京圏とは、東京駅を中心とした概ね 50 km 範囲をいう。

(目標値設定の考え方)

当面の目標である主要区間の平均混雑率が 150% を超える東京圏について、平成 18 年度までに整備が予定されている鉄道路線の開業及び今後の輸送需要動向等に基づく値。

(考えられる外部要因)

少子高齢化等の人口動態

(他の関係主体)

地方公共団体（協調補助等）・鉄道事業者（事業主体）

過去の実績値（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
東京圏 2,197 (196)	東京圏 2,215 (196)	東京圏 2,273 (198)	東京圏 2,278 (205)	東京圏 2,290 (207)	東京圏 2,294 (207)

過去の実績値（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15
183	180	176	175	173	171

主な施策

主な施策の概要

①都市鉄道の整備

- ・地下高速鉄道整備事業費補助

大都市圏の交通混雑を緩和するために、地下高速鉄道建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の35%）を補助している。

（平成15年度予算額 403億円）

（平成16年度予算額 370億円）

- ・ニュータウン鉄道等整備事業費補助

ニュータウン鉄道等の建設を促進するために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の15%）を補助している。

（平成15年度予算額 48億円）

（平成16年度予算額 36億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

整備路線延長に関しては、毎年着実に進展が見られる。この5年間の三大都市圏合計の整備延長は118kmである。

- ・混雑率に関しては、低下する傾向にある。

新線整備等による輸送力の増強等と、雇用環境の低迷、少子化に伴う通学客の減少等による輸送需要の減少と相まって混雑率の低減が図られている。具体例を挙げると、東京圏ではこの5年間で輸送力が1.8%増強された一方で、輸送量は4.5%ほど減少している。

ただし、路線を個別に見ると200%を超える混雑の激しい区間もあり、混雑緩和の必要がある。

（施策の実施状況）

- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営等事業者並に高めた。
- ・平成15年度には、新線8.6kmが整備された。

今後の取組の方向性

混雑は相当程度解消されてきたが、依然として東京圏を中心に高い混雑率を示しており、これをさらに緩和していく。東京圏については、当面、主要区間の平均混雑率を全体として150%以内とするとともに、すべての区間の

それぞれの混雑率を180%以内とすることを目標とする。

加えて、相互直通運転やスピードアップ等により到達時間の短縮を図るとともに、乗り継ぎ利便を向上すること等により、鉄道ネットワーク全体の利便性向上を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局都市鉄道課（課長 渡邊 一洋）

関係課：鉄道局財務課（課長 室谷 正裕）

政策目標 20 都市交通の快適性、利便性の向上

都市における交通渋滞・混雑が緩和され、円滑な交通が確保されるほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等が形成されること

(2) バスの利便性を向上させる

公共交通機関であるバスの活性化は、自動車事故の防止や交通渋滞の緩和等に資するものであることから、バス利用促進のための支援を行うことなどにより、バスのサービス向上を図る必要がある。

業績指標：バスロケーションシステムが導入された系統数

目標値：4,000 系統 (H18 年度)

実績値：集計中 (H15 年度)

(3,672 系統 (H14 年度))

初期値：3,420 系統 (H12 年度)

業績指標：コミュニティバスの運行に取り組む事業者数

目標値：330 事業者 (H18 年度)

実績値：243 事業者 (H15 年度)

初期値：32 事業者 (H11 年度)

業績指標：バスカードを導入したバス車両の割合

目標値：75% (H18 年度)

実績値：集計中 (H15 年度)

(64% (H14 年度))

初期値：59.3% (H12 年度)

※実績値は 17 年 1 月頃集計予定

○業績指標 87：バスの利便性向上に資する事業者の取組状況

(指標の定義)

バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数

(目標値設定の考え方)

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (協調補助)・バス事業者 (自発的取組)

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
	3,420 系統	3,534 系統	3,672 系統	集計中※

(指標の定義)

コミュニティバスの運行に取り組む事業者数

(目標値設定の考え方)

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (協調補助)・バス事業者 (自発的取組)

過去の実績値(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
32 事業者	73 事業者	131 事業者	186 事業者	243 事業者

(指標の定義)

バスカードを導入した乗合バス車両の割合

(目標値設定の考え方)

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。

(他の関係主体)

地方公共団体 (協調補助)・バス事業者 (自発的取組)

過去の実績値(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
	59.3%	63.4%	64.0%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

- ①バス等公共交通機関の利用促進等、都市交通の安全・円滑化に資する事業に対し、国と地方公共団体が協調して補助を行う。

- ・バス利用促進等総合対策事業

【予算額 17 億円 (H15 年度)】

- ②バスロケーションシステム等を活用してリアルタイムな運行状況を把握しつつ、これらと有機的に連動した最適経路選択支援システムを構築する。

- ・最適経路選択支援システムの構築

【予算額 1 億円 (H15 年度)】

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・バスロケーションシステムが導入された系統数の実績値は、平成 14 年度が 3,672 系統、コミュニティバスの運行に取り組む事業者数は、平成 14 年度が 186 事業者、平成 15 年度が 243 業者と、堅調に実績値を伸ばした。バスカードを導入したバス車両の割合は、平成 14 年度が 64.0%と伸び悩んだが、今後 IC カードシステムの導入等により更なるバスカードシステムの普及が見込まれる。
- ・長引く景気低迷の影響による輸送人員の減少等厳しい経営状況にあるなか、地域住民等に対してバス利用促進を図るべく、利便性向上サービスへの取り組みは事業者の中に着実に浸透しているものと考えられる。

(施策の実施状況)

平成 15 年度のバス利用等総合対策事業として、バスの利便性向上に資する事業者の取組に対し、151 件の助成を行っている。これにより、バスサービスの向上、活性化等が図られている。

今後の取組の方向性

上記で分析したように、今後もバス利用促進等総合対策事業等による助成制度を有効に活用するとともに、これまでに蓄積された全国のバス再生事例を適切に情報提供するなど、新たな利便性向上サービスに取り組むバス事業者を支援し、バスの活性化等を図っていく。

平成 16 年度における新規の取組

- 「バスの目的地到着予想時刻情報を配信するシステムの構築・評価」

バスロケーションシステム等によるバスの接近状況や遅滞時刻等の提供に加え、バス利用者がこれから乗車しようとするバスの目的地までのおおよその到着予想時間を把握することができるシステムを構築・評価する。

【予算額 7,400 万円】

担当課等 (担当課長名等)

担当課：自動車交通局総務課企画室 (室長 坂野公治)

政策目標 20 都市交通の快適性・利便性の向上

都市における交通渋滞・混雑が緩和され、円滑な交通が確保されるほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等が形成されること

(3) 都市内の交通渋滞を緩和する

高速道路における渋滞原因の約 3 割が料金所渋滞。ETC（ノンストップ自動料金支払いシステム）の利用促進を図ることで料金所渋滞の解消を図る。

業績指標：道路渋滞による損失時間

目標値：38.1 億人時間／年を約 1 割削減
(H19 年度)

実績値： 実測区間で 3%減 (H15 年度)

初期値： 38.1 億人時間／年 (H14 年度)

業績指標：ETC 利用率

目標値： 70% (H19 年度)

実績値： 16% (H15 年度)

初期値： 5% (H14 年度)

業績指標：路上工事時間の縮減率

目標値： 201 時間／km・年を約 2 割削減
(H19 年度)

実績値： 186 時間／km・年 (H15 年度)

初期値： 201 時間／km・年 (H14 年度)

○業績指標 88：道路渋滞による損失時間**(指標の定義)**

渋滞がない場合の所要時間と実際の所要時間の差（年間 1 億人時間の損失とは、1 年間に 1 億人が各々 1 時間損失することを意味する。）

(目標値設定の考え方)

長期的に受忍限度を超えない程度まで渋滞が解消・緩和された状態を目指すこととして、平成 19 年度の目標を設定

(考えられる外部要因)

交通量の変動

(他の関係主体)

該当なし

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値の推移				(年度)
H11	H12	H13	H14	H15
			38.1	実測区間で 3%減

○業績指標 89：ETC 利用率**(指標の定義)**

ETC の導入済み料金所において ETC を利用した車両の割合

(目標値設定の考え方)

長期的に 100%を目指すこととして、平成 19 年度の目標を設定

(考えられる外部要因)**交通量の変動****(他の関係主体)**

該当なし

過去の実績値の推移				(年度)
H11	H12	H13	H14	H15
		2%	5%	16%

○業績指標 90：路上工事時間の縮減率**(指標の定義)**

直轄国道 1km あたりの路上工事に伴う年間の交通規制時間

(目標値設定の考え方)

モデル事務所において実施した、各種路上工事縮減施策実施による路上工事縮減に関するシミュレーション結果を基に算出

(考えられる外部要因)

地震、豪雨等の大規模自然災害の発生

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・占用企業者（路上工事実施主体）

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載あり】

過去の実績値の推移				(年度)
H11	H12	H13	H14	H15
			201	186

主な施策等

主な施策の概要

○渋滞対策の推進（◎）

バイパス、環状道路、市街地における都市計画道路等の整備、交通結節点の改善、交通需要マネジメント施策等

予算額：都市交通の快適性・利便性の向上

事業費 10,635 億円の内数（H15 年度）

○ETCの利用促進・活用推進

料金所渋滞の緩和や環境改善を図るために、ETCのさらなる普及を促進。さらに、出口ETCを活用した乗り継ぎや端末区間における特定料金区間等、多様で弾力的な料金施策実施により道路の有効利用を図るなど、ETCを活用した施策を展開。

予算額：都市交通の快適性・利便性の向上

事業費 10,635 億円の内数（H15 年度）

○路上工事時間の縮減（◎）

面的集中工事と掘削規制の一体的実施等

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本重点事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

1. 道路渋滞による損失時間

- ・ 全国値の集計は行わないものの、渋滞状況を実測する区間において「プローブカー」等により毎年度調査を実施。当該区間については、渋滞損失時間が 6.1 億人時間から 5.9 億人時間へと約 3%減少。
- ・ 新規開通等関連区間では渋滞損失時間の改善効果を確認。
- ・ 短期間で効果を発現した事例として、既存の高速道路を有効に活用した事例が各地に存在。

2. ETC 利用率

- ・ 平成 14 年度実績値 5%に対して平成 15 年度の実績は 16%となり、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。

3. 路上工事時間の縮減率

- ・ 平成 14 年度実績値 201 時間/km・年に対して平成 15 年度の実績は 186 時間/km・年（7%減）となり、目標の達成に向けて指標は順調に伸びている（国土交通省政策評価基本計画における平成 14 年度値は 235 時間/km・年であるが、道路補修工事、占用企業工事以外で計上されていた時間を除外した時間で評価をした）。

(施策の実施状況)

1. 道路渋滞による損失時間

- ・ バイパス・環状道路整備、交差点立体化、連続立体交差事業、交通結節点改善事業や TDM 施策等を引き続き実施中。また、渋滞状況をより正確に把握するため、「プローブカー」等による調査を引き続き実施中である。都市圏交通円滑化総合計画について、平成 15 年 11 月に新たに 7 都市圏を指定した。

2. ETC 利用率

- ・ 路側機器について平成 15 年度末には、基本的に全国の料金所に整備完了。
- ・ 「モニター・リース等支援制度」により、約 47 万台への助成を実施。

- ・ ETC 利用者に特化した多様な料金施策として、高速自動車国道の長距離割引社会実験、首都高速道路の夜間割引社会実験、アクアラインの ETC 割引社会実験、首都高速・阪神高速の環境ロードプライシングの試行等を実施して効果を確認。

3. 路上工事時間の縮減率

- ・ 路上工事に伴う交通規制時間の縮減を図るため、路上工事実施日時の管理の徹底や掘削規制区間の拡大、面的集中工事と掘削規制の一体的実施、共同溝の整備を推進。また、各種媒体を通じた路上工事情報提供を実施。

今後の取組の方向性

○渋滞：引き続き、バイパス・環状道路整備、交差点立体化、連続立体交差事業、交通結節点改善事業や TDM 施策等を実施。また、有料道路の料金に係る社会実験などの既存ストックの有効活用を図る。その際、渋滞損失時間の高いところに対して重点的に対策が行われるよう、事業の推進を図る。

○ETC：今後は ETC の効果を発現させるために ETC の利用の促進を図ることが重要であり、以下の施策を実施。

- ・ ETC の 24 時間専用レーン化を推進
- ・ ETC 車載器の助成の実施（社会実験と併せたモニター・リース等制度）
- ・ 多様で弾力的な料金施策の実施

○路上工事：工事情報の開示等を通じて、道路利用者による工事実施状況のチェックを行うなどの外部監視や毎月の路上工事時間を直ちに公表する等のマネジメントの強化を図り、一層の路上工事の縮減に取り組む。

担当部局等

担当部局：道路局 企画課 道路経済調査室（室長 深澤淳志）
道路局 有料道路課（課長 金井道夫）
道路局 国道・防災課（課長 鈴木克宗）

政策目標 21 地域交通確保

地域の基礎的な生活基盤となる交通手段が確保され、安心感が醸成されること

(1) 地方バス路線を維持する

過疎現象等による輸送人員の減少により、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線として必要なバス路線の維持・確保を図ることにより、地域住民の福祉を確保する必要がある。

業績指標：地方バス路線の維持率

目標値：100% (H15 年度)

実績値：98% (H15 年度)

初期値：96% (H14 年度)

○業績指標 91：地方バス路線の維持率

(指標の定義)

「地方バス路線」とは、生活交通確保のため、地域協議会における協議結果に基づき都道府県が策定した計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認したものをいう。「維持率」とは、地方バス路線（毎年度ごとに確定）に対する引き続き運行されている当該路線（翌年度末）の割合。

(目標値設定の考え方)

国として維持を支援することとした地方バス路線が、翌年度においても当該年度と同程度維持することを確実に目指すことを目標としたもの。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

・総務省（地方財政措置）

・都道府県（協調補助）

過去の実績値(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
			96%	98%

主な施策

主な施策の概要

○生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。

【予算額 7 3 億円 (H15 年度)

7 3 億円 (H16 年度)】

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 13 年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、平成 15 年度の実績値は 98%である。

これは、国が承認した平成 14 年 9 月末の路線数 2,143 路線のうち、平成 16 年 3 月末までに 40 路線（類似系統再編 27 路線、利用者の減少 13 路線）が廃止となったためである。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい路線や類似系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

(施策の実施状況)

平成 15 年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っている。

今後の取組の方向性

乗合バス事業における経営状況は大変厳しく、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難な状況にあるが、地域の生活交通に支障が生じないように、国土交通省としても地域協議会に参画していくとともに、引き続き都道府県と協調して支援を行う。

(新たな目標設定)

「地方バス路線の維持率」について現行の指標が合理的であり、目標値についても現行の 100%とし、平成 20 年度まで引き続き地方バス路線の維持を目指す。

平成 16 年度における新規の取組

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局旅客課（課長 田端浩）

政策目標 21 地域交通確保

地域の基礎的な生活基盤となる交通手段が確保され、安心感が醸成されること

(2) 離島航路を維持する

有人離島等において、住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するため、離島航路を維持する必要がある。

業績指標：有人離島のうち航路が就航している離島の割合

目標値：72%（H17 年度）

実績値：集計中※（H15 年度）
（72%（H14 年度））

初期値：72%（H12 年度）

※実績値は 8 月上旬集計予定

○業績指標 92：有人離島のうち航路が就航している離島の割合

(指標の定義)

有人離島のうち航路が就航している離島の割合

(目標値設定の考え方)

我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。従って分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。

架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて、一般旅客定期航路事業を支援する。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

民間事業者（事業主体）

過去の実績値(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
73%	73%	72%	72%	72%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

○離島航路維持対策の実施

①離島航路の維持及び改善を図るため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を補助する。

予算額： 38 億円（H15 年度）

②離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の課税標準を 5 年間 1／3 に軽減する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 14 年の有人離島数は 421 島、一般旅客定期航路が就航している離島数は 303 島、割合は 72%であり目標値は維持されている。

平成 15 年度見込み：72%

(施策の実施状況)

- 平成 15 年度離島航路補助金 38 億円を 107 航路 102 事業者に交付した。離島航路事業者の経営状況

は、旅客輸送量が年々減少しており、欠損は増大傾向にある。

- また、離島航路船舶近代化建造費補助金 0.1 億円を 1 隻 1 事業者に対して交付した。
- 離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置が図られた。

今後の取組の方向性

- 離島航路補助金については、所要の予算額を確保するとともに、航路事業者の経営の効率化を図るべく指導を強化する。

平成 16 年度における新規の取組

○離島航路に就航する船舶のバリアフリー化に要する建造費の一部補助の実施

離島航路に就航する船舶のバリアフリー化を図るため、離島航路事業者に対し、建造費の一部を補助する。

予算額： 0.8 億円（H16 年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局国内旅客課（国内旅客課長 丹上 健）

政策目標 21 地域交通確保

地域の基礎的な生活基盤となる交通手段が確保され、安心感が醸成されること

(3) 離島航空路を維持する

船舶に比して高速・長距離移動が可能な航空輸送は、本土から隔絶している離島地域の不利な条件を克服する上で有効な手段であることを踏まえ、離島航空輸送を維持するための諸施策を講じ、島民生活の安定及び当該離島地域の振興を図る必要がある。

業績指標：生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合

目標値：100% (H17 年度)

実績値：96% (H15 年度)

初期値：100% (H12 年度)

○業績指標 93：生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合

(指標の定義)

飛行場を有しかつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(現況28)のうち、航空輸送が確保されている離島の割合。

(目標値設定の考え方)

生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また、長期的にも現況値100%を維持することを目標とする。

(考えられる外部要因)

- ・船舶等代替交通機関へのシフト
- ・就航に適した機材の欠如

(他の関係主体)

- ・都道府県(国と協調又は独自で離島航空路線維持策を実施)
- ・航空運送事業者(事業主体)

等の要因によって、搭乗率が3割を下回る水準まで下落したことに加え、事業継続に適した機材の欠如により航空輸送が維持できない離島が存在する。

離島路線の搭乗率別路線数(平成14年度)

- ・離島路線を運航する航空会社10社中8社は経常赤字を計上(平成14年度)など、苦しい経営状況。

搭乗率	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%	70-79%	80-89%
路線数	2路線	6路線	15路線	20路線	21路線	8路線	1路線

離島路線を運航する航空会社の経常収支(平成14年度)(単位:億円)

	ANK	ADK	AKX	NCA	KOK	JAS	JAC	ORC	JTA	RAC
経常収支	▲19.0	▲1.2	▲5.3	▲0.4	▲1.0	▲46.0	8.2	▲4.3	7.0	▲0.7

ANK: エアーニッポン、ADK: エアー北海道、AKK: エアーニッポンネットワーク、NCA: 新中央航空、KOK: 旭伸航空、JAS: 日本エアシステム、JAC: 日本エアコミューター、ORC: オリエンタルエアブリッジ、JTA: 日本トランスオーシャン航空、RAC: 琉球エアコミューター

(施策の実施状況)

- ・離島航空路線について、運航費補助、機体購入補助等総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図っている。

今後の取組の方向性

- ・平成15年度から、機体購入費補助により購入した補助機材の有効活用を図るため、一定の範囲内で目的外使用を認めることとし、離島路線の維持・活性化を促進することとしている。
- ・今後とも、離島路線維持対策の対象となっている路線において、需要が船舶等代替交通機関へシフトする等の外部要因により、実績値が変動する可能性はあるものの、引き続き、離島路線補助対策を着実に実施する。

平成16年度における新規の取組

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課: 航空局監理部航空事業課(課長 門野秀行)

過去の実績値の推移(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
		100%	100%	100%	96%

主な施策等

主な施策の概要

離島航空路線維持対策の実施

- ・幹線等の高需要路線に比べ競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線については、以下の総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図る。

①予算額:

離島航空路線運航費補助金 約4億円(H15年度)

機体購入費補助 約12億円(H15年度)

離島航空路線運航費補助金 約4億円(H16年度継続)

機体購入費補助 約12億円(H16年度継続)

②離島航空路線に就航する航空機に係る航空機燃料税及び固定資産税の軽減措置

③離島航空路線に就航する航空機に係る着陸料の軽減措置

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成15年度時点では、28の離島のうち27の離島で航空輸送を維持しているところ。
- ・離島航空路線運航費補助の対象として航空事業者から申請のある路線については、全路線について補助を実施している。
- ・一部の離島路線では、本土-離島間輸送の大部分が船舶利用

政策目標 22 地域間交流、観光交流等内外交流の推進

地域間交流、観光交流等の国内外交流の推進が促進され、地域や経済の活性化が図られること

(1) 外国人旅行者の訪日を促進する

訪日外国人旅行者の増大は、国際相互理解の増進につながり、外国人の日本に対する正しい理解を深めるという重要な意義を有するほか、多大な経済波及効果及び雇用創出効果、地域の活性化等を我が国にもたらすが、訪日外国人旅行者数は我が国の国勢規模等から見て極めて少ない現状にあり、その増大に積極的に取り組む必要がある。

業績指標：訪日外国人旅行者数 目標値：743万人（H18年）

実績値：521万人（H15年）

初期値：476万人（H12年）

○業績指標94：訪日外国人旅行者数

(指標の定義)

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

(目標値設定の考え方)

訪日外国人旅行者数はわが国の国勢規模等から見て極めて少ない現状にあることから、今後は、2010年（平成22年）に訪日外国人旅行者を1000万人に倍増するとの政府の目標の達成を図り、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の格差の是正を図っていく。なお、施策の推進目標としては上記のとおりだが、現時点の実績をベースに、2007年（平成19年）に800万人となるよう年平均伸び率を一定として単純計算すると、平成18年時点では743万人となる。

(考えられる外部要因)

- ・海外の社会・経済動向
- ・国内の社会・経済動向
- ・為替レートの動向 等

(他の関係主体)

- ・関係府省庁（「観光立国行動計画」に基づき連携）
- ・地方公共団体（地方独自の外国人旅行者誘致の推進）

過去の実績値（万人）

（年）

H11	H12	H13	H14	H15
444	476	477	524	521

主な施策

① ビジット・ジャパン・キャンペーンの実施

訪日外国人旅行者数を飛躍的に増大するため、政府、地方自治体、民間が一丸となって取り組む、国を挙げての戦略的なキャンペーン。重点市場（平成15年度は韓国、台湾、米国、中国、香港。）を対象に、市場ごとの特性に応じて、日本の観光魅力の海外への徹底的PR、日本への魅力的な旅行商品の造成促進等を実施。予算額：20億円（H15年度）

② 魅力ある観光交流空間づくりの推進

国民及び外国人のニーズの多様化に応えるため、地域

の多様な資源を活用した観光交流空間づくりの地域の取組を支援

予算額：3.3億円（H15年度）

測定・評価結果

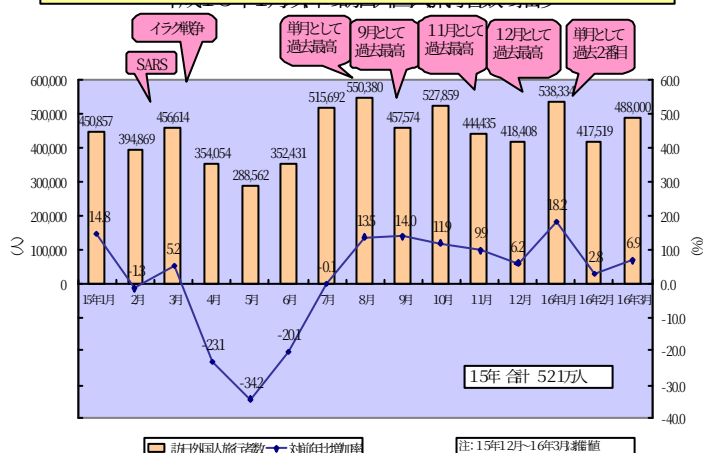
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

訪日外国人旅行者数は、平成15年前半期、SARS等の影響を受け大幅に減少した。このため、本年の指標は減少している。しかし、SARSが終息した8月以降は急速に回復し、順調に推移していることから、実施施策は効果をあげており、指標の減少は主に外部的要因によるものと言える。今後とも、目標値を達成するために、更に強力に外国人旅行者の訪日促進に資する施策を推進することが必要である。

なお、年統計では訪日外国人旅行者数は低下しているが、年度統計で見ると、15年度は535万人を記録し、ワールドカップ開催等により過去最高だった平成14年度を約3万人（0.5%）上回る増加となっている。

平成15年1月以降の訪日外国人旅行者数の推移



(施策の実施状況)

- ・平成15年度は、韓国、台湾、米国、中国、香港を重点市場とし、各市場ごとの特性に応じて、ビジット・ジャパン・キャンペーンを実施した。具体的には、総理大臣や国土交通大臣の海外訪問時における訪日観

光 PR 等トップセールスの実施、メディアを通じた日本観光の広報・宣伝、旅行会社関係者の訪日旅行への招聘・商談会開催による訪日ツアー商品の造成支援、海外の旅行博への出展、重点市場での現地推進会の設置等の事業を、特に S A R S の流行が終結以降、積極的に、展開した。

- ・観光交流空間づくりモデル事業について 8 地域を選定した。

今後の取組の方向性

- ・平成 15 年 1 月 31 日の小泉総理大臣の第 156 回国会施政方針演説において、訪日外国人旅行者を 2010 年までに 1000 万人に倍增することが目標に掲げられたことを受け、当政府目標の達成に向けて、日本の観光魅力を海外に発信するビジット・ジャパン・キャンペーンを、より強力に、推進していく必要がある。
- ・地域が自主的に進める観光を軸とした良好な地域づくりと観光交流拡大の取組を、ハード・ソフト両面から総合的に支援していく必要がある。

平成 16 年度における新規の取組

- ・平成 16 年度は、ビジット・ジャパン・キャンペーンにおいて、現行の韓国、台湾、米国、中国、香港に英、独、仏を加えて、8 つの国・地域を重点市場としてキャンペーンの一層の拡充を図る。
予算額：3.2 億円（H16 年度）
- ・地域の創意工夫による個性的な観光まちづくりを進めるための人材育成等を支援する。
- ・外客等にも対応した観光案内所の充実、拡充と案内標識のガイドラインを検討する。
予算額：0.8 億円（H16 年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局観光部国際観光推進課（課長 藤井直樹）

関係課：総合政策局観光部観光地域振興課（課長 若林陽介）、総合政策局事業総括調整官室（横山晴生）

政策目標 22 地域間交流、観光交流等内外交流の推進

地域間交流、観光交流等の国内外交流の推進が促進され、地域や経済の活性化が図られること

(2) 国民の観光を促進する

観光は、人々の生活にゆとりとうるおいを与えるとともに、地域活性化に寄与するといった意義を有していることから、国民がゆとりを持って充実した観光を楽しむことのできる環境を整えることが重要である。

業績指標：国民一人あたりの平均宿泊旅行回数 目標値：2回（H18年度）

実績値：1.28回（H15年度）

初期値：1.52回（H12年度）

○業績指標95：国民一人あたりの平均宿泊旅行回数

(指標の定義)

観光と兼観光を合わせた国内宿泊観光・レクリエーション旅行の国民一人あたり回数（年間）

(目標値設定の考え方)

国民の旅行ニーズを満たすため、宿泊旅行回数については、現在、国民の多数が年間2回以上の希望を有していると考えられること（「観光の実態と志向（第20回）」平成14年3月（社）日本観光協会）を踏まえ、概ね2回とすることを目標とする。

(考えられる外部要因)

- ・ 自由時間や家計収支
- ・ 物価の動向等今後の社会・経済動向 等

(他の関係主体)

- ・ 地方公共団体、民間等（事業主体）
- ・ 厚生労働省（従業員の雇用制度を所管）
- ・ 文部科学省（学校の休暇制度を所管）
- ・ 経済産業省（経済団体を所管）

過去の実績値（回）

（年度）

H11	H12	H13	H14	H15
1.55	1.52	1.42	1.41	1.28

主な施策

- ① 連続休暇取得による旅行需要創出のための環境整備
国民の長期家族旅行の推進を図るためのモニターツアー実施等休暇取得推進に向けたキャンペーン等を展開
 - ・ 官民をあげて長期家族旅行の推進を図るため、「長期家族旅行国民推進会議」を開催
 - ・ 長期家族旅行の推進を図るため、モニターツアーによる調査等の実施による長期家族旅行促進のための環境整備
- ② 魅力ある観光交流空間づくりの推進
国民のニーズの多様化に応えられる、地域の多様な資源を活用した観光交流の空間づくりの地域の取組を支援。
予算額：3.3億円（H15年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成15年度の実績値は1.28回となっており、目

標設定時（平成12年度）から減少している。実績値の減少原因としては、国内の景気の低迷等による旅行需要の低下等が考えられる。

(施策の実施状況)

- ・ 「夢バカンス・プラン」モニターツアーの実施、「長期家族旅行国民推進会議」を設置して議論を開始した。（第1回平成15年12月19日、第2回平成16年3月18日）
- ・ 地域の創意工夫による個性的な観光まちづくりを進めるための観光まちづくりプログラム策定推進事業を愛媛県松山市等において実施した。
- ・ 観光交流空間づくりモデル事業について8地域を選定した。
- ・ 高齢者、障害者等が自由に観光を楽しめるようバリアフリー型トイレを整備する観光地のバリアフリー化のための観光基盤施設整備事業（2地域）を実施した。
- ・ 宿泊施設のバリアフリー化状況（1000件）、外国人旅行者向け宿泊情報（英語、韓国語、中国語（繁体字）にて1000件）、観光振興のノウハウの情報（観光地づくり取組み事例1000件等）に係るデータベースを構築するとともに、その効果的な情報発信のためのサイトを整備した。予算額：1億円（14年度補正）（政策アセスメントを実施）

今後の取組の方向性

- ・ 長期家族旅行国民推進会議の開催を契機として、政府全体で連続休暇取得促進に取り組むことにより、連続休暇取得による旅行需要創出のための環境整備を図る必要がある。
- ・ 地域が自立的に進める観光を軸とした良好な地域づくりと観光交流拡大の取組を、ハード・ソフト施策の両面から総合的に支援していく必要がある。

平成16年度における新規の取組

- ・ 長期家族旅行の推進を図るため、長期家族旅行国民推進会議の報告を踏まえ、関係省庁と連携して、必要な施策を展開する。
- ・ 地域の創意工夫による個性的な観光まちづくりを進めるための人材育成等を支援する。
- ・ 外客等にも対応した観光案内所の充実、拡充と案内標識の整備手法を検討する。
予算額：0.8億円（H16年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局観光部旅行振興課（課長 田端浩）
関係課：総合政策局観光部観光地域振興課（課長 若林陽介）、総合政策局事業総括調整官室（大平一典）

政策目標22 地域間交流、観光交流等内外交流の推進

地域間交流、観光交流等の内外の交流の推進により、地域や経済の活性化が図られること

(3) 国営公園の利用を促進する

国営公園は、国家的な記念事業として、また広域的なレクリエーション拠点として整備を行っている公園であり、地域住民のレクリエーション、憩いの場としての利用促進を図る必要がある。

業績指標：全国民に対する国営公園の利用者数の割合

目標値：全国民の4人に1人が利用（H19年度）

実績値：全国民の4.6人に1人が利用※（H15年度）

初期値：全国民の5人に1人が利用（H14年度）

※速報値

○ 業績指標96：全国民に対する国営公園の利用者数の割合

(指標の定義)

国民の国営公園の利用頻度（○人に1人が利用）

(目標値設定の考え方)

国営公園の整備の進捗と相関するように入場者数の増加が図られてきており、計画的な整備及び効率的な管理を推進することにより、長期的にはより多くの国民に利用されることを目指しており、今後の整備計画から平成19年度の目標値「4人に1人」を設定している。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（連携事業者）

過去の実績値

H11	H12	H13	H14	H15
5.8 人に 1人	5.5 人に 1人	5.0 人に 1人	4.9 人に 1人	4.6 人に1人 (速報値)

主な施策

主な施策の概要

① 国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応、及び首都圏における基幹的な防災機能の充実を図るため、未供用の国営アルプスあづみの公園及び国営東京臨海広域防災公園の整備を促進するとともに、供用中の15公園についても着実な整備を推進する。

予算額：国営公園整備

約295億円(H15年度)

② 国営公園の管理

供用中の15公園について適正な維持管理を行っている。

予算額：国営公園維持管理 約113億円

(H15年度)

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 全国民に対する国営公園の利用者数の割合の実績値（平成15年度）は国民の4.6人に1人であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

(施策の実施状況)

- 平成16年度に供用予定のアルプスあづみの公園等17公園の整備等を推進した。
- 供用中の15公園について適正な維持管理を行っている。

今後の取組の方向性

- 地域住民のレクリエーション、憩いの場としての引き続き着実な整備及び維持管理を行い、利用促進を図る。

平成16年度における新規の取組

○国営公園の入園料に係る制度の充実

平成16年度より、国営公園の年間パスポート券の導入等を実施し、国営公園の一層の利用促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地課

（課長 高梨 雅明）

測定・評価結果

政策目標 2 2 地域間交流・観光交流等内外交流の推進

地域間交流・観光交流等の内外交流の推進により、地域や経済の活性化が図られること

(4) ダム周辺施設等の利用を促進する

ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、バランスのとれた流域圏の発展を図るとともに、国民の余暇の充実に資するため、ダム周辺施設等の利用を促進する必要がある。

業績指標：地域に開かれたダム、ダム湖利用者数

目標値：621 万人（H18 年度）

実績値：集計中（H15 年度）

初期値：499 万人（H12 年度）

○業績指標 97：地域に開かれたダム、ダム湖利用者数

(指標の定義)

- ・全国のダムのうち、ダムを活かした水源地域の活性化を促進させるため、H13 に水源地域ビジョンの策定に着手した 22 ダムにおける、ダム及びダム湖周辺の施設の年間利用者数。
- ・「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画。（平成 13 年度より新規に策定）

(目標値設定の考え方)

平成 13 年度に水源地域ビジョンの策定に着手した 22 ダムにおける過去のダム湖利用実態調査データやダム及びダム湖の市町村の観光客入込み客数のデータトレンドを分析し、利用者数を推定。

(考えられる外部要因)

- ・地元との調整等
- ・国民の余暇の過ごし方等の状況

(他の関係主体)

- ・地方公共団体

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ダムの年間利用者の現地調査を、平成 15 年度に実施した。
- ・平成 15 年度は、新たに 37 ダムにて「水源地域ビジョン」に着手し、内 8 ダムにて策定しており、ダム湖の利用がより積極的に進むものと見込まれる。

(施策の実施状況)

- ・ダム湖周辺環境整備を実施。
- ・H13 年度に着手したダムでは、19 ダムで水源地域ビジョンが策定され、内 15 ダムで推進組織が設置され水源地域ビジョンの推進を実施している。また、H15 年度には、金山ダム(北海道)のダム湖周辺環境整備が完了した。

今後の取組の方向性

今後も水源地域と連携して「水源地域ビジョン」を策定・推進する。また、ダム湖周辺環境整備を推進する。

平成 16 年度における新規の取組み

新たに 8 ダムにて「水源地域ビジョン」の策定に着手するとともに、既着手ダムにて早期の策定及び推進組織の設置を進める。

担当部局等

担当部局：河川局河川環境課（課長 坪香 伸）

関係部局：土地・水資源局水源地域対策課（課長 番場 哲晴）、
都市・地域整備局公園緑地課（課長 高梨雅明）

過去の実績値の推移

(年度)

	H6	H9	H12	H15※
	471 人	482 万人	499 万人	集計中

※3年に一度の調査であり、H15年に現地調査を実施しており、現在、取りまとめをしているため次年度には記載する予定。

主な施策等

主な施策の概要

①ダム湖周辺整備の推進

河岸整備、河岸緑化、管理道路等の整備を行い、ダム湖周辺の適正な利用を誘導する。

②ダム周辺施設の利活用、上下流交流の推進

「水源地域ビジョン」を推進し、ダム周辺施設の利活用、上下流交流を推進し、ダム湖の利用者数の増大を図る。

予算額：ダム事業費 4,097 億円（H15 事業費）の内数

政策目標 2.2 地域間交流・観光交流等内外交通の推進

地域間の交流、観光交流等の内外の交流推進により、地域や経済の活性化が図られること。

(5) 隣接する地域の中心の都市間が改良済みの道路で連絡されている割合

地域を結ぶルートの走行性、安全性を高め、高次医療や多様化する消費、余暇活動などに伴うサービスの広域的な利用を可能とし、様々な地域の生活や経済活動を支えるため、地域の都市間交流を支援する道路整備を促進させる。

業績指標

① 隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合

目標値：77%（H19 年度）

実績値：73%（H15 年度）

初期値：72%（H14 年度）

② 日常生活の中心の都市まで、30 分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合

目標値：68%（H19 年度）

実績値：64%（H15 年度）

初期値：63%（H14 年度）

○ 業績指標 98：①隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合

(指標の定義)

本指標は、隣接する地域の中心の都市間を結ぶルートのうち、当該ルートを構成する国道が、最小車道幅員 5.5m 以上で整備されているルートの割合を表す。

(目標値設定の考え方)

社会資本整備重点計画に位置付けられた指標。

(考えられる外部要因)

・ 地元調整の状況等

(他の関係主体)

・ 地方公共団体等

【社会資本整備重点計画第 2 章に記載】

過去の実績値の推移 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			72%	73%

○ 業績指標 99：②日常生活の中心の都市まで、30 分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合

(指標の定義)

本指標は、日常生活の中心となる都市まで、改良された道路を利用して 30 分以内に安全かつ快適に移動できる人の割合（安定到達率）を表す。

(目標値設定の考え方)

平成 14 年度末現在、日常生活の中心となる都市まで、30 分以内で到着できるものの、安定・快適な走行が確保されない人口（約 1,200 万人）を解消することにより得られるアウトカム量（約 80%）を長期目標（H32 を目処）として設定した場合の H19 年度の値として設定。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体等

過去の実績値の推移 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
			63%	64%

主な施策等

主な施策の概要

①隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合（◎）

住民生活の（通勤、通学、医療、福祉、防災）の利便性の向上、地域経済の活性化等を図るため、隣接する地域の中心都市を結ぶルートである「地域間交流ルート」を重点的に整備を推進する。

②日常生活の中心の都市まで、30 分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合

地域内の交流の円滑化に資する道路整備として、市町村合併支援事業等を推進する。また、地域の実情に応じつつ効率的な道路整備を推進する観点から、1.5 車線の道路整備等を推進する。

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本重点事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合（◎）

- 平成 14 年度初期値 72%（522 ルート）から平成 15 年度実績値が 73%（新たに 5 ルート）となり目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。

②日常生活の中心の都市まで、30 分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合

- 平成 14 年度初期値 63%から平成 15 年度の実績値が 64%となり目標の達成に向けて指標は順調に伸びている。

(施策の実施状況)

①隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合

- 平成 15 年度は、2 次生活圏の 8 市 1 町に関連する「地域

間交流ルート」について、新たに5ルートの整備を完了したことにより、地域を結ぶルートの走行性、安定性を高め、通勤、通学、医療福祉、防災、観光支援等生活の利便性の向上が図られた。

- ・ 全国値においては、初期値 72%から実績値 73%となり、隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡される「地域間交流ルート」が 522 ルートから 527 ルートまで向上が図られた。

②日常生活の中心の都市まで、30 分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合

- ・ 地域内の交流の円滑化に資する道路整備を推進した結果、安定到達人口は約 60 万人増加した。うち、市町村合併支援事業（125 地域）を実施した地域の安定到達人口の増加は、約 4 万人を数えた。

今後の取組の方向性

- ・ 高次医療や多様化する消費・余暇活動などに伴う高度な都市型サービスの広域利用を可能とするため、日常生活が営まれる一定の圏域（日常活動圏）を連絡する道路網について重点的に整備する。
- ・ 1.5 車線の道路整備の積極的な採用等による効率的な道路整備、地域内の効率的なネットワーク形成に寄与する事業の推進等により、目標の達成を目指す。

担当部局等

担当部局：道路局 道路防災対策室（室長 梅山和成）

関係部局：都市・地域整備局 街路課（課長 斉藤 親）

道路局 高速国道課（課長 横田耕治）

道路局 国道・防災課（課長 鈴木克宗）

道路局 地方道・環境課（課長 森永教夫）

道路局 有料道路課（課長 金井道夫）

政策目標 23 新たな市場の育成

創業・起業がしやすく、また、新たな投資を呼び込むような魅力ある市場環境が整備され、時代のニーズにあった市場が発展すること

(1) 不動産証券化市場を健全に発展させる

不動産の証券化は、約1,400兆円と言われる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良な都市ストックの形成を可能にするものであり、有望な新市場として育成していく必要がある。

業績指標：不動産証券化市場規模

目標値：14兆円（H16年度）

実績値：12.7兆円（H15年度）

初期値：9兆円（H14年度）

○業績指標 100：不動産証券化市場規模

(指標の定義)

主たる投資対象を不動産とするJリート、不動産特定共同事業、SPC等の資産規模

(目標値設定の考え方)

平成15年度は平成14年度比2兆数千億円拡大見込み。平成16年度も平成15年度比同程度の規模拡大を見込む。

(考えられる外部要因)

・金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向

・金融市場の動向

(他の関係主体)

金融庁（投信法・SPC法を所管）

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
	3兆円	6.2兆円	9兆円	12.7兆円

主な施策

主な施策の概要

①証券化促進のための環境整備

税制改正、投資インフラの整備等により証券化市場活性化のための環境整備を進め、Jリート等による不動産取得の促進、投資家層の拡大を図る。

②投資家に対する普及・啓発活動

リスクに関する理解等、不動産証券化商品の特性についての投資家の理解を促進することにより、一層の普及を図る。

予算額14百万円（H15年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

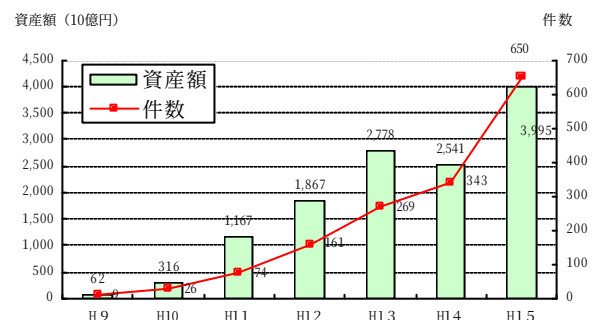
(指標の動向)

・実績値については、平成14年度において9兆円程度の市場規模に対して、平成15年度において約3.7兆円拡大し、平成16年度の目標値14兆円に対し、12.7兆円の市場規模となった。

・このうち、Jリート市場については、平成14年

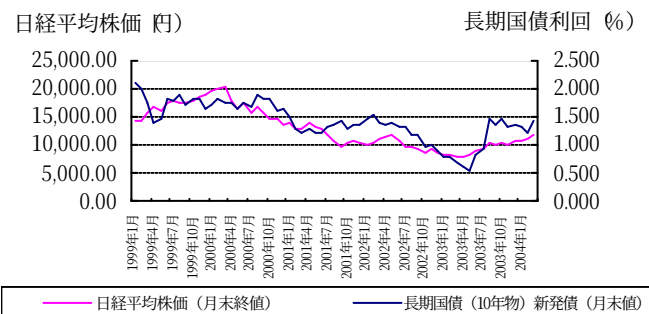
度末において約9,000億円の不動産の総取得額（7投資法人）に対し、平成15年度末においては約1兆5,900億円（12投資法人）の不動産の総取得額となっており、順調な拡大を続けている。

不動産証券化の実績の推移（増加分）



・関連施策の実施による証券化市場への物件供給の拡大、投資家の証券化商品への認知度の向上、また、外部要因として、金融機関の不良債権処理や資産リストラの進展に伴う証券化ニーズの拡大、株式市場の低迷や低金利を背景とした国内投資家等の不動産投資への関心の高まり等が不動産証券化市場の拡大に寄与したものと考えられる。

日経平均株価及び10年物長期国債利回りの推移



長期国債（10年物）新発債（月末値）：日本銀行統計・データ「債券市場利回等」より抜粋

(施策の実施状況)

・平成13年度税制改正において、Jリート等に係る

不動産流通税の特例が措置され、平成15年度末までに90件、4,630億円の適用申請があった。

- ・不動産特定共同事業法、宅地建物取引業法（取引一任代理等）等、法律の適正な運用を行った。
- ・社団法人 不動産証券化協会と連携し、投資家に対するきめ細かな普及・啓発活動を行ってきた。

今後の取組の方向性

不動産証券化市場規模自体は順調に拡大しているが、市場の健全な発展のためには、証券化市場への物件供給の拡大、投資家への普及促進等を引き続き推進する必要がある。

平成16年度における新規の取組

○JリートがSPCの保有する不動産をSPCの資産売却時（出口段階）に取得できるようにするため、税法上のJリートのSPC証券保有規制（従前は50%未満）を緩和し、JリートがSPCの資産売却前に100%のSPC証券を保有することを可能とした。

・見込まれる効果：Jリートによる不動産への投資機の拡大

・減収見込額：0億円

○リスクに関する理解等、不動産証券化商品の特性についての投資家の理解を促進するとともに、金融と不動産双方の知識を兼ね備えた人材育成方策について検討等を行う。

予算額12百万円（H16年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局不動産課（課長 桑田俊一）

政策目標23 新たな市場の育成

創業・起業がしやすく、また、新たな投資を呼び込むような魅力ある市場環境が整備され、時代のニーズにあった市場が発展すること

(2) 中古住宅・不動産流通を促進する

わが国の中古住宅市場は、中古住宅取引量の全住宅取引量（新築住宅着工戸数＋中古住宅取引戸数）に占める割合でみると12%程度であり、アメリカの約76%、イギリスの約88%、フランスの約71%などと比べ、低い水準にある。また、住宅の平均耐用年数が、英国75年、米国44年に対しわが国は31年であるなど、住宅ストックを長く活用している状況にはない。こうした短いサイクルでの建替えは、建設廃材の発生量にも大きく影響し環境面でも問題となっている。こうした中で、中古住宅・不動産流通の促進を進める必要がある。

業績指標：指定流通機構（レインズ）における
不動産仲介物件等の登録データ量

目標値：200千件（H17年度）
実績値：186千件（H15年度）
初期値：173千件（H13年度）

業績指標：中古住宅の流通量

目標値：20万戸（H15年）
実績値：集計中※（H15年）
初期値：15.7万戸（H9年）

※平成11年～平成15年の実績値は集計中で、
H16年度末頃公表予定

○業績指標101：指定流通機構（レインズ）における不動産仲介物件等の登録データ量

（指標の定義）

年度末における指定流通機構の売り物件（新築・中古・土地）登録件数（在庫数）

（目標値設定の考え方）

今後の不動産市場が堅調な伸びを示すものとして設定

（考えられる外部要因）

地価の下落

（他の関係主体）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

過去の実績値

（年）

H6	H7	H8	H9	H10.1～ 9
14.7 万戸	16.1 万戸	15.9 万戸	15.7 万戸	11.6 万戸

主な施策

主な施策の概要

①中古住宅の住宅性能表示制度の普及促進

インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、中古住宅の住宅性能表示制度の普及を促進する。

②不動産の評価システムの確立

宅建業者が不動産を評価する際に、リフォームや履歴情報等といった不動産の質や管理状況等を適切に価格査定に反映できるようにする等のために、価格査定マニュアル（戸建住宅、中古マンション、住宅地）の改定を行い、良質な中古住宅や不動産の流通を促進。

③不動産市況情報の提供促進

消費者が不動産取引する際の目安として活用できるよう、指定流通機構が保有する戸建住宅や中古マンションの最新3ヶ月の平均取引価格などの市況情報について、地域別（県別及び県庁所在地別等）、物件種別（戸

過去の実績値

（年度）

H11	H12	H13	H14	H15
166 千件	177 千件	182 千件	183 千件	186 千件

○業績指標102：中古住宅の流通量

（指標の定義）

各年において中古住宅を持家として取得した世帯の数。

（目標値設定の考え方）

現在の中古住宅流通量16万戸に加え、中古住宅流通に関する政策努力により追加的に流通量が増加し、2015年に30万戸に達するという試算をもとに、平成15年における目標値を設定。（5年に一度の調査であり次回調査が平成15年であるため）

（考えられる外部要因）

地価、住宅価格の下落、市場の金利動向及び資金調達可能額の動向

建住宅及び中古マンション）、築年別、広さ別にインターネット上で提供することにより、不動産流通の活性化を促進。

④不動産統合サイトの構築

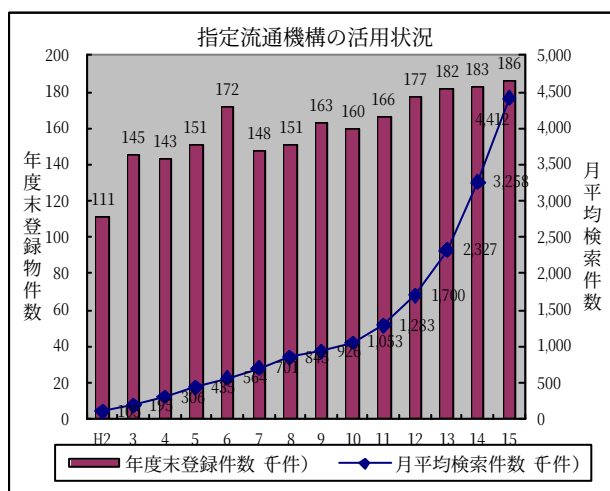
不動産流通4団体が参加した不動産物件情報提供サイトを構築することにより、消費者がインターネットを利用して物件探索の際の利便性向上を図るとともに、不動産取引に関する基本的知識等の情報提供を行うことで、不動産流通の活性化を促進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 指定流通機構における不動産仲介物件の登録データ量については、長引くデフレの影響により、平成15年度末の実績値は186千件と登録件数の伸びは鈍化しているものの、不動産事業者のレイズ検索件数は急増しており、指定流通機構は積極的に活用されてきている。また、平成15年4月からは、すべての指定流通機構がインターネット対応のIP型となり、不動産事業者の不動産データの登録における利便性の向上が図られ、不動産流通市場の活性化が期待される。さらに不動産業界課では、業界向けにIP化の推進と登録義務のない一般媒介契約物件等についても指定流通機構に積極的に登録するよう指導しているところであり、今後も指定流通機構の積極的な活用を促進していくことにより、業績指標101の目標値(H17:200千件)は達成できるものと考えられる。



- 中古住宅の流通量については、5年に1度の住宅・土地統計調査を基に実績値を得ているが、H15 住調は平成16年度末頃の公表予定。なお、レイズの「一戸建」及び「マンション」の売り物件の成約件数については平成9年度約6.3万件が平成15年度約8万件となり27%増加しているなど、中古住宅市場における取引の活発化の兆候が現われてきていることから、業績目標については達成が見込まれる。
- なお、日本の中古住宅の流通量が少ない理由としては、中古住宅の評価が適切になされず、性能等に不安があり、売り手においては市場価格の低下、買い

手においては購入する住宅の質への不安が大きな理由のひとつと考えられる。このような観点から、品質、市場価格等に関し、消費者に十分な情報提供が行われる仕組みづくりが重要であるとの認識のもと、下記の施策を実施してきたところである。

(施策の実施状況)

中古住宅の品質、市場価格等の透明性を確保するため、以下の施策を実施。

- 平成14年8月に中古住宅へも対象を拡大した住宅性能表示制度については、平成15年度の住宅月間において認知度向上のためのキャンペーンを実施する等、普及推進のための取組みを継続。
- 価格査定マニュアルについては、不動産の質や管理状況等が適切に価格査定に反映されるようにする等のため、平成14年3月に戸建住宅、平成15年3月に中古マンション、平成16年3月に住宅地価格査定マニュアルを改訂済。
- 不動産市況情報については、平成9年10月より順次、情報提供を開始し、平成15年4月からは全国に4つ設置されている全ての指定流通機構のホームページにおいて、中古不動産（戸建住宅、中古マンション）の平均取引価格等の情報を提供中。
- 不動産統合サイトについては、平成15年10月から稼動した。

今後の取組の方向性

消費者が安心して中古住宅の売買を行うことができるよう、品質、市場価格等に関し、消費者に十分な情報提供が行われる仕組みが重要であり、引続き以下のとおり施策を推進。

- 住宅性能表示制度についてより一層の周知を図り、普及を促進する。
- 価格査定マニュアルについては、不動産事業者間で活用されるよう、その普及に努めていく。
- 不動産市況情報については、さらにきめ細かい市況情報の提供について検討するとともに、消費者に対して周知拡大を図っていく。
- 不動産統合サイトについては、全国の不動産物件情報の提供のみならず、不動産取引にあたっての留意事項や、消費者にとって有意義な情報等も掲載するなど、サイト内の情報を充実させるとともに、消費者周知を図る。
- 不動産取引価格情報の開示について、個人情報等の保護に対する国民意識にも配慮しつつ制度を構築し、さらに充実していくため、幅広い国民の理解が得られるよう、実施上の課題も含めて、実績を通じて検証していく。

(新たな目標設定)

平成15年までの目標設定の基礎となった、平成6年から平成9年における中古住宅流通量の平均約16万戸に加え、中古住宅流通に関する政策努力により追加的に流通量が増加し、2015年に30万戸に達するという試算を引き続き根拠として、第八期五箇年計画の終了期間である平成17年における目標値を22万戸に設定。

平成16年度における新規の取組

- ・不動産取引市場が消費者にとってより魅力的な市場になるよう、指定流通機構（レインズ）が保有する契約情報を活用した市況情報の提供について抜本的な改善方策を検討する。
- ・不動産取引価格情報の開示に関し、平成16年度において、現行制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、国民に提供するための仕組みを構築する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 上田 健）
総合政策局不動産課（課長 桑田 俊一）
関係課：住宅局住宅生産課（課長 川本 俊明）
土地・水資源局土地情報課（課長 周藤利一）

政策目標23 新たな市場の育成

創業・起業がしやすく、また、新たな投資を呼び込むような魅力ある市場環境が整備され、時代のニーズにあった市場が発展すること

(3) 住宅リフォーム市場を活性化する

住宅ストック総数が約 5,200 万戸（推計）となるなど、量的な面を中心とした充足が進む一方、新耐震基準施行以前に建築された既存住宅ストックが全住宅ストックの約半数を占めるなど住宅の質的な面は十分とは言えない中、新築着工戸数はバブル崩壊以降概ね 140 万～160 万戸台で推移していたところが平成 9 年度以降は景気動向の先行き不透明感等により大きく落ち込み 120 万戸前後で推移する状況にあり、良質な住宅ストックの形成や安心・安全で快適な居住環境の整備並びに既存住宅の流通促進の観点から、住宅リフォーム市場の活性化を図ることが求められている。

業績指標：リフォームの市場規模

目標値：430 万戸（H13～17 年度）

実績値：集計中※（H11～15 年度）

初期値：330 万戸（H8～12 年度）

※H11～H15 の実績値については、平成 16 年度末頃公表予定の調査結果をもとに推計予定。

○業績指標103：リフォームの市場規模

（指標の定義）

第八期住宅建設五箇年計画から既存ストックの活用という点を従来より重視し、増改築件数を明示した。増改築は、増築及び 10 m²以上の改築並びにバリアフリーのための改修工事を指す。

（目標値設定の考え方）

第八期住宅建設五箇年計画において、平成 13 年度から 17 年度までで 430 万件の増築及び 10 m²以上の改築並びにバリアフリーのための改修工事を見込む、としている。

（考えられる外部要因）

資金調達可能額の動向

（他の関係主体）

該当なし

過去の実績値（年度）

H8～H12※

330 万戸

主な施策

主な施策の概要

①住宅リフォームに係る情報提供他

インターネットを活用したリフォーム事業者や住宅リフォーム工事標準契約書式等の情報提供や増改築相談員制度等による人材育成等を実施。また、リフォームに関する相談窓口の設置、地方公共団体が行うリフォーム相談会等への支援を行う。

②増改築工事における瑕疵保証保険制度の活用

増改築工事（10 m²以上で費用 500 万円以上のもの）に対し、構造耐力上主要な部分等に係る瑕疵保証保険制度を活用。

③リフォームしやすい住宅・部品の開発・普及

長期耐用性を有しリフォームしやすい S I 住宅や長寿命木造住宅等及び質が高くリフォームしやすい住宅部品の開発・普及を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・リフォームの市場規模（増築及び 10 m²以上の改築並びにバリアフリーのための改修工事）については、5 年に 1 度の住宅・土地統計調査を基に実績値を得ているが、次期住調は平成 16 年度末頃公表予定。なお、建築着工統計等を用い、この数年の増改築の工事件数及び工事金額をみると、横這いもしくはやや減少となっているが、バリアフリーのための改修工事件数は住宅・土地統計調査以外に実績把握が困難であるため、指標全体の動向の分析は現段階では困難である。

（施策の実施状況）

リフォーム市場の活性化を図るため、以下の施策を実施した。

- ・リフォームネットの普及、相談窓口の設置、リフォーム相談会に対する補助の実施等のリフォームに関する情報提供の促進。
- ・増改築工事に係る瑕疵保証保険制度の普及
- ・公共住宅ストックの効率的なリフォームを可能とする住宅部品、施工仕様の開発とともに、優良住宅部品認定制度において、リフォーム等による住宅ストックの活用に寄与する住宅部品を認定できるよう制度を拡充。

今後の取組の方向性

リフォーム市場の活性化を図るため、以下のとおり施策を推進する。

- ・省エネルギー化等住宅の性能を向上させるリフォーム

ムに関する情報を追加する等、リフォネットの内容の充実と普及を図る。また、リフォームに関する相談窓口の設置、地方公共団体等が行うリフォーム相談会等への支援を行うとともに、リフォーム工事における消費者保護の充実を図る。

- ・ 増改築工事に関する瑕疵保証が円滑に実施されるよう、瑕疵保証保険制度の普及を図るため、中小工務店、消費者それぞれに向けたインターネットやパンフレット等の各種媒体を適切に活用しつつ、制度のPRを行う。
- ・ S I 住宅（スケルトン・インフィル住宅）等のリフォームしやすい住宅や部品の普及・啓発を図る。

平成 16 年度における新規の取組

住宅のリフォーム工事におけるトラブル事例の収集・分析やトラブルの事前防止のためのトラブル事例とその対処方法等を取りまとめた手引きの作成等を行い、情報提供を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 上田 健）

関係課：住宅局住宅生産課（課長 川本 俊明）

政策目標 2.4 公正で競争的な市場環境の整備

公正で競争的な市場環境、民間が活動しやすい市場環境が整備され、市場の活性化が図られること

(1) 建設業における不良・不適格業者を排除する

不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、コスト削減、適正な施工体制の確保等の支障となるとともに、技術力、経営力等を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害するものであることから、それらの排除を促進していく必要がある。

業績指標：「発注者支援データベース・システム」の導入状況 目標値：100%（H18 年度）
実績値：82%（H15 年度）
初期値：62%（H12 年度）

○業績指標 104：「発注者支援データベース・システム」の導入状況

(指標の定義)

国土交通省及び所管特殊法人等のうち「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の対象となる法人における「発注者支援データベース・システム」の導入状況の割合。

発注者支援データベース・システムとは、発注者が監理技術者等の専任制及び経営事項審査に係る技術職員数の虚偽申請に対するチェックを行うものである。導入が促進されることにより、効率的、効果的に不良・不適格業者の排除が促進され、ひいては公共工事の質の確保、透明性の高い入札契約の実現、公正な競争に基づく健全な建設市場の育成が図られる。

(目標値設定の考え方)

導入状況の伸び率及び施策の重要性を勘案して設定。平成 18 年度 100%導入を目指し、その後も将来にわたって 100%を維持する。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

所管特殊法人等（事業主体）

過去の実績値

(年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
55%	62%	62%	75%	79%	82%

主な施策

主な施策の概要

- 発注者支援データベース・システムを活用した監理技術者の現場専任制の確認の徹底
全ての発注者に対し、入札前、入札後契約前、契約後の各段階において、発注者支援データベース・システムの活用等による監理技術者の現場専任制の確認を徹底させる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 15 年度の国土交通省及び所管特殊法人等の導入実績値は 82%であり、目標の達成に向けて指標は向上している。

- ・ そのうち、国土交通省における導入状況は、平成 13 年度に既に 100%に達しているもの、所管法人等の導入実績は平成 15 年度で未だ 67%に留まっている。
- ・ なお、参考までに、平成 15 年度に行った「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果」によれば、全発注者における発注者支援データベースの活用状況は、平成 14 年度末時点で 22%（国：58%、特殊法人等：53%、都道府県：100%、指定都市：100%、市区町村 20%）が活用しているという結果が得られている。

(施策の実施状況)

- ・ 監理技術者講習の受講記録をデータベースに反映させるシステムを構築。
- ・ 主任技術者の資格情報について新たに提供を開始。
- ・ 平成 15 年 10 月、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、発注者支援データベース・システムを積極的に活用して監理技術者等の現場専任制を確認するよう要請。

今後の取組の方向性

- ・ 公共工事等の良好な品質の確保のためには、企業選定の段階において、企業評価に加え技術者個人の評価が重要である。そのため、技術者データの充実や検索システムの整備等、虚偽申請防止等のための実効性や発注者に対する利便性を向上させることにより、発注者支援データベース・システムの導入の促進を図り、効率的、効果的に不良・不適格業者の排除を促進する。

平成 16 年度における新規の取組

○ 専任制確認システムの充実

現在は監理技術者のみである現場専任制の確認範囲を主任技術者にも拡大することにより、現場専任制の確認のさらなる徹底を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設業課（課長 西脇隆俊）

関係課：大臣官房技術調査課（課長 北橋建治）

政策目標 2.4 公正で競争的な市場環境の整備

公正で競争的な市場環境、民間が活動しやすい市場環境が整備され、市場の活性化が図られること

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化を推進する。

公共工事は、国民の税金を原資として、良質な社会資本整備を効率的に行うことが求められているものであり、その入札及び契約の適正化を推進することにより、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図る必要がある。

業績指標：公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況

- ①入札監視委員会等の第三者機関の設置の状況 目標値：100%（H18年度）
実績値： 集計中※（H15年度）
初期値： 75%（H13年度）
※実績値については10月頃集計予定
- ②入札時における工事費内訳書の提出の状況 目標値： 80%（H18年度）
実績値： 集計中※（H15年度）
初期値： 56%（H13年度）
※実績値については10月頃集計予定

○業績指標 105①：公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況（入札監視委員会等の第三者機関の設置の状況）

（指標の定義）

国（19府省庁）及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等（平成15年度13法人）における第三者機関の設置の状況（設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率）

（目標値設定の考え方）

入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。

（考えられる外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

他府省庁・特殊法人等（設置主体）

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
		75%	75%	集計中※

○業績指標 105②：公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況（入札時における工事費内訳書の提出の状況）

（指標の定義）

国（19府省庁）及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等（平成15年度13法人）における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況（提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率）

（目標値設定の考え方）

入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、現在入札時における工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人あるが、これを含め全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けすることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。

（考えられる外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

他府省庁・特殊法人等（設置主体）

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
		56%	63%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

- ① 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況のフォローアップ
毎年度入札契約適正化法に基づく措置状況調査を行い、各発注者に対し必要な措置を講じるよう入札契約適正化法に基づき要請。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成15年度実績値に関しては今後調査予定。平成16年10月頃公表予定。
- ・平成13年度から14年度において「入札監視委員会等の第三者機関の設置の状況」に関しては75%の実績値で特に大きな変化はない。
- ・「入札時における工事費内訳書の提出の状況」は特殊法人等において導入団体があり、平成13年度56%から14年度63%と増加した。

(施策の実施状況)

- 地方自治体発注工事を中心に談合等の不正行為は未だ後を絶たず、公共工事の入札契約に関する透明性や競争性の向上は依然として国民から強く要請されており、以下の取組を順次実行している。
- ・入札契約適正化法第17条に基づき、国、特殊法人等、地方公共団体の全ての発注者を対象として、平成14年度における同法及び適正化指針の針の措置状況を調査し、平成15年10月に概要を公表したところ。
- ・当該調査結果に基づき、必要な措置を講じるよう、財務省・総務省と連携して、平成15年10月に全ての発注者に対し、入札契約適正化法第18条に基づく要請を行ったところ。
- ・平成15年11月に策定した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営ガイドライン」を活用し、入札契約の透明性・公正性の向上に資する第三者機関の必要性を訴え、未設置の発注者における第三者機関設置の促進を図ったところ。

今後の取組の方向性

- ・努力事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」並びに「入札時における工事費内訳書の提出」について、その重要性の周知を図ること等により、各発注者の意識の啓発などを図る。

平成16年度における新規の取組

○重点項目に係る指導の強化

- ・平成15年11月に策定した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営ガイドライン」のより一層の活用により、国及び国土交通省関連特殊法人等だけではなく、地方公共団体への第三者機関の設置に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局 建設業課 入札制度企画指導室
（建設業課長 西脇隆俊）

関係課：大臣官房 地方課 公共工事契約指導室（地方課長 水津重三）
大臣官房 技術調査課（課長 北橋建治）

政策目標 24 公正で競争的な市場環境の整備

公正で競争的な市場環境、民間が活動しやすい市場環境が整備され、市場の活性化が図られること

(3) トラック市場における公正かつ競争的な市場環境の整備

サービス水準が高く、効率的なトラック輸送を実現するためには、トラック市場における競争を活性化するとともに、その競争条件を公正なものとする必要がある。

業績指標：トラック輸送における営業用トラック輸送の割合

目標値：54.0% (H18 年度)

実績値：集計中※ (H15 年度)

(53.0% (H14 年度))

初期値：47.2% (H10 年度)

※実績値は11月頃集計予定

○業績指標 106：トラック輸送における営業用トラック輸送の割合

(指標の定義)

営業用トラック輸送トン数の全トラック輸送トン数に占める割合

(目標値設定の考え方)

過去の実績を踏まえ、順調な増加が見込まれるものとして目標値を設定したもの。

(考えられる外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

過去の実績値 (年度)

H10	H11	H12	H13	H14	H15
47.2%	49.0%	50.8%	52.0%	53.0%	集計中※

主な施策

主な施策の概要

○トラック事業における規制緩和の推進及び事後チェック体制の強化

平成2年の貨物自動車運送事業法施行以降漸次経済的規制の緩和を行ってきている。平成15年4月から施行された改正貨物自動車運送事業法においては、営業区域規制や運賃料金規制の廃止を行い、より弾力的な事業運営を促進しているところである。また、規制緩和に併せて、公正な競争条件を確保するため、監査体制等事後チェック体制の強化を行っている。

○営業用トラックに係る自動車関係諸税の軽減

自動車取得税や自動車税などの自動車関係諸税にかかる税率について、営業用トラックを自家用トラックより軽減している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成14年度の実績値は53.0%となっており、毎年指標は伸びている。
- 平成2年の貨物自動車運送事業法施行による規制緩和の結果、トラック事業者は約18000者増加し、約58000者(平成14年度末)となったほか、事業者の創意工夫による新たなサービスが出現する等、競争の活性化が見られる。この結果、平成14年度における営業用トラックの輸送効率は(1日車あたり輸

送トンキロ)は自家用トラックの約2.6倍となっている。このような高い輸送効率の実現により、荷主が営業用トラックを選択する機会が増大しているものと考えられる。また、自家用関係諸税の軽減のメリットを享受するとともに、自らの車両の輸送効率を向上させるという観点から、自家用トラック使用者の営業用トラックへの転向も進捗したと考えられる。

- 一方で、安全等の必要コストを削減した輸送が行われる等、輸送の安全の確保がおろそかになるケースも散見される。

(施策の実施状況)

- 平成15年4月に施行された改正貨物自動車運送事業法において経済的規制の大幅な緩和と輸送の安全確保のための社会的規制の強化を行うとともに、同法の施行に併せ公正な競争条件を確保するための事後チェック体制の強化を図ったところである。

今後の取組の方向性

- 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、トラック事業者の輸送の安全確保に係る取組みを評価し、優良な事業所を認定、公表する貨物自動車運送事業について、事業者データを提供する等の支援を行う等、事後チェックのさらなる充実・強化を推進する。

平成16年度における新規の取組

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：自動車交通局貨物課 (課長 大黒伊勢夫)

政策目標24 公正で競争的な市場環境の整備

公正で競争的な市場環境、民間が活動しやすい市場環境が整備され、市場の活性化が図られること

(4) 基礎的な土地情報を整備する

土地取引、民間都市開発事業、公共事業等を行うに当たって、土地の境界が不明確であることによって、地権者との権利調整や事業の立ち上げに多大な時間やコストを要することになるなど、土地の流動化・有効利用や公共事業等の用地取得の円滑化に支障を来しているケースが多い。このため、地籍調査を推進し、基礎的な土地情報を整備する必要がある。

業績指標：地籍が明確化された土地の面積

目標値：141 千km² (H16年度)

実績値：131 千km² (H15年度)

初期値：125 千km² (H12年度)

○業績指標107：地籍が明確化された土地の面積

(指標の定義)

地籍調査を実施した面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む）

(目標値設定の考え方)

平成12年度からの第5次国土調査事業十箇年計画(34,000 km²)の中間年での目標値

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

過去の実績値

(年度)

H11	H12	H13	H14	H15
124 千km ²	125 千km ²	127 千km ²	129 千km ²	131 千km ²

主な施策

主な施策の概要

①地籍調査の推進

国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき地籍調査の実施を支援

予算額：130 億円 (H15年度)

②広報活動の実施

地籍調査に対する一般国民の理解の醸成を図るため、広く国民に対する広報・普及を目的とし、地籍フェア等を開催

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成15年度の実績値は131(千km²)であり、目標の達成に向けた十分な進捗とは言えない。特に、都市部においては2,266 km²(都市部全体の18%)しか進捗していない状況である(次表)。

・原因としては、実施主体である地方公共団体における体制が不十分であることや地籍調査の重要性に対する認識不足が考えられる。また、都市部においては土地の細分化、権利関係の複雑、頻繁な土地の異動等により境界確認の合意を得ることが難しい等、調査・測量が他の地域に比べて困難であることから、調査の進捗遅れが著しくなっていることが考えられる。

調査対象面積に対する実施状況(昭26～平15)

	対象面積 (km ²)	H15 年度 未実績面 積 (km ²)	H15 年度 未達成率 (%)
人口集中地区 (DID)	12,255	2,266	18
DID 以外の宅地	17,793	8,551	48
農 用 地	72,058	48,947	68
林 地	184,094	71,073	39
合 計	286,200	130,837	46

(注)対象面積は、全国土面積(377,880 km²)から国有林及び湖沼等の公有水面を除いた面積である。

(施策の実施状況)

・平成14度から都市再生地籍調査事業及び都市再生推進基準点測量を実施しているほか、平成15年度からは新たに地籍調査着手推進事業を実施し、都市部における地籍調査を積極的に推進している。

今後の取組の方向性

・「第5次国土調査十箇年計画」に基づき、民間の能力・成果の活用を図りつつ地籍調査事業を着実に実施していくとともに、都市部等進捗率が低い地域においても地籍調査を積極的に促進することにより、基礎的な土地情報の整備を推進していく。

・都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が報告されたことから、これを受けて、都市再生の円滑な推進のために、法務省等と連携しつつ、民間活力を活用して地籍調査素図を整備しこれを正式地図化することにより、全国の都市部における地籍整備を実施していく。

平成16年度における新規の取組

○都市再生街区基本調査の実施

全国の都市部における地籍整備を円滑に推進していくために必要な基礎的調査として、都市部における街区の角の座標調査等を行い都市部の地籍整備に必要な基礎的データ等を収集・整備する「都市再生街区基本調査」を実施する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局国土調査課(課長 國弘 実)

政策目標 2 5 産業の生産性向上

経済の持続可能な成長へ向け、産業の生産性向上が図られること

(1) 専門工事業のイノベーションを促進する

専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者をとりまく経営環境が厳しさを増す中、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

業績指標：建設業者に係る経営革新計画の承認件数 目標値：13（H18年度）
実績値：4（H15年度）
初期値：3（H12年度）

○業績指標 108：建設業者に係る経営革新計画の承認件数（件）

(指標の定義)

複数の都道府県又は全国で事業活動を行っている建設業者が構成する事業協同組合による経営革新計画について、国土交通大臣が承認した件数（累計値）。

経営革新計画とは、中小企業経営革新支援法に基づき、商品の新たな生産の方式の導入等経営革新を内容として中小企業者等により策定される計画で、行政庁の承認を受けたものについては、当該計画に従って行われる事業に関し、補助金の交付、税制上の特例措置等の支援措置が講じられるもの。

(目標値設定の考え方)

建設業者が構成する事業協同組合等における大臣承認件数は、法施行以後2年間で3件。今後の承認件数を毎年2件と見込んで目標値を設定した。

(考えられる外部要因)

建設投資の増減等

(他の関係主体)

専門工事業者（事業主体）

過去の実績値 (年度)				
H11	H12	H13	H14	H15
1	3	5	4	4

主な施策

主な施策の概要

○建設産業の経営革新の推進

建設産業の産業構造が大きく変化している中で、技術と経営に優れ、経営革新の意欲を有する中小建設業者等の取組みが円滑に推進されるよう、その環境整備を図る。

中小企業経営革新支援法関連税制の利用促進を図るとともに、建設産業経営革新研究会を開催し、専門工事業者による同法の承認計画の適用に係る研究、情報交換、及び同法による構造改善の推進等の支援を通して、建設産業における経営革新の促進を図る。

他の関係主体

中小企業庁（中小企業経営革新支援法を所管）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成15年度の実績値（累計）は4件であり、前年度からの変動は無し。
- 新規の承認件数が0件であった理由として、専門工事業者の消極性が考えられる。

その背景として、過剰供給構造の中、企業間の競争激化により建設業者の収益力が低下する一方で、依然として、重層的な下請構造の下でのコスト高が建設業者の生産性を損ねている実態がある。

これについては、従来から建設産業団体の自主的な取組みや行政による指導により改善は見られるものの、いまだ徹底されているとは言い難く、特に専門工事業団体においては、経営革新のための取組みについては、諸についたばかりの状況である。そこで、建設業者が自らの役割と責任を明確にするとともに、その取組みを強化することで、総合工事業者と専門工事業者の間で対等なパートナーシップを確立し、合理的な生産システムを確保することが、経営革新をスムーズに行う土壌を整備する上で、必要である。

具体的には、コスト構成の透明化や優れた専門工事業者が伸びられる環境の整備を図るため、分離発注、異業種JV、CM方式等の新たな建設システムに対応し得る責任施工体制を確立及び経営基盤の強化、経営の効率化に資する新分野への進出が挙げられる。

特に新分野進出や企業連携等に当たっては単独企業での取組が困難であるため、業界団体ごとにとり組意欲の醸成に向けた具体的な取組を進めることが求められる。

(施策の実施状況)

- 各専門工事業団体が参加する経営革新研究会において、中小建設業の経営革新計画について、意見交換事例研究を行う等の取組を支援。
中小建設業の経営革新を成功させる為に必要な分析、問題点の明確化等に寄与した。

今後の取組の方向性

- ① 専門工事業者の経営組織の革新
分離発注、異業種JV、CM方式等、多様な建設生産・管理システムの構築に向けた環境整備を図る。
- ② 専門工事業者の新分野進出支援
リフォームやコンバージョン等、専門工事業者が直接発注者から受注できるような新分野への進出に対する支援を図る。

平成 16 年度における新規の取組

- ・新たな請負方式による建設生産システムの構築
中小建設業者の差別化・高付加価値化の促進、
元請・下請関係の適正化等により、優れた建設業者
が伸びられる環境を整備するため、専門工事業者が
業務提携などにより新たな請負方式を導入するた
めの手法等を調査する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設振興課（課長 最勝寺潔）

政策目標 25 産業の生産性向上

経済の持続可能な成長へ向けて、産業の生産性向上が図られること

(2) 自動車整備事業の生産性を向上させる

自動車ユーザーの利便を向上させる観点から、自動車分解整備事業を行う工場を、国の自動車検査場への現車提示に代わって検査を実施する高度な設備、能力等を有する指定整備工場へと転換させることにより、自動車整備事業の生産性を向上させることが必要である。

業績指標：整備指定工場数

目標値：30,000 (H17 年度)

実績値：28,283 (H15 年度)

初期値：26,334 (H11 年度)

○業績指標 109：指定整備工場数

(指標の定義)

指定整備工場とは、自動車分解整備事業を行う工場のうち設備・技術及び管理組織等について一定の基準を満たしている工場で、運輸局長が指定した工場をいい、この指定整備工場で点検・整備をし、完成検査を行った自動車は、当該工場が発行する保安基準適合証をもって、国の検査場への現車提示が省略できることとなっている。

(目標値設定の考え方)

過去の指定整備工場数の増加率から予想される今後5年間の指定整備工場(1,700工場)に対し、近代化資金の造成等の行政努力により増加工場数を約1.8倍の3,000工場増やすことを目標としたもの。

(考えられる外部要因)

継続検査件数の増減

(他の関係主体)

なし

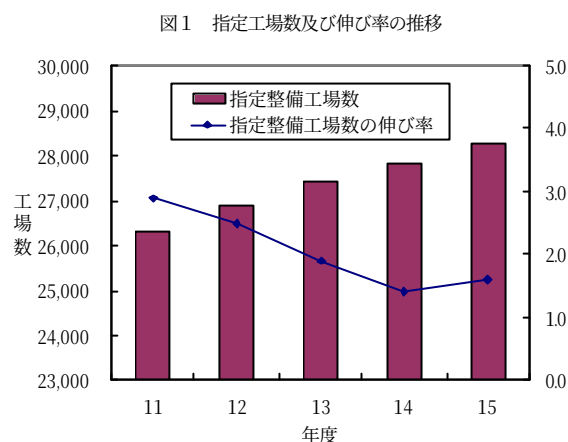
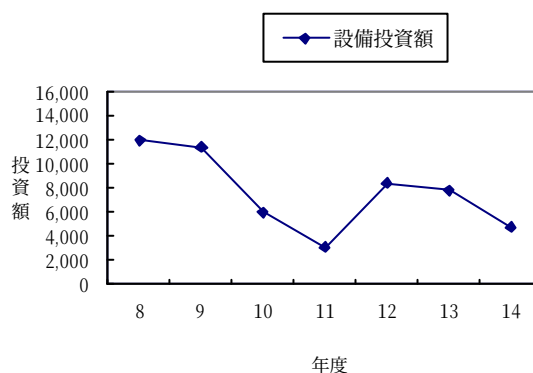


図2 自動車整備近代化資金における設備投資額の推移



過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
26,33 工場	26,927 工場	27,449 工場	27,847 工場	28,283 工場

主な施策

主な施策の概要

○認証工場の指定化及び指定整備工場の生産性向上

自動車整備事業者の出損及び国の補助により、自動車整備近代化資金を造成し、自動車整備事業者における設備資金の債務保証・利子補給及び運転資金の債務保証を行っている。国土交通省はこの制度を活用し、認証工場の指定工場化、また、すでに指定を受けている場合には近代化等を図っているところである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・指標の推移について見ると、年度ごとの伸び率は減少傾向にあるが(図1)、これは景気の低迷により設備投資を控える事業者が多いことが原因の1つと考えられる(図2)。

(施策の実施状況)

・平成12年度～14年度に造成した近代化資金を有効活用することにより、認証工場の指定取得等を推進し、指定整備工場の増加を図っているところである。

今後の取組の方向性

・目標値を達成するよう、近代化資金のより一層適切な運用を図ることにより、認証工場の指定取得を推進することとしている。

平成16年度における新規の取組

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局技術安全部整備課(課長 内藤政彦)

政策目標 25 産業の生産性向上

経済の持続可能な成長へ向けて、生産性向上が図られること

(3) 中小造船業の生産性を向上させる

中小造船業は、経営環境が極端に悪化している中であり、早期に経営基盤を強化し厳しい事業環境を克服するとともに、活力ある産業として存続していく必要がある。

業績指標：中小造船業における従業員一人当たりの
付加価値額

目標値：8036 千円／人（H16 年度）
実績値：集計中※（H15 年度）
初期値：7653 千円／人（H11 年度）
※実績値は 16 年度末に集計予定

○業績指標 110：中小造船業における従業員一人当たりの 付加価値額

（指標の定義）

「付加価値額」とは、生産高－（直接材料費＋購入部品費＋外注工費＋間材料費）であり、生産活動において、新たに付け加えられた価値のことを言う。一人当たり付加価値額は生産性を意味する。

（目標値設定の考え方）

平成 11 年度が大幅に落ちこむなど変動が激しい中、平均年 1％向上させ、5 年で約 5％向上することを目標として設定した。

（考えられる外部要因）

建造需要

（他の関係主体）

経済産業省中小企業庁（中小企業経営革新支援法の所管官庁。経営基盤強化計画の共同承認等をしている。）

また、平成 15 年 4 月現在、6 社の中小造船関係事業者が経営革新計画の承認を受けている。

今後の取組の方向性

今後も中小企業経営革新支援法に基づく支援等を通じて、中小造船業の経営基盤強化のための取り組みを促進する。

平成 16 年度における新規の取組

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局造船課（課長 丸山研一）

過去の実績値（千円／人）

H11	H12	H13	H14	H15
7,653	8,002	8,205	8,270	集計中※

※平成 16 年度末集計予定

主な施策

主な施策の概要

○中小造船事業者の経営基盤強化に対する支援

中小造船業事業者に対して、中小企業経営革新支援法に基づき当該業界の組合等が作成し承認を受けた経営基盤強化計画等に従った事業を実施する際に、税制や金融等の優遇措置（機械等に対する割り増し償却や事業所税非課税等）を提供する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 11 年度以降継続して増加しており、対前年比では 4.4％向上（平成 12 年度）、2.5％向上（平成 13 年度）、0.8％向上（平成 14 年度）となっている。また、3 年間の平均向上率は 2.6％と順調に推移している。

（施策の実施状況）

中小企業経営革新支援法に基づき、平成 15 年度に、経営基盤強化計画を作成し承認を受けている団体に所属する中小造船事業者に対し、税制の特例措置等を実施。

政策目標 2 6 消費者利益の保護

消費者の市場における自由な選択が確保され、利益が守られること

(1) 住宅性能評価・表示を普及させる

住宅性能表示制度は、住宅の品質確保の促進と、消費者が安心して住宅を取得できる市場条件の整備に資するものであり、同制度を普及させていく必要がある。

業績指標：住宅性能評価・表示がなされた住宅の割合

目標値： 50% (H17年度)

実績値： 11.5% (H15年度)

初期値： 5.3% (H13年度)

○業績指標 1 1 1：住宅性能評価・表示がなされた住宅の割合

(指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、住宅性能表示に基づく住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数の割合。

(目標値設定の考え方)

平成 13 年度の値を 10%と想定、年間 10%ずつ増加と見込み、5 年で 50%という目標値を設定し、平成 18 年度以降は 50%以上を目指す。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

(施策の実施状況)

・平成 15 年度は、住宅月間等の機会に、インターネットやパンフレット等による制度の PR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、住宅性能表示制度の普及を促進した。

今後の取組の方向性

・住宅性能評価・表示がなされた住宅の割合は伸びているが、更なる増加に向け、より国民が利用しやすいニーズに合ったものとなるよう制度の改善を検討するとともに、制度の一層の周知を図り、普及を促進する。

過去の実績値

(年度)

H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
		5.3%	8.2%	11.5%

主な施策

主な施策の概要

○住宅性能表示制度の充実・普及促進

住宅性能表示制度とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能を表示・評価する基準に従い、第三者機関が評価し、その結果を表示する制度。平成 12 年 10 月より新築住宅を対象に運用を開始し、平成 14 年 12 月より対象を中古住宅に拡大した。

インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度の PR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、住宅性能表示制度の普及を促進する。

平成 16 年度における新規の取組

・防犯性能の評価・表示等、新たな課題への対応や、技術基準の改正について検討を行うとともに、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度の PR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 川本 俊明）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 15 年度の実績値は、14 年度の 8.2%から 11.5%となり、目標に向け指標は伸びている。
- ・制度の利用は伸びているが、総合住宅展示場の来場者に対する調査では、制度の認知率が近年は 60%前後で大きな変化なく推移していることから、今後も消費者への周知を引き続き積極的に進めていく必要がある。

政策目標 26 消費者利益の保護

消費者の市場における自由な選択が確保され、利益が守られること

(2) 自動車の安全性に関する情報を普及させる

交通事故による死傷者数は約 119 万人(平成 15 年)と厳しい状況であり、政府は今後 10 年間で交通事故死亡者数の半減という目標が掲げている。このような状況に対し消費者がより安全な「くるま選び」をできる環境を整えると同時に自動車メーカーのより安全な自動車の開発を促すため自動車の安全性に関する情報を充実させる必要がある。

業績指標：衝突安全性能の高い乗用車の市場普及指標

目標値：55 (H15 年度)

実績値：70 (H15 年度)

初期値：33 (H12 年度)

○業績指標 112：衝突安全性能の高い乗用車の市場普及指標

(指標の定義)

自動車アセスメントでの衝突安全性能評価を実施した対象乗用の平均☆獲得率×衝突安全性能評価を実施した乗用車販売台数の全新車販売台数における割合。

(目標値設定の考え方)

- ・目標カバー率は 80% (平成 12 年時点で 51%)、目標点数は当初(平成 12 年時点：6 点満点中平均 3.8)の 10% の向上と設定し、その結果、指標の目標値は 55 と設定したもの。
- ・わが国における乗用車の車種数は概ね 200 車種、平均モデルチェンジ間隔は約 4 年程度であり、概ねカバー率を 80% 以上にすると、1 車種当たりの販売台数が少ないため、試験費用に対する実施効果がそれ程高まらないことから 80% を目標値として設定したもの。

(考えられる外部要因)

- ・当該乗用車の価格
- (他の関係主体)
- ・自動車製造者

過去の実績値 (年度)

H11	H12	H13	H14	H15
—	33	50	63	70

主な施策

主な施策の概要

○自動車アセスメント事業の推進

- ・車種毎のブレーキ性能試験及び衝突安全性能試験（フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、側面衝突）に係る比較情報、エアバッグ等の自動車の安全装備に係る情報について、平成 7 年度より公表している。
- ・12 年度より、評価試験にオフセット前面衝突を追加し、衝突安全性能の総合評価を実施し公表している。(評価指標を設定、評価当初年度)
- ・13 年度より、チャイルドシートの安全性能等試験を実施し公表。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

当該指標は 12 年度が 33 であったのに対し、15 年度期末時点で、目標値を上回る 70 となっており、安全に関する情報提供が推進されたといえる。特に、平均の☆点数を 12 年度と 15 年度で比較してみると、運転席は☆3.8 から☆5.2 に、助手席は☆4.4 から☆5.3 と大幅に向上していることから、安全性が急速に向上していることがうかがえる。

また、カバー率は 12 年度から 4 ヶ年の合計で 79 車種となり、国内新車販売台数の約 8 割以上と目標どおりとなっている。

指標の内訳の推移

総合評価 (☆の数) の推移

	H12	H13	H14	H15	合計
☆6		3	7	7	17
☆5	6	13	9	9	37
☆4	5	5	6	2	18
☆3	4	2		1	7
車種数	15	23	22	19	79
平均	4.1	4.7	5.1	5.2	4.8

80.2%・・・①

カバー率(乗用車販売台数のうち、試験実施済み 79 車種の占める割合、14 年 12 月～15 年 5 月調査)=86.7%・・・②

平成 15 年度期末における、当該指標 ①×②= 70

(施策の実施状況)

15 年度は 19 車種を対象に自動車アセスメントを、また 7 製品を対象にチャイルドシートアセスメントをそれぞれ実施した。

今後の取組の方向性

前述のとおり、総合評価 (☆) による情報提供の推進は一定の成果を上げており、今後、衝突安全性能総合評価方法の拡充や、衝突試験以外の項目に対する評価試験の実施について、検討を行うこととしている。平成 15 年度より歩行者頭部保護性能評価を開始し、今後も引き続き実施する。平成 16 年度以降は、アセスメント事業の拡充に向けた調査研究の実施を予定としている。また、欧米のアセスメントで実施されている評価試験方法の調査を行うなど、評価方法の改善や、より高度な情報提供について継続的に検討する。

(新たな目標設定)

<指標の定義>

業績指標名称：衝突安全性能及び歩行者頭部保護性能の高い自動車の市場普及指標

衝突安全性能の高い自動車の市場普及指標＝自動車アセスメントにおいて衝突安全性能評価を実施した対象自動車の☆獲得数（運転席）の加重平均×衝突安全性能評価を実施した自動車販売台数の全車販売台数における割合（カバー率）

歩行者頭部保護性能の高い自動車の市場普及指標＝自動車アセスメントにおいて歩行者頭部保護性能評価を実施した対象自動車の獲得レベル数の加重平均×歩行者頭部保護性能評価を実施した自動車販売台数の全車販売台数における割合（カバー率）

※☆獲得数を加重平均としたのは、これまでは平均☆獲得率を算出する際に単純平均をしており、各車種毎の販売実績台数の大小較差が平均値に反映されていないため、実際にユーザーがより☆の多い車を選択した等により市場全体の自動車の安全性の向上した度合が指標に含まれていなかった。新指標では、各車種毎の☆獲得数とカバー率をかけたものを総和することにより、平均☆獲得率を販売実績台数ベースで重み付け平均を行い、より市場における普及度合が表れるように改良している。

※これまでは自動車の衝突安全性能についての政策評価を行ってきたが、15年度より新たに歩行者頭部保護性能評価を開始しており、これについても新指標を設け、市場普及状況についての評価を行うこととする。

＜目標値設定の考え方＞

衝突安全性能：目標カバー率は90%（従来目標の10%向上）とし、☆獲得数の加重平均は、自動車の技術開発及びユーザーのより安全な車選びにより☆5.0点以上とする（現況平均の5%向上）ことを目標値と設定する。

歩行者頭部保護性能：目標カバー率は80%（衝突安全性能に関する指標開始時の目標値と同様）とする。獲得レベルは、自動車の技術開発及びユーザーのより安全な車選びにより10%向上する（目標年次までに全体レベルが1ずつ向上するものとする）ことを目標値と設定する。

平成16年度における新規の取組

16年度は、アセスメント事業の拡大に向けた調査研究として、側面衝突試験（ポール衝突等）に係る調査研究を行い検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局技術安全部審査課（課長 増井潤）

関係課：自動車交通局保障課（課長 増井隆夫）

政策目標 27 IT 革命の推進

国民生活や産業社会における IT 化とともに、行政サイドの IT 化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型 IT 社会」の実現が図られること

(1) 港湾分野における行政手続の電子化を推進する

港湾における諸手続は、複数の行政機関に様々な様式の申請・届出等を行う必要があり、非常に煩雑であった。その課題を解消するため、国土交通省の港湾分野（港湾管理者・港長）における行政手続の電子化・ワンストップサービス化を推進する港湾 EDI の普及等により、行政手続を電子的に受け付けることが可能な体制を整備していく必要がある。

業績指標：港湾 EDI システムの普及率

目標値：100%（H17 年度）

実績値：72.4%（H15 年度）

初期値：22.0%（H13 年度）

○業績指標 113：港湾 EDI システムの普及率

（指標の定義）

対象機関である重要港湾以上の港湾管理者及び特定港の港長に対する港湾 EDI の整備率。

EDI：Electronic Data Interchange（電子情報交換）

（目標値設定の考え方）

現在、対象機関に港湾 EDI システムの整備を行っており、その普及率を平成 17 年度までに概ね 100%とする。

（重要港湾以上の港湾（128 港）と港則法の特定港（86 港）の全ての港で利用可能な港湾を目指す）

（考えられる外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方自治体（港湾管理者）等

過去の実績値（年度）				
H11	H12	H13	H14	H15
8.9%	19.2%	22.0%	55.1%	72.4%

主な施策

主な施策の概要

① 港湾 EDI システムの設置及び管理

港湾 EDI システムは、港湾管理者・港長に係る港湾手続きの電子化を進めることを目的として、国土交通省港湾局と海上保安庁が港湾管理者と協力して開発し、平成 11 年 10 月より試行的に運用してきた。

第 156 国会において港湾法の一部を改正し、入港届等の港湾施設の利用に係る手続きについて、電子情報処理組織を国土交通大臣が一元的に設置及び管理することとし、平成 15 年 6 月より港湾 EDI システムの本格運用を始めた。

予算額：1 億円（H15 年度）

② 輸出入・港湾諸手続のワンストップサービスの利便性向上への取組み

輸出入・港湾関連手続きについては、複数の行政機関が関与し、非常に煩雑であることから、その簡素化が強く求められている。財務省等の関連府省が協力して、通関情報処理システム（NACCS）、港湾 EDI、乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続・連携すること

により、一回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続を行うことを可能とするシングルウィンドウ化を平成 15 年 7 月 23 日に実現した。

予算額：1 億円（H15 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス化や電子政府の実現など、港湾の利便性向上のため、手続きの電子化の必要性が重視されてきた。
- 平成 15 年 6 月からの港湾 EDI システムの本格運用、平成 15 年 7 月の輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの実現に伴い、新たな港湾管理者が参加し、平成 15 年度末の実績値は 72.4%（港湾管理者 69 港と全特定港 86 港）であり、目標の達成に向けて順調に指標は伸びている。

（施策の実施状況）

- 港湾管理者等への説明会を適宜実施。（八戸港・直江津港・金沢港・高松港等）
- 平成 15 年 7 月に、財務省等の関連府省が協力して、通関情報処理システム（NACCS）、港湾 EDI、乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続・連携することにより、一回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続を行うことを可能とするシングルウィンドウ化を実現した。

今後の取組の方向性

- 今後も、引き続き利用港湾拡大に向け、港湾管理者等への説明を行う。
- 電子政府構築計画において決定された、既存の業務・システムに関する最適化計画を平成 17 年度のできる限り早期に策定し、システムの改良等に努める。

平成 16 年度における新規の取組

- シングルウィンドウの利便性向上のため、IMO（国際海事機構）の FAL 条約（国際海運の簡易化に関する条約）の批准や改正 SOLAS 条約（海上人命安全条約）の発効等を視野に入れた手続きの見直等。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局環境・技術課（課長 佐原 光一）
関係課：海上保安庁交通部安全課（課長 村上 玉樹）、
同庁警備救難部警備課（課長 山下 政晴）

政策目標 27 IT 革命の推進

国民生活や産業社会における IT 化とともに、行政サイドの IT 化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型 IT 社会」の実現が図られること

(2) 公共事業における入札の電子化を推進する

企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化によるコスト削減を図るため、インターネット技術等を活用した電子入札を推進する必要がある。

業績指標：電子入札の実施割合

目標値：100% (H15 年度)

実績値：80% (H15 年度速報値)

初期値：0.2% (H13 年度)

○業績指標 114：電子入札の実施割合

(指標の定義)

「電子入札」とは、工事などの入札をインターネット回線を用いて行うものであり、国土交通省の実施する工事及び設計業務等の全ての入札件数のうち電子入札で行った件数の割合をいう。

(目標値設定の考え方)

平成 15 年度より、国土交通省の実施する全ての工事及び設計業務等に電子入札を適用する。

過去の実績値

H11	H12	H13	H14	H15
0%	0%	0.2%	5%	80%※

※速報値

主な施策

主な施策の概要

○電子入札の推進

インターネット技術等を活用した電子入札を推進し、入札に係る費用の削減、事務の効率化を図る。また、電子入札の運用状況を踏まえ、システムの改良等により利用環境を整備し、使いやすさの向上を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 13 年度より直轄事業の一部（約 100 件）に電子入札を導入し、平成 14 年度は、平成 15 年度からの全面的な運用開始に向けて対象事業を拡大し、約 2,000 件で電子入札を実施。
- ・平成 15 年度は、新システムへの移行期間を経て、4 月 21 日より、国土交通省地方整備局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等の全てを対象に電子入札を開始し、約 3 万件で電子入札を実施。
- ・4 月 1 日から 20 日までシステムの移行期間としたことなどにより、実績値は 100%に達しなかったものの、既に電子入札を全面的に運用開始しており、目標は達成された。

(施策の実施状況)

- ・平成 13 年度より電子入札を一部事業に導入し、平成 15 年度より、新システムへの移行期間を経て、国土交通省地方整備局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等の全てを対象に電子入

札を開始。

今後の取組の方向性

- ・引き続き上記施策を推進するほか、利用環境のさらなる向上を図る。

(新たな目標の設定)

- ・指標の目標が概ね達成されたことにより、指標を廃止する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 北橋建治）

関係課：大臣官房地方課（課長 水津重三）、大臣官房公共事業調査室（室長 高橋総一）、大臣官房官庁営繕部計画課（課長 藤田伊織）、港湾局管理課（課長 長田太）、航空局予算管理官（瀧口敬二）、北海道局参事官（恒松浩）

政策目標 27 IT 革命の推進

国民生活や産業社会における IT 化とともに、行政サイドの IT 化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型 IT 社会」の実現が図られること

(3) 国の行政手続の電子化を推進する

現在、国の行政手続は、手続書類等の郵送・持参等の方法により行われているため、国民等が自宅・職場にいながらインターネット等を用いて手続が行えるよう環境を整備して、国民等の負担軽減を図る必要がある。

業績指標：申請・届出等手続のオンライン化率 目標値：100%（H15 年度）
実績値：93.8%（H15 年度）
初期値：0.4%（H12 年度）

○業績指標 115：申請・届出等手続のオンライン化率

(指標の定義)

国が扱う申請・届出等手続のうち、インターネット等を用いて行えるようになったものがどの程度あるか、すなわち、オンライン化の進捗率を指す。

(目標値設定の考え方)

「e-Japan 重点計画」(平成 13 年 3 月 29 日 IT 戦略本部決定)において、実質的に全ての申請・届出等手続を平成 15 年度までのできる限り早期にオンライン化を実施することとされており、手続の性質上オンライン化実施困難なものを除いた 1718 件の手続のオンライン化を実現する。

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

過去の実績値

H11	H12	H13	H14	H15
0.0%	0.4%	12.0%	43.5%	93.8%

主な施策

主な施策の概要

- ①申請・届出等手続のオンライン化に向けたシステム整備
申請・届出等手続をインターネット等を利用して行うのに必要となる行政機関側のシステム整備をすすめる、当該手続のオンライン化を実現する。
予算額 2.259 百万（H15 年度）
- ②申請・届出等手続のオンライン化に向けた法制面での手当
申請等手続をオンラインで行うために必要となる法制面での手当を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）において、原則すべ

ての行政手続等を平成 15 年度までのできる限り早期にオンライン化することとされたため、国土交通省における申請・届出等手続においても、オンライン化対象手続を 1,718 件から 2,270 件に変更したが、平成 15 年度末までに、制度改正を検討中のものや地方公共団体との調整が必要な手続を除き 2,130 件の手続がオンライン化され、当該業績指標の目標値はほぼ達成した。

(施策の実施状況)

- ・汎用受付システムに代理申請を受け付ける機能や別送書類の管理機能、手数料の電子納付、補正や申請取下げ、電子公文書の発行等の機能追加し、申請・届出等手続のオンライン化実現に向けたシステム整備を行った。
- ・手数料の電子納付等を可能にするため、行政手続オンライン化法に基づく主務省令及び関係省省令等を改正するとともに、共管手続に対応するため、全省共同の主務省令及び告示を制定した。
- ・平成 15 年度末までに申請・届出等手続のオンライン化に向けたシステム整備、法制面での手当も行ってきたため、国土交通省における申請・届出等手続のオンライン化は、費用等の観点から非効率なものを除き 100%達成した。また、オンライン化法が制定されたことにより制度としては完成しており、残りの 6.2%の部分についても本年度中に達成される見込みである。

今後の取組の方向性

今後、残りの手続についても速やかにオンライン化を図る。

(新たな目標の設定)

- ・指標の目標が概ね達成されたことにより、指標を廃止する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報管理部情報企画課行政情報システム室（室長 清水丞自）

関係課：別紙のとおり

大臣官房	総務課長	加藤 利男	自動車交通局技術安全部	管理課長	花角 英世
	広報課情報公開室長	本巢 和秋		技術企画課長	戸澤 秀実
総合政策局	総務課土地収用管理室長	神谷 俊広 (併)		審査課長	増井 潤
	参事官 国際企画)	石津 緒		整備課長	内藤 政彦
	政策課長	内田 要		環境課長	江口 稔一
	環境 海洋課長	玉木 良和	海事局	総務課長	小野 芳清
	環境 海洋課海洋室長	小滝 晃		企画課	西川 健
	国土環境 調整課長	上田 能之		外航課長	櫻井 俊樹
	国土環境 調整課事業総括調整官室長	横山 晴生		国内旅客課長	丹上 健
	建設業課長	西脇 隆俊		国内貨物課長	矢下 忠彦
	建設振興課長	最勝寺 潔		港運課長	田村明比古
	建設振興課労働資材対策室長	田尻 直人		造船課長	丸山 研一
	不動産業課長	桑田 俊一		船用工業課長	田中 護史
	貨物流通施設課長	濱 勝俊		検査測度課長	澤山 健一
	複合貨物流通課長	伊澤 透		船員政策課長	内波 謙一
	交通消費者行政課長	加藤由起夫		船員労働環境課長	寺西 達弥
	技術安全課長	三谷 泰久		海技資格課長	羽尾 一郎
	国際観光推進課長	藤井 直樹	港湾局	管理課長	長田 太
	観光地域振興課長	若林 陽介		管理課民間活力推進室長	久米 秀俊
	旅行振興課長	村野 清文		環境 技術課長	佐原 光一
総合政策局情報管理部	建設調査統計課長	山下 泰弘		環境 技術課環境整備計画室長	牛嶋龍一郎
	交通調査統計課長	安藤 憲一		海岸 防災課長	内村 重昭
	交通調査統計課調査室長	吉田耕一郎	航空局監理部	総務課航空機登録官	松田 和貴
	交通調査統計課分析室長	長尾 秀樹		国際航空課長	森重 俊也
土地 水資源局	土地政策課長	服部 敏也		航空事業課長	門野 秀行
	地価調査課長	岩本 千樹	航空局飛行場部	管理課長	又野 已知
	国土調査課長	國弘 実		計画課長	須野原 豊
都市 地域整備局	大都市圏整備課長	福本 俊明		関西国際空港 中部国際空港監理官	佐藤 善信
	地方整備課長	高津 充良	航空局技術部	運航課長	宮下 徹
	まちづくり推進課長	石井喜三郎		航空機安全課長	高岡 信
	都市計画課長	山崎 篤男		乗員課長	高橋 和弘
	都市計画課開発企画調査室長	澁谷 和久	航空局官制保安部	保安企画課航行視覚援助業務室長	藤森 武男
	公園緑地課長	高梨 雅明		無線課長	中坪 克行
都市 地域整備局下水道部	下水道企画課長	池内 真一	政策統括官		春田 謙
河川局	水政課長	長谷川伸一	運輸審議会		小野 孝
	河川環境課長	坪香 伸	国土地理院	総務部総務課長	柴田 勝男
	治水課長	柳川 城二		企画部測量指導課長	佐藤 潤
河川局砂防部	砂防計画課長	亀江 幸二		地理情報部情報管理課長	原 正一
	保全課海岸室長	細見 寛	船員労働委員会		青山 善充
道路局	路政課長	日原 洋文	気象庁	総務部総務課広報室長	中井 公太
	道路交通管理課長	江畑 賢治		総務部産業気象課長	安富 裕二
	高速国道課長	横田 耕治		総務部航空気象管理官	向田 廣志
	地方道 環境課道路環境調査室長	桐越 信		観測部観測課長	湯田 憲一
	有料道路課長	金井 道夫		気候 海洋気象部海洋気象課長	木村 吉宏
住宅局	住宅総合整備課長	佐々木 基		気候 海洋気象部海洋気象課海洋気象情報室長	江口 一平
	住宅生産課長	川本 俊明	海上保安庁	総務部秘書課長	高崎 寛
	建築指導課長	小川 富由		総務部海上保安試験研究センター	田中 博
鉄道局	幹線鉄道課長	辻岡 明		装備技術部施設補給課長	溝上 陽次
	都市鉄道課長	渡邊 一洋		警備救難部警備課長	山下 政晴
	財務課長	室谷 正裕		警備救難部環境防災課長	春田 幸一
	業務課長	高田 順一		海洋情報部企画課長	林 敏博
	技術企画課長	佐伯 洋		海洋情報部技術 国際課長	土出 昌一
	技術企画課安全対策室長	河合 篤		交通部安全課長	村上 玉樹
	施設課長	福代 倫男		交通部計画運用課長	三村 孝慈
自動車交通局	総務課企画室長	坂野 公治			
	総務課安全対策室長	清谷 伸吾			
	旅客課長	田端 浩			
	貨物課長	大黒伊勢夫			
	保障課長	増井 隆夫			

政策目標 27 IT革命の推進

国民生活や産業社会における IT 化とともに、行政サイドの IT 化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型 IT 社会」の実現が図られること

(4) 民間によるネットワークインフラの形成を支援する

e-Japan 重点計画における重点政策のひとつである「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」を実現するため、光ファイバ等収容空間を整備することにより公共施設管理の高度化を図るとともに、それらを迅速に開放することにより民間によるネットワークインフラの形成を支援していく必要がある。

**業績指標：公共施設管理用光ファイバ等収容空間
ネットワークの延長**

目標値：32,000km (H15年度)
実績値：集計中※ (H15年度)
初期値：28,140km (H13年度)
※実績値は9月までに集計予定

○業績指標 116：公共施設管理用光ファイバ等収容空間ネットワークの延長

(指標の定義)

＜河川＞公共施設管理用光ファイバ収容空間の整備延長

＜道路＞共同溝、電線共同溝及び情報 BOX の整備延長

＜港湾＞公共施設管理用光ファイバ収容空間ネットワークの整備延長

上記延長の合算値

(目標値設定の考え方)

＜河川＞公共施設管理上必要な区間において光ファイバの収容空間を整備。(平成15年度 7,700km)

＜道路＞新道路整備五箇年計画期間内に全国の5割の市町村の主要な幹線道路において光ファイバの収容空間(共同溝、電線共同溝及び情報BOX)を整備。(平成15年度 24,000km)

＜港湾＞ITを活用した港湾管理業務の高度化・効率化の要請の高い、中枢・中核港湾を中心とした地域において整備。(平成15年度 50km)

(考えられる外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

収容空間の整備・開放を進める。

(H15 予算額(国費) 約1,670 億円)

③港湾施設管理用光ファイバ収容空間の整備

臨港道路等の下に港湾施設管理用の光ファイバ収容空間の整備を推進する。(H15 予算額(国費) 約3 億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・これまでの実績値の大きな伸びは、2001 年1 月に策定された「e-Japan 戦略」に基づき、国家戦略として、本格的に IT 基盤の整備を推進してきたことが、寄与していると考えられる。

・しかしながら、IT 基盤整備の推進の結果、公共施設管理用光ファイバ等収容空間の整備は概成しつつあり、今後の実績値の伸びは緩やかになると考えられる。

(施策の実施状況)

・平成12 年度から、河川、道路、港湾施設における光ファイバ等収容空間整備を推進し、情報通信ネットワークの形成が促進されたことにより、民間によるネットワークインフラの形成に寄与する収容空間の開放が行われている。

・河川、道路の収容空間の開放においては、その区間など必要な情報を一般に公表し、利用希望者を募っている。

今後の取組の方向性

・今後は、河川、道路、港湾施設における光ファイバ等収容空間の整備を進めるとともに、これらの開放を順次進める。

・平成17 年度までに情報 BOX の不連続区間を解消する。

・平成16 年4 月に策定した「無電柱化計画」に基づき、電線共同溝の整備等による無電柱化を推進し、市街地の幹線道路の無電柱化率を9% (H15 年度末) から17% (H20 年度末) に引き上げる。

(新たな目標設定)

・公共施設管理用光ファイバ等収容空間の整備は概成しつつあるものの、不連続区間が残っており、引き続き整備推進が必要であることから「公共施設管理用光

過去の実績値				(年度)
H11	H12	H13	H14	H15
	24,430km	28,140km	31,050km	集計中※

主な施策

主な施策の概要

①河川管理等の高度化に対応した光ファイバ整備事業の推進

災害時及び平常時において河川等管理施設等の常時観測及び遠隔操作等、施設管理の高度化、効率化を図るため、施設管理用光ファイバおよびその収容空間の整備・開放を進める。(H15 予算額(国費) 約32 億円)

②情報ハイウェイの構築

道路管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせて光ファイバおよびその

ファイバ等収容空間ネットワークの延長」を指標として採用。

公共施設の管理上必要な区間において収容空間の整備を進め、平成14年度の現況値31,050kmを、平成16年度までに32,500kmまで引き上げることを目指す。

担当課等

担当課：総合政策局事業総括調整官（横山晴生）

関係課：河川局河川計画課（課長 布村明彦）

道路局国道・防災課（課長 鈴木克宗）

港湾局環境・技術課（課長 佐原光一）

(参考1) 政策チェックアップ評価分析事例

環境基準達成のための高度処理人口普及率

施策の概要

必要性 閉鎖性水域においては、水質の改善が十分でなく赤潮等による漁業被害などが顕在化しており、早急な対応が必要

指標 三大湾・指定湖沼等の水質環境基準達成等のための高度処理が実施されている区域内人口の総人口に対する割合

主な施策 高度処理の普及促進

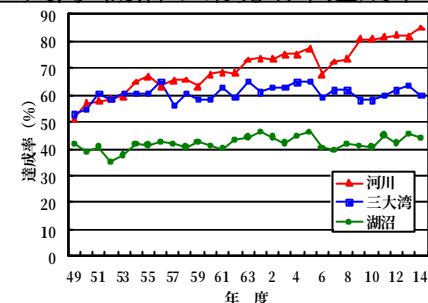
初期値 (H14)	目標値 (H19)	実績値 (H15)
11%	17%	12%

現状分析

高度処理人口普及率は、平成15年度末で約12%であるが、この1年間で1ポイント上昇しており目標（5年間で6ポイント）の達成に向けて着実に進展

河川については改善傾向がみられるものの、**三大湾や湖沼等閉鎖性水域の環境基準達成状況は横ばいで推移しており、より一層の高度処理の推進が必要**

三大湾・湖沼の環境基準達成率の推移



主な課題

- 三大湾や湖沼など依然として**水環境の改善が進んでいない地域が存在**
- これらの水環境の改善のためには、富栄養化の原因物質である**窒素・リン等を多く除去できる高度処理の推進が必要**

今後の取組み

下水道事業計画のマスタープランである**流域別下水道整備総合計画（流総計画）**制度を抜本的に見直し

- 「流総計画に基づく共同負担制度」の導入
- これにより、全体としてより効率的な汚濁負荷量の調整配分を行うことで低コストで高度処理の導入が可能に
- 流総計画を関係都府県が共同策定

国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率

施策の概要

必要性 我が国の国際競争力を強化し、国民生活の質の向上に資するため、国際海上貨物について、輸送コスト低減を目指す必要がある。

指標 国際海上貨物の総輸送コスト（海上輸送コスト＋港湾コスト＋陸上輸送コスト）の低減率（平成14年度比）

主な施策：①国際海上コンテナターミナル等の適正な配置
→陸上輸送コストの低減
②船舶の大型化に対応した大水深バースの整備等
→海上輸送コストの低減
③ターミナルの経営環境の改善など
→港湾コストの低減

初期値 H14)	目標値 H19)	実績値 H15)
—	H14年度比5%減	H14年度比1.2%減

現状分析

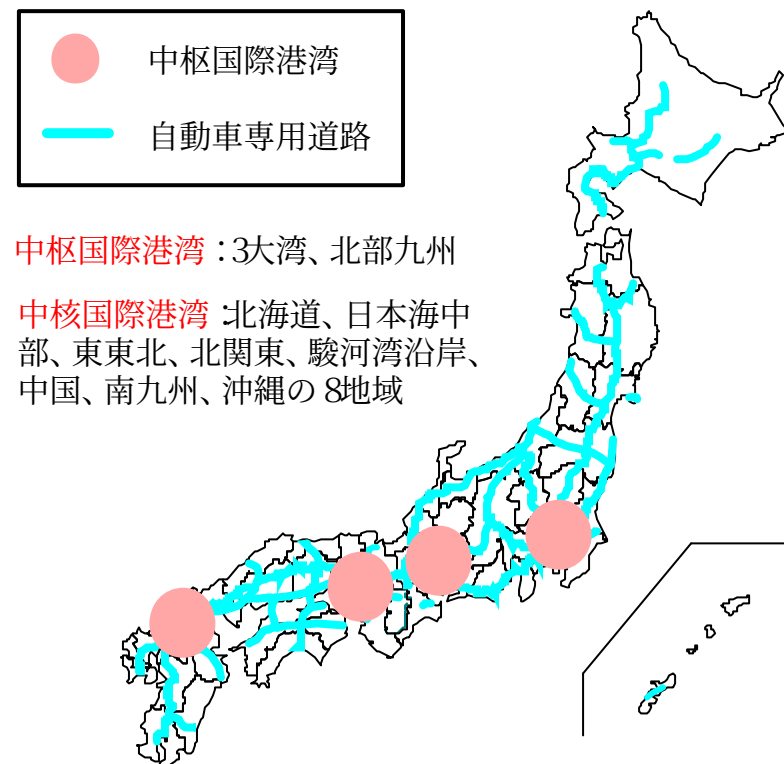
平成15年度は4箇所の国際海上コンテナターミナル等が供用

陸上輸送距離の短縮などにより輸送コスト低減率は、平成14年度比1.2%減と進展

主な課題

今後も船舶の大型化等が予想されるため、その動向等を踏まえターミナル整備などハード施策を実施するとともに、さらなるコスト低減のために、ターミナルの経営環境改善、港湾物流情報化の推進などソフト施策も併せて実施する必要がある。

国際海上コンテナターミナルの拠点的全国配置



今後の取組み

- ①スーパー中核港湾プロジェクトの推進（民間による次世代高規格コンテナターミナル運営の効率化等）
- ②港湾諸手続きの簡素化（FAL条約の批准および国内法の整備）、港湾物流情報プラットフォームの構築など

1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合

施策の概要

- ・旅客施設のバリアフリー化
- ・歩行空間のバリアフリー化
- ・ハートビル法に基づく義務付け及び支援措置
- ・官庁施設のバリアフリー化の推進
- ・補助、融資によるバリアフリー化された住宅の供給
- ・高齢者に配慮した住宅に係る基準の普及・啓発 等

	初期値 (H14)	目標値 (H19)	実績値 (H15)
道路	17%	約5割	25%
鉄道・バスターミナル等の 旅客施設の段差解消	39%	7割強	事業等 の進捗 状況か ら順調 と判断
視覚障害者誘導用ブロック	72%	8割強	
建築物	約3割	約4割	
住宅	2.7% (H10)	約1割	

現状分析

- ・交通バリアフリー法に基づき旅客施設の段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置は進捗してきている。
- ・市区町村道における歩行空間のバリアフリー化率が低い傾向にあり、市区町村の積極的な取り組みが必要である。
- ・ハートビル法改正で2,000㎡以上の特別特定建築物に利用円滑化基準への適合義務が課せられたことにより、目標年次における目標達成が見込まれる。
- ・補助や融資によるバリアフリー化された住宅の供給、高齢者に配慮した住宅に係る基準の普及・啓発等を着実に推進しており、目標に向け実績値の進捗が見込まれる。

主な課題

- ・バリアフリー化への取組は着実に進められているが、未だ十分なレベルに達しているとは言い難い。
- ・全ての人が自立し、安心して暮らし、持てる能力を最大限に発揮できるまちの形成を目指していかなければならない。
- ・連続的に移動の自由が確保された、地域全体のバリアフリー化が求められている。

今後の取組み

- ・補助・税制・融資等各種支援制度によって、各施設のバリアフリー化を促進するとともに、必要に応じ制度の拡充を図る。
- ・ハートビル法の適切な運用により、高齢者・身体障害者が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図る。
- ・「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインのまちを目指して、総合的な施策を構築する。

**(参考 2) 社会資本整備審議会・交通政策審議会
第 3 回計画部会（7 月 22 日開催） 資料（抄）**

社会資本整備事業に係る評価の概要

社会資本整備重点計画に掲げられた指標について、今回、第1回目の政策チェックアップ評価を行った。

評価結果・指標の動向については以下のとおり

【評価結果】

社会資本整備重点計画に掲げられた指標については、おおむね順調に推移。社会資本整備事業については、公共事業費が減少しているなかで、新規施策を講じたほか、事業の重点化等を図っている。

- 1 社会資本整備重点計画の策定を契機に、新たな対策を講じることにより、指標に対する達成度が進んでいるものがある。

(例1)

路上工事の縮減率について、平成19年までに約2割削減を目標としているところ、1年間で7%削減を達成。

これは、東京23区において約8割を占めていた占用企業工事について、

- ・時期を調整して工事を実施する共同施工
- ・工事実施者別の路上工事時間数の公表

など、積極的な施策を行ったことによる。

(例2)

都市域における水と緑の公的空間確保量について、平成19年までに12 m²/人（H14）の約1割増を目標としているところ、平成15年度末で約2%増、約5分の1進捗し、着実な推進。

また、第159回通常国会において、都市緑地保全法等の一部改正が行われ、一定の土地利用との調整を図りつつ緑地の保全を行う緑地保全地域制度、大規模な建築敷地について緑化率の最低限度の規制を行う緑化地域制度、立体的に都市公園の区域を定めることのできる立体公園制度などが創設されたことにより、緑地の確保について一層の進展が期待される。

2 マネジメントサイクルを重視し、チェックアップ評価により、特に政策目標の実現に向けた効果の発現が遅れている部分を重点的に分析し、今後の取組みの方向性を示した。

(例1)

高度処理人口普及率については、閉鎖性水域の環境基準達成状況が横ばいで推移していることから、より一層の高度処理の推進のため、下水道事業計画のマスタープランである流域別下水道整備総合計画制度の抜本的見直しが必要である。

(例2)

建築物及び住宅の耐震化率については、特に民間建築物や住宅について対策が不十分であることから、より一層の耐震化の推進のため、補助制度などの支援策を地方公共団体の実情に応じて活用しやすくするなど総合的な見直しが必要である。

【指標の動向】

- ① 15年度の実績値等で既に効果が表れており順調に推移しているもの・・・26指標
- ② 15年度の実績値等は集計中等であるが順調に事業が行われているもの（事業完了後に効果が表れる見込みのもの等）・・・6指標
- ③ 外部要因等により判断が困難であり今後の動向を注視すべきもの・・・2指標

目標別の結果は以下のとおり

	①	②	③
暮らし(5)	3	2	0
安全(13)	10	2	1
環境(6)	5	1	0
活力(10)	8	1	1